第 20 章　　固定資産及びのれんの減損

概　要 7

1　序　説 8

1.1　IAS 第 36 号の背景にある理論 8

1.2　IAS 第 36 号の主な特徴 8

1.3　適用範囲 11

2　減損テストが必要となる時期及び条件 14

2.1　減損の兆候 14

2.1.1　時価総額 16

2.1.2　将来の業績 16

2.1.3　個々の資産か、CGU の一部か 16

2.1.4　金利 17

3　企業の CGU への分割 18

3.1　小売業におけるオムニチャネルのビジネス・モデル 21

3.2　資産のグループ化 24

3.3　CGU 及び無形資産 27

3.3.1　全社資産としての無形資産 28

3.4　リース資産及び CGU 29

3.4.1　使用権資産の用途変更又は放棄の決定 31

3.5　活発な市場及び CGU の識別 33

3.6　旗艦店 35

3.6.1　旗艦店 － CGU の検討 36

3.6.2　旗艦店 － 回収可能価額の検討 － VIU 37

4　CGU の帳簿価額の特定 39

4.1　整合性と減損テスト 39

4.1.1　環境引当金及び類似の引当金ならびに負債 40

4.1.2　IFRS 第 16 号に基づくリース負債 41

4.1.3　売掛金及び買掛金 42

4.1.4　年　金 44

4.1.5 キャッシュ・フロー・ヘッジ 44
4.2 全社資産 46
4.2.1 賃借している全社資産 48
5 回収可能価額 49
5.1 売却目的で保有する資産の減損 49
6 処分コスト控除後の公正価値（FVLCD） 52
6.1 処分コスト控除後の公正価値（FVLCD）の見積り 52
6.1.1 処分コスト控除後の公正価値（FVLCD）と会計単位 54
6.1.2 処分コスト控除後の公正価値（FVLCD）としての償却後再調達原価又は現在再調達原価 54
6.1.3 再評価額で計上される資産における FVLCD の検討 55
7 使用価値（VIU）の算定 56
7.1 減損テストの対象となる CGU の税引前将来キャッシュ・フローの見積り 57
7.1.1 予算及びキャッシュ・フロー 58
7.1.2 改善及び拡張によるキャッシュ・インフロー及びアウトフロー 60
7.1.3 リストラクチャリング 64
7.1.4 ターミナル・バリュー 64
7.1.5 外貨建てのキャッシュ・フロー 65
7.1.6 内部振替価格 66
7.1.7 間接費 66
7.1.8 株式に基づく報酬 68
7.1.9 リース料 70
7.1.9.A リース期間中のリース料 70
7.1.9.B 現在のリース期間後に生じるリース料 70
7.1.10 後発事象 71
7.1.11 現在価値に関するリスク：「伝統的」アプローチと「期待キャッシュ・フロー」アプローチ 72
7.2 適切な割引率の適用、及び将来キャッシュ・フローの割引 73
7.2.1 割引率と加重平均資本コスト 77
7.2.2 税引前割引率の算定 77
7.2.3 税引後キャッシュ・フローを用いた使用価値（VIU）の算定 79
7.2.4 近似値及び簡便法 86
7.2.5 税引後の手法を用いている場合の税引前割引率の開示 87
7.2.6 税務上の欠損金を考慮した税引前割引率の算定 89
7.2.7 企業に固有の WACC 及び企業における異なるプロジェクトのリスク 90

7.2.8 企業固有の WACC 及び資本構成 91
7.2.9 WACC 以外の割引率の使用 93
7.3 公正価値と使用価値（VIU）の差額.....93
8 のれんの減損.....94
8.1 のれん及び CGU へののれんの配分 94
8.1.1 のれんの構成 95
8.1.2 のれん配分のためのシナジーの識別及び CGU 又は CGU グループの識別 97
8.1.3 CGU 又は CGU グループに配分されるのれんの測定.....98
8.1.4 IFRS 第 8 号「事業セグメント」が減損テストに与える影響 100
8.1.4.A 事業セグメントの変更.....100
8.1.4.B 開示のための事業セグメントの集約 101
8.1.5 CGU に当初は配分されないのれん 101
8.2 のれんを含む CGU の減損テストの要否 104
8.2.1 減損テストの時期 104
8.2.2 のれん及び他の資産に関する減損テストの順番 106
8.2.3 前期以前に行われた減損テストの計算の繰越し 106
8.2.4 のれんの減損損失の戻入れの禁止.....106
8.3 企業結合による取得で認識された資産及びのれんの減損 107
8.3.1 繰延税金により「創出された」のれんの減損テスト.....107
8.3.2 取得した事業の繰延税金資産及び損失 111
8.4 CGU が複数の事業セグメントに跨がる場合の減損テスト.....111
8.5 のれんが配分された CGU 内の事業の処分 112
8.5.1 CGU の構成の変化 113
9 非支配持分 ― のれんの減損テストに対する影響.....117
9.1 識別可能純資産に対する比例的持分として測定された、非支配持分を有する企業の減損テスト.....119
9.1.1 識別可能純資産に対する比例的持分として測定された非支配持分の取得又は売却.....121
9.2 公正価値で測定された非支配持分を有する企業の減損テスト 122
9.3 非支配持分を有する企業の減損テスト ― 代替的な配分方法.....124
10 耐用年数を確定できない又はいまだ使用可能となっていない無形資産の減損.....127
11 減損損失の認識及び戻入れ 129
11.1 個々の資産に対する減損損失 129

11.2 減損損失及び CGU.....130
11.3 のれんの減損損失の戻入れの禁止.....133
11.4 のれん以外の資産の減損損失の戻入れ.....133
11.4.1 減損損失の戻入れ ― CGU.....137
11.4.2 減損損失の戻入れ ― 再評価資産.....137
12 サブ・グループ及び個別財務諸表の論点.....138
12.1 使用価値：グループ会社間取引（振替価格）.....138
12.2 グループ会社又はサブ・グループの財務諸表におけるのれんの減損テスト.....140
12.2.1 報告企業やサブ・グループの外部で生じるのれんのシナジー.....140
12.2.2 IFRS 第 8 号「事業セグメント」の影響 ― 単体財務諸表又はサブ・グループの連結財務諸表においてのれんを CGU に配分する場合.....141
12.2.3 子会社による取得及び企業グループがどのレベルでのれんの減損テストを行うかどうかの判断.....142
12.3 子会社に対する投資のグループ会社間での譲渡.....143
12.4 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資.....145
12.4.1 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の処分コスト控除後の公正価値.....145
12.4.2 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の使用価値.....146
12.4.2.A 配当割引モデルで算定される子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の使用価値.....146
12.4.2.B 原資産から生じるキャッシュ・フローに基づく子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の使用価値.....147
12.4.3 持分法で会計処理される投資及び減損の兆候.....148
12.4.4 持分法で会計処理される投資及び長期貸付.....148
12.4.5 持分法で会計処理される投資及び CGU.....149
12.4.6 持分法で会計処理される投資及びのれんの減損テスト.....149
13 IAS 第 36 号で要求される開示.....151
13.1 序 説.....151
13.2 IAS 第 36 号の開示.....151
13.2.1 減損損失又は戻入れについて要求される開示.....151
13.2.2 重要性のある減損損失.....152
13.3 のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の年次減損テストに関して求められる開示.....153
14 今後の基準開発.....163
付録 A－定義.....165

設例一覧

設例 3-1: CGU の識別とおおむね独立したキャッシュ・インフロー 18
設例 3-2: CGU の識別 19
設例 3-3: オムニチャネルのビジネス・モデル 21
設例 3-4: CGU の識別 ― 資産のグループ化 25
設例 3-5: CGU の識別 ― 単一製品を生産する企業 26
設例 3-6: CGU の識別 ― リース資産 30
設例 3-7: 使用権資産の用途変更又は放棄の決定 32
設例 3-8: CGU の識別 ― 企業内部で使用される製品 34
設例 4-1: 運転資本の減損テストへの影響 42
設例 4-2: キャッシュ・フロー・ヘッジと減損テスト 45
設例 4-3: 全社資産の配分 47
設例 5-1: 売却目的で保有する資産の減損 50
設例 7-1: 機能改善及び拡張のための支出とメンテナンスのための支出の区別 62
設例 7-2: 振替価格 66
設例 7-3: 割引率の算定 75
設例 7-4: 税引前及び税引後のキャッシュ・フローと割引率を用いた減損の計算 81
設例 7-5: 税引後使用価値に基づく税引前割引率の計算 87
設例 7-6: 異なるプロジェクトのリスク及び CGU 90
設例 7-7: WACC における企業のデフォルト・リスクの影響 91
設例 8-1: シナジーの識別 97
設例 8-2: のれんの配分及び CGU の識別 98
設例 8-3: 複数の CGU へののれんの配分 99
設例 8-4: 会計期間の短縮による影響 103
設例 8-5: 毎年の減損テストの時期より後の取得から生じたのれんを当該取得の翌期に配分する場合の減損テスト 105
設例 8-6: 企業結合における繰延税金の認識から生じる明らかな「当初測定時（day one）」の減損 107
設例 8-7: 公正価値に税務上の償却効果が反映されている資産の減損テスト 109
設例 8-8: 公正価値に税務上の償却効果が反映されている資産の減損テスト（続き） 110
設例 8-9: 相対的価値に基づいて測定される事業の処分に帰属するのれん 112
設例 8-10: 相対的価値に基づくのれんの CGU への再配分 113
設例 8-11: 名目上ののれんの現在価値の比に基づくのれんの CGU への再配分 114
設例 9-1: のれん及び非支配持分を含む CGU 119
設例 9-2: 当初認識時に公正価値で測定された非支配持分 123

設例 9-3: 非支配持分がある場合ののれんの減損の測定及び配分 125
設例 11-1: 減損損失の認識により生じる繰延税金資産 130
設例 11-2: CGU 内の個々の減損資産 132
設例 11-3: のれんの減損 133
設例 11-4: 損失の二重計上 135
設例 11-5: 減損損失の戻入れ 135
設例 12-1: グループの事業セグメントではないのれんを持つサブ・グループ 141
設例 12-2: 子会社による取得から生じるのれんの監視 142
設例 12-3: グループ再編及び減損 144
設例 12-4: ジョイント・ベンチャーがより大きな CGU の一部である場合 149

概　要

本章は、IFRS会計基準のIAS第36号「資産の減損」の規定について取り扱う。IAS第36号は、基準書の適用対象資産に、当該資産の使用又は売却を通じて回収されると見込まれる金額を超えない帳簿価額が付されることを確保するための手続を定めている。資産の減損を示唆する状況が発生した場合、IAS第36号では、当該資産の資金生成能力の判定（減損テスト）が要求される。特定の資産（のれん、未だ使用可能でない無形資産及び耐用年数を確定できない無形資産）に対しては、減損の兆候の有無に関係なく、少なくとも年に一度は減損テストを実施することが要求される。多くの場合、個々の資産は個別に識別可能な独立したキャッシュ・インフローを有していないため、資金生成単位（Cash-generating Unit：以下、CGU）のレベルで減損を評価する必要がある。減損テストのため、企業は回収可能価額の算定が求められる。回収可能価額とは、資産又はCGUの処分コスト控除後の公正価値（Fair Value Less Costs of Disposal：以下、FVLCD）又は使用価値（Value in Use：以下、VIU）のいずれか高い方をいう。回収可能価額は資産又はCGUの帳簿価額と比較され、帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には、差額を評価減し、包括利益計算書において減損損失として計上しなければならない。IAS第36号は減損テストの実施方法、また減損テストにおいて用いられる各数値の算定方法について規定しているが、その内容は詳細かつ非常に複雑であり、本章で詳しく説明している。VIUの算定に関する詳細なガイダンスはIAS第36号にあるが、公正価値の算定に関する詳細なガイダンスはIFRS第13号「公正価値測定」にある（第14章「公正価値測定」を参照）。

本章の最後のセクションでは、のれん及び減損に関するIASBのプロジェクトと、IAS第36号への影響について説明している。

本トピックにおけるIFRSと米国会計基準（US GAAP）の各ガイダンス間の相違点は、両基準書がコンバージェンス（収斂）されていないため、本章では取り扱っていない。

重要ポイント

- IAS第36号は、金融資産を除くほとんどの非流動資産の減損の会計処理及び報告に関する規定を定めている。
- IAS第36号は、企業が減損テストを実施する必要がある状況、減損テストを実施する方法、減損損失の認識及び戻入れ、ならびに関連する開示について規定している。
- IAS第36号は、適用対象のすべての資産については減損の兆候が存在する場合に、のれん、いまだ使用可能でない無形資産及び耐用年数を確定できない無形資産については少なくとも年に一度、減損の可能性をテストすることを企業に要求している。
- IAS第36号は、資産について回収可能価額を超えない帳簿価額とすることを要求している。回収可能価額は、FVLCD又はVIUのいずれか高い方と定義されている。
- 多くの場合、減損テストはCGUのレベルで実施される。
- IAS第36号の主要な原則は非常に明確であるものの、その実務への適用は、減損の兆候の有無の評価、CGUの識別、及び資産の回収可能価額の算定に判断及び見積りを要することから困難を伴う。

1 序 説

1.1 IAS 第 36 号の背景にある理論

IAS第36号の目的は、のれんを含む無形資産及び有形資産が回収可能価額よりも大きい金額で計上されないことを確保することである。回収可能価額は、検討対象の資産の帳簿価額と比較され、これにより当該資産が減損しているか否かが判定される*[IAS 36.1]*。

回収可能価額は、FVLCD又はVIUのいずれか高い金額と定義されている。その根底にある考え方は、資産の計上額は、現時点での売却又は使用のいずれかによってもたらされる金額を超えることはできない、というものである*[IAS 36.74]*。

FVLCDとは、基本的に、資産の売却可能価額から処分コスト(資産の処分に直接帰属させることができる増分コスト)を控除した金額を意味する。VIUは、将来キャッシュ・フローの割引計算によって算定される。つまり、将来の使用及び耐用年数満了時点での資産の最終的な売却から得られるキャッシュ・フローの現在価値として定義される。回収可能価額は、名目値ではなく現在価値として表されるため、割引計算は減損テストの重要な特徴となっている。

帳簿価額と回収可能価額との比較及び回収可能価額の定義を図示すると、以下のようになる。

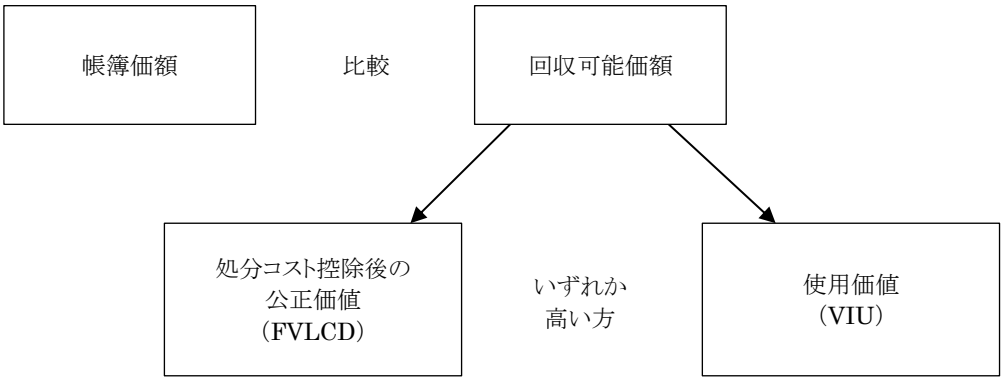

FVLCD又はVIUのいずれかが帳簿価額より高い場合には、減損は発生しておらず、評価減をする必要はないため、必ずしもFVLCDとVIUの両方を算定する必要はない。すなわち、FVLCDが帳簿価額より高い場合には、VIUについてさらに検討する必要はなく、減損による評価減を計上する必要もない。FVLCDが帳簿価額より小さいためVIUの算定が必要となる場合には、より複雑な論点が生じる。

1.2 IAS 第 36 号の主な特徴

減損テストは、理論的には個々の資産に対して実施することになるが、これは必ずしも可能とは限らない。のれんは独立したFVLCDを有さない。たとえ有形固定資産の個々の品目についてFVLCDが算定できたとしても、VIUは通常、個別に見積ることはできない。これは、VIUを算定するのに必要となるキャッシュ・フローは通常、単一の資産から生成されるものではなく、一体として使用する資産グループ単位から生成される

ためである。

したがって、多くの場合、減損テストは個々の資産レベルで行うことはできず、資産グループレベルで行われることとなる。IAS第36号は、他の資産のキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローをもたらし、その結果、VIUの算定の対象となり得る識別可能な最小の資産グループについて、CGUという用語を用いてこれを定義している。このようにCGUに注目した減損テストを行うことは、本質的に事業価値を評価することと同義となり、非常に重要な意味を持つ。のれんは必ずしも個別のCGUに配分できるとは限らず、CGUグループに配分される場合もある。IAS第36号では、のれんの減損テストを行う水準に関して詳細なガイダンスが定められており、それについて下記セクション8で説明している。

大半の資産及びCGUは、減損の兆候がある場合に限り減損テストを実施する必要がある。減損の「兆候」には、資産そのものに関連するものもあれば、当該資産が使用される事業を取り巻く経済環境に関連するものもある。IAS第36号には減損の兆候の例が示されているが、それがすべてのケースを網羅するものではなく、企業は、例示されているものと同様に、減損テストの誘因となるその他の兆候を識別する場合があると明確に述べられている*[IAS 36.13]*。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び報告日時点でいまだ使用可能となっていない無形資産については、より厳しい規定が置かれている。これらの資産については、減損の兆候の有無に関係なく少なくとも年に一度は減損テストを実施しなければならない。これは、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については年次償却の対象でなく、未使用の無形資産については実際に使用可能となるまでは本質的に不確実性が高いとされるためである。減損損失は純損益に費用として認識される。ただし、再評価モデルを採用し、資産を再評価額で計上している場合を除く。再評価額で計上されている資産に減損が生じた場合には、減損損失はまず、当該資産に関してその他の包括利益に従前に認識された再評価益に対して計上される。

下記の図表1-1において、IAS第36号に従った減損損失の測定及び認識プロセスの主なステップを示している。この図表の主な要素については、本章の残りの部分で詳細に説明している。

図表 1-1 減損の決定及び会計処理

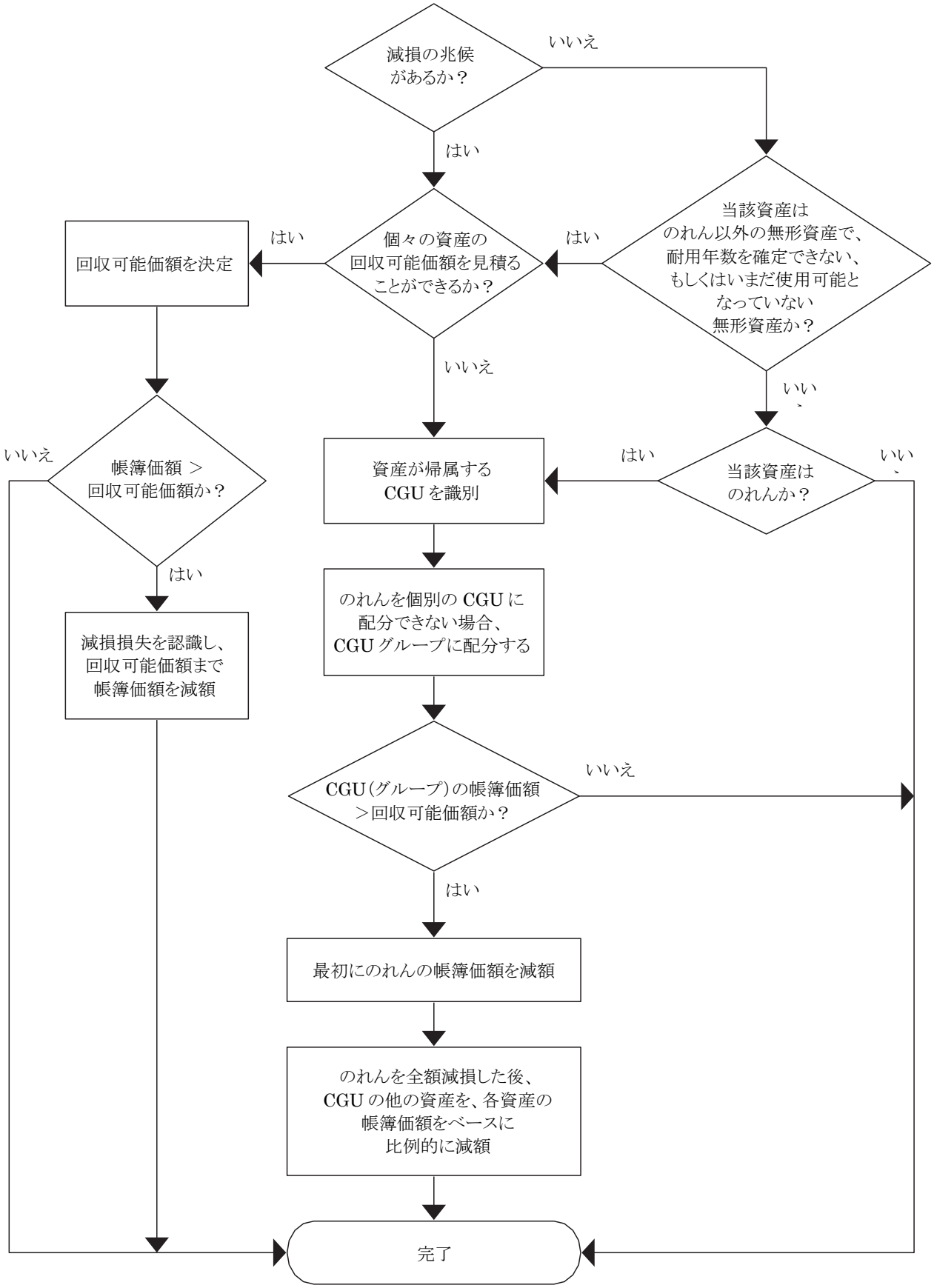

企業は各報告日において減損評価が必要かどうか判定し、それに応じて以下を実施する。

- 資産に減損の兆候がある場合は、減損テストが必要となる。
- のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び報告日時点でいまだ使用可能となっていない無形資産については、年次の減損テストが要求される。
- 資産の減損は、回収可能価額が決定されるレベル（つまり、独立したキャッシュ・フローが生成されるレベル）に応じて個々の資産レベル又はCGUレベルのいずれかで判定する。
- 減損テストをCGUレベルで実施する場合には、企業をCGUに分解する必要がある。
- CGUの識別後、CGUの帳簿価額を算定する。
- のれんが個々のCGUレベルで監視されていない場合には、のれんを内部管理目的で監視する企業内の最小レベルを表すCGUグループにのれんを配分するが、当該レベルは事業セグメントよりも大きな単位であってはならない。
- 減損テストの対象となる資産又はCGUの回収可能価額を確定し、帳簿価額と比較する。
- 資産又はCGUの帳簿価額が回収可能価額を上回っている場合には減損を認識する。回収可能価額とはFVLCDとVIUのいずれか高い金額をいう。
- 取得原価で計上している資産については、減損損失は純損益に費用として認識する。
- 再評価額で計上している資産については、減損損失はまず、当該資産に関して従前にその他の包括利益に認識した再評価益に対して計上する。
- CGUの減損損失はまずのれんに対して計上し、次いで、のれんの帳簿価額が全額減額されたら、CGU内のその他の資産の帳簿価額に基づいた比例按分により計上する。ただし、資産の帳簿価額は、FVLCD、VIU又はゼロのうち、最も高い金額を下回る金額まで減額することはできない。この規定が適用される場合、減損損失のさらなる配分は、当該CGU内のその他の資産に比例按分により行われる。
- 減損テスト及び認識した減損損失に関して、詳細な開示が要求される。
- のれん以外の資産について過去に認識された減損損失は、当該資産の回収可能価額の算定に用いた見積りに変更があった場合には戻し入れなければならない。

IAS第36号のガイダンスの適用には、回収可能価額の算定関連など、重要な判断が求められる場合がある。実務では、結果に重要な差異が生じない場合、複雑な作業を軽減するために単純化及び近似値が適用される場合がある。このような単純化及び近似値の一部については、本章の該当するセクションで詳述している。

1.3 適用範囲

IAS第36号は減損に関する一般規定を定めた基準書であり、その規定は減損を考慮しなければならない他のIFRS会計基準書、たとえばIAS第16号「有形固定資産」、IAS第38号「無形資産」、IFRS第16号「リース」及びIFRS第3号「企業結合」で参照されている。

IAS第36号は原則的にすべての資産に適用されるが、特定の資産は除外されている。そのことは、IAS

第36号第2項に定められている*[IAS 36.2]*。

IAS 第 36 号からの抜粋	
2	本基準書は、次の項目を除くすべての資産の減損の会計処理に適用しなければならない。 (a) 棚卸資産(IAS第2号「棚卸資産」参照) (b) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って認識される契約資産及び契約の獲得又は履行のためのコストから生じる資産 (c) 繰延税金資産(IAS第12号「法人所得税」参照) (d) 従業員給付から生じる資産(IAS第19号「従業員給付」参照) (e) IFRS第9号「金融商品」の範囲に含まれる金融資産 (f) 公正価値で測定される投資不動産(IAS第40号「投資不動産」参照) (g) IAS第41号「農業」の範囲に含まれる農業活動に関連した生物資産で売却コスト控除後の公正価値で測定されるもの (h) IFRS第17号「保険契約」の範囲に含まれる契約のうち資産であるもの及びIFRS第17号で定義している保険獲得キャッシュ・フローに係る資産 (i) IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って、売却目的保有に分類された非流動資産(又は処分グループ)

IAS第36号は、これらの資産が特定の認識及び測定基準に準拠するため適用対象外となっていると説明している*[IAS 36.3]*。これらが適用対象外であるため、IAS第36号の範囲は狭まることになる。

公正価値で測定される投資不動産は適用範囲から除外されるが、公正価値で計上されていない投資不動産はIAS第36号の適用範囲に含まれる。

ある会社が石油及び鉱物の探査及び評価資産を取得原価で計上することを選択している場合において、IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」に従ってこれらの資産に減損の兆候があると評価したときは、当該資産についてIAS第36号に準拠して減損テストを行わなくてはならない*[IFRS 6.2(b)]*。

IFRS第10号「連結財務諸表」で定義された子会社、IFRS第11号「共同支配の取決め」で定義されたジョイント・ベンチャー、IAS第28号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」で定義された関連会社に分類される金融資産も本基準の適用範囲に含まれる*[IAS 36.4]*。これは一般的に、親会社の個別財務諸表におけるこれらの投資のみが適用範囲に含まれることを意味する。ただし、持分法により連結財務諸表に計上されるジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する持分は、IAS第28号の規定でIAS第36号の適用対象とされている*[IAS 28.42]*。

IAS第36号は、たとえば、IAS第16号(又は稀にIAS第38号)に基づき再評価額で計上される資産にも適用される。下記セクション6.1.3を参照*[IAS 36.5]*。

リースの借手は、IAS第36号を適用して、使用権資産が減損しているかどうかを判定し、識別された減損損失を処理しなければならない*[IFRS 16.33]*。

IFRS第17号が適用される契約は、IAS第36号の適用範囲から除外されている。IFRS第17号の適用範囲の詳細については、『IFRS国際金融・保険会計の実務　International GAAP2022』第12章「保険契約

（IFRS第17号）」セクション2.3を参照されたい。

IAS第41号が適用される生物資産とは異なり、IAS第16号が適用される有形固定資産項目は、IAS第36号の適用範囲から除外されていない。IAS第16号の適用範囲に含まれる果実生成型植物に対するIAS第36号の適用の詳細については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第42章「農業」セクション3.2.3.Aを参照されたい。

2 減損テストが必要となる時期及び条件

IAS第36号は、減損の兆候が存在するかどうかの評価と、減損テストの実施との間に重要な線引きを行っている。IAS第36号は減損テストがいつ、どのような場合に行わなければならないかについて、以下の2つの規定を定めている。

- のれん及び耐用年数を確定できないすべての無形資産については、IAS 第 36 号に従い、減損の兆候がない場合であっても、毎年減損テストを行わなければならない。減損テストは報告年度のいつの時点で実施してもよいが、毎年同時期に実施しなければならない。異なる無形資産については、無形資産ごとに異なる時期に減損テストを実施することができる*[IAS 36.10]*。

  さらに、いまだ使用可能となっていない無形資産の帳簿価額についても、少なくとも年に一度は減損テストを実施しなければならない。これは、IAS 第 36 号が説明しているとおり、使用可能となるまでは無形資産は本質的に（将来の経済的便益を生み出す能力に関する）不確実性が高いためである*[IAS 36.11]*。
- IAS第36号の適用対象となるすべての資産（又は資産グループ）又はCGUについては、企業は減損の兆候が存在するかどうかを、各報告日（年次報告期間末及び各期中報告期間末）において評価しなければならない。報告日において減損の兆候が存在する場合、企業は、当該報告期間中に減損テストをすでに実施していた場合（たとえば、別の時期にのれんに対する必須の減損テストが実施されていた場合）であっても、減損テストを実施しなければならない*[IAS 36.8, IAS 36.9]*。

のれん及び耐用年数を確定できない又はいまだ使用可能となっていない無形資産の減損テストに関するIAS第36号の規定については、別途下記セクション8（のれん）及び下記セクション10（耐用年数を確定できない又はいまだ使用可能となっていない無形資産）で説明しているが、使用される技法はいかなる種類の資産についても同じである。

すべての資産（のれん及び無形資産を含む）について、減損の兆候が存在する場合には、減損テスト、すなわち、本基準書に定められる資産の回収可能価額の正式な見積りを実施しなければならない*[IAS 36.9]*。唯一の例外は、以前の減損テストの計算結果において、その後の事象によっても解消されない程に回収可能価額が帳簿価額を上回っていたか、又は資産もしくはCGUが特定の兆候にさほど影響されない場合である。これらの例外については、以下の説明で詳しく取り上げている*[IAS 36.15]*。

2.1 減損の兆候

減損の兆候の識別は、減損評価のプロセスの中でも極めて重要なステップである。IAS第36号は、減損の兆候の例を挙げているが、この例示は最低限の兆候を列挙したものであり、すべての兆候を網羅するものではない点を強調している*[IAS 36.12, IAS 36.13]*。これらの兆候は、以下のように、外部の情報源に基づくものと、内部の情報源に基づくものに分類される*[IAS 36.12]*。

外部の情報源

(a) 当期中に、時の経過又は正常な使用によって予想される以上に、資産の市場価値が著しく下落している。

(b) 企業が営業している技術的、市場的、経済的もしくは法的環境において、又は資産が利用されている市場において、当期中に企業にとって悪影響のある著しい変化が発生したか、又は近い将来に発生すると予想される。

(c) 市場利率又は投資についてのその他の市場収益率が当期中に上昇し、かつ、これらの率の上昇が資産のVIUの算定に用いられる割引率に影響して、資産の回収可能価額を著しく減少させると見込まれる。

(d) 企業の純資産の帳簿価額が、その企業の株式の時価総額を超過している。

内部の情報源

(e) 資産の陳腐化又は物的損害の証拠がある。

(f) 資産が使用されている、又は使用されると期待される程度もしくは方法に関して、当期中又は近い将来において著しい変化が発生し、しかもそれが企業に悪影響を及ぼすと考えられる。こうした変化には、資産の遊休化、予定されていた期日より前に資産を処分する計画、資産の耐用年数が確定できない状態からこれを確定できるようになる場合、又は資産の属する事業のリストラクチャリングが含まれる。

(g) 資産の経済的成果が予想していたより悪化している、又は悪化するであろうということを示す内部報告がある。

また、IAS第36号は、内部報告において資産の減損の可能性を示す証拠が認められる場合について、具体的に以下のようにさらに詳しく説明している*[IAS 36.14]*。

(a) 資産を取得するためのキャッシュ・フロー、又はその後の資産の操業もしくは維持に必要な資金が、当初予算よりも著しく高額であること

(b) 営業損益又は実際の正味キャッシュ・フローが予算よりも著しく悪化していること

(c) 予算上の正味キャッシュ・フローもしくは営業利益の著しい落込み、又は予算上の損失の大幅な増加

(d) 当期の数値を将来の予算上の数値と合計した場合に、当該資産に関して営業損失又は正味キャッシュ・アウトフローが生じること

減損の兆候が存在したとしても、必ずしもIAS第36号に従って直ちに資産の回収可能価額の計算が求められるわけではない。過去の計算で、資産の回収可能価額が帳簿価額を大幅に上回っていたことが示され、それ以後、当該超過分を解消するほどの重大な事象が発生していないことが明らかな場合がある。同様に、過去に行った分析により、当該資産の回収可能価額は、こうした兆候の影響を受けない(複数の兆候の影響を受けないこともあり得る)ことが明らかな場合もある*[IAS 36.15]*。

資産が減損していることを示す兆候がある場合には、たとえ減損損失が認識されない場合でも、資産の残存耐用年数、残存価額及び適用した減価償却方法を見直し、修正の要否を検討する必要があるかもしれない*[IAS 36.17]*。

非流動資産が完全に破壊された場合、当該資産は減損処理ではなく、認識を中止することになる。資産が完全に破壊されるということは、当該資産の使用又は処分による将来の経済的便益が（スクラップに含まれる金属などによる処分益を除き）期待できなくなることを意味するためである。IAS第16号における認識の中止に関するガイダンスの詳細については、第18章「有形固定資産」セクション7を参照されたい。

2.1.1 時価総額

時価総額が純資産の帳簿価額を下回る場合、これは、事業価値が帳簿価額を下回ると市場が考えていることを示しており、減損の強力な兆候となる。しかし、市場は資産によってもたらされる収益以外の要因を考慮している可能性もある。たとえば、ある企業が完済できそうにないほど多額の債務を抱えている場合、必ずしも時価総額が純資産を下回る分と同額の減損損失が計上されるとは限らない。企業がこの指標に対してどのように対応するかは、事実関係や状況に大きく左右される。こうした状況において、以前の減損の計算においてその後の事象によっても解消されない程に回収可能価額が帳簿価額を上回っていたか、あるいは資産又はCGUが特定の兆候にさほど影響されない場合を除き、CGUの減損テストを回避できない。時価総額が純資産を下回り、正式な減損テストが要求される場合は、VIUの算定に用いる割引率が直近の市場評価を反映するよう細心の注意を払わなくてはならない。IAS第36号では、時価総額とFVLCD及びVIUとの正式な調整表を開示することまでは求められていない。だが、企業は、時価総額がなぜ純資産の帳簿価額を下回っているのかを把握できる必要があり、また将来に減損を生じさせる可能性のあるこれらの要因について、十分な開示を行ったかどうかを検討する必要がある*[IAS 36.134(f)]*。

2.1.2 将来の業績

もう1つの重要な要素は、上記の(b)、(c)及び(d)において将来の業績が予想以上に悪くなることを示す内部証拠に明確に言及していることである。このため、IAS第36号は、業績が従前の予算を大幅に下回っているか、又は下回ると予想される場合には、減損テストを実施することを求めている。特に、たとえ当期は資産に採算性があったとしても、将来の予算上の業績と当期の業績とを合算した場合に損失又は正味キャッシュ・アウトフローが生じるときには、減損の兆候が存在する可能性がある。

2.1.3 個々の資産か、CGU の一部か

上記に例示されている減損の兆候のいくつか、たとえば、資産の市場価格が下落している場合、又は資産が陳腐化もしくは損傷している証拠がある場合などは、固定資産で構成されるCGUというよりも、個々の固定資産を対象とするものである。そのような兆候は、同時に事業又はCGUについても、より幅広い減損テストを実施しなければならないことを含意しているとも捉えられる。しかし、これが常に正しいわけではない。たとえば、不動産市場が落ち込み、企業の新しい本社建物の市場価格が帳簿価額を下回る場合、このことは減損の兆候となり、減損テストの契機となる。すなわち、個々の資産レベルでFVLCDが帳簿価額を下回るということは、評価減の必要性を示しているかもしれない。しかし、本社建物の回収可能価額は、それが帰属するCGUと関連付けて検討しなければならない。この例においては、CGUが減損していないことが明らかである場合、資産の回収可能価額を再度見積る必要はない。要するに、CGUに市場価格が下落した本

社建物が含まれていることと、当該CGUの回収可能価額とは関連性がない場合もある。

2.1.4 金利

金利を減損の兆候の1つとして含めていることは、たとえ資産がこれまでと同様にキャッシュ・フローを生み出していようと、市場と同じ収益率をもはや期待できなくなった場合には、資産は減損していると判断されることを示している。しかし、一般金利が資産又はCGU自体から期待される収益率に影響を与えない場合、金利の上昇は資産の評価減を生じさせない。IAS第36号では、資産の回収可能価額が特定の兆候に影響されないこともあり得るとしている。

VIUの算定に用いられる割引率は資産特有の率に基づかねばならない。企業は、資産のVIUの算定に用いる割引率が市場金利の上昇に影響される可能性が低い場合、資産の回収可能価額の正式な見積りを行う必要はない。たとえば、残存耐用年数が長い資産の回収可能価額は、短期金利の上昇に大きく影響されない可能性がある。さらに、過去の回収可能価額に関する感応度分析によって、将来のキャッシュ・フローが市場金利の上昇を補うために増加する可能性が高く、回収可能価額が著しく減少する可能性が低いことが示されていた場合、企業は、資産の回収可能価額を正式に見積ることは求められない。このようなケースでは、回収可能価額の潜在的な低下が、重要性のある減損損失を生じさせる見込みはほとんどないこともある*[IAS 36.16]*。

地政学的な事象（戦争など）により、影響を受ける国において金利が大幅に上昇する場合がある。このような金利の上昇は、貨幣の時間的価値及び資産又はCGUに固有のリスク（将来キャッシュ・フローの見積りを調整することにより反映されているものを除く）に係る現在の市場評価に影響し得るため、割引キャッシュ・フロー・モデルを使用する際の企業の割引率に影響する可能性がある。

3 企業の CGU への分割

減損評価が必要となる場合、最初に行う作業の1つは、関連する個々の資産を識別することであり、それらの資産が個別に識別可能な独立したキャッシュ・インフローを生成しない場合には、企業をCGUに分割することである。IAS第36号は、資産をグループで検討する場合には、実務上可能な限り小さな単位とすることを要求している。すなわち、企業は可能な限り多くのCGUに分割されなければならず、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループを識別しなければならない*[IAS 36.6, IAS 36.68]*。

CGUは、正味キャッシュ・フローや原価配分の基礎ではなく、キャッシュ・インフローに基づき識別される点は強調しなければならないが、これは下記で詳述する。

何がCGUを構成しているのかを判断する際に、一定の柔軟性があることは明白である。事実、IAS第36号は、CGUを識別するには判断を要することを認めている*[IAS 36.68]*。IAS第36号は、指針として、CGUの識別が、「経営者が企業の営業をどのように監視しているのか（たとえば、製品系列別、事業別、場所別、地方別又は地域別）や、経営者が企業の資産及び営業を継続するか処分するかに関する意思決定をどのように行うのか」に影響される、と述べている。

弊法人のコメント

経営者が用いる監視単位や、企業の資産及び営業を継続するか処分するかに関する意思決定を行う方法は、CGU識別の一助となるが、我々は、それらが、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小のレベルでのCGUの識別を求める規定に優先することはないと考えている。

設例 3-1: CGU の識別とおおむね独立したキャッシュ・インフロー

ある企業は、国内のすべての利用者に郵便を配達する契約を締結しており、荷送人と荷受人の間の距離に関係なく、郵便の重量のみで価格を決定している。中心部から離れた地域への配達では大きな損失が発生している。当該企業の場合、企業が契約上負っているサービス提供義務に基づき、郵便配達地域全体がCGUとなる。

CGUへの分割は、収益を個別に監視できる区分より小さな単位とすることはできない。たとえば、個々の工場は独立したCGUに当然なり得るが、個々の工場よりも小さな単位をCGUとして識別するのは困難であろう。

企業は、個々の工場や他の資産又は資産グループ（オフィス、小売店又は賃貸借用に保有する収益を直接生み出す資産など）について、独立したキャッシュ・インフローを識別することができる。

企業が自らの活動のために使用するブランド、顧客関係及び商標といった無形資産はおおむね独立したキャッシュ・インフローを生み出す可能性が低いため、他の資産とともにCGUレベルで減損テストを実施することになるだろう。これは耐用年数を確定できない無形資産及びいまだ使用可能となっていない無形資産についても同様であるが、これらの資産は、少なくとも年に一度は減損テストを実施しなくてはならない（上記セクション2を参照）。

キャッシュ・インフローに着目することで、CGUを識別する際によくある誤解を避けられる。経営者は、小売

店全体としての購買に関するシナジー効果があることをもって、各店舗のコストはおおむね独立しているとはいえず、各店舗は独立したCGUとはならないと主張するかもしれない。しかし、実際にこれが決め手となることはない。IAS第36号は、キャッシュ・インフローを生み出すために必然的に発生するキャッシュ・アウトフローの配分について明示している。キャッシュ・アウトフローは、直接賦課できない場合には、合理的で首尾一貫した基礎により配分ができる*[IAS 36.39(b)]*。下記セクション8.1及び4.2で説明しているように、のれん及び全社資産はCGUに配分されなければならない。

経営者は事業を企業全体、あるいは地域別又はセグメント別で監視するのが主たる方法であると考えるかもしれないが、それによりCGUが大きくなり過ぎる可能性がある。経営者が事業全体を監視しているのは疑いようもない事実だが、ほとんどの場合、経営者は独立したキャッシュ・インフローの最小単位として識別できる、より細かい単位でも監視している。たとえば、映画館チェーンの経営者は、映画の選定や飲食物の手配といったすべての映画館に影響が及ぶような決定を行う一方で、個々の映画館も監視している。有名レストランチェーンの経営者は、ブランドと個々のレストランの両方を監視している。なお、いずれのケースにおいても、経営者はさらに地域別などの中間レベルで監視している場合がある。ほとんどの場合、個々のレストラン又は映画館は、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成するため、下記の設例3-2のシナリオBで説明しているようにCGUに該当するが、ブランド及びのれんはより高いレベルでテストされる場合がある。

下記の設例3-2のシナリオAでは、キャッシュ・インフローの流れを識別できる最小の資産グループの決定に至るまでの実務上のアプローチを示している。キャッシュ・インフローを生成する資産の経済的成果が、他の資産により生成されるキャッシュ・インフローに左右されるか、又はそのキャッシュ・インフローが他の資産のキャッシュ・インフローに影響を及ぼす場合を除き、当該資産グループがCGUとなる。資産グループによって生成されるキャッシュ・インフローが、他の資産によって生成されるキャッシュ・インフローからおおむね独立していない場合、資産グループに他の資産を追加して、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループを形成しなければならない。

設例 3-2: CGU の識別

シナリオA — 新聞

ある企業は、紙名が異なる10種類の郊外紙を、主要都市の4つの地域で発行している。買収した紙名に対して支払った対価は、無形資産として認識されている。新聞は、住人に対して無料で配布されている。いずれの新聞も、該当地域の外では配布されていない。各新聞から稼得される収益のすべては、広告収入である。各紙の広告収入の内訳は、以下のとおりである。

- 売上の約 90%は、その都市のある地域で発行されるすべての新聞に掲載される広告を地域ごとに「まとめて」広告主に販売することから生じている。
- 売上の約 6%は、当該主要都市における 10 紙すべてに掲載される広告を「まとめて」広告主に販売することから生じている。
- 売上の約 4%は、1 紙のみに掲載される広告を広告主に販売することから生じている。

各紙のCGUは何になるのであろうか。

キャッシュ・インフローを識別することができる最小の資産グループを特定する

各紙に起因するキャッシュ・インフローを決定するため、比例配分を行うことができるという点に鑑みると、キャッシュ・インフローを識別することができる最小の資産グループは各紙名である可能性が高い。

個別の新聞から生じるキャッシュ・インフローは、他の新聞から生じるキャッシュ・インフローからおおむね独立しているか。あるいは、その個別の新聞は、他の新聞から生じるキャッシュ・インフローに影響を及ぼしているか

各紙のキャッシュ・インフローの約96%が、複数の新聞にまたがった広告を地域ごとに「まとめて」販売することにより生じているため、個別の新聞から生じるキャッシュ・インフローはおおむね独立しているとはいえない。

したがって、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループを形成するためには、個別の新聞を合算しなければならない可能性が高い。各紙のキャッシュ・インフローの約90%が、特定の地域で発行されているすべての新聞にまたがった広告を「まとめて」販売することにより生じているため、1つの地域で発行されている新聞の集合が、CGUとなる可能性が高い。

シナリオB — 小売店

ある企業は、ある国で小売チェーンを展開している。企業のビジネス・モデルは高度に統合されたものであり、たとえば投資及びパフォーマンスの監視など、収益創出に関する意思決定の大半は、執行委員会（エグゼクティブ・コミッティ—）により企業レベルで行われるが、一部の意思決定（たとえば、品揃えやマーケティングなどに関する決定）は地域又は店舗レベルに委譲されている。購買などの営業活動の大半は中央集権で行われている。経営者は、地域ごとに事業を管理しているが、売上は店舗ごとに監視される。

通常、たとえば、規模や場所（ショッピングセンター、市、地域など）が同じ店舗のように、共通の経済的特徴を有する店舗が一体として売買される。企業が、個別の店舗を売却したり閉鎖したりするのは稀である。

CGUを判断する要因は、どの程度おおむね独立したキャッシュ・インフローが生成されるかであり、企業の営業活動がどのように組織、監視されているかではない。営業活動やコストが中央で管理されているという事実自体が、キャッシュ・インフローの源泉や独立性に影響を及ぼすものではない。キャッシュ・アウトフローの相互依存は、CGUの識別に関連しない可能性が高い。

CGUを店舗グループではなく個別の店舗レベルで識別しなければならないか否かを判断する上で鍵となるのは、店舗が閉鎖された場合に、その店舗のすべての顧客が同社の他の店舗に行く（よって全体的にみれば店舗閉鎖による顧客の重大な「流出」が起こらない）かどうかということである。このような場合に顧客が同社の他の店舗と取引することにならない限り、個々の店舗が独立したCGUである。

シナリオBの経営者は、基本的に事業を地域別又はセグメント別で監視していると考えているかもしれないが、キャッシュ・インフローは店舗単位で監視されている。ほとんどの状況では個々の店舗が独立したキャッシュ・インフローを生み出しており、CGUの識別はおおむねキャッシュ・インフローに基づいて行うことが

IAS第36号の最優先規定とされている。すなわち、多くの状況において、企業は個々の店舗が個別のCGUであると結論付ける必要があるといえる。

3.1 小売業におけるオムニチャネルのビジネス・モデル

近年、ビジネス・モデルが大幅に変化している小売業者もあり、インターネット販売の重要性が増すにつれ、今後さらに変化する可能性がある。以下の設例では、オムニチャネルのビジネス・モデルと、それが小売業でのCGUの識別に与える潜在的な影響について示している。

設例 3-3: オムニチャネルのビジネス・モデル

小売業者A（A社）は、さまざまな家庭用品をオンライン販売するとともに、国内のほとんどの大都市及び中都市における小売店でも販売を行っている。消費者の変化する習慣とオンライン顧客数の大幅な伸びに対応するため、A社はオンライン・プラットフォームを設置した。A社は実店舗とオンライン・プラットフォームのどちらでも同じ商品を提供している。

A社は「クリック・アンド・コレクト」のビジネス・モデルを採用している。顧客は「クリック・アンド・コレクト」により、オンライン上で商品を注文した後、どの店舗で受け取るかを選択する。行きつけの店舗で商品が品切れの場合、顧客はその店舗に商品が入荷するのを待つのではなく、同じ都市にある別の店舗での購入を選択することがある。これは、オンラインで購入して店舗で受け取る顧客と、商品を店舗で直接購入する顧客のいずれにも当てはまる。顧客は、代金をオンラインで支払うか、商品を受け取る店舗で支払うか選ぶことができる。また、顧客はオンラインで商品を購入し、3営業日後に配達されるのを待つこともできる。オンライン売上は、総売上のかなりの部分（都市によって異なるが、20%から25%）を占め、今後着実に増加すると予想されている。店舗は顧客がオンラインで注文した商品の返品場所としても機能する。オンライン又は実店舗で購入した商品はどの店舗でも返品可能だが、これまでの経験上、顧客は商品が購入、受領、又は配達されたのと同じ都市にある店舗に返品することが判明している。顧客は、返品した商品を店舗棚の商品と交換したり、商品の受取りや返品で店舗を訪れた際に店舗にある別の商品を購入することがある。つまり、商品の受取りや返品という行為も店舗での販売の契機となっている。小売業者Aは、店舗とオンライン事業用のショールームについて検討した。顧客はショールームで購入に関する専門的なアドバイスを得たり、商品の実物を確かめることができるが、オンライン・プラットフォームで購入した場合よりも入手のタイミングは遅くなる。サプライチェーン最適化のため、小売業者Aは店舗スタッフを通じて顧客にオンライン注文を促している。

店舗の成績はそれに関連するオンライン販売と合わせて、都市別に評価される。個々の店舗レベルでは評価されない。店舗の従業員は、時間給と、都市にある全店舗の売上と同じ都市に所在する顧客に対するオンライン売上の合計に基づいた業績連動報酬を受け取る。

減損目的でどのレベルでCGUを識別すべきかを評価するにあたって生じる主たる疑問は、小売業者Aの組織において、独立したキャッシュ・インフローを生成するのはどのレベルかという点である。上記の具体的な事実関係では、顧客は同じ都市にある店舗を購入や返品のための代替的な手段としており、1つの都市にある全店舗が単一のCGUとなることが示唆される。また、上述の総合的なオムニチャネルのビジネス・モデルでは、オンライン収益が店舗収益に影響を与える（その逆も同様）ため、店舗が生成するキャ

ッシュ・インフローとオンライン・チャネルが生成するキャッシュ・インフローとは、互いにおおむね独立していない。オンライン顧客は、店舗をオンライン販売の受取り及び返却場所として、商品を体験するショールームと捉える。これらすべて、さらに、店舗及び従業員の成績が都市のオンライン販売を含めて都市別に評価されることは、都市レベルで独立したキャッシュ・インフローが生成されることを示している。したがって、上記の具体的な事実関係においては、減損テストの目的上、ある都市の全店舗及びオンライン販売チャネルの資産のうちそれらの店舗に配分される部分を合わせて1つのCGUとして扱うのが合理的であろう。回収可能価額は、都市の全店舗の売上に、当該都市の顧客に対するオンライン売上を加えたものを加味して算定される。

あるいは、総売上に占めるオンライン売上の割合に重要性がなく、顧客が行きつけの店舗以外の店舗をそれほど利用しない場合には、ハイレベルには店舗の成績が合算して管理されていたとしても、減損テストの目的上は、各店舗を単独でCGUとみなすことになる。

上述のとおり、IAS第36号は、CGUの識別には判断が伴い、企業は経営者が企業の営業をどのように監視しているか（たとえば、製品系列別、事業別、場所別、地方別又は地域別）、又は、経営者が企業の資産及び営業を継続するか処分するかに関する意思決定をどのように行うかといったさまざまな要因を検討すると述べている*[IAS 36.68, IAS 36.69]*。

この規定を適用すると、減損テストのためにオムニチャネルのビジネス・モデルにおける適切なCGUを決定するにあたって、次の量的及び質的要件を検討することになるだろう。

- 異なる販売チャネル（オンライン、店舗）を通して獲得する収益間の相互依存性がビジネス・モデルにおいて証拠付けられるか（検討すべき問題の例として、オンライン販売は店舗への出荷、店舗での受取り、あるいは集中配送センターを通じて実施されているか、オンラインで購入した商品はどの店舗でも返品又は交換可能であるか、オンラインで購入した商品の店舗での受取り、返品又は交換は店舗でのさらなる販売につながっているかなどが挙げられる）。
- 収益（オンラインと店舗）の相互依存を小売業者が測定できるか。
- 販売チャネルが一括して（たとえば、郵便番号に基づきエリア内の店舗に割り当てた顧客レベルで）管理されることがビジネス・モデルにより証拠付けられるか。
- 採算性や報酬体系が地域別のオンライン及び店舗の収益合計金額を基礎として管理／評価されるか（たとえば、上記設例3-3では都市別）。
- 店舗の開店や閉鎖の決定にあたって、地域（上記設例3-3では都市）内のオンライン事業の収益が考慮されるか。
- オンライン収益が小売業者のCGUの収益全体に占める割合がかなりの水準に達しているか。IAS第36号は、どのような場合にキャッシュ・インフローがおおむね独立しているかについて具体的なガイダンスを示していないため、判断が求められる点に留意する。上記の設例3-3の相互依存関係にあるオンライン売上の水準は、明確な基準というわけではなく、当該設例の具体的な事実関係の一部に過ぎない。実務上、CGUの決定はすべての事実及び状況を踏まえて決定されなければならない。

ほとんどの状況において、個々の店舗はおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成しているため、

個々の店舗が個別のCGUとなる（上記の設例3-2のシナリオB — 小売店を参照）。ただし、ほとんどの小売業者は、近年は顧客によるオンライン注文を可能にしており、そこでは購入品の受取り、交換又は返品のために様々な手段を提供している。これにより、さまざまなビジネス・モデルがCGUの識別及び回収可能価額の算定にどのように影響するかという疑問が生じる。あり得るビジネス・モデルの例を下表に示す。

ビジネス・モデル	CGUの識別及び回収可能価額の算定に関する検討事項
企業は、以下の2つの独立して営業する販売チャネルを有している。 • オンライン販売プラットフォーム。販売及び返品は、すべてオンライン販売チャネル専用の集中配送センターにより管理されている。 • 実店舗。商品棚からの物理的な販売のみを行っており、別途の集中配送センターからサービスを受けている。店舗はすべて、それぞれ異なる都市に配置されている。店舗が閉鎖された場合、店舗を利用する顧客の一部はオンライン購入を行うと考えられ、実際に、店舗が閉鎖された場合には大規模な顧客の「流出」が起こる。	オンライン販売プラットフォームと個々の店舗は、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成している。店舗の閉鎖は大規模な顧客喪失につながる。そのため、個々の店舗について個別のCGUが存在する。また、オンライン販売チャネルも別個のCGUを形成する。
企業の販売チャネルには、オンライン販売プラットフォームと、それぞれ異なる都市に配置された実店舗がある。 オンライン販売は、顧客の最寄りである個々の店舗により、当該店舗の在庫から商品を配達すること、又は顧客に来店を促して店内の在庫品を引き渡すこと（クリック・アンド・コレクト）により実施される。顧客がクリック・アンド・コレクト又は商品の配達を選択できるのは、個々の店舗に商品の在庫がある場合のみである。店舗によるオンライン販売は、各店舗の合計売上高の10%から20%を占める。 店舗及びオンラインで購入された商品の返品は、当該商品が販売され、配達又は受取りが行われた店舗でのみ可能である。顧客がオンラインで購入した商品を受取り又は返品する際には、店内に陳列されている商品の追加購入が多数発生する。 店舗はすべて異なる都市に配置されているため、店舗の閉鎖時には、実際に顧客の大規模な「流出」が起こる。	個々の店舗はおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成している。オンライン販売はオンライン販売プラットフォームを通じて集中的に捕捉されているが、実際の業務は個々の店舗レベルで行われる。その結果、個々の店舗が個別のCGUとなる。オンライン販売プラットフォームの資産は、合理的かつ首尾一貫した基礎により各CGUに配分する必要がある（下記セクション4.2を参照）。店舗CGUそれぞれの回収可能価額については、店舗での売上に加え、当該店舗で発送又は受取りが行われたオンラインでの売上を考慮する。
企業の販売チャネルには、オンライン販売プラットフォームと、それぞれ異なる都市に配置された実店舗がある。 オンラインでの販売及び返品は、オンライン販売チャネル専用の集中配送センターにより管理されている。顧客は、商品をオンラインで注文して店舗で受け取ること（クリック・アンド・コレクト）を選	オンライン販売プラットフォームと個々の店舗は、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成している。そのため、個々の店舗について個別のCGUが存在する。また、オンライン販

択できる。その場合、商品はオンライン販売チャネル専用の集中配送センターから顧客が受取りを行う店舗へ発送される。クリック・アンド・コレクトを通じたオンライン販売は、個々の店舗における物理的な販売と比較して店舗の活動の重要な割合を占めてはおらず、店舗では、顧客がオンラインで購入した商品を店舗で受け取ることにより、重要な件数の追加購入は生じていない。 店舗はすべて異なる都市に配置されているため、店舗の閉鎖時には、実際に顧客の大規模な「流出」が起こる。	売チャネルも別個のCGUを形成する。 クリック・アンド・コレクトによるオンラインでの売上は、オンライン販売チャネルに配分される可能性が最も高い。その場合、店舗がオンライン販売チャネルのために提供しているクリック・アンド・コレクトのサービスについて、グループ内における独立第三者間取引条件における課金を検討することが適切となる場合がある(下記セクション3.6.2を参照)。
上記の事実関係と同様であるが、追加の事実関係として、オンライン購入品の返品又は交換はどの店舗でも可能であるが、それによって重要な件数の追加購入が生じることはない。オンラインでの販売又は返品は、個々の店舗における物理的な販売と比較して店舗の活動の重要な割合を占めてはいない。	上記の事実関係と同じ。
企業はその事業をオムニチャネルとして運営している。上記の設例3-3:オムニチャネルのビジネス・モデルを参照。	上記の設例3-3:オムニチャネルのビジネス・モデルを参照。
企業の主な販売チャネルはオンライン販売プラットフォームである。企業は主要都市にいくつかの店舗を配置しているが、これらの店舗は、オンライン購入の前に商品を体験したい顧客のために商品を展示しているショールームの役割のみを果たしている。顧客はショールームで商品を注文することはできない。すべての販売はオンライン販売プラットフォームが実施し、配達、返品及び引渡しは1つの集中配送センターが実施する。オンライン注文の前にショールームを訪れる顧客の割合は、売上全体と比較して低い。 注意:この事実関係は、店舗で注文が行われ、大型の商品は倉庫を通じて対応される事実関係(このケースでは、個々の店舗が個別のCGUとなり得る)とは異なる。	オンライン販売プラットフォームは独立したキャッシュ・インフローを生成するため、1つのCGUとなる。 ショールームはキャッシュ・インフローを生成しないため全社資産の定義を満たしており、オンライン販売プラットフォームCGUとともに、全社資産として減損の評価を受ける(下記セクション4.2を参照)。

上掲の表は実務において遭遇しうる例の一部を挙げたに過ぎず、事実及び状況が異なれば到達する結論も異なる。CGUの決定には重要な判断が必要となることがある。

3.2 資産のグループ化

下記の設例3-4に示すとおり、企業が個々の資産からのキャッシュ・インフローを識別できるケースもあるか

もしれないが、これだけでは結論を下せない。CGUの構成を判断する上で、キャッシュ・インフローを識別できること自体は最重要視すべき点ではなく、キャッシュ・インフローが他の資産のキャッシュ・インフローから独立しているかどうかにも左右されるだろう。しかし、VIUを合理的な基準に基づき配分することができるようであれば、資産が単独のCGUであることが示唆される可能性がある。

設例 3-4: CGU の識別 — 資産のグループ化

シナリオA — 旅行会社のホテル

ある旅行会社は、大きなリゾート地のビーチ近くに同ランクのホテルを3つ所有している。旅行会社のパンフレットによれば、顧客は、いずれかのホテルを同じ料金で利用することができる。ホテル間では頻繁に滞在中の旅行客の移動があり、個人客に対し集中予約センターが設置されている。この場合、非常に多くの潜在的な利用客に対して、完全に代替可能な商品を提供していると考えられるため、3つのホテルを単一のCGUとしてグループ化することができる。すなわち、ホテルは3ヵ所にあるが事実上1つのホテルとして経営されている。ただし、それでもホテルの処分の決定はホテルごとに行われる場合もあるため、CGUを決定する際に、これを適切に考慮しなければならない。

シナリオB — コンテナ船

ある船舶会社が、同じ大きさの複数のコンテナ船を特定の地域で運営している。これらの複数のコンテナ船は単一のCGUとみなされている。このほかに、他の種類の船舶事業を他の地域で行っており、CGUが適切な基準に基づいて特定されている。

経営者は、個々の船から実際のキャッシュ・インフローを識別することができるが、これらの複数のコンテナ船が単一のCGUを構成していることを示す次のような特徴があると判断している。

- 契約の範囲内で船舶を替えることができる。また、長期にわたり顧客に賃貸している船はない。すなわち、見積キャッシュ・インフローを個々の船に配分するのは恣意的になることを意味する。
- 契約価格が、船舶固有のものではない。
- 契約の一部で、複数の船舶による一定水準の容量を運営者が保持することを求めている。
- 投資、継続及び処分の決定は船舶の種類ごとに行われ、船舶から生じる実際の収益との関連性はない。
- 船舶の種類ごとに明確かつ特有の市場があり、経営者は個別の資産ではなくCGUごとに意思決定を行う。

資産を単独で又は複数で個別に使用できること、すなわち「プール」から取り出せること自体は、その資産が単一のCGUの一部を構成しているとみなすことを妨げないだろう。

下記の開示例3-1でシナリオBを説明している。

開示例 3-1： A.P.Møller-Mærsk 社（2022 年）	デンマーク

2022 年度年次報告書（抜粋）
連結財務諸表（抜粋）
注記（抜粋）
注記 3.1 無形資産（抜粋）

重要な会計上の見積り及び判断

重要な会計上の判断

CGUの決定

減損テストを実施する目的でのれんが配分されるCGUを決定する際、及び減損テストにおいて適用する方法及び仮定を決定する際には、判断が適用されます。

CGUの決定は、事業分野を踏まえて異なっています。Oceanでは統合的なネットワークでコンテナ船及びハブ・ターミナル事業を行っています。そのため、Oceanの活動を単独のCGUとして減損テストを実施しています。

複合輸送活動を含むLogistics & Servicesは、事業内における継続的な統合の結果、1つのCGUとみなされています。経営者は、Logistics & Servicesの製品は統合的なネットワークであると考え、その活動を単独のCGUとして減損テストを実施しています。

Terminalsでは、減損テストを実施する目的のため、各ターミナルを個別のCGUとみなしています。ただし、収容能力がポートフォリオとして管理されている場合を除きます。

Towage & Maritime Servicesには曳航活動が含まれ、当該活動は、2つの個別のCGUと、それぞれが1つのCGUとみなされるいくつかの個別の事業から構成されています。

上記シナリオBでは、M社において工場B及びCが1つのCGUの一部であるとするIAS第36号設例IE11-IE16の結論を類推適用することができるが、それについて下記の設例3-5で説明している。

設例 3-5: CGU の識別 — 単一製品を生産する企業

M社は、単一の製品を生産し、工場A、B、Cを所有している。各工場は別々の大陸にある。工場Aは、工場B又は工場Cで組み立てられる部品を製造している。工場B及び工場Cの生産能力を併せても完全稼働の状況ではない。M社製品は工場B又は工場Cから世界各国に販売される。たとえば、工場Cからよりも工場Bからの方が早く配達される場合、工場Cがある大陸で工場Bの製品が販売される可能性もある。工場Bと工場Cの稼働率は、2つの地域での販売比率により左右される。工場Aが製造する部品に活発な市場は存在しない。

工場A、工場B及び工場Cを合わせたもの、つまりM社全体が、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の識別可能な資産グループとなる可能性が最も高い。これは以下の2つの理由による。

(a)　工場Aのキャッシュ・インフローは、工場B及び工場Cが製造する最終製品の販売に左右される。
(b)　工場B及び工場Cのキャッシュ・インフローはこの2ヵ所での製品の配分により左右される。

下記セクション3.3で説明しているように、工場Aが製造する部品に活発な市場が存在する場合には結論が異なり、工場Aが1つのCGU、工場Bと工場Cを合わせたものが別のCGUとなる。

上記の設例3-2に示した方法を適用することで、多数のCGUが識別される可能性がある。しかし、IAS第36号は、合理的な近似値の使用を容認している。実務上、それぞれが独立したCGUではあるが、個別に減損の検討を行っても重大な影響が生じない場合に近似値として資産をグループ化することができる。小売店の店舗は通常、個別のCGUとなるが、すべてが同じ経済環境にあり、個別に検討せず併せてグループ化しても個々には重大な影響をもたらさない場合にはグループ化することができる。ただし、売却予定の資産、又はグループ化されている他の資産と比較して業績が大幅に劣る資産がグループに含まれる場合、個々のCGUを精査し、それらがグループの他の資産によって支えられているのではないことを確かめる必要がある。また、それらは個々に識別及び処理することが求められる。

実務では、当然ながら、CGUを判断する際に用いるアプローチは企業によって異なる。収益の流れの判断や、他の収益の流れから十分に独立しているかどうかの判断には、企業の裁量が伴う。このようなことから、企業は、手続の複雑さを合理的な範囲に収めるため、小さなCGUよりも大きなCGUを選好する傾向がある。

IAS第36号はまた、CGUの変更の正当性が証明できない限り、CGUの識別は毎期一貫していなければならないと規定している。変更が行われ、企業が減損損失を計上、又は戻し入れる場合、開示が求められる*[IAS 36.72, IAS 36.73]*。

売却目的で保有する資産をCGUの一部に残すことはできない。当該資産は、売却によって、独立したキャッシュ・インフローを生み出すことが予想される。当該資産は、売却目的保有に分類された後はIFRS第5号に従って会計処理し、FVLCDを超えない金額で計上する（IFRS第5号の規定の説明については、下記セクション5.1及び『IFRS国際会計の実務　International GAAP 2022』上巻第4章「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」を参照）。

3.3　CGU 及び無形資産

IAS第36号は特定の無形資産について少なくとも年に一度は減損テストを実施することを求めている（上記セクション2を参照）。特定の無形資産とは、耐用年数を確定できない無形資産と、いまだ使用可能となっていない無形資産である*[IAS 36.10, IAS 36.11]*。

これらの資産については少なくとも年に一度は減損テストを実施する必要があるが、当該資産単独でテストする必要があるわけではなく、他のすべての資産と同様の規定が適用される。回収可能価額は、個々の資産又は資産が属するCGUのFVLCDとVIUのいずれか高い方の金額である（上記セクション3を参照）。個々の無形資産のFVLCDが帳簿価額を下回っているが、当該無形資産がおおむね独立したキャッシュ・インフローを生み出さない場合は、当該資産が属するCGUレベルで減損を評価する。

無形資産の多くは、個別資産と同様に独立したキャッシュ・インフローを生み出さないことから、当該無形

資産が含まれるCGUの他の資産と一緒に減損テストを実施する。たとえば商標は、第三者に使用許諾が与えられている場合はおおむね独立したキャッシュ・インフローを生み出すが、一般的にはCGUの一部となる。

CGUのFVLCD又はVIUを参照して減損テストを実施し、減損損失が認識された場合、減損損失はIAS第36号に従って配分される。最初にCGUに配分したのれんを減額する。その後、無形資産を含むCGU内の他の資産を帳簿価額に基づいた比例按分により減額する*[IAS 36.104]*(下記セクション11.2を参照)。ただし、資産の帳簿価額は、FVLCD、VIU又はゼロのうち、最も高い金額までしか減額できない。この規定が適用されると、減損損失は、当該CGU(又はCGUグループ)内のその他の資産に対して比例按分で配分される。

無形資産が使用できなくなった場合(仕掛中の研究開発プロジェクトを打ち切る場合など)には、減額しなくてはならず、資産はCGUの一部ではなくなり、回収可能価額はゼロになる。売却目的で保有する無形資産は、売却目的で保有する他のすべての資産と同様の方法で処理する(下記セクション5.1を参照)。

3.3.1 全社資産としての無形資産

上記セクション3.1で説明しているとおり、無形資産の多くは、個別資産のように独立したキャッシュ・インフローを生み出さないことから、当該無形資産が属するCGUの他の資産と一緒に減損テストを実施しなければならない。ただし、企業が事前に検討すべき点として、対象の無形資産が、「のれん以外の資産で、検討の対象である資金生成単位と他の資金生成単位の双方の将来キャッシュ・フローに寄与する資産」という、IAS第36号における全社資産の定義を満たしているかどうか、あるいは、当該無形資産がCGUにおいて資金生成に係る性質を有する中心的な資産であるかどうかという点がある。全社資産の定義を満たすかどうかの判断は、CGUを識別するレベル、すなわち当該資産に関して減損を評価する単位に重大な影響を与える可能性がある。減損テストを大きすぎる単位で実施し、潜在的な減損が覆い隠されることを避けるためにも、すべての事実及び状況を慎重に検討することが求められる。

ここで、A社が、異なる業種の事業を行っているB社を取得するシナリオを用いてCGUの識別を検討する。B社を取得した理由は、A社の事業とB社の事業との間で期待される異業種間のシナジー効果ではなく、事業の多角化であった。B社は欧州で広く知られているブランドの商品Xを販売し、欧州全体で事業を行っている。欧州各国に独自の製造拠点を有しており、そこから主に国内の小規模企業に商品を供給している。取得前に、B社は、各国のすべての製造拠点が個別のCGUであると結論付けていた。B社の取得時に、当該ブランドに係る無形資産がA社グループの財務諸表に認識された。のれんは計上されなかった。A社は、取得した事業のCGUをどのレベルで設定することが求められているか？この具体例においては、単一のブランドがあることで、B社事業のCGUがB社全体になるわけではない。欧州各国にそれぞれ製造拠点があり、そこから自国の顧客に商品が供給されており、欧州の他国の顧客に製品が販売されることはない。したがって、独立したキャッシュ・インフローは国レベルで識別可能であり、各国がCGUとして識別される。ブランドの取扱いについては、ブランドが全社資産に該当するため(又は類推によって)、下記セクション4.2で述べられている全社資産に関するガイダンスに従う。

一方、上記の例において、B社が欧州全域で事業を行うプロフェッショナル・サービス企業であり、B社ブランドがB社自体を1つの統合された欧州全域向けサービス提供者だと謳い、顧客に対してもそのようにマーケティングしていたとする。多くの顧客が複数の欧州諸国に存在し、それぞれの国でサービス提供が可能な単一の企業を求めている場合には、ブランドを含むB社全体をCGUとして識別することが適切となる。

上記のとおり、CGUの識別は判断を伴い、すべての事実及び状況の慎重な検討が求められる。

弊法人のコメント

我々は、全社資産を構成する資産と、資産グループにおいて資金生成に係る性質を有する中心的な資産とを区別するにあたり、重要な判断を要する場合があると考えている。このことは無形資産の場合特に当てはまり、すべての事実及び状況を慎重に検討する必要がある。(企業の)ブランド及び商標のような無形資産については、企業は、CGUを大きすぎる単位で設定して減損が覆い隠されてしまう潜在的なリスクを回避するため、その性質は全社資産に近いと結論付けることがよくある。この方法は、全社資産をCGUに配分する規定と併せて、ブランドや商標などの無形資産の減損テストが大きすぎる単位で実施されるのを防げると考えられる。

他方、ブランド主導型のビジネス・モデルを有する企業において、以前の事業取得の結果として、ブランド及び商標について重要な金額の耐用年数を確定できない無形資産が認識されている場合がある。このような場合、企業は、CGUを決定する主な要因は(個々の)ブランド及び商標であると結論付けることがある。これは、ブランド及び商標が個別にテストされることを意味するわけではないことに注意されたい。ブランド及び商標はむしろ、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生み出すために必要とされるすべての他の資産が配分されるCGUの識別につながる主要因である。

3.4 リース資産及び CGU

IFRS第16号に基づき計上される使用権資産の多くは、個別の資産レベルではなく、CGUレベルで減損の評価が行われる。リース資産がおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成するという場合もある一方で、会社の事業がサービス提供か財の製造かにかかわらず、多くのリース資産は、企業の主要な事業活動におけるインプットとして使用される。使用権資産が単独でテストされ、完全に減損した場合、企業は、すでに計上されているリース負債に含まれていない不利なリースに係る追加的な引当金を認識する必要性を評価しなければならない(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第32章「引当金、偶発負債及び偶発資産」セクション6.2.1を参照)。

特に不動産のリースに関して、減損の目的上、何が会計単位となるかという1つの疑問が生じる。言い換えれば、あるリース契約から生じる使用権資産について、契約全体レベルで一貫して評価及び処理する必要があるのか、あるいは、たとえば、リース建物内の各エリアやフロアが異なる目的で使用される場合に、区分できる使用権資産ごとに減損を評価することになるかどうか、ということである。資産が独立したキャッシュ・インフローの生成に(個別の資産、CGUの一部又は全社資産として)どのように寄与するかというIAS第36号の一般原則に次ぐこの質問に対する回答は、リース契約が、物理的に区別できる識別可能な資産に関するものであり、実質的に個別の会計単位になり得るかどうかに左右される。この評価を行う際には、IFRS第16号B20項及びIFRS第16号B32項(第23章「リース」セクション3.1.2及び3.2.1を参照)ならびにIAS第40号第10項(第19章「投資不動産」セクション2.7を参照)が参考となる。部分的に異なる目的のために使用されるリース資産/建物について、当該部分が物理的に区分できる場合、当該資産の使用すなわち独立したキャッシュ・インフローの生成はIAS第36号に基づく検討が必要となる。使用権資産の会計単位及び異なる

CGUへの使用権資産の配分の決定には判断が必要となる。このことを下記の設例で示す。

設例 3-6: CGU の識別 ― リース資産

小売チェーン店M社は10階建ての建物の5つのフロアを賃借し、各フロアを以下のように使用する。

- 1階：M社の店舗Xが使用。リース開始時に付属設備が設置されている。
- 2階及び3階：M社の人事及びマーケティング部門が使用している。
- 4階：当初は5階と併せて給与部門が使用する予定であったが、法律事務所に転貸されている。
- 5階：現在は空きスペースである。M社は5階を転貸しようとしたが、テナントを見つけるのが難しいため、リース終了時まで空きスペースになるとM社は予想している。

M社は5つのフロアについて、貸手と単一のリース契約に署名した。当該リースはフロア毎に賃料を定めているが、単独で契約した場合のフロアごとの賃料と同一である。各フロアは建物内の他のフロアと仕切られており、他のフロアと別個にリースや、使用ができるように当該建物は設計されている。

リースされている5つのフロアが異なる目的でM社に使用され、各フロアが物理的に区別可能な単位であるため、M社はCGUを決定する際に、個別に評価する必要があると結論付けた。

当該店舗のCGUを識別する際、M社は、たとえば、以下を検討する。

(a) 内部管理報告が店舗別の業績を測定するように行われているか。
(b) 事業が店舗別の利益ベースで運営されているのか、それとも地域／都市ベースで運営されているか。

リースしている1階部分は店舗Xのために使用されている。1階部分は当該店舗からおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、当該店舗と併せて減損を評価する。すべてのM社の店舗は異なる地区にあり、顧客基盤も異なると判断された。店舗Xは全社レベルで管理されているが、店舗Xは、M社のその他の店舗からおおむね独立したキャッシュ・フローを生成する。したがって、M社は、店舗Xが個別のCGUであると結論付けた。

リースしている2階及び3階部分はマーケティング及び人事の本社機能のために使用される。これらのフロアに関連する使用権資産は全社資産であり、関連するCGUに対して合理的かつ一貫した基準で配分される（下記セクション4.2.1を参照）。

リースしている4階部分は法律事務所に転貸されている。M社はIFRS第16号のガイダンスに従い、サブリースがファイナンス・リースかオペレーティング・リースかを検討した。ファイナンス・リースに分類されると、使用権資産の認識を中止し、正味リース投資未回収額と同額のリース債権を計上する。オペレーティング・リースに分類されると、使用権資産の認識を継続する（第23章セクション7.3を参照）。M社は、サブリースをオペレーティング・リースに分類すると評価した。M社は、4階部分に関連する投資不動産について原価モデルを適用して会計処理することを選択する（第19章セクション2.1及び7を参照）。サブリースにより、使用権資産のこの部分はおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成するため、単独で減損の評

価を行わなければならない。5階は空きスペースとなっており、M社の事業活動のために使用されていない。したがって、使用権資産のこの部分は、帳簿価額と回収可能価額（VIU及びFVLCDのいずれか高い方）を比較することにより、単独で減損を評価する必要がある。当該フロアはリース終了時まで空きスペースのままであることが予想されているため、VIUはゼロとなる。M社が5階部分を使用しないことを予想している又はもはやテナントを探していないという事実は、FVLCDがゼロであることを必ずしも意味するわけではない。M社は、IFRS第13号（第14章を参照）に従って公正価値を算定するとともに、早期償却の必要性を検討することが求められる。

3.4.1 使用権資産の用途変更又は放棄の決定

企業は、使用権資産の用途変更又は放棄を決定する際には、そのような決定をIAS第36号の観点からどのように評価しなければならないかを検討する必要がある。上記セクション2で強調したとおり、IAS第36号第12項(f)は、資産が使用されているか又は使用されると見込まれる方法の著しい変化は、内部の情報源に基づく減損の兆候であると述べている。したがって、使用権資産の用途を変更するという企業の決定（又はそうする以外の現実的な代替策がないという企業の結論）も、当該資産、資産グループ又はCGUが減損している可能性を示唆する。このことは、店舗の閉鎖が予定されている場合や、決定が使用権資産の減損を評価するレベルに影響する場合に特に該当する。減損の兆候が存在する場合、企業は当該資産又はCGUに対し減損テストの実施が求められる。

減損テストの実施にあたっては、企業はまず、減損テストをどのレベルで実施しなければならないかを評価する必要がある。使用権資産の想定用途を変更するという企業の決定により、用途変更がCGUの構成に影響するかどうかという問題や、またそうである場合、CGUの決定に対する当該変更をいつ反映するかという問題が生じる。使用権資産を放棄するか又は転貸するという決定は、当該資産の性質及び使用方法に応じ、CGUの識別にさまざまな影響を及ぼす。たとえば、小売店舗はそれぞれ個別のCGUであると判断されることが多い。管理事務所は対照的に、CGUに含まれる他の資産と一緒に減損テストの対象となるか、又は全社資産に分類され、それらが属するCGUに合理的かつ首尾一貫した基礎により配分されることが多い。

CGUを更新する必要があると結論付けた場合、企業はまず、想定用途の変更がCGUの決定に影響する時点を評価しなければならない。検討にあたり重要なのは、用途変更の決定が適切な権限を有する階層の管理者によって行われたかどうか、そしてこの決定がいつ行われたかである。決定権限を有する階層の管理者は、執行権を有する経営幹部や取締役会であることが多い。加えて、企業が想定用途を変更する能力を有しているかどうか、又は貸手の承認が必要であるかどうかも評価することが求められる。

用途変更が及ぼす影響は、決定の時期によって異なる。特に、比較的大きなCGUの一部として使用される不動産リースの場合は、使用権資産が現在のCGUにおいていつまで使用されるのか、したがって当該CGUのキャッシュ・インフローの生成にいつまで寄与し続けるかを検討することが重要である。さらに、企業は残存リース期間の長さや、CGUの評価に関連するその他の事実及び状況があれば、それらも考慮しなければならない。多くの場合は重要な判断が必要となるため、財務諸表における追加の開示が必要となる場合がある。

IAS第36号第22項(b)のガイダンスでは、個別資産がおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成しない場合であっても、当該資産のVIUがFVLCDに近いと見積られ、かつ、FVLCDが測定可能である場合は個々の資産の回収可能価額を算定することが要求されている。このガイダンスは、不動産リースについては

特に重要となる*[IAS 36.22]*。多くの国・地域において、不動産市場は十分に発達しているため、不動産の使用権資産のFVLCDは測定可能である。IAS第36号第22項(b)に示されるVIUがFVLCDに近いと見積られるという条件は、不動産の使用権資産については、当該使用権資産が放棄又は転貸される前に現在のCGUにおいて短期間のみ使用される場合に満たされると判断される。このような状況では、使用権資産に対し減損テストを個別に実施する必要がある。

使用権資産が放棄又は転貸される前に当初のCGUにおいて短期間のみ使用される場合、事実及び状況に応じ、当該使用権資産及び当初のCGUはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成すると判断することもできる。このことも、使用権資産の減損テストを個別に実施する必要があることを意味する。

使用権資産を放棄又は転貸するという決定から実際に用途変更されるまでの期間が長いほど、当該決定が減損の評価を実施する必要のあるレベルに即時に影響する可能性は低くなる。意思決定から想定用途の変更までの期間が短いほど、想定用途の変更をCGUの決定及びそれに伴う減損テストに即時に反映しなければならない可能性は高くなる。すべての事実及び状況を検討した結果、減損の評価が実施されるレベルに決定が即時に影響することはないという結論に達した場合であっても、企業は、影響を受ける資産の耐用年数及び残存価値を再評価することが必要である。

設例 3-7: 使用権資産の用途変更又は放棄の決定

シナリオA — 不動産の使用権資産の放棄

X社(以下、「企業」)は、現在事務所スペースとして入居している建物に対し、使用権資産を認識している。企業はこの建物に9年間入居しており、当初のリース期間である12年のうち3年が残っている。このリースには、リースを延長又は解約できるオプションは含まれていない。当該使用権資産はおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、常にCGU 1の一部として減損テストが実施されていた。CGU 1には大幅なヘッドルーム(回収可能価額が帳簿価額を上回る金額)がある。そのため、CGU 1のレベルでは減損は識別されていない。当該使用権資産のFVLCDは測定可能であると考えられる。多くの従業員が在宅勤務しているため、スペースの使用はかなり縮小されている。X社の期末日である20X2年12月31日の直前に、同社の取締役会は(経営者とともに)当該スペースの使用を永久的に終了するという最終決定を行った。企業が当該不動産から退居するまで5ヵ月の期間があり、この期間中は、移行のため、CGU 1によるスペースの使用は継続される。事務所スペースの立地、残存リース期間が比較的短いこと、及び市場の状況のため、X社が当該スペースを転貸することはできない。

企業は、今回の決定はIAS第36条第12項(f)の内部の情報源に基づく減損の兆候とみなされることから、当該決定は貸借対照表日において当該使用権資産の減損の契機となっていると結論付ける。この事実関係では、スペースからの退居は最終決定されている。決定日から退居日までの期間が短いため、CGUのキャッシュ・インフローに対する当該不動産の寄与は重要でないと予想される。残存リース期間に当該不動産を転貸することはできないため、企業は、使用権資産のFVLCDも重要ではないと予想され、使用権資産のVIUに近い金額となるであろうと結論付ける。したがって企業は、退居を決定した時点で、使用権資産の減損テストをCGU 1とは別途に実施しなければならないと結論付ける。

シナリオB — 不動産の使用権資産の転貸

X社(以下、「企業」)は、現在事務所スペースとして入居している建物に対し、使用権資産を認識して

いる。企業はこの建物に9年間入居しており、当初のリース期間である20年のうち11年が残っている。このリースには、リースを延長又は解約できるオプションは含まれていない。当該使用権資産はおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、常にCGU 1の一部として減損テストが実施されていた。CGU 1には大幅なヘッドルーム(回収可能価額が帳簿価額を上回る金額)がある。そのため、CGU 1のレベルでは減損は識別されていない。当該使用権資産のFVLCDは測定可能であると考えられる。多くの従業員が在宅勤務しているため、スペースの使用はかなり縮小されている。X社の期末日である20X2年12月31日の直前に、同社の取締役会は(経営者とともに)当該スペースの使用を永久的に終了するという最終決定を行った。企業が当該不動産から退居するまで5ヵ月の期間があり、この期間中は、移行のため、CGU 1によるスペースの使用は継続される。企業は当該不動産の転貸を認められているため、不動産コンサルタントと契約を締結し、リース不動産が所在する地域には堅調な不動産需要があることを確認した。

企業は、今回の決定はIAS第36条第12項(f)の内部の情報源に基づく減損の兆候とみなされることから、当該決定は貸借対照表日において当該使用権資産の減損の契機となっていると結論付ける。この事実関係では、スペースからの退居は最終決定されている。決定日から退居日までの期間が短いため、CGUのキャッシュ・インフローに対する当該不動産の寄与は重要でないと予想される。そのため、当該使用権資産のVIUは、主に実行可能な転貸からの賃貸料収入によるものとなる。企業は、当該使用権資産のFVLCDは当該使用権資産のVIUに近い金額となるであろうと結論付ける。したがって企業は、退居を決定した時点で、使用権資産の減損テストをCGU 1とは別途に実施しなければならないと結論付ける。あるいは、自社の使用期間が5ヵ月と短いことから、企業は、当該使用権資産及びCGUはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成するため、当該使用権資産には個別に減損テストを実施しなければならないと結論付けることもできる。

仮に、シナリオBの事実関係が、不動産から退居してリース開始の可能性が生じる前に企業が当該使用権資産を30ヵ月間使用する見込みである場合は、異なる結論となる可能性が高い。

弊法人のコメント

企業は、使用権資産の用途を変更するという決定がCGUに、そして減損の評価を実施するレベルに及ぼし得る影響を評価する必要がある。使用権資産の用途を変更する決定により、使用権資産の減損テストを個別に実施することが求められ、その結果、減損が識別されることがあり得る。意思決定から実際に用途変更されるまでの期間が短いほど、意思決定がCGUの識別に影響する可能性は高くなる。

3.5 活発な市場及び CGU の識別

IAS第36号は、CGUを識別する上で、資産又は資産グループの生産物に活発な市場が存在することが決め手になると指摘している。活発な市場とは、取引が継続的に価格付けの情報を提供するために十分な頻度と量で行われている市場である*[IFRS 13 Appendix A]*。資産又は資産グループによって生産される生産物に、活発な市場が存在する場合には、生産物の一部又は全部が企業内部で使用されるとしても、当該資産又は資産グループをCGUとして識別する*[IAS 36.70]*。この規定の根拠は、活発な市場が存在するのであれば、資産又はCGUが、活発な市場で生産物を販売することによって、企業のその他の資産又は資

産グループからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成できる点にある[IAS 36.71]。IAS第36号第71項では「企業が当該産出物を活発な市場で販売できるのであれば」と記載されており、企業が活発な市場にアクセスし、そこで産出物を販売する能力を重要な検討事項としていることに留意する必要がある。活発な市場へのアクセスに実質的な制約が存在する場合、CGUの決定及びIAS第36号第70項から第71項までの関連するガイダンスを評価する際にこれを考慮しなければならない。たとえば、重要なインフラがなく、その開発にかなりの時間と労力を要するため産出物を活発な市場で販売することができない場合、この点は企業が活発な市場で販売を行う能力に影響すると考えられる。

弊法人のコメント

IAS第36号第70項の活発な市場に関するガイダンスとそれがCGUの決定に及ぼす影響を評価する際には、企業の産出物を活発な市場で販売する能力に影響を及ぼす実質的な制約を検討する必要があると我々は考える。企業が産出物を活発な市場で販売することができるかどうかを判断するにはあらゆる制約を考慮する必要があるが、そのような制約は、IAS第36号第70項よりも優先されるほどに実質的であることが必要と考えられる。

金属や燃料商品（石油精製品や天然ガス）、自由に売買されるその他の商品には活発な市場が存在する。

企業はCGUの売却に係るキャッシュ・インフロー又はCGUの購入に係るキャッシュ・アウトフローを見積る際に、内部振替価格ではなく、将来の独立第三者間取引の価格における経営者の最善の見積りを使用する。これは、内部振替価格が関係するすべての資産及びCGUに対する一般規定であることに留意されたい（下記セクション7.1.6を参照）。

IAS第36号の設例IE5を基にした下記のシナリオAは、この点を解説するものである。また下記のシナリオBでは、活発な市場が存在することが、必ずしも個別のCGUの識別につながるわけではない点を説明している。

設例 3-8: CGU の識別 ― 企業内部で使用される製品

シナリオA ― 企業内部での消費のための電力の生産

企業のエネルギー転換を踏まえ、企業は太陽光発電所である工場Xの創設のため、重要な投資を行っている。工場Xにより生産された電力は、工場Yの生産プロセスで使用される。工場Xの電力は利益の全額が工場Xのものとなるように設定された内部振替価格で工場Yに販売される。内部振替価格については下記セクション7.1.6で説明している。

工場Xがその電力を活発な市場で販売でき、工場Yのキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する場合には、工場Xの電力が工場Yにより使用されるとしても、工場Xが単独のCGUとなる可能性が高い。したがって、工場Xのキャッシュ・インフローはおおむね独立しているとみなすことができる。一方、工場Yも単独のCGUとなる可能性が高い。ただし、内部振替価格は工場Xの電力の市場価格を反映していない。したがって、工場X及び工場YのVIUを算定するとき、企業は、社内で使用する工場Xの電力の将来価格が、独立第三者間取引条件における将来価格についての経営者の最善の見積りを反映するよう、予算又は予測を調整する。

一方、工場Xが活発な市場で電力を販売する能力を持たない場合には、各工場の回収可能価額を、もう一方の工場の回収可能価額と切り離して算定できる可能性は低い。この場合、工場Xの電力の大半は社内で使用され、活発な市場で販売することができないので、工場Xのキャッシュ・インフローは、工場Yの製品に対する需要に依存することになる。そのため、工場Xは、工場Yのキャッシュ・インフローから、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成するとは考えられない。さらに、この2つの工場は一括して管理されている。したがって、工場Xと工場Yは、一体として、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループとなる可能性が高いといえる*[IAS 36.IE5-IE10]*。

シナリオB — 中間製品の「市場」が個別のCGUの識別とは無関係な場合

ある企業が、自社製品を一貫生産により製造している。同社は、オーストラリアに拠点を有しており、そこでは最終製品を製造するための中間製品が製造されており、当該中間製品はすべて内部で使われる。オーストラリア市場は当該中間製品の主要な市場であり、それに対するIFRS第13号の定義に基づく活発な市場（第14章を参照）はオーストラリアには存在しない。オーストラリアに競合他社は1社しかなく、その会社も一貫生産を行っており、同様に製造した中間製品を内部で使用している。両企業とも、最終製品までの垂直に統合された製造プロセスをみると非常に収益性が高い（これまでの収益性も高かった）。

中国には、中間製品の活発な市場が存在するが、当該市場における製品の価格は非常に低く、オーストラリアに拠点を置く会社が、中間製品の中国への販売を唯一の活動とした場合、利益を上げることは不可能であるため、中国で製品を販売する目的でオーストラリアに製造事業を立ち上げる会社はないと考えられる。

オーストラリアの各社は、中間製品にわずかな余剰が生じた場合には、オーストラリアの競合他社に販売するのではなく、中国の活発な市場で販売する。

中国で、当該中間製品の活発な市場が存在することに鑑みると、中間製品を製造する活動は、個別のCGUとして取り扱わなければならないようにみえる。しかし、活発な市場が世界のどこかに存在するからといって、その活発な市場で販売を行うことにより、資産又はCGUが、実際に残りの事業から独立したキャッシュ・インフローを生成するということにはならない。そのような販売が、本当に偶発的な活動（すなわち、販売しなければ廃棄されてしまう過剰生産による製品から収入を得ているだけの場合）なのであれば、IAS第36号の目的上、その市場を当該中間製品の活発な市場とみなさないことが適切となる場合がある。

IAS第36号の下で、その市場が活発な市場とみなされない場合は、当該中間製品の製造に関係する資産・営業活動は個別のCGUとしては取り扱われないことになる。

3.6 旗艦店

小売業者はいわゆる旗艦店を開設して運営していることがあるが、その場合、旗艦店が減損テストを実施する目的の個別のCGUであるか、及びどのキャッシュ・フローを減損テストに含めるべきかという疑問が生じる。旗艦店の公式な定義は存在しないが、小売業では、旗艦店を何らかの共通の特徴及び目的を有するものとして識別している。旗艦店は、特に立地、規模、内装、品揃え、サービスとその目的、及び直接的なリターンに関する期待の点で他の店舗と異なることが多い。

旗艦店は、企業のブランド戦略においてブランドのショーケースとして重要な役割を果たす、小売業者を代表する店舗である。旗艦店の目的は、売上を挙げること以上に、顧客をブランドに惹き付け、ブランドの認知度及び顧客ロイヤルティを創出すること、ならびにマーケティングの手段として機能することである。さらに、旗艦店は、市場のテスト、ブランドの位置付けの変更、新商品の試用、店舗のデザイン・コンセプトの評価、幅広い販売促進活動の会場としての機能に使われることも多い。

共通する主な特徴には以下のような点がある。

- 多くの場合、小売業者のチェーンにおける最大の店舗である。
- 一等地や人出が多い場所に配置されている。
- 新たな試みや心を揺さぶるような魅力があり、高級感や豪華さがある。
- 店舗の規模、建設のための資本的支出及び営業費用が小売業者の他の店舗を大幅に上回ることが多いが、旗艦店に期待される直接的な売上高の水準によってそれを正当化できないことが多い。
- 旗艦店からの経済的便益は、小売業者の他の店舗に又はオンライン販売を通じて流入することが期待される場合がある（上記の設例3-3：オムニチャネルのビジネス・モデルを参照）。

店舗が旗艦店とみなされるために上記の特徴をすべて有している必要はなく、各特徴は顕著である場合もそうでない場合もある。

小売業者の旗艦店は1店舗に限られず、商業圏ごとに1店舗ずつ設置したり、同一都市内でも複数の旗艦店を設置して複数の要所をカバーしたりすることもある。中には、店舗の開設及び運営に費やした金額の回収のみならず利益を挙げるほどに十分なキャッシュ・インフローを生成する旗艦店もあるが、多くの旗艦店は、そもそも不採算となるよう予算を組まれているか、他の店舗と同様のリターンを要求されていない。

旗艦店の減損テストを実施する際には、売上を生成する単位であると同時に企業全体のブランド戦略に重要な役割を果たすという、旗艦店の二面的な性質による課題に直面する。この二面性により、旗艦店の減損を評価する際には、経営者による重要なレベルの判断が必要となることがある。

3.6.1 旗艦店 ― CGU の検討

旗艦店は企業全体のブランド戦略に重要な役割を果たすことが多いが、その売上の生成に係る性質は、IAS第36号のCGUの定義に基づいて評価することが必要であると考えられる。

弊法人のコメント

おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する旗艦店はIAS第36号に基づくCGUの定義を満たすため、単独のCGUであるとみなす必要があると我々は考えている。

旗艦店が地域におけるブランド・イメージの向上という機能を有し、同じ地域の他の店舗に便益をもたらしている場合、他の店舗からのキャッシュ・インフローは互いにおおむね独立しているとみなされないため、このような旗艦店を同じ地域の他の店舗と集約して1つのCGUとするという主張は可能である。稀ではあるが、

旗艦店が、独立したキャッシュ・インフローを生成しない、又はわずかにしか生成しないように設定されていることがある。たとえば、企業の革新的な新製品を顧客に体験させることを主な目的とし、売上は他のチャネルから生成されることが期待される実験的な店舗のケースがこれに該当する。このような場合、当該旗艦店は全社資産の定義を満たすため、減損の評価は全社資産として行うことになる（下記セクション4.2を参照）。

3.6.2 旗艦店 ― 回収可能価額の検討 ― VIU

上述のとおり、旗艦店の中には、そもそも不採算となるよう予算が組まれていたり、他の店舗と同様のリターンを要求されていなかったりするものがある。このようなケースでは、旗艦店の設置に対する経営者の投資決定は、通常、旗艦店が事業全体にもたらす便益を念頭に置いてなされている。このことにより、個別のCGUである旗艦店のVIUを算定する際に、事業全体への追加的な便益の供与を考慮しなければならないのか、また、どのように考慮しなければならないのかという問題が生じる。

旗艦店の追加的な機能はおおむねマーケティングであるため、当該機能を回収可能価額の算定において考慮する必要はないという見解があり得る。マーケティングに関する支出は通常発生時に費用処理されるため、旗艦店が不採算となるよう予算を組まれている場合、減損損失を計上することは必ずしも矛盾しないと考えられる。この見解では、企業はそもそも旗艦店に係る費用を資産計上することの是非を検討しなければならない。

あるいは、VIUの算定時には、旗艦店の設置に対する経営者の事業上の根拠を検討すべきという見解もあり得る。この場合、IAS第36号第71項のガイダンスを用い、他のCGUに提供されるサービスに対する独立第三者間取引条件による課金をVIUの計算に含めることが適切となる可能性がある。その目的は、他のCGUに提供される便益について課金がある場合に旗艦店が生成するであろう金額を反映することである。首尾一貫性を確保するため、便益を享受するCGUがこれらの課金を各CGUの回収可能価額のモデルに組み込むことも必要となるであろう。どのCGUが旗艦店からの便益を享受しているか、したがってどのCGUが提供されたサービスに対し課金されるかを決定するには、慎重な検討が必要となると考えられる。中には、企業の事業全体に一定水準の便益を提供する旗艦店もあるが、複数の旗艦店を有する事業の場合は特に、旗艦店はその所在する商業圏を支援している可能性の方が高い。その場合、課金を組み込むのは支援される店舗に限定する必要があるだろう。

弊法人のコメント

企業が旗艦店の減損を評価する際には、VIUの計算に独立第三者間取引条件による課金を組み込み、他のCGUに提供されるサービスを反映することが可能であると我々は考えている。首尾一貫性を確保するため、便益を享受するCGUのVIUを算定する際には、これらの課金を費用として反映する必要があると考えられる。

我々は、企業が旗艦店の減損テストを実施する際の基礎は、当初から十分に文書化されていることを想定している。この文書化は、旗艦店の戦略及び本社機能によりグループ内課金を含めることが必要であると想定される場合、特に重要である。ある店舗が途中から旗艦店となることは想定していない。

上記の説明の概要を下表に示す。

	旗艦店は、開設及び運営に費やした金額を回収できるように、おおむね独立したキャッシュ・インフローを十分に生成するような予算を組まれている	旗艦店は、近隣の他店舗と相互依存的にキャッシュ・インフローを生成している	旗艦店は、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成しているが、不採算となるような予算を組まれているか、期待されるリターンが通常より大幅に低く、より広い事業に便益を提供している	旗艦店は、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成していない
個別の CGU であるか？	はい	いいえ	はい	いいえ
減損テストは旗艦店に対し個別に実施されるか？	はい	いいえ	はい	いいえ
減損テストは旗艦店以外の店舗に対し個別に実施されるか？	はい	いいえ 近隣店舗と集約して実施	はい	はい
グループ内課金を組み込んでいるか？	いいえ	いいえ	見解 A:いいえ 見解 B:はい 独立第三者間取引条件によるグループ内課金を配賦することが適切と考えられる	いいえ
減損テストは旗艦店と他の店舗を集約して実施されるか？	いいえ	はい 近隣店舗と集約して実施	いいえ	はい 全社資産に関するガイダンスを考慮（下記セクション 4.2 を参照）

4 CGU の帳簿価額の特定

企業は減損テストのためにCGUを設定した後、CGUの帳簿価額を算定する必要がある。CGUの帳簿価額は回収可能価額の算定方法と首尾一貫した基礎により算定しなければならない*[IAS 36.75]*。

CGUの帳簿価額には、そのCGUに直接帰属するか、又は合理的かつ一貫した方法により配分することのできる資産のみが含まれる。CGUの帳簿価額に含まれる資産は、CGUの回収可能価額を算定する際に使用される将来キャッシュ・インフローを生成する資産でなければならない。会計上認識されている負債については、それを考慮に入れなければCGUの回収可能価額を算定できない場合を除いて、当該負債の帳簿価額をCGUの帳簿価額に含めてはならない。つまり、CGUのFVLCD及びVIUは、当該CGUの一部ではない資産及びすでに財務諸表上で認識された負債に関連するキャッシュ・フローを除いて算定される*[IAS 36.76]*。

IAS第36号は、資産をCGUに配分するとき、関連資産の網羅性が重要であることを強調している。すなわち、CGUには当該CGUのキャッシュ・フローの生成のために使用されるすべての資産が含まれなければならない。そうでないと、帳簿価額が過少計上され、実際には減損している資産が減損していないように見えてしまう可能性がある*[IAS 36.77]*。

CGUの帳簿価額やVIUの算定には、認識済みの負債を影響させないのが原則であるが、例外規定がある。資産又は資産グループを取得したことにより買手が負債を引き受けなければならない場合には、FVLCDは、資産又は資産グループに負債を加味した売却価格となる。したがって、当該負債をCGUの帳簿価額及びVIUから控除する必要がある。これにより、CGUの帳簿価額と回収可能価額とで、(回収可能価額がFVLCDとVIUのどちらに基づいていようとも)意味のある比較が行われることになる*[IAS 36.78]*。詳細は下記セクション4.1.1を参照されたい。

実務上の理由から、IAS第36号の適用対象外であり、したがってCGUを構成しない売掛金、その他金融資産、買掛金、年金及びその他引当金などの資産や負債を考慮した上で、CGUの回収可能価額を算定する場合がある*[IAS 36.79]*。CGUのVIU又はFVLCDの計算がこれらの資産や負債を考慮して決定される場合、CGUの帳簿価額も首尾一貫した基礎により算定する必要がある。しかし、下記セクション4.1で説明するように、これに関して実務では頻繁に混乱が生じている。

のれん及び全社資産等の資産は、合理的かつ首尾一貫した基礎でCGUに配分できない場合がある。それゆえIAS第36号は、これらの処理について別途規則を定めている。のれんの配分については下記セクション8.1で、全社資産については下記セクション4.2で個別に検討している。

4.1 整合性と減損テスト

整合性は、IAS第36号において非常に重要な原則である。減損テストを行うにあたり、企業は、VIUとFVLCDの計算に対し、CGUの帳簿価額が整合的であることを確認しなければならない。VIUを計算するにあたり、又はFVLCDの算定のためにDCF法を使うにあたり、企業はCGU内の資産及び負債と、これらの計算に用いられるキャッシュ・フローに整合性があり、さらにキャッシュ・フローと割引率の間にも整合性があることを確認しなければならない。

CGUの帳簿価額の算定には認識済みの負債を影響させないという原則には例外規定もある。資産又は

資産グループ（CGU）を取得した際に買手が負債を引き受ける必要がある場合、当該CGUのFVLCDは、当該CGU内の資産又は資産グループと負債を合わせた売却価格から処分コストを控除した金額となる*[IAS 36.78]*。意味のある比較を行うためには、この負債は、資産又は資産グループ（CGU）のVIUと帳簿価額の両方から控除しなければならない。

当該負債をCGUの帳簿価額とVIUの両方から控除することを求めるIAS第36号の規定により、契約上の義務の決済のために支払うキャッシュ・フローをDCF法によるVIUの計算に含める場合に生じるおそれのある歪みを回避できる。負債のキャッシュ・フローがDCF法によるVIUの計算に含まれる場合には、負債の帳簿価額の算定に用いた割引率とは異なる割引率が用いられる可能性があり、それによって歪みが生じる。詳細について、下記セクション4.1.1で説明している。

実務的な観点からは、企業は単に負債のキャッシュ・アウトフローを除外して計算したCGUのVIUと、負債を除いたCGUの帳簿価額と比較すればよいことになる。これは、VIUがFVLCDと比較できないことを意味するが、計算されたVIUがCGUの帳簿価額を上回る場合にはCGUは減損しておらず、問題は生じない。

また、IAS第36号では、実務的な理由により、IAS第36号の適用対象外となる売掛金その他金融資産又は買掛金、年金、その他の引当金などの負債をCGUの回収可能価額を算定するにあたって考慮することが認められている。

ただし、いかなる場合でも、以下の事項に留意しなければならない。

- CGUの帳簿価額は、VIU及びFVLCDと同じベース、すなわち同じ資産と負債を含めて計算しなければならない。
- キャッシュ・フローは、CGU内の資産や負債と整合的なものを用いる必要がある。

また、資産及び負債の一部にも、割引技法を用いて計算されているものがある。そのため、上記で説明しているように、異なる割引率で割り引かれることによる歪みが生じる危険性がある。

4.1.1 環境引当金及び類似の引当金ならびに負債

IAS第36号第78項では、所有者が表土の復元により採鉱場の原状回復を行う法的義務が存在する国における鉱山の例を使い、CGU内の資産の帳簿価額から控除しなければならない、買手が引き受ける負債について説明されている。このケースでは、原状回復費用の現在価値である原状回復引当金が計上され、CGU内の資産の帳簿価額から控除されている。当該引当金は、FVLCDの見積りにおいて考慮されるが、VIUの算定においても控除しなければならない。というのも、回収可能価額を見積るどちらの方法も、CGUの帳簿価額と整合する比較可能な基礎により計算されなければならないためである*[IAS 36.78]*。

他にも、不動産の原状回復引当金や類似の契約に基づく原状回復引当金など、CGUの買手が引き受ける負債に関する引当金がある。このような引当金は、稼動等によって債務が発生するのに応じて認識されるため、資産化されるのではなく、使用期間にわたって費用処理される。当該引当金がCGU内の資産から控除される場合は、VIUの算定においても控除されなくてはならず、また、FVLCDの見積りにおいても考慮しなければならない。

実際、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づく引当金の多くは、CGUの回収可能価額の

算定において適切に扱われている限り、CGUの帳簿価額からも控除できる。

契約上の義務の決済のために支払うキャッシュ・アウトフローをDCF法によるVIUの計算に含める場合、減損の目的上のキャッシュ・フローが、当該引当金の算定に使用した割引率とは異なる割引率を用いて割り引かれるために歪みが生じる危険性がある。この種の負債の帳簿価額には、貨幣の時間価値及び引当金に関係するリスクに基づく、引当金に適切となる割引率が反映される。これは、資産に適切となる割引率よりもかなり低くなる可能性が高い。よって、これにより生じる歪みを考慮し、影響に重要性がある場合には調整する必要があるだろう。簡単な例を挙げると、10年後に生じる100百万円のキャッシュ・アウトフローを10%で割り引くと現在価値は39百万円となるが、4%で割り引くと現在価値は68百万円となる。資産に適切となる割引率を用いて引当金を割り引き、キャッシュ・フローから控除することにより、CGUの回収可能価額が過大に算定されてしまう可能性がある。

したがって、歪みが生じる危険を回避し、CGUの帳簿価額と回収可能価額との意味ある比較を行うために、IAS第36号は、CGUの帳簿価額とVIUの双方の算定において引当金の帳簿価額を減額することを要求している*[IAS 36.78]*。

2015年に、IFRS解釈指針委員会はIAS第36号第78項の適用の明確化を求める要請を受けた。要請提出者は、当該負債をVIUとCGUの帳簿価額の双方から減額するアプローチがもたらす結果はゼロであることに留意し、これが本当に意図したことなのか、それとも別の方法が要求されていたのか質問した。

IFRS解釈指針委員会は2015年11月の会合で、CGUのFVLCDが認識された負債を考慮している場合には、IAS第36号第78項は、CGUの帳簿価額とVIUの両方を当該負債の帳簿価額の分だけ調整することを要求していることに着目した。IFRS解釈指針委員会の見解によると、この方法は、回収可能価額とCGUの帳簿価額の意味ある比較を行うための単純で費用対効果に優れた方法である。さらに、この方法はIAS第36号の規定（CGU内の資産の現在価値の測定に資産に固有のリスクを反映させる）とIAS第37号の規定（負債の現在価値の計算に負債に固有のリスクを反映させる）と整合的であることにも留意した。

そのため、IFRS解釈指針委員会は、解釈指針も基準書の改訂も必要ないと判断し、この論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

上記セクション4.1で述べたように、実務的な観点からは、企業は負債のキャッシュ・アウトフローを含めずに計算したCGUのVIUを、負債を除いたCGUの帳簿価額と比較すればよい。計算したVIUがCGUの帳簿価額を上回っていれば、減損の必要はなく、FVLCDとの比較可能性に欠けるとしても問題とならない。

4.1.2 IFRS 第 16 号に基づくリース負債

CGUはIFRS第16号に基づき計上される使用権資産を含む場合がある。使用権資産の減損の検討にあたってはIAS第36号を適用する。

リース契約に関しては、ほとんどの場合、CGUを処分する際には、関連するリース契約も併せて処分されるだろう。CGUに係るFVLCDは、関連するリース契約を考慮するため、契約上のリース料を支払う必要性を検討する。これにより、CGUの帳簿価額を算定する際に、リース負債の帳簿価額を控除することも必要となる。

貸借対照表上でリース負債として反映される支払リース料は、VIUの算定に含めてはならないことに留意することが重要である。CGUの帳簿価額を算定するためにリース負債の帳簿価額が控除されている場合、リ

ース負債と同額がVIUからも控除される必要がある。IAS第36号は、支払リース料の分だけ将来キャッシュ・フローを減額し、直接純額でVIUの計算を行うことを認めていない。これは、VIUの算定に使用される割引率と、リース負債の帳簿価額を算定するために使用される割引率との差異により生じる歪みのリスクを考慮したものである*[IAS 36.78]*。VIU及び支払リース料の詳細については、下記セクション7.1.9を参照されたい。

4.1.3 売掛金及び買掛金

企業が、売掛金及び買掛金をCGU内の資産に含めているか否かにかかわらず、当該債権の回収又は当該負債の支払いであるキャッシュ・フローを二重計上しないようにしなければならない。通常、運転資本に関するキャッシュ・フローとそれ以外の項目のキャッシュ・フローとは区別されないため、注意が必要である。実務でよく用いられる解決策は、運転資本項目をCGUの帳簿価額に含めて、運転資本残高の変動の影響をキャッシュ・フロー予測に含めるというものである。

下記の設例は、耐用年数が有限のCGUを用いて、運転資本項目を含める影響及び含めない影響を簡潔に説明している。

設例 4-1: 運転資本の減損テストへの影響

A社の期末の純資産は以下で構成されている。

	百万円
CGUを構成する資産の帳簿価額	100,000
運転資本:正味負債	(800)

運転資本の変動を含める又は含めない5年間の利息・税金控除前予算キャッシュ・フロー、また、割引率10%を用いたその正味現在価値は、次のとおりである。

年度	1	2	3	4	5	6
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
税引前キャッシュ・フロー 注)	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	
期首運転資本	(800)	(1,500)	(3,000)	(4,500)	(6,000)	(7,500)
期末運転資本	(1,500)	(3,000)	(4,500)	(6,000)	(7,500)	
運転資本変動額	700	1,500	1,500	1,500	1,500	(7,500)

注) 運転資本変動額を除く利息控除前キャッシュ・フロー

第 5 年度の期末運転資本は第 6 年度のキャッシュ・アウトフローとして扱う。

期首運転資本を含むキャッシュ・フロー	10,700	21,500	31,500	41,500	51,500	(7,500)
割引率 10%を用いた正味現在価値	**107,251**					
期首運転資本を除くキャッシュ・フロー	11,500	21,500	31,500	41,500	51,500	(7,500)
割引率 10%を用いた正味現在価値	**107,979**					

期首運転資本を含めたケース

	百万円
運転資本控除後の CGU 帳簿価額	99,200
期首運転資本を含むキャッシュ・フローの正味現在価値	107,251
ヘッドルーム	**8,051**

期首運転資本変動額を除いたケース

	百万円
CGU 帳簿価額	100,000
期首運転資本変動額を除くキャッシュ・フローの正味現在価値	107,979
ヘッドルーム	**7,979**

2つのケースの余裕額（ヘッドルーム）は、キャッシュ・フローが生じる期における差額を割り引く影響があるため、まったく同じではない点に注意されたい。一般的に、割引により生じる歪みは、短期の運転資本項目に関しては重要ではない。しかし、重要性がある場合には、そのような歪みを調整しなければならない。

他の組合せでは、資産の帳簿価額とキャッシュ・フローを一貫して扱わないことになり、ヘッドルームが過大又は過小計上される。たとえば、運転資本控除後のCGUの帳簿価額（99,200）と期首運転資本変動額を除くキャッシュ・フロー（107,979）の比較は、正しくないであろう。

上記の設例4-1は、耐用年数が有限のCGUを想定しているため、負の運転資本残高を決済するために最終年度のキャッシュ・アウトフローを考慮している。VIUの計算にターミナル・バリューを含む耐用年数を確定できないCGUについては、キャッシュ・フロー予測の最終年における運転資本投資の持続可能な水準を想定する必要があると考える。

一部の業界においては、企業が負の運転資本で事業を行うことが一般的である。負の運転資本は、早い段階でキャッシュ・フローからの便益をもたらし、後年になって、遅くともその耐用年数の終了時点にキャッシュ・フローからの便益が戻し入れられる。これは、検討対象のCGUの価値を高める。VIUの計算にターミナル・バリューを含むCGUについて永久の耐用年数を想定する場合、検討対象のCGUについてVIUの過大表示を避けるために、負の運転資本が永続することが予想される範囲の判断、及び負の運転資本残高の持続可能な水準の判断には慎重な検討が求められる。

4.1.4 年　金

上記セクション4で述べたように、認識されている負債は原則的にCGUの回収可能価額又は帳簿価額に含まれない。

IAS第36号第79項には、実務上の理由でCGUの回収可能価額の算定に含まれる場合がある項目として、年金債務が挙げられている。このような場合、当該負債の帳簿価額の分だけCGUの帳簿価額が減額される*[IAS 36.79]*。

実務上、回収可能価額に年金債務のキャッシュ・フローを含めることは、特に確定給付制度である場合には極めて困難である。年金負債の測定基礎と、当該年金に関するキャッシュ・フローとの間に、あまりに多くの違いが生じる可能性があるためである。CGUのVIUと帳簿価額の双方から年金債務の帳簿価額を控除することにより、この問題を回避できる。年金負債をCGUの帳簿価額から除外する場合は、それに関するキャッシュ・フローをVIUの計算において考慮することはできず、年金負債をVIUから控除することはできない。

一方、将来のサービスに関するキャッシュ・フローは、確定拠出制度に関するものであれ、確定給付制度に関するものであれ、CGUの継続的な従業員コストの一部であるため、必ず回収可能価額の算定に含めなければならない。実務上は、年金負債の返済を反映したキャッシュ・フローと将来のCGUの従業員コストとの区別が難しい可能性がある。

4.1.5 キャッシュ・フロー・ヘッジ

非常に可能性の高い予定取引に関するキャッシュ・フロー・ヘッジの場合、ヘッジ対象の資産又は負債のキャッシュ・フローとヘッジ手段のキャッシュ・フローを回収可能価額の計算に含めても、短期のヘッジ契約では重大な違いは生じないケースが多い。その場合、割引率が異なることにより生じる歪みを考慮した後、CGU内の資産及び関連するキャッシュ・フローは、同額だけグロスアップ又はネットダウンされる。しかし、一部の企業は、IFRS第9号に基づきキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されている、売上又は購入をヘッジする金融商品から生じるキャッシュ・フローを考慮に入れるべきだと考えている。そうしなければ、その経済的効果が正しく表されないからである。そのために、企業は、当該キャッシュ・フローを含めて、デリバティブ資産又は負債をCGUから除外するか、あるいは、その代わりに、デリバティブ資産又は負債を含めて、それに関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金をCGUにも反映させている（この後者の処理は、ヘッジの非有効部分が存在し得るため、デリバティブ資産・負債を完全に相殺するわけではない）。これらの企業は、価格リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジの効果により、資産の公正価値が維持されると主張している。また、そうした企業は、売却又は購入をヘッジする金融商品から生じるキャッシュ・フローを考慮しないことで、デリバティブが行使されるまではオフバランスとなる「通常の購入／通常の売却」に関する除外規定が適用される商品との比較において、純損益のミスマッチが生じるという点も指摘した。

これは損益の観点からみると理にかなっているが、IAS第36号ではこうした考え方は認められない。デリバティブ資産又は負債は、実務において便宜的にCGUに含められるものであり、ヘッジ剰余金は、CGUに反映される資産でもなければ負債でもない。ヘッジ手段の帳簿価額は正味現在価値であるため、減損損失はデリバティブ金融商品及びそのキャッシュ・フローを除いて算定した場合と類似する場合がある。だが、デリバティブの公正価値の算定とVIUの算定に用いる割引率が異なることにより、この2つに違いが生じる可能性がある。IFRS第9号において、ヘッジ剰余金から一定の金額を組替調整（リサイクル）することによって、

減損の影響を緩和することは認められていない。最後に、企業はキャッシュ・フロー・ヘッジの価値がプラスではなく、マイナスになる場合もあることを理解しておかなければならない。

設例 4-2: キャッシュ・フロー・ヘッジと減損テスト

企業A（A社）は1つのCGUのみを有しているが、コモディティ売上をヘッジするためにデリバティブ契約を締結する。デリバティブはキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理され、非有効部分は存在しない。

A社は減損テストを実施しなければならない。

減損テストの実施日現在のA社の貸借対照表は以下のとおりである。

	百万円
資産／CGU	3,000
デリバティブ公正価値	1,125
資本— その他の剰余金	(3,000)
資本—キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金	(1,125)

減損テスト実施日において、A社のキャッシュ・フロー予想は以下のとおりである。

年度	20X0 年	20X1 年	20X2 年	20X3 年
	百万円	百万円	百万円	百万円
予想売上キャッシュ・インフロー		750	750	750
予想ヘッジ・キャッシュ・インフロー		450	450	450
キャッシュ・インフローの合計額		**1,200**	**1,200**	**1,200**
売上キャッシュ・インフローの正味現在価値	1,875	1,307	684	0
キャッシュ・インフローの合計額（売上キャッシュ・インフロー及びヘッジ・キャッシュ・インフローの合計額）の正味現在価値	3,000	2,091	1,094	0
ヘッジの公正価値	**1,125**	**784**	**410**	**0**

IAS第36号は、VIUの算定においてヘッジ取引によるキャッシュ・フローを除外することを求めている。したがって、デリバティブの帳簿価額はCGUの帳簿価額から除外される。A社は以下のとおり、1,125百万円の減損損失を認識する。

	百万円
資産の帳簿価額	3,000
回収可能価額（VIU）	1,875
減損損失	**(1,125)**

ヘッジ手段の帳簿価額がCGUの帳簿価額に含まれ、割引の影響が考慮されることによってキャッシュ・フローと帳簿価額の割引における整合性が確保されている場合には、A社はVIUの計算にヘッジ手段に

よるキャッシュ・フローを含めることを禁止されない。このアプローチを用いた場合も、同額の減損損失1,125百万円が計上されることになる。

4.2 全社資産

企業は、本社建物又は中央情報技術設備など、他の資産又は資産グループから独立してキャッシュ・インフローを生み出さない、複数のCGUに寄与する資産を有する場合がある。IAS第36号では、このような資産を全社資産とよんでいる。全社資産とは、「のれん以外の資産で、検討の対象である資金生成単位と他の資金生成単位の双方の将来キャッシュ・フローに寄与する資産」と定義されている。全社資産にはブランドや商標などの無形資産が含まれることがある(上記セクション3.3.1を参照)。

全社資産の特徴は、他の資産又は資産グループから独立してキャッシュ・インフローを生成せず、かつ、それらの帳簿価額を検討対象のCGUに完全には配分することができない点にある*[IAS 36.100]*。だが、減損テストを適切に実施するためには、全社資産の帳簿価額は、それが属するCGUとともに減損テストを行わなければならない。したがって、全社資産をそれが属するCGUに配分し、それらのCGUとともに減損テストを行う必要がある*[IAS 36.101]*。

これは、全社資産自体に減損の兆候が表れた際に問題となる。また、全社資産に直接関係するキャッシュ・インフローが存在しないために、減損の兆候をどのように解釈できるのかという問題も生じる。全社資産の中には、本社建物が通常そうであるように、公正価値を比較的容易に算定できるものもある。しかし、中央情報技術設備については公正価値を容易に算定できないこともある。すでに上記セクション2.1.3で説明したように、特に全社資産が属するCGUが減損の兆候を示していないことが明らかであるならば、全社資産の価格の下落自体は、減損テストの必要性を必ずしも生じさせるわけではない(経営者が当該資産の処分を決定している場合はその限りではない)。これに対し、全社資産が関係するCGU又はCGUグループが減損の兆候を示しているときは、当該全社資産も減損の兆候を示している可能性が高い。こうした考え方が、全社資産の減損テストの方法に反映されている。

IAS第36号は、可能な場合は、全社資産を「合理的かつ首尾一貫した基礎」で個々のCGUに配分すべきであると規定している*[IAS 36.102]*。この「合理的かつ首尾一貫した基礎」については詳しく説明されていないが、一定の柔軟性が認められているものと解釈できる。ただし、首尾一貫していること、つまりいかなるときも同じ基準を適用することが不可欠である。全社資産の帳簿価額を合理的かつ首尾一貫した基礎で個々のCGUに配分できる場合には、減損の判定は個々のCGUごとに行われ、その帳簿価額には、当該単位に配分された全社資産の配分額が含まれる。ある個別のCGUに対して、合理的かつ首尾一貫した基礎で全社資産の帳簿価額を配分できないときは、以下の3つの手続を検討すべきである。上記で述べたとおり、個々のCGUに配分できない全社資産が減損の兆候を示している場合、全社資産が関係するCGUも同様に減損の兆候を示している可能性が高い。まず、CGUについて減損テストを行い、減損損失が存在すれば認識する。次に、最小のCGUグループを識別し、全社資産の帳簿価額の一部又は全部を当該グループに配分する。当該CGUグループには、最初の手続の対象となったCGUを含めなければならない。最後に、当該CGUグループを構成するすべてのCGUについて、当該CGUグループの帳簿価額(全社資産の帳簿価額の配分額を含む)が、当該CGUグループの回収可能価額を上回っているかどうかを判断するためのテストを行う*[IAS 36.102]*。CGUグループの帳簿価額がその回収可能価額を上回るときは、下記セクション11.2

で述べるように、減損損失をCGUグループに含まれるすべての資産、及び全社資産の当該CGUグループへの配分額に対して比例配分する(IAS第36号第105項が定める下限まで)。

企業によってはCGU及びCGUグループに全社資産を配分する代わりに、全社資産の使用料を含めている場合がある。これは、配分が合理的であり、総使用料の正味現在価値が当該資産の帳簿価額と同額であり、減損が生じていないことを企業が確認している場合に限り、許容可能な近似値となる。そうでない場合は、資産又はCGUからのキャッシュ・アウトフローの二重計上や計上漏れ、CGU内の資産への減損の配分を誤る可能性がある。間接費については下記セクション7.1.7で詳しく説明している。

IAS第36号設例8は、全社資産が関係するケースでの全社資産の配分とVIUの計算例を示している *[IAS 36.IE69-IE79]*。下記の表は当該設例で示されているものであり、全社資産のCGUへの配分が分かりやすく要約されている。

設例 4-3: 全社資産の配分

ある企業は、3つのCGUと本社建物を有している。本社建物の帳簿価額は150百万円であり、個々のCGUの帳簿価額に配分されている。CGU Aの見積残存耐用年数は10年であるのに対し、CGU B及びCの見積残存耐用年数は20年であるため、配分方法は加重比例配分法を採用している。

表1:本社建物の帳簿価額の加重配分の計算

20X0 年期末	A	B	C	合計
帳簿価額	100 百万円	150 百万円	200 百万円	**450 百万円**
残存耐用年数	10 年	20 年	20 年	
耐用年数に基づく加重	1	2	2	
加重後の帳簿価額	100 百万円	300 百万円	400 百万円	**800 百万円**
本社建物の配分割合	(100÷800)=12%	(300÷800)=38%	(400÷800)=50%	**100%**
本社建物の帳簿価額の(上記割合に基づく)配分額	19 百万円	56 百万円	75 百万円	**150 百万円**
帳簿価額(本社建物の配分後)	119 百万円	206 百万円	275 百万円	**600 百万円**

IAS第36号は、配分割合を帳簿価額に基づいて算定することを要求していない。状況によっては、収益などの財務測定値や従業員数、時間数も適切な配分基準とみなされる。

比例配分アプローチを用いた場合には、各CGUの耐用年数や帳簿価額が変化するにつれ、各CGUに配分される本社建物の金額が変化する。上記の設例では、本社建物のCGU Aへの配分額は、CGU Aの残存耐用年数が短くなるにつれ、CGU BとCに再配分されることになる。耐用年数以外の基準に基づいてCGUへの配分を行う場合においても、いずれかのCGUの値が相対的に変化すれば、再配分が必要となる。

4.2.1 賃借している全社資産

企業は、本社やIT設備のリースなど、全社レベルでのリース契約をしばしば締結する。IFRS第16号に基づき、こうしたリース契約については使用権資産が認識される。他の全社資産と同様に、使用権資産の帳簿価額は関連するCGUとともに減損テストを実施しなければならない。企業は減損テストを実施する際、全社資産である使用権資産の帳簿価額をCGU（のグループ）に配分する必要がある場合が多い。上記セクション4.2で説明しているとおり、企業によってはCGU又はCGUグループに資産を配分する代わりに、全社資産の使用料を含めている場合がある。これは、配分が合理的であり、総使用料の正味現在価値が当該全社資産の帳簿価額と同額で、減損が生じていないことを企業が確認している場合に限り、許容可能な近似値となる。そうでない場合は、資産又はCGUからのキャッシュ・アウトフローの二重計上や計上漏れ、CGU内の資産への減損の配分を誤る可能性がある。

5 回収可能価額

IAS第36号により、資産又はCGUの帳簿価額は、回収可能価額（VIUとFVLCDのいずれか高い方の金額）と比較されなければならない*[IAS 36.18]*。FVLCD又はVIUのいずれかが帳簿価額を超過する場合には、資産は減損していないので、それ以上の作業は必要ない*[IAS 36.19]*。

回収可能価額は、個々の資産について算定されるが、資産が、その他の資産や資産グループからのキャッシュ・フローとはおおむね独立したキャッシュ・フローを生成しない場合には、これに当てはまらない。その場合、回収可能価額は当該資産の属するCGUについて算定される。当該資産のVIUがFVLCDに近いと見積られ、かつ、当該資産のFVLCDが測定できる場合、個々の資産の回収可能価額を算定しなければならない*[IAS 36.22]*。

回収可能価額とは、資産のFVLCDとVIUのいずれか高い価額をいう。IAS第36号では、VIUは資産又はCGUから生じることが期待される将来キャッシュ・フローの現在価値であると定義されている。また、FVLCDは、IFRS第13号で定められた公正価値、つまり測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格から、処分コストを控除した価値である*[IAS 36.6]*。

資産のVIUを見積るには、資産の使用及び最終的な処分により生じる将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローを見積り、その金額を適切な利率で割り引く必要がある*[IAS 36.31]*。キャッシュ・フローの算定と割引率の選択に関しては、多くの複雑な論点があり、普遍的な方法論が存在しない場合が多い（その難しさについては、下記セクション7.1及び7.2を参照されたい）。

企業は、活発な市場における同一資産の相場価格が存在していなくても、FVLCDを見積ることは可能である。ただし、信頼し得る見積りを得る基礎がない場合には、資産価値はVIUに基づいて算定する必要がある*[IAS 36.20]*。

実務上の要点として、次の2つを挙げることができる。第一に、IAS第36号は、見積り、平均及び簡易計算を用いることにより、FVLCD又はVIUの合理的な近似値を求めることを容認している点である*[IAS 36.23]*。第二に、FVLCDが資産又はCGUの帳簿価額を上回る場合には、VIUを算定する必要はない点である。企業が保有する多くの不動産のように、資産自体はおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成しないものの、資産のFVLCDが容易に入手可能なことはしばしばある。したがって、個々の資産のFVLCDが帳簿価額を下回る場合に、当該資産が属するCGUに基づいて回収可能価額を計算する必要が出てくる。ただし、上記セクション2.1.3で説明したように、対象の不動産が属するCGUが減損していないことが明白な場合がある。このような場合、CGUの回収可能価額を評価する必要はない。

5.1 売却目的で保有する資産の減損

IAS第36号は、資産の回収可能価額の測定において、VIUを算定することなく、資産又はCGUのFVLCDを用いる方が適切な状況についても説明している。たとえば、FVLCDとVIUとの間に大きな差がない場合は、FVLCDを資産の回収可能価額として使用しなければならない。経営者がある資産又はCGUの処分を計画しており、資産の将来的な使用によるキャッシュ・フローは、その処分収入を除き、生じたとしてもごくわずかである場合などが上記に該当する例として挙げられる*[IAS 36.21]*。

IFRS第5号は、資産を初めて売却目的保有に分類する直前に、当該資産を「該当するIFRSに従って」測定することを求めている。だが、そのような資産がIFRS第5号に定義される売却目的保有に分類される場合、その時点から、IAS第36号の適用対象外となる*[IFRS 5.18]*。売却の意思決定は、減損テストの契機となる。すでに生じている減損は、資産が売却目的に分類される時点で認識され、当該資産の処分損益を認識する時まで、これを繰り延べることはできない。売却目的保有に分類される資産の帳簿価額の事後測定については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第4章で説明している。

売却目的保有への再分類の前に減損テストを要求するIFRS第5号の規定は、明らかに、減損損失が処分損失として認識されることを回避するためのものである。しかし、このルールは下記の設例5-1が示すように、ある処分グループの一部を構成する個別の資産につき、減損損失を認識することにより、その資産が事後的に売却益を計上する結果にもつながる場合がある。

設例 5-1: 売却目的で保有する資産の減損

A社は、3つの資産を単一の取引として同一の買手へ売却することを決定した。それぞれの資産は、異なるCGUに属していた。売却の決定は、A社の決算日である12月31日の直前の20X0年12月20日に行われた。これらの資産は、20X1年1月10日に、IFRS第5号が規定する処分グループとしての分類要件を満たした。

20X0年12月20日におけるそれぞれの資産、及び20X1年1月10日における処分グループの帳簿価額及びFVLCDに関する情報は、以下の表に要約されるとおりである。これら2つの日付の間で、これらの資産の公正価値の変動はなかった。

資産	帳簿価額	個々の資産の FVLCD	帳簿価額と FVLCD の いずれか低い方	グループの 公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円
X	4,600	4,300	4,300	該当なし
Y	5,700	5,800	5,700	該当なし
Z	2,400	2,500	2,400	該当なし
合計	**12,700**	**12,600**	**12,400**	**12,600**

これらの資産は、決算日後に売却目的保有に分類されたが、売却の決定は減損の兆候を示すものであった。したがって、3つの資産が一体として1つのCGUを新たに構成するかどうか判定する必要がある。これらが1つのCGUを構成するのであれば、IFRS第5号に従って分類、再測定が行われる前に、まず、これらの資産を一体とした減損の判定が行われる。

これら3つの資産が1つのCGUを構成しない場合、個々の資産について期末に減損テストを実施しなければならず、この場合、資産Xの減損損失は300百万円となる。期末からIFRS第5号の規定による分類時までの間に、回収可能価額は変動していないため、IFRS第5号による分類直前の資産合計額は、12,400百万円（4,300百万円＋5,700百万円＋2,400百万円）となる。IFRS第5号を最初に適用する日（20X2年1月10日）における処分グループのFVLCDは12,600百万円である。したがって、IFRS第5号

の測定要件に従うと、処分グループの帳簿価額は12,400百万円のままである。

IAS第36号では、FVLCD又はVIUのいずれか高い方の金額を下回る金額まで資産の帳簿価額を減額することは認められていない*[IAS 36.105]*。だが、潜在的な買手がさらなる損失を見込んでいる等の理由により、企業は個々の資産のFVLCDの単純合計を下回る金額でCGUを売却することを意図する場合がある。このような状況では、IFRS第5号に従った処分グループの帳簿価額の上限は、処分グループ全体のFVLCDとなる。したがって、個々の資産の帳簿価額が個々のFVLCDを下回ることになっても、処分グループの減損損失はすべての非流動資産に配分されることになる。詳細は、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第4章を参照されたい。

6 処分コスト控除後の公正価値(FVLCD)

IFRS第13号では、公正価値の測定方法に関する指針が定められているものの、どのような場合に公正価値の測定が要求又は許容されるかについては変更されていない。IFRS第13号については、第14章で詳細に説明している。

IFRS第13号では、公正価値とは、「測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却により受領する金額、又は負債の移転のために支払う金額」と定義されている。これは、明らかに出口価格を指すものである*[IFRS 13.2]*。FVLCDを測定する場合、公正価値はIFRS第13号に従って測定される。処分コストは、IAS第36号ではなくIFRS第9号に従って算定する。

なお、VIUは、IFRS第13号の範囲から明確に除外されている*[IFRS 13.6]*。

公正価値は、FVLCDと同様に企業固有の測定値ではなく、特定の資産又は負債に関する市場参加者の仮定に着目したものである*[IFRS 13.11]*。非金融資産に関しては、公正価値は(市場参加者による)資産の最有効使用を考慮しなければならない*[IFRS 13.27]*。市場参加者が異なる使用をすれば当該資産の価値が最大化されることが市場又は他の要因により示唆される場合を除き、非金融資産についての企業の現在の使用が最有効使用であると推定される*[IFRS 13.29]*。

回収可能価額がFVLCDである場合には、IFRS第13号の開示規定が免除される*[IFRS 13.7(c)]*。IAS第36号の開示規定はおおむねIFRS第13号の開示規定と整合している。IAS第36号の開示規定については下記セクション13を参照されたい。

IFRS第13号は、取引費用を公正価値に含めないことを明確にしているが、あらゆるケースにおいて、FVLCDは、見積処分コストを考慮しなければならない。IAS第36号では、処分コストは「資産の処分に直接起因する増分コスト(金融コスト及び法人所得税費用を除く)」と定義されている*[IAS 36.6]*。処分コストには法務コスト、印紙税及びその他の取引税、資産の除去コストならびに資産を売却可能な状態にするための直接増分コストが含まれる。事業再編費用及び従業員解雇給付(IAS第19号「従業員給付」に定義 ―『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第35章「従業員給付」を参照)は、処分コストとして扱わない*[IAS 36.28]*。

資産の処分により買手が負債を引き受けることとなり、資産及び負債の両方を合わせた単一のFVLCDしか利用できない場合、意味のある比較を行うためには、資産のVIUと帳簿価額の双方の算定において当該負債も考慮しなくてはならない。これについては、上記セクション4.1で詳しく説明している*[IAS 36.29, IAS 36.78]*。

6.1 処分コスト控除後の公正価値(FVLCD)の見積り

IFRS第13号は、企業が公正価値測定の際に使用できる評価技法を限定せず、その代わり、使用するインプットの種類を重視している。IFRS第13号では、公正価値を測定する評価技法について、「関連性のある観察可能なインプットの使用を最大限にし、観察可能でないインプットの使用を最小限にする」ことが求められている*[IFRS 13.61]*。その目的は、入手可能な最善のインプットを資産の評価に使用することにある。IFRS第13号の3つの評価アプローチ、すなわちマーケット・アプローチ、コスト・アプローチ及びインカム・アプローチ(のいずれか)と整合すれば、いずれの評価技法においても入手可能な最善のインプットは使用さ

れ得る[IFRS 13.62]。企業が公正価値測定の目的を満たす限り、つまり入手可能な最善のインプットが使用される限り、IFRS第13号は評価技法に優先順位を付けていない。この目的を満たすために、単一の評価技法を使用することが適切な場合もあれば、複数の評価技法を使用することが必要となる場合もある。しかし、いずれにせよ評価技法は一貫して使用されなければならない。評価技法の変更は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、会計上の見積りの変更に該当する[IFRS 13.66]。

マーケット・アプローチは、同一又は比較可能な(すなわち類似の)資産、負債、又は資産及び負債のグループ(事業など)の市場取引により生み出される価格及び他の関連性のある情報を使用する[IFRS 13.B5]。IAS第36号の適用対象項目にマーケット・アプローチの評価技法を適用すると、通常、比較可能な資産の市場取引が使用されるが、事業として評価される特定の資産については、比較可能な取引から算出された市場倍率が使用される[IFRS 13.B5, IFRS 13.B6]。

コスト・アプローチは、資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額(現在再調達原価)を反映する。これは、類似の用役を有する代替資産を取得又は制作するために市場参加者である買手が支払うコストを、陳腐化に関して調整した金額に基づくことになる。陳腐化には、物理的な劣化、技術上の(機能的)陳腐化及び経済的陳腐化があり、IAS第16号における償却とは異なる[IFRS 13.B8, IFRS 13.B9]。下記セクション6.1.2も参照されたい。

インカム・アプローチは、将来の金額(キャッシュ・フロー又は収益及び費用など)を単一の割引後の金額に変換する評価技法である。公正価値測定では、それらの将来の金額に関する現在の市場の予想を反映する。一般的には、DCF法又はこの分類に該当する他の技法(たとえば、オプション価格算定モデルや多期間超過収益法)を使用することになる[IFRS 13.B10, IFRS 13.B11]。

これらの評価技法については、第14章で詳しく説明している。

資産の公正価値を測定するこれらの評価技法で使用されるインプットにはヒエラルキーが定められている。同一の資産に関する活発な市場における相場価格(レベル1)が最優先され、次に相場価格以外の観察可能なインプット(レベル2)が続く。最も劣後するのは、観察可能でないインプット(レベル3)である[IFRS 13.72]。上記で挙げた評価技法では、資産の公正価値を算定するために複数のインプットを組み合せて利用する。

活発な市場とは、取引が継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場である[IFRS 13 Appendix A]。

IFRSのアプローチを使用すると、IAS第36号の目的上、公正価値の見積りに用いる評価技法へのインプットの大半は、レベル2かレベル3のインプットになるだろう。なお、レベル2は直接又は間接に観察可能なインプット、レベル3は観察可能な市場データに基づかないが、市場参加者が使用するリスクなどの仮定を反映したインプットである。

もしレベル2の情報が入手可能であるならば、FVLCDの算定において当該情報が考慮されるはずである。なぜなら、レベル2の情報は観察可能なインプットであるからである。レベル2の情報が入手可能である場合、企業はレベル3の情報のみに基づいて評価を行うことはできない。

IFRS第13号では、目的(市場参加者からみた出口価格)とリスクに関する仮定が充足されるならば、公正価値測定にあたり、企業の自己のデータを含む観察可能でないインプットを使用することが認められている[IFRS 13.87, IFRS 13.88, IFRS 13.89]。すなわち、DCF法が公正価値の見積技法として業界で一般的に用いられる方法であるならば、これを用いることができる。この方法を適用する際に使用されるキャッシュ・

フローは、市場参加者が公正価値を評価する際に考慮するキャッシュ・フローのみを反映しなければならない。これには、そのようなキャッシュ・フローの見積金額のみならず、将来の資本的支出などといった種類のキャッシュ・フローも含まれる。たとえば、企業が、将来の資本的支出に関連するキャッシュ・フローの算定において、VIUの算定上含めることが認められていない項目も加味したいと考える場合がある（下記セクション7.1.2を参照）。もし他の市場参加者が、その資産の公正価値の評価において、そうしたキャッシュ・フローを考慮するのであれば、その場合に限り、それらをDCF法のキャッシュ・フローに含めなければならない。一方で、典型的な市場参加者が利用できない、もしくは考慮しないような、資産からのキャッシュ・フロー又は便益を、計算上の仮定に含めることは認められない。

ただし、これは企業が外部証拠を無視しても良いということではない。企業は、入手可能な最善の情報を利用しなければならず、「合理的に入手可能な情報により、他の市場参加者が異なるデータを用いること、又は他の市場参加者には入手できない、企業固有のもの（たとえば、企業固有のシナジー）が存在することが示される場合」には、自身のデータを調整しなければならない。企業は、市場参加者の仮定に関する情報を入手するために、あらゆる手段を尽くす必要はないが、「合理的に入手可能となる市場参加者の仮定についての情報はすべて考慮しなければならない」*[IFRS 13.89]*。これは、業界の慣行を考慮することが必要となる適切なモデルを使用することを意味する。たとえば、ホテルの公正価値を見積る場合には入室率、収益及びEBITDAに基づくマルチプルがインプットとなり得るが、油田の価値は石油の埋蔵量によるであろう。油田の公正価値には、埋蔵量を評価する際に発生するコストが、企業独自の特別なコスト構造ではなく、市場参加者が発生すると予想するコストに基づいて含まれるだろう。

IAS第36号では、市場参加者が用いる仮定や技法に関する信頼性のある証拠が得られない（いわゆる「信頼し得る見積りを得る基礎がない」）場合も生じることがあり、このような場合には、資産の回収可能価額をVIUに基づき算定することとしている*[IAS 36.20]*。それゆえ、現在の市場の状況において秩序ある取引により資産を売却する際の価格の信頼し得る見積りを算定することが不可能な状況も存在することを、IASBは認めている*[IAS 36.20]*。IFRS第13号は、秩序ある取引ではない取引の識別に関する指針を定めている*[IFRS 13.B43]*。この点については、第14章セクション8.2で説明している。

6.1.1 処分コスト控除後の公正価値（FVLCD）と会計単位

FVLCDの算定にあたっては、関連する会計単位を適切に決定することが重要である。この論点は、第14章セクション4.1.1にて、詳細に説明している。

6.1.2 処分コスト控除後の公正価値（FVLCD）としての償却後再調達原価又は現在再調達原価

たとえば、償却後再調達原価（DRC）や現在再調達原価などのコスト・アプローチは、IFRS第13号がFVLCDの算定に適切であると考える3つの評価技法のうちの1つである。しかし、IAS第36号の結論の根拠では、以下のようにDRCは適切ではないと指摘している*[IAS 36.BCZ28, IAS 36.BCZ29]*。

「一部の人々は、資産の再調達原価を回収可能価額の上限として採用すべきであると主張する。彼らの主張では、事業にとっての資産の価値は、企業が貸借対照表日においてその資産に対して自発的に支払うであろう金額を超えない。

IASCは、再調達原価技法は、資産の回収可能価額の測定には適切でないと考えた。これは、再調達原価が測定するのは資産の原価であり、その使用ないしは処分により回収される将来の経済的便益ではないからである。」

我々は、これがFVLCDをDRCに基づいて算定することができないことを意味しているわけではなく、資産のコストではなく現在の出口価格であることによってIFRS第13号の目的を充足する場合にのみ、DRCを使うことができることを意味していると考えている。企業が、資産について受け取る金額が、類似の用役を有する代替資産を取得又は制作するために市場参加者である買手に生じるコストを陳腐化に関して調整した金額に基づくことを証明できる場合（その場合にのみ）、DRCはFVLCDにとって適切な基礎となる（第14章セクション13.1.1を参照）。

6.1.3 再評価額で計上される資産における FVLCD の検討

上記セクション1.3で述べたとおり、IAS第36号は、たとえばIAS第16号（又は稀にIAS第38号）に基づき、再評価額で計上される資産にも適用される。IAS第36号では、資産の公正価値と処分コスト控除後の公正価値との間の唯一の差異は、当該資産の処分に直接起因する増分コストであることが強調されている。IAS第36号はさらに、処分コストが無視できる場合には、再評価した資産の回収可能価額は、必然的に再評価額に近いか又は再評価額よりも大きいはずであると説明している。その場合には、再評価に関する規定を適用した後に再評価した資産が減損している可能性は低く、回収可能価額を見積る必要はない。他方、処分コストが無視できない場合には、FVLCDは必然的に公正価値より低いため、再評価した資産が減損しているかどうかを結論付けることはできない。その場合、企業は再評価に関する規定を適用した後に、IAS第36号を適用して当該資産に減損の兆候があるかどうかを評価し、必要であればCGUの識別及びVIUの算定を行う*[IAS 36.5]*。

7 使用価値（VIU）の算定

IAS第36号では、VIUは資産又はCGUから生じることが期待される将来キャッシュ・フローの現在価値であると定義されている。以下のIAS第36号からの抜粋は、企業がVIUの計算に反映すべき要素を定めている*[IAS 36.30]*。

IAS 第 36 号からの抜粋	
30	資産の使用価値の算定には次の要素を反映させなければならない。 (a) 企業が当該資産から得られると期待する将来キャッシュ・フローの見積り (b) 将来キャッシュ・フローの金額又は時期について生じ得る変動についての予想 (c) 貨幣の時間価値（現在の市場におけるリスクフリー・レートで表される） (d) 資産固有の不確実性の負担に対する価格 (e) 流動性の欠如などの他の要因のうち、企業が資産から得られると期待する将来キャッシュ・フローの価格付けに際して、市場参加者が反映させるであろう要因

VIUを計算する場合、企業は将来キャッシュ・フローを見積り、その金額を適切な割引率で割り引かなければならない*[IAS 36.31]*。キャッシュ・フローの時期の不確実性又は資産のリスクに対する市場の評価（上記(b)、(d)及び(e)）についても、キャッシュ・フロー又は割引率を調整することにより、考慮することが求められる*[IAS 36.32]*。これは、VIUが当該将来キャッシュ・フローの期待現在価値を表すことを目的としている。

また、可能な限り、個々の資産について回収可能価額を算定しなければならない。しかし、資産が属するCGUのVIUの計算が頻繁に必要となる*[IAS 36.66]*。これは、単一の資産が、おおむね独立したキャッシュ・フローを生成しないことが多いためである*[IAS 36.67]*。

のれんは単独ではテストできないため、CGU又はCGUグループの一部としてテストされる必要がある（下記セクション8を参照）。

CGUについて減損テストを行う際は、CGUのFVLCDについて信頼性のある見積りを行うことができ、その結果、FVLCDがCGUの正味資産の帳簿価額合計を上回る場合を除き、CGU全体に関するVIUを算定する。

すなわち、信頼性のあるFVLCDが入手できない又はFVLCDがCGUの帳簿価額を下回る場合、さらに、以下の3つのいずれかが該当するときは、CGUレベルでVIUを計算することになる。

- CGUに、毎年減損テストを実施しなくてはならないのれんや耐用年数を確定できない無形資産、いまだ使用可能となっていない無形資産が含まれている。
- CGUそれ自体が減損しているおそれがある。
- 無形資産やその他固定資産が減損しているおそれがあり、それらの資産の将来キャッシュ・フローを個別に識別できない。

IAS第36号は、VIUを計算するために収集すべきデータに関する詳細な規定を設け、一連の手続を定め

ている。また、資産のVIUを算定するときの実例と問題点についても説明している。VIUによる減損テストのステップの概略は、以下のとおりである。

ステップ1)　CGUの識別（上記セクション3を参照）

ステップ2)　のれんのCGU又はCGUグループへの配分（下記セクション8.1を参照）

ステップ3)　CGUの帳簿価額の特定（上記セクション4を参照）

ステップ4)　減損テストの対象となるCGUの税引前将来キャッシュ・フローの見積り（下記セクション7.1を参照）

ステップ5)　適切な割引率の適用、及び将来キャッシュ・フローの割引（下記セクション7.2を参照）

ステップ6)　帳簿価額とVIUを比較（FVLCDは帳簿価額を下回ると仮定）。必要に応じて減損損失を認識する（下記セクション11.1及び11.2を参照）。

この手続は、CGUのVIUの算定に関するものであるが、他の資産から独立してキャッシュ・インフローを生成する個別の資産についても同様にステップ3からステップ6が適用される。のれんの減損については、下記セクション8で説明している。

7.1　減損テストの対象となる CGU の税引前将来キャッシュ・フローの見積り

VIUを算定するためには、CGUの使用により得られる将来キャッシュ・フローを見積るとともに、その金額又は発生時期が変化する可能性について考慮しなければならない *[IAS 36.30]*。将来キャッシュ・フローを見積るにあたって、企業はIAS第36号の以下のガイダンスを考慮しなければならない *[IAS 36.33]*。

IAS 第 36 号からの抜粋

33　使用価値の測定にあたっては、企業は次のようにしなければならない。

(a)　キャッシュ・フロー予測は、合理的で裏付け可能な仮定を基礎としなければならず、これには、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映する。外部の証拠により大きな重点を置かなければならない。

(b)　キャッシュ・フロー予測は、経営者が承認した直近の財務予算・予測を基礎としなければならないが、将来のリストラクチャリング又は資産の性能の改善又は拡張から生じると見込まれる将来のキャッシュ・インフロー又はアウトフローの見積りは除外しなければならない。これら予算・予測を基礎とした予測の対象期間は、最長でも5年間としなければならない。ただし、より長い期間が正当化できる場合は除く。

(c)　直近の予算・予測の期間を超えたキャッシュ・フロー予測は、後続の年度に対し一定の又は逓減する成長率を使用した予算・予測に基づくキャッシュ・フロー予測を推測して延長することにより見積らなければならない（逓増率が正当化できる場合を除く）。この成長率は、企業が営業活動をしている製品、産業若しくは国、又は当該資産が使用されている市場の、長期平均成長率を超えてはならない（より高い成長率が正当化できる場合を除く）。

7.1.1 予算及びキャッシュ・フロー

IAS第36号は、キャッシュ・フローの見積りに係る経営者の責任について、次のように詳細に説明している。経営者はキャッシュ・フロー予測を行う場合に、過去のキャッシュ・フロー予測と実際のキャッシュ・フローの間に差異が生じた原因を調査することによって、現在のキャッシュ・フロー予測の基礎となる仮定が、過去の実際の結果と整合していることを確かめなければならない。実際のキャッシュ・フローが継続的に予測キャッシュ・フローを下回っている場合、経営者はその理由について調査し、現在のキャッシュ・フロー予測が現実的なものか、それとも調整が必要かを評価しなければならない*[IAS 36.34]*。

IAS第36号は、キャッシュ・フローは、最長でも5年間の直近の予算及び予測を基礎としなければならないとしている。5年を超える長期となると、信頼性のある予測を入手できる可能性はほとんどないからである。ただし、5年より先の予測であっても、経営者が当該予測の信頼性に確信をもち、かつ、過去の実績からその根拠を説明できる場合には、5年よりも長い期間の予算及び予測を用いることもできる*[IAS 36.35]*。予算と予測を用いるとき、経営者は予算と予測が、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう経済的状況についての最善の見積りを表現しているかどうかを検討しなければならない*[IAS 36.38]*。特に、IAS第36号は、見積キャッシュ・フロー及び割引率は、バイアス及び問題となる資産に関連しない要因の双方から独立していなければならないと述べている*[IAS 36.A3]*。

下記のHunter Douglas社の開示例が、5年より短い期間のキャッシュ・フロー予測を用いた開示を示している。Hunter Douglas社の年次報告書の抜粋では、1年間のキャッシュ・フロー予測が言及されている。

開示例 7-1： Hunter Douglas 社（2021 年）　オランダ

2021 年度年次報告書（抜粋）
財務諸表（抜粋）
連結財務諸表の注記（抜粋）
6. 耐用年数を確定できないのれんに対する減損テスト

のれんの帳簿価額は、ブラインド・セグメント又は建築用製品セグメント内の資金生成単位に配分されています。

資金生成単位の回収可能価額は、使用価値の計算値を基に算定されています。使用価値の計算には、翌年度予算に基づく、ターミナル・バリュー算定のための成長率をゼロとして推定したキャッシュ・フロー予測を使用しております。予測キャッシュ・フローの割引に使用した税引前の加重平均資本コスト（WACC）は、米国は10.6%、英国は9.7%、その他の国及び地域は9.5%です（2020年度：全体平均10.2%）。翌年度予算の決定においては、各資金生成単位の現地のマーケットの状況を考慮しています。予算は、過年度に達成された業績と、各地の産業の今後の動向に関する予測を基礎としています。

使用価値の評価に関しては、経営者は、用いた仮定を考慮し、上記の主要な変動要因のいずれについても、合理的に起こり得る変動により減損が発生することはないと判断しております。Hillarysに関するのれんの減損テストについては、使用価値の計算において、2025年までのより長い期間の予測と、2027年までの産業成長率の見積りを使用しています。この期間以降については、0.8%の長期成長率を適用して後続年度の予測を推定しています。3G Capital社による取得の取引価格により、減損の兆候は識別されていません。

弊法人のコメント

IAS第36号は、キャッシュ・フロー予測は経営者が承認した直近の財務予算・予測を基礎とすることを要求しているが、我々は、経営者が直近の財務予算と予測を承認して以降、経済環境又は条件が変化した場合には、通常は予測を見直すことが適切であり、必要であると考えている。見直しの頻度が高く影響が大きくなるにつれ、企業はキャッシュ・フロー予測の対象期間の短縮を検討することが求められる。

予測又は予算が策定されている将来年度を超える年度のキャッシュ・フローについては、一定ないしは逓減的、場合によってはマイナスの成長率を適用する。成長率の増加は、製品又は産業のライフサイクル全体にわたるパターンについての客観的な情報がそれを裏付ける場合にのみ用いることができる*[IAS 36.36]*。

したがって、5年を超えた期間に逓増的な成長率を用いること、つまり、一定又は逓減的な成長率が適用されるまでの期間が5年を超えると見積ることができるのは、極めて例外的な状況下に限られる。この5年ルールは、平均以上の成長率が続く市場には同業他社が参入するため、平均以上の成長率が達成できるのは短期間のみであるとする一般的な経済理論を基礎としている。競争が激しくなると、成長率は時の経過とともに低下し、経済全体の平均成長率に収斂していく。IAS第36号は、たとえば20年といった長期にわたり、その商品、国又は市場の過去の平均成長率を超えることは困難であろう、と指摘している*[IAS 36.37]*。

減損テストのこのステップは、評価されるのが固定資産だけではないという点をよく表している。予測対象となる将来キャッシュ・フローは、売上収入、仕入、管理費などすべてのキャッシュ・フローである。これは、事業をフリー・キャッシュ・フローに基づき評価し、評価額をCGU内の資産の帳簿価額と比較するのと類似している。

以下のIAS第36号からの抜粋が説明するとおり、将来キャッシュ・フローの見積りには、3つの要素を含めなければならない*[IAS 36.39]*。

IAS 第 36 号からの抜粋

39 将来キャッシュ・フローの見積りには、次の事項を含めなければならない。

(a) 当該資産の継続的使用によるキャッシュ・インフローの予測

(b) 当該資産の継続的使用によるキャッシュ・インフローを生み出すために必然的に生じるキャッシュ・アウトフロー(資産を使用に供する準備のためのキャッシュ・アウトフローを含む)で、当該資産への直接賦課又は合理的で首尾一貫した基礎による配分ができるものの予測

(c) 当該資産の耐用年数の終了時点での処分について受け取る(又は支払う)正味キャッシュ・フロー(もしあれば)

キャッシュ・フローの見積りには、インフレによる物価の変動を考慮すること(名目値)も、又は安定した物価を前提とすること(実質値)も認められる。インフレがキャッシュ・フローから除外されているときには、適用する割引率も、インフレによる影響を取り除く調整を行わなければならない*[IAS 36.40]*。一般的には、予算や予測に用いられている方法と整合的で企業にとって最も利便性が高い方法を採用することになる。当然ながら、キャッシュ・フローと割引率は、整合的な基礎に基づき見積ることが不可欠である。

IAS第36号ではキャッシュ・フロー予測は経営者が承認した直近の財務予算・予測を基礎とすることを要

求しているが、結果としての将来キャッシュ・フローがIAS第36号の規定を満たすことを確保するためには、重要な調整が必要となることがある（たとえば、リース負債に含まれるリース料、又は資産の性能の改善又は拡張から生じると予想されるキャッシュ・フローの除外）。企業の事実及び状況によっては、これらの調整には多大な労力及び重大な判断が求められることがある。企業が作業をどの程度単純化できるかを判断する際には、重要性を検討することが肝要である。

企業が政府補助金を受領しており、それらのキャッシュ・フローが回収可能価額の一部となっているケースがある。たとえば、資産又はCGUを営業するためのコスト（従業員給付、コモディティなど）の補填を意図した政府補助金が挙げられる。政府補助金がある場合、企業は、当該金額を減損テストに含めることが資産又はCGUの残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映する合理的かつ裏付け可能な仮定を基礎としているかどうかを評価するために、その政府補助金の条件を慎重に検討する必要がある。

二重計算を避けるために、将来キャッシュ・フローには、売掛金等の金融資産、ならびに未払金、年金及び引当金等の負債に関するものを含めてはならない*[IAS 36.43]*。しかし、上記セクション4のとおり、IAS第36号第79項の規定により、実務上の理由からそうした資産及び負債の帳簿価額を含めることが容認されている。その場合、当該資産及び負債から生じるキャッシュ・フローも将来キャッシュ・フローの見積りに反映させなければならない。なお、VIUの計算において、企業がキャッシュ・フローに反映することを選択できる資産及び負債、ならびにその影響についても、上記セクション4を参照されたい*[IAS 36.79]*。

減損テストの対象となっているCGUの将来キャッシュ・フローの見積りには、財務活動（リース負債に含まれるリース料の支払いも含む）又は税金の支払い及び還付によるキャッシュ・インフロー又はキャッシュ・アウトフローを含めてはならない。これは、使用する割引率が金融費用を表しており、将来キャッシュ・フローも、税引前を前提として算定されるからである*[IAS 36.50, IAS 36.51]*。

7.1.2 改善及び拡張によるキャッシュ・インフロー及びアウトフロー

建設中の資産については、当該資産を完成させるために要するコストをキャッシュ・フローに含めなければならない*[IAS 36.42]*。その一方、原則として、将来キャッシュ・フローは、現状におけるCGU又は資産についての予測でなくてはならないため、資産の機能を改善又は拡張させることから生じると期待される将来キャッシュ・インフロー又はアウトフローの見積りは、予測に含めてはならない*[IAS 36.44]*。キャッシュ・フローの予測には、当該資産の使用へ合理的に賦課できる資産の日常的な保守コストを含めなければならない（間接費については、下記セクション7.1.7を参照）*[IAS 36.41]*。

資産の機能の改善をキャッシュ・フローの予測に含めないことは理解できるが、一方で、これはVIUを算定する際に用いるその他の仮定と相容れない非現実的な要素を加味してしまうおそれがある。たとえば、IAS第36号においてVIU算定の基礎となる将来キャッシュ・フローは当然、将来において発展すると実際に予想される事業や、その成長及び改善といったすべてを前提にしている。しかし、減損の判定という限定的な目的のためだけとはいえ、非現実的な想定に基づき、特別に予測を行うことは、難しい場合も考えられる。

にもかかわらず、IAS第36号第48項は、資産の現在の機能の改善は、このような改善をもたらす支出を企業が行うまで、将来キャッシュ・フローの見積りに織り込むことはできないと明示している。このような支出の処理は、同基準書の設例6で説明されている*[IAS 36.48]*。この規定は、資産が減損していれば、企業がその減損を解消する支出を将来行う予定であったとしても、まずは資産を評価減しなければならないことを意味

している。改善のための支出を行った後は、適切な範囲で、当該資産の減損を戻し入れることができる。資産の減損の戻入れについては、下記セクション11.4で説明している。

IAS第36号では、建設中の資産に関して、当該資産を使用又は売却の用に供するために必要とされるすべての予想キャッシュ・アウトフローは、将来キャッシュ・フローの見積りに含めなくてはならないことが明確化され、建設中の建物や開発プロジェクトが例として挙げられている*[IAS 36.42]*。また、IAS第36号では、資産の性能を改善又は拡張することになるキャッシュ・アウトフローが企業に生じるまで、将来キャッシュ・フローの見積りには、当該キャッシュ・アウトフローに関連する経済的便益の増加から生じると見込まれる将来キャッシュ・インフローの見積りを含めてはならないことも明確である*[IAS 36.48]*。これにより、資産又はCGUの性能を改善又は拡張するプロジェクトが開始し、キャッシュ・アウトフローが生じるようになったときに何をすべきかが問題となる。

弊法人のコメント

企業が将来のリストラクチャリングを確約した場合、又は資産が建設中である(がいまだ使用又は販売可能とはなっていない)場合、企業は資産の性能を改善又は拡張するためのキャッシュ・アウトフローに関連する経済的便益の増加から生じると見込まれる将来キャッシュ・インフローを検討しなくてはならない。重要な注意点として、プロジェクトの完了に必要なすべての将来キャッシュ・アウトフロー、及びキャッシュ・フロー又は割引率に反映されたプロジェクトに関連するリスクを考慮に入れなくてはならない。

実務では、新たな資本的支出を想定することは、VIUを判定する上で本質的なことである。測定するのは、工場やホテルなどの生産単位の将来キャッシュ・フローである。遠い将来にかけてのキャッシュ・フローには、製品売上、売上原価、管理費などが含まれる。それらには、少なくともCGUの機能を予想どおりに維持するために必要な程度までは、資本的支出も必ず含めなくてはならない。この点については、IAS第36号で、以下のとおり明示されている*[IAS 36.49]*。

IAS 第 36 号からの抜粋	
49	将来キャッシュ・フローの見積りには、現在の状態での資産から生じると見込まれる経済的便益の水準を維持するために必要な将来キャッシュ・アウトフローを含める。資金生成単位が見積耐用年数の異なる資産で構成されていて、そのすべてが当該単位の継続的な営業に不可欠なものである場合には、耐用年数が短い資産の取替えは、当該単位に関連するキャッシュ・フローを見積る際に、当該単位の日常的な保守の一部とみなされる。同様に、単一の資産が見積耐用年数の異なる構成要素で構成されている場合には、耐用年数が短い構成要素の取替えは、当該資産が生成する将来キャッシュ・フローを見積る際に、当該資産の日常的な保守の一部とみなされる。

したがって、資本的支出に係わるキャッシュ・フローの中にも、将来キャッシュ・フローに含めなければならないものもある。つまり、資産の機能を改善するための資本的支出を将来キャッシュ・フローに含めることはできないが、資産又はCGUを構成する資産の機能を維持するために必要となる日々の修理又は取替えを

目的とした支出は、将来キャッシュ・フローに含めなければならない。上記より、企業はメンテナンス及び取替えの支出と、機能改善及び拡張のための支出を区別しなければならない。これを分けて把握するのは、下記の設例が示すように、実際には必ずしも容易ではない。

設例 7-1: 機能改善及び拡張のための支出とメンテナンスのための支出の区別

ある通信会社は、固定回線、電話、テレビ及びインターネット・サービスを提供している。会社は(道路又は鉄道線路沿いの架空線又はケーブルなどによって)基本的な送信インフラを構築しなければならず、また、新規顧客へのサービス提供を行うためにケーブル及びその他の器材を経由して顧客の自宅まで接続する必要が出てくる。さらに、隣接する区域にネットワークを拡大したり、自前のネットワークを有する他の企業を取得することもあるだろう。一方、銅線ケーブルが光ファイバーケーブルに置き換わったように、将来的に技術革新による改良が行われることもあり得る。

当該ネットワークの減損テストの基礎となる予算を策定する際は通常、将来収益の増大を仮定し、顧客にサービスを供給するためのコストを考慮する。ただし、当該インフラに関するメンテナンス支出は、現行の技術水準において、想定可能な器材の取替支出を前提とする。現行の器材を、技術面で先進的なものに継続的に取り替えていくことは想定されない。したがって、新しい器材が通信インフラの性能を向上させる見込みだとしても、このような技術が実際に出現した時点でこれを企業の予算に反映し、減損テストを実行する際のキャッシュ・フローに考慮されることとなる。

弊法人のコメント

資産が損傷した場合、IAS第36号は、その物理的な損傷を減損の兆候とみなす。次の段階として、上述のとおり、資産の取替え又は修理は、将来キャッシュ・フローに含まれる保守のための支出の定義を満たすと判断される場合がある。我々は、この場合、関連する保険金の回収がある場合は、当該金額が損傷した資産の修理又は取替えに関連しているのであれば、その金額も将来キャッシュ・フローに含めるべきであり、また、当該金額を減損テストに含めることが、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映している合理的で裏付け可能な仮定を基礎としていることになると考えている。

さらに他の例をみると、これ以外にも、企業が特定はしているが、負担するには至っていない将来的な支出の影響の取扱いという問題もあることがわかる。一例として、ある企業が、将来において改善・拡張する意図をもって資産を取得する場合、これは、将来のシナジー効果に対して支出を行うことに他ならず、結果として、のれんの金額に反映されることになる。もう1つの例として、ある企業がある資産について将来的にその性能を高めるための支出を行う計画をしているが、このような支出が行われなければ当該資産は減損するような場合もある。

たとえば、以下のような例が挙げられる。

- あるソーシャル・メディア会社は、他の会社を買収する際、将来、競合するプラットフォームから自社のプラットフォームへユーザーを移行させるための権利に対して支出することを予想している。
- ある航空機メーカーは、将来、新機種の製造のために、取得した工場の1つを利用しようと計画している。

しかし、その際には多くの既存設備を取り替えなければならない。

上記のいずれのケースも、長期計画には資本的支出及びそれにより得られるキャッシュ・フローが反映されている。IAS第36号は、CGU（又はCGUグループ）のVIUを計算する際、資産の現在の状態に基づき減損テストを行うべきとしている以上、減損を認識する他ないように思われる。すなわち、資産のVIUを計算する際には、資産の性能の改善又は拡張による便益を含めてはならない。

上記のソーシャル・メディア会社の例では、企業がのれんを認識するのか、もしくは、いまだ使用可能となっていない分離可能な無形の権利を取得したものとして処理するのかは問題とならない。

回収可能価額としてFVLCDを用いる場合は、将来の資本的支出に関する規定の制約を受けないことから、企業は上記の状況において、適切に公正価値を算定することにより、減損による評価減の計上を避けたり、計上額を減らしたりすることが可能である。しかし、上記で述べたとおり、公正価値の算定にあたり、このような支出とその効果をキャッシュ・フローに含めることができるのは、他の市場参加者も当該資産を評価するときにこれを考慮する場合に限られる。一方で、典型的な市場参加者が利用できない、もしくは考慮しないような、資産からのキャッシュ・フロー又は便益を、計算上の仮定に含めることは認められない。

下記のArcelorMittal社の開示例が、資本的支出に係わるキャッシュ・フローを予測キャッシュ・フローに含める開示を示している。下記のArcelorMittal社の年次報告書の抜粋では、将来の脱炭素化に向けた資本的支出が言及されている。

開示例 7-2： ArcelorMittal 社（2022 年）　ルクセンブルク

2022 年度年次報告書
連結財務諸表の注記（抜粋）
注記 5：のれん、無形資産及び有形資産（抜粋）
5.3　のれんを含む無形資産及び有形資産の減損（抜粋）
のれんの減損テスト（抜粋）

当社は、特定の気候関連リスクへの当社のエクスポージャーのうち、CGUグループ及びCGUの回収可能価額の算定に適用した将来キャッシュ・フロー予測の見積りに影響する可能性のあるものを検討しました。電気自動車への転換及び風力・太陽光発電への移行に伴い、材料の体化排出量及びライフサイクル排出量において鉄鋼が相対的に優れていることについて顧客の理解が深まっていることから、当社はさらなる機会を見出しております。気候関連政策に関連する当社の最も重要なリスクは、当社のすべての欧州工場に適用されるEU排出量取引制度（以下、「ETS」）です。このリスクは、当社の主要な鉄鋼製造工場のうち、規制の対象となっており、輸入鉄鋼との競争からまだ保護されていないものに関連しています。

当社はパリ協定の目標にコミットしており、2030年までに炭素排出量を欧州においては35%、グループ全体においては25%削減し、2050年までにグループ全体のカーボン・ニュートラリティを達成するという目標を公表しております。これらの公表した目標には重要な長期的投資が必要であり、そのためには、世界レベルの活動の場、豊富かつ安価なクリーン・エネルギーへのアクセス、必要なエネルギー・インフラの整備、低排出な製鋼のための持続可能な資金へのアクセス、及び循環経済への移行の加速が必要です。さらに、EUの環境法及びカナダのネット・ゼロ排出責任法の採択を受け、当社は、EU及びカナダにおい

て2050年までにカーボン・ニュートラリティを達成する法的義務を考慮しております。したがって当社は、EU及びカナダにおける平鋼事業に関し、現在の状態の資産から生じると予想される経済的便益の水準を維持するためには将来の脱炭素化に向けた資本的支出（実質的にDRI-EAF設備の建設に対応）が必要であり、したがって、当該資本的支出をCGUグループ及びCGUそれぞれの回収可能価額における将来キャッシュ・フローに関する当社の仮定に含める必要があると結論付けました。（後略）

7.1.3 リストラクチャリング

IAS第36号は、資産又はCGUのVIUに影響を与える将来のリストラクチャリングについても、類似の規則を設けている。リストラクチャリングの影響を織り込むことが禁止されるのは、その計画について企業がいまだ確約していない場合のみである。これも、将来キャッシュ・フローは現在の状態を基礎にして算定するという原則によるものである。現在の状態に変化をもたらす将来の事象については、将来キャッシュ・フローの見積りに含めてはならない*[IAS 36.44, IAS 36.45]*。企業が、リストラクチャリングを実行することを確約したときに初めて、IAS第36号に基づき、将来キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローの見積りに、経営者が承認した直近の予算／予測に基づくリストラクチャリング（IAS第37号に定められている。『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第32章を参照）によりもたらされるコスト節減及びその他の便益を反映させることができる*[IAS 36.46, IAS 36.47]*。将来のリストラクチャリングの取扱いについては、IAS第36号の設例5で解説している。IAS第36号は、企業がリストラクチャリングを実行することを確約するまでは、リストラクチャリングの結果もたらされるキャッシュ・インフローの増加は、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれない、と具体的に示している*[IAS 36.47]*。

企業は時として、リストラクチャリングのための支出が行われ、これが完了した時点で、結果的に戻し入れられることになってしまうような減損損失を、一旦認識しなければならないこともある。

7.1.4 ターミナル・バリュー

長期性資産の場合、当該資産又はCGUに起因する大部分の価値は、ターミナル・バリュー（terminal value：継続価値）から生じる。ターミナル・バリューとは、明示的な予測期間後に資産又はCGUにより生成されるすべての将来フリー・キャッシュ・フローの正味現在価値である。また、IAS第36号には、将来キャッシュ・フローの見積りにおける、耐用年数の終了時の資産売却の取扱いに関して、以下のような具体的規定が定められている。処分に係る収入及びコストは、類似資産の現時点での処分価格及びコストを基礎としなければならない。加えて、キャッシュ・フローの見積りと割引率の選定の際に、物価変動を考慮している場合には、処分価格及びコストに関しても、物価変動に関する調整を行わなければならない。また、企業は、その見積りが独立第三者間取引条件で受領すると考えられる金額の適切な評価に基づくものとなるよう、十分に留意しなければならない*[IAS 36.52, IAS 36.53]*。

資産又はCGUの耐用年数が確定できるか否かはターミナル・バリューに重大な影響を与える。したがって、資産又はCGUの資金生成能力、そして当該資産又はCGUがキャッシュ・フローを生成することのできる期間が定められるか否かを経営者が慎重に評価することが非常に重要である。のれんが含まれるCGUの多くは耐用年数を確定できないが、のれんが配分されていないCGUについては、必ずしも耐用年数を確定できないとは限らない。たとえば、鉱山のように、CGUが主に耐用年数が有限である単一の事業用資産で構成

される場合には、キャッシュ・フロー生成期間を鉱山の耐用年数に制限する必要がある。企業がCGUの主要資産を取り替えると仮定するのが合理的かどうか、キャッシュ・フローを永続的なものとして考慮してターミナル・バリューを計算するのが適切かどうかは、具体的な事実及び状況に左右される。

耐用年数が確定できない資産又はCGUの場合、ターミナル・バリューは、明示的な予測期間の最後の年(「最終年」)に、資産又はCGUによって生成されると予想される持続可能なキャッシュ・フローを考慮して算定される。最終年のキャッシュ・フローは、持続可能なキャッシュ・フローを反映していなければならない。というのも、持続可能なキャッシュ・フローが反映されていなければ、最終年に予想される一度きりの大きなキャッシュ・フローや、異常なキャッシュ・フローにより、評価額が不適切に増減することになるからである。

資産又はCGUにより生成されると予想される持続可能なキャッシュ・フローを、その後、以下のいずれかで割り引くことにより、現在価値を算出する。

- キャッシュ・フローが比較的一定であると予想されている場合は、割引率
- キャッシュ・フローが成長すると予想されている場合は、長期成長率(永久成長率)を控除した割引率

成長率を決定する際は、使用される長期成長率と、企業が一般的に事業計画で用いる仮定との整合性を確認しなければならない。IAS第36号は、VIUの算定において、より高い成長率を使用することが正当化できる場合を除き、それ以降の年度に対し一定又は逓減する成長率を使用するよう求めている。この成長率は、より高い成長率を正当化し得ない限り、当該製品、産業又は企業が活動している国の、もしくは資産が使用されている市場の長期平均成長率を超えてはならない*[IAS 36.33]*。

7.1.5 外貨建てのキャッシュ・フロー

外貨建キャッシュ・フローは、最初に発生する通貨で見積り、当該通貨に対応する割引率を用いて割り引く。企業は外貨建てで計算された現在価値を、VIUの計算日の直物為替レートで換算する*[IAS 36.54]*。直物為替レートを使用するのは、金利差に基づく先渡為替レートの使用に固有の問題を避けるためである。先渡為替レートを使うと、貨幣の時間価値が、最初は割引率で、それから先物レートでというように、二重計算されることになってしまう*[IAS 36.BCZ49]*。しかし、この方法によれば、企業は、異なる通貨で生成されたキャッシュ・フローに関して、通貨別に減損テストを行った上で、全体として矛盾がないように、互いの整合性をとらなければならないことを事実上意味する。これは、非常に難しい作業である。これを達成するためには、対象となっている通貨に対応する割引率だけでなく、相対的なインフレ率や相対的な金利など、多くの異なる要因を考慮しなければならない。そのため、誤謬が生じる可能性が高く、何よりも、キャッシュ・アウトフローの現在価値が、高すぎる割引率を使うことにより過小に計算されてしまうリスクが生じることとなる。実務では、キャッシュ・フローが単一の通貨(実際には他の通貨により授受が行われていたとしても)で生成されたと仮定することにより、企業が十分に正確な結果を導き出せるよう、鑑定の専門家が関与する場合もある。特に留意すべきは、キャッシュ・フローを換算するための為替レートが、期末時点で子会社の外貨建資産、のれん及び負債を換算するのに用いる為替レートとは異なることも十分あり得るという点である。たとえば、有形固定資産などの非貨幣性資産は、取得日の為替レートを用いて算定した価額で計上されているが、外貨建キャッシュ・フローを生成する。減損の兆候がある資産の回収可能価額を検討するにあたり、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」は、IAS第36号に準拠して回収可能価額を計算し、回収可能価額が算定された日

の為替レートを用いて当該回収可能価額（キャッシュ・フローの現在価値）を換算する、と規定している[IAS 21.25]。なお、IAS第21号は、当該為替レートは、報告日時点の為替レートになることがあると指摘している。次に、VIUを帳簿価額と比較し、その後の資産の帳簿価額はこれらの金額のどちらか低い方の金額で繰り越される。

7.1.6 内部振替価格

資産又はCGUから発生するキャッシュ・インフローが、内部振替価格によって決定される場合には、資産又はCGUのVIUを算定するための将来キャッシュ・フローの予測には、独立第三者間取引の価格に基づく最善の見積りを用いなければならない[IAS 36.70]。このことは、CGUとして識別されたならば、あらゆるキャッシュ・インフローに当てはまることに留意されたい。上記セクション3.3で説明したように、アウトプットの活発な市場が存在するため識別されたCGUに限定されない。

実務では、振替価格は、市場価値の見積り（おそらく割引やその他の調整を伴う）を基礎とする場合や、原価ベースの価格、グループ会社間の特定の交渉に基づく価格が使用される場合がある。振替価格には移転会社及び取得会社に対する税務上の影響が反映され、振替価格が税務当局の同意を受ける場合がある。この点は、多国籍企業にとって特に重要となるが、単独の国・地域内部での振替価格にも影響する可能性がある。

振替価格の使用は極めて一般的である。以下の設例では、価格設定の基礎をいくつか取り上げ、それが独立第三者間の取引価格に近似するかどうかの検証を企業が行う方法について説明する。方法が適切であっても、計算に用いるインプットが合理的であることを確認する必要がある。独立第三者間価格は、特定の価格ではなく一定範囲の価格となる場合がある。

設例 7-2: 振替価格

自動車メーカーである企業A（A社）は、部品を製造するCGUを有している。製造した部品は自動車組立部門に移転される。当該部品はA社の自動車に固有の部品であり、一般市場で即時に調達することは不可能である。ただし、A社及び他の自動車メーカーは第三者と部品供給契約を締結している。それにより、当該部品の製造に必要な特殊設備が設置され、当該部品の内部振替価格が独立第三者間取引価格に等しいことの証明に役立つ外部の比較対象となる取引を得ることができる。そうでない場合には、予測を調整しなければならない。

企業Bは石油会社であり、ガソリンの生産に使用する原油を掘削部門から精製部門に移転する。原油には市場価格が存在し、当該価格は掘削部門CGUのキャッシュ・インフローと精製部門CGUのキャッシュ・アウトフローの見積りに使用できる。

7.1.7 間接費

VIUを算定する場合、企業は以下の両者に係るキャッシュ・アウトフローの予測を含めるべきである[IAS 36.39(b)]。

(i) 当該資産（又はCGU）の継続的使用によるキャッシュ・インフローを生み出すために必然的に生じるキャッシュ・アウトフロー

(ii) 当該資産（又はCGU）に直接賦課又は合理的で首尾一貫した基礎による配分ができるキャッシュ・アウトフロー

キャッシュ・アウトフローの予測には、当該資産又はCGUの使用に直接賦課又は合理的で首尾一貫した基礎による配分ができる将来の間接費のほか、資産又はCGUの日常的な保守に関するものが含まれる*[IAS 36.41]*。

弊法人のコメント

我々は、すべての間接費が考慮されなければならず、減損テストにあたっては、大部分の間接費はCGUに配分しなければならないと考えている。ただし、間接費をどこまで細かく配分するのかを決定する際及び適切な配分基礎を決定する際には、判断を要することがある。この判断は、グループのかなり高いレベルで発生する受託責任費及び間接費を減損の評価の対象となるCGU又は資産に対して配分する際には特に重要となる。企業固有の関連する事実及び状況ならびにコスト構造について慎重な検討が必要となる。

一般的に、CGUに対して識別可能なサービスを提供する間接費（たとえば、中央管理機能から生じるIT費用）、及びCGUが単独で事業を行う場合には実施する必要がある関連業務に係る間接費（たとえば、財務報告機能）については、減損テストを実施するCGUに配分しなければならない。

逆に、新規事業の取得及び開発目的で発生する間接費（たとえば、M&A活動などの事業開発費）は一般的に配分されない。これらのコストは、CGUの性能を改善又は拡張することから生じると予想される将来キャッシュ・インフロー及び将来キャッシュ・アウトフローと性質が似ており、IAS第36号第44項に従い、VIUにおいては考慮されない*[IAS 36.44]*。

間接費の合理的で首尾一貫した配分基礎の選択には、CGU自体の性質を含むさまざまな要因の分析が要求される。識別可能なサービスの合理的な配分基礎は容易に識別できる場合もある。たとえば、ITサービスにおいては取引処理量が、人事サービスにおいては人数が適切な場合もある。ただし、キャッシュ・インフローを生成するための、CGUにより必然的に生じることになると判断される受託責任費の合理的な配分基礎には、より多くの分析が要求される。たとえば、収益や人数などの受託責任費の配分基礎は、CGUが異なる規制環境下にある場合（すなわち、より厳しい規制下にあるCGUはガバナンスにより多くの時間及び労力を要求する）又は成長段階にある（すなわち、成熟した産業のCGUがガバナンスに求める労力はより少ない）場合には、不適切となる場合がある。配分基礎はコストの種類によって異なる可能性があり、場合によっては、単一期間の指標ではなく、一定期間の平均指標を反映する、又は過去の指標ではなく将来予測的な指標を反映することがある。

間接費が必ず生じ、より大きなレベルのCGUグループに合理的かつ首尾一貫した基礎で直接賦課又は配分できる場合、間接費はCGUの最小レベルに配分されるのではなく、CGUのより大きいレベルのグループでの減損テストに含まれる必要がある。慎重な分析の後に、一定の間接費が、IAS第36号第39項(b)に基づく要件を満たさないために、キャッシュ・フロー予測から除外されるという例も起こり得る。

多くの企業では、「経営管理料」と称されることの多い、間接費を他のグループ企業に振り替える目的の内部課金を行っている。実際間接費の代わりに経営管理料を用いるにあたっては注意が必要となる。経営管理料は実際間接費ではなく、税務当局等によって認められた価格に基づいている場合がしばしばあるからである。経営管理料に、減損テストを実施したCGUにすでに配分されている全社資産の使用に係る要素（内部地代負担など）が含まれている場合には、二重計上の危険性もある。

状況によっては、一部の受託責任費は使用する割引率を通じてすでに減損テストに含められている可能性があるという主張がある。これは、とりわけ、割引率の算定方法、及び関連する受託責任費が関連するキャッシュ・フローを生成するために必然的に生じるコストではなく、株主の期待利益に含まれる株主費用とみなされるかどうかに左右される。このような複雑性があるため、十分注意して当該アプローチを適用する必要がある。

7.1.8 株式に基づく報酬

多くの国・地域では、従業員の報酬パッケージに株式に基づく報酬が含まれている。株式に基づく報酬には、現金決済型もしくは持分決済型、又は企業もしくは相手方に持分決済か現金決済の選択権を付与するものがある。実務では、企業が実施する多くの株式に基づく報酬取引は、持分決済型の株式及びオプションの付与である。これにより、企業はキャッシュ・アウトフローを発生させることなく従業員に報酬を与えることができ、その資金コストは最終的に持分の希薄化を通じて株主が負担する。

減損評価に関しては、回収可能価額、特にVIUの計算において株式に基づく報酬を考慮すべきかどうか、また、どのように考慮すればよいのかという点が、企業が直面する問題となることが多い。IAS第36号それ自体には、回収可能価額の算定において株式に基づく報酬は考慮されるか、及びどのように考慮されるかについての具体的なガイダンスは示されていない。

IAS第36号はVIUの算定にあたってキャッシュ・フローに重点を置いているため、現金決済型の株式に基づく報酬に関連する予想キャッシュ・アウトフローはVIUの計算に反映させる必要があると思われる。上記セクション4.1で述べたとおり、整合性は、IAS第36号において非常に重要な原則である。したがって、現金決済型の株式に基づく報酬に関連して、企業は、当該報酬の取決めから生じるキャッシュ・フローをどの程度CGUの帳簿価額、及びVIUの算定に用いるキャッシュ・フローに含めるかについて整合性を確保しなければならない。VIUの算定に用いる将来の期待キャッシュ・フローが、VIUの算定日時点で認識済みの負債を超過する予想キャッシュ・アウトフローに限定されている場合、VIUの算定日時点で認識済みとなっている負債をCGUの帳簿価額に含めることはできない。逆に、企業がすべての将来の予想キャッシュ・アウトフローをVIUの算定に含めている場合、整合性のため、VIUの算定日時点で認識済みとなっている負債は、CGUの帳簿価額に含めなければならない。

たとえば、ある現金決済型の株式に基づく報酬制度において、予想キャッシュ・アウトフローの合計が90百万円であり、うち30百万円が負債として認識済みであるとする。VIUの算定に用いるキャッシュ・フローに60百万円が含まれている場合、30百万円の負債をCGUの帳簿価額に含めることはできない。他方、VIUの算定に用いるキャッシュ・フローに90百万円が含まれている場合、30百万円の負債はCGUの帳簿価額に含めなければならない。

これは、理論上は単純明快なようだが、実務上、特に企業が多数のCGUから構成される場合には、極めて困難かつ判断を要する作業となる可能性がある。株式に基づく報酬は一般的に親会社がグループ内の

従業員に付与するものである。付与日の株式に基づく報酬の価値の変動と従業員を雇用しているCGUの業績変動との間に相関性がない場合がある。これは、付与日後の株式に基づく報酬の価値の変動及び最終的な期待キャッシュ・フローを、特定のCGUに配分すべきか及びどのように配分するかの判定に関連する可能性がある。

さらに明らかでないのは、企業はどのようにしてVIUの計算に持分決済型の株式に基づく報酬を反映させるかという点である。持分決済型の株式に基づく報酬取引により企業にキャッシュ・アウトフローが生じることはない（たとえば、持分決済型の株式に基づく報酬制度を決済するために新たに発行された株式が使用される場合）。したがって、IAS第36号を文字どおりに解釈すると、回収可能価額の算定において当該報酬取引は無視できることになる。しかし、企業に実際のキャッシュ・アウトフローが生じるか否かに関係なく、企業はすべての株式に基づく報酬をVIUの計算に反映させなければならないとの意見もある。この意見によると、持分決済型の株式に基づく報酬は、従業員報酬パッケージの一部であり、したがって、従業員の役務に対して企業が負担するコスト（IFRS第2号「株式に基づく報酬」に定める処理に沿ったもの）である。また、持分決済型の株式に基づく報酬による希薄化効果を埋め合わせるような株主に対する高いリターンを反映させるために、割引率の調整を通じてそのような株式に基づく報酬を考慮する必要があるという主張もある。これも、割引率を決定する方法と、割引率を決定するために用いられた持分決済型の株式に基づく報酬の水準が同業他社と同様であるかどうかによって異なる。同様でない場合、現在の市場評価におけるより高いリターンを反映させるために調整が必要となる可能性が高い。実務上、この調整は非常に難しく、決定に判断が必要となる場合がある。

IAS第36号は、平均及び簡易計算により、詳細な計算の合理的な近似値が得られる可能性があると述べている。そのような場合、IAS第36号は、割引率又はキャッシュ・フローに特定の要素を含めることを認めている。これにより、VIUに対する影響の合理的な近似値を得るために、キャッシュ・フローを調整することが可能となる場合がある*[IAS 36.23,32]*。

回収可能価額の算定期間は、株式に基づく報酬が付与される期間よりもはるかに長い場合が多い。会社及び従業員が、回収可能価額の計算に用いる期間に含まれる将来の時点で追加の株式に基づく報酬が付与されると見込んでいる場合も多いと思われる。各々の事実及び状況にもよるが、企業は、上記の説明に鑑み、より長い期間にわたって株式に基づく報酬の影響をどのようにして含めるかを検討する必要があるだろう。

弊法人のコメント

IAS第36号自体には、回収可能価額の算定において株式に基づく報酬は考慮されるか、及びどのように考慮されるかについての具体的なガイダンスは示されていない。IAS第36号はVIUの算定にあたってキャッシュ・フローに重点を置いているため、キャッシュ・アウトフローを発生させる株式に基づく報酬（たとえば、現金決済型の株式に基づく報酬）は、VIUの計算に反映させる必要があると我々は考えている。

明確化されていないのは、持分決済型の株式に基づく報酬が企業に対しキャッシュ・アウトフローを生じさせない場合（たとえば、持分決済型の株式に基づく報酬を決済するために、新たに発行された企業の株式が従業員に付与される場合）に当該報酬をどのようにVIUの計算に反映させるかであると我々は考えている。このような持分決済型の株式に基づく報酬を、キャッシュ・フローの調整又は割引率の調整を通じてVIUの計算にどのように反映させるかを評価するにあたっては、多くの重要な判断が必要となる場合がある。

7.1.9 リース料

7.1.9.A リース期間中のリース料

上記セクション4.1.2で述べているとおり、VIUの算定においては、貸借対照表に計上したリース負債に係るいかなるキャッシュ・フローも考慮されない。CGUの帳簿価額を算定するためにリース負債の帳簿価額を減額する場合、リース負債の帳簿価額と同額をVIUから減額する必要がある*[IAS 36.78]*。

IFRS第16号に基づき、リース契約に関連する実質上の固定リース料はリース負債に反映される一方、それ以外のリース料はリース負債に反映されない点には留意する必要がある。原資産の業績又は使用に基づくリース料などの指数又はレートに応じて決まるわけではない変動リース料は、認識されるリース負債に反映されない。したがって、これらの契約上の支払金額は依然としてVIUの算定に使用されるキャッシュ・フロー予測に反映する必要がある。

借手がIFRS第16号第15項の実務上の便法を適用する場合を除き、企業は契約に含まれる非リース構成部分をリース構成部分と区別して会計処理する。したがって、実務上の便法が適用されない限り、非リース構成部分をVIUの算定において考慮する必要がある。IFRS第16号第15項の実務上の便法が適用される場合、変動リース料について上記で説明したものと同一のガイダンスが非リース構成部分に関連する変動支払に適用される。

また、IFRS第16号は少額資産のリース及び短期リースに係る免除規定を設けている。借手がこれらの免除規定を使用し、当該リースについて貸借対照表に使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択する場合、当該リースに関連するキャッシュ・フローは依然としてVIUのキャッシュ・フロー予測に含められる必要がある。

7.1.9.B 現在のリース期間後に生じるリース料

CGU（グループ）の減損テストを実施する際、VIUモデルにおけるキャッシュ・フロー予測が、CGUの帳簿価額に含まれる使用権資産のリース期間よりも長い期間となることが頻繁に生じる。

実務では、新たな資本的支出を想定することは、VIUを判定する上で本質的なことである。評価すべきは、CGUの将来キャッシュ・フローである。将来キャッシュ・フローには、製品又はサービスの売上、売上原価又はサービス原価及び独立したキャッシュ・インフローを生成するために必要なすべての他のキャッシュ・フローが含まれる。当該キャッシュ・フローには、必然的に、少なくとも予測どおりにCGUが機能し続けるために必要な資本的支出も含まれることとなる。

CGUのキャッシュ・フローが基礎となる使用権資産によって決まるが、リース期間がキャッシュ・フローの予測期間中に終了する場合、当該使用権資産の更新、延長又は交換を想定しなければならない。これは、新規リースの締結を仮定して、この代替となるリースから生じる支払リース料をキャッシュ・フロー予測又はターミナル・バリューに含めるか、もしくは代替となる資産の購入を想定するかのいずれかの方法による。いずれの方法を用いるかは、確約済みであるがまだ開始されていないリースの有無の検討を含む、企業の行動計画に依拠する。CGUの将来キャッシュ・インフローが代替となる資産のリース又は購入に左右される場合、当該代替資産の必要性をCGUのキャッシュ・フローに反映しないことは不適切である。

ターミナル・バリューがリース期間の終了前に算定される場合など、ターミナル・バリューの計算には特に注意が必要である。たとえば、ターミナル・バリューは第5年度に予想されるキャッシュ・フローを基礎とするも

のの、リース期間が第8年度末に終了するケースがあったとする。これは、第5年度末時点におけるキャッシュ・フローが今後も持続可能なキャッシュ・フローを表していないことを意味する。このような場合には（もし重要性があれば）、最終年度において代替となる資産のリース又は購入を含め、これらの支出の一部が第8年度後にのみ開始することを反映する調整額を別途算定することで、キャッシュ・フローを測定できる。

7.1.10 後発事象

後発事象及び報告期間後に受け取った情報は、仮定の変更により報告期間の末日に存在した状況についての追加的な証拠が提供される場合に限り、減損評価において考慮しなければならない。この評価を行うために、すべての事実及び状況に関する判断が求められる。

期末後に利用可能となった情報により、状況が想定よりもだいぶ悪化した証拠が示される場合がある。減損評価の修正が必要か否かは、当該情報によって減損評価のためのキャッシュ・フローの見積りに疑念が生じるかどうかによる。

期末後の値下げの原因となる競争圧力は、一朝一夕に生じるわけではなく、通常は時間をかけて生じるものであり、期末にすでに存在していた状況に対する反応を表すものであろう。そのような場合、経営者は期末の減損評価にそれを反映することになる。

IAS第10号「後発事象」では、後発事象を修正を要する事象と修正を要しない事象とに区別している（『IFRS 国際会計の実務　International GAAP 2022』下巻第38章「後発事象」を参照）。IAS第10号は、修正を要しない、つまり、通常は期末の減損計算を更新する理由とならない事象の例として、報告期間後の資産価格の異常に大きな変動又は外国為替レートの変動を挙げている。同基準は、異常に大きな変動は期末後に生じた事象が原因となっているはずであるとし、したがって、そのような異常に大きな変動の原因は期末にすでに存在していた状況ではないと大方想定している。ただし、経営者は、異常に大きな変動の理由を慎重に評価し、その原因が期末にすでに存在していた状況であるのかどうかを検討する必要があるだろう。

上記セクション7.1で述べているとおり、減損テストで使用されるキャッシュ・フロー予測は、経営者によって承認された直近の財務予算及び予測に基づくものである。ここで、報告期間の末日後、財務諸表の公表承認日前に、新たな予算及び予測が経営者によって承認された場合、減損テストをどうするべきかという疑問が生じる。グループ財務諸表の公表承認から大きく遅れて子会社の財務諸表が公表を承認される場合も、同様の疑問が生じる。双方のシナリオにおいて、上記と同様に一般的に考慮すべき事項が当てはまる。企業は、更新した予算及び予測が、報告期間末日にすでに存在した状況であり、減損評価で考慮する必要があるかどうかを評価する必要がある。あるいは、予算及び予測の変更が報告期間末日後に発生した状況であり、当期より後の減損テストでのみ考慮すべきかどうかを評価することが求められる。グループのシナリオにおいては、グループ財務諸表が更新前の予算に基づき発行をすでに承認されているという事実にかかわらず、更新後の予算を経営者が承認した後に、子会社の財務諸表の公表が承認される場合、更新後の予算及び予測が子会社レベルでは考慮される必要があるという状況につながる可能性がある。

7.1.11 現在価値に関するリスク:「伝統的」アプローチと「期待キャッシュ・フロー」アプローチ

上記セクション7において、VIUの計算において考慮しなければならない要素について説明した。IAS第36号によると、VIUの計算には、企業が資産から得られると期待する将来キャッシュ・フローの見積りと現在の市場のリスク・フリー・レートを表す貨幣の時間価値を反映させなければならない。しかし、考慮に入れる必要があるその他の要素はすべてリスクの各側面を測定するものであり、割引率又はキャッシュ・フローの修正として扱われる。それらの要素は以下のとおりである*[IAS 36.30]*。

- 将来キャッシュ・フローの金額又は時期について、起こりうる変動に対する期待
- 資産に固有の不確実性を負担することに対する金額
- 流動性の欠如などの他の要因のうち、企業が資産から得られると期待する将来キャッシュ・フローの価格付けに際して、市場参加者が反映させるであろうその他の要因

これらの要因に関する割引率の修正は、IAS第36号の付録Aでは「伝統的アプローチ」とよばれている。一方、「期待キャッシュ・フロー」アプローチでは、リスク調整後のキャッシュ・フローの算定において、これらの要素について修正を行う。いずれの方法も資産又はCGUのVIUの算定に用いることができる*[IAS 36.A2]*。

伝統的アプローチでは、単一の見積キャッシュ・フローと、「リスク相当の割引率」と説明されることの多い単一の割引率のセットが使用される。このアプローチでは、単一の割引率の慣行が、将来キャッシュ・フローに関するすべての予想及び適切なリスク・プレミアムを組み込むことができると仮定している*[IAS 36.A4]*。

すべての変数を単一の割引率に取り込み反映することによる問題及び困難(たとえば、将来の事象に関連する重要な不確実性が存在する場合)を理由として、IAS第36号は期待キャッシュ・フロー・アプローチの方がより効果的な測定技法となる場合があると述べている*[IAS 36.A6, IAS 36.A7]*。

期待キャッシュ・フロー・アプローチは、確率加重した正味現在価値アプローチである。このアプローチでは、単一の最も可能性の高いキャッシュ・フローではなく、生じ得るキャッシュ・フローについてのすべての期待を用いて、それぞれのキャッシュ・フロー・シナリオに確率を割り振ることで確率加重した正味現在価値を算定する。確率の使用は期待キャッシュ・フロー・アプローチの本質的な要素である*[IAS 36.A10]*。キャッシュ・フローが調整されていないリスク及び変動性を割引率により考慮する。付録Aでは、確率が非常に主観的であることや、単一の資産や可能性のある結果が限られている資産の測定には適していないこともあるといったこのアプローチのいくつかのマイナス面についても述べられている。同付録では、「信頼性の向上」とのバランスにおける追加情報の入手コストが、期待キャッシュ・フロー・アプローチに対する最も有効な反対材料となるとされている*[IAS 36.A10, IAS 36.A11, IAS 36.A12, IAS 36.A13]*。

期待キャッシュ・フロー・アプローチを用いる場合であっても、企業は、キャッシュ・フローに反映されていない一般的な不確実性及びリスクについて割引率を調整することを検討する必要がある。したがって、重要な留意事項として、二重計上や計上漏れを防ぐために、企業は、キャッシュ・フローの見積り及び適切な割引率の選定に関して、必ず首尾一貫した仮定を用いるようにする必要がある*[IAS 36.51]*。

下記のTesco社の開示例が、期待キャッシュ・フロー・アプローチを用いた開示を示している。下記のTesco社の年次報告書からの抜粋では、英国のEU離脱、コロナ禍、マクロ経済の低迷及び気候変動によるリスクから生じ得るさまざまな結果を反映したシナリオが言及されている。

開示例 7-3: Tesco 社（2022 年）	英国

2022 年度年次報告書
グループ財務諸表の注記（抜粋）
注記 15　非流動資産の減損（抜粋）
減損の方法（抜粋）
使用価値（抜粋）
小売（抜粋）

当グループは、さまざまなキャッシュ・フローのシナリオを確率加重することにより、期待キャッシュ・フロー・アプローチを適用しています。最も高い確率加重が適用されるのは、3年間の内部予測から導出されるキャッシュ・フローです。追加的なシナリオでは、持続可能性報告書におけるシナリオ（戦略報告書内の長期持続可能性報告を参照）と同様にマクロ経済の低迷、世界的な供給の逼迫及び気候変動によるリスクを考慮しているほか、上振れシナリオも考慮しています。…

7.2　適切な割引率の適用、及び将来キャッシュ・フローの割引

最後に、そもそも識別時にそのようにしていると思われるが、CGUの将来キャッシュ・フローを割り引くためには、当該キャッシュ・フローを各年度に配分しなければならない。その後、キャッシュ・フローを割り引くことによって、その現在価値が計算される。割引率は、貨幣の時間価値及び資産に固有のリスク（将来キャッシュ・フローの見積りを調節することにより反映されているものを除く）に係る現在の市場評価を反映した、税引前の利率である*[IAS 36.55]*。

つまり、適用する割引率は、同じようなリスクを伴う投資について市場が想定する割引率の見積りである。IAS第36号は以下のように説明している*[IAS 36.56]*。

「貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクについての現在の市場評価を反映する利率は、企業が当該資産から獲得すると期待するキャッシュ・フローと金額、時期及びリスク特性が同等のキャッシュ・フローを生み出す投資を投資者が選択するとした場合に、投資者が要求するであろう利回りである。」

したがって、可能な限り、割引率は市場取引又は市場レートから入手しなければならない。すなわち、割引率の見積りは、類似の資産の現在の市場取引で用いられた利率から又は判定の対象となる資産と類似した用役提供能力及びリスクを伴う単一の資産（又は資産ポートフォリオ）を有する上場企業の加重平均資本コスト（以下、WACC）を基に行う*[IAS 36.56]*。そうした上場企業を見出すことができる場合、そのWACCを用いるのであれば慎重を期さなければならない。というのも、IAS第36号では、VIUに関して適用される割引率は、企業の資本構成及び資産の購入資金を調達した方法とは無関係な税引前のものでなければならない、と指摘しているからである（下記セクション7.2.1を参照）。ギアリング・レシオの影響とそれが適切なWACCの算定に与える影響については、下記設例7-3で説明している。

そのような市場金利を入手できるのはごく稀なケース（不動産など）に限られる。資産に適した割引率を市場から入手することができない場合は、代替値を使用する*[IAS 36.A16]*。企業が、当該資産から稼得すると期待するキャッシュ・フローと金額、時期及びリスク特性が同等なキャッシュ・フローを生み出す投資を投資者が選択するとした場合に、投資者が要求する利回りを算定するのは容易ではない。IAS第36号では、出発点として、企業は以下の利率を考慮すると述べられている*[IAS 36.A17]*。

IAS 第 36 号からの抜粋	
A17	そのような見積りを行う出発点として、企業は次の利率を考慮に入れる。 (a) 資本資産価格モデル(CAPM)のような技法を利用して決定した、当該企業の加重平均資本コスト (b) 当該企業の追加借入利子率 (c) その他の市場借入利率

IAS第36号の付録Aには、さらに、適切な割引率を選定するために以下の指針が示されている。

- 見積キャッシュ・フローに関連する固有のリスク(カントリー・リスク、為替リスク、価格リスク、キャッシュ・フロー・リスクなど)を反映し、関連性のないリスクを排除するよう、割引率を調整しなければならない*[IAS 36.A18]*。
- 二重計算を避けるため、将来キャッシュ・フローがすでにあるリスクについて調整されている場合は、割引率に当該リスクを反映してはならない*[IAS 36.A18]*。
- 割引率は、当該企業の資本構成及び当該資産の購入資金の調達方法とは無関係である*[IAS 36.A19]*。
- 割引率の基礎が税引後のものである場合には(WACC等)、VIUの算定のために税引前の水準に調整する*[IAS 36.A20]*。
- 企業は通常、単一の割引率を使用する。しかし、VIUが、異なる期間における異なるリスク又は利子率の期間構成に影響される場合には、企業は将来の各期間について、それぞれ個別の割引率を使用しなければならない*[IAS 36.A21]*。

資産又はCGUの計算に用いられる割引率は、資産又はCGUがキャッシュ・フローを生成すると予想される期間を考慮したものでなければならず、これは、短期の利子率の変動の影響を受けないこともある*[IAS 36.16]*(この点については、上記セクション2.1.4で説明している)。

IAS第36号は、割引率を選択する際に、企業の追加借入利子率を考慮すべきであるとしているが、これは出発点にすぎない。なぜなら、適切な割引率は、企業の資本構成又は資産の購入資金の調達方法(営業活動の資金を調達するためのリースの利用を含む)とは無関係でなければならないからである。追加借入利子率には、企業全体のデフォルト・リスクが反映されているが、資産から生じるキャッシュ・フローを算定する上では、そのようなリスクを考慮に入れるのは適切ではない。

実務では、多くの企業が適切な割引率の算定にWACCを用いている。WACCの適切な計算は、極めて専門性の高い問題であり、学術的な文献は数多くあるものの、一致した見解がみられる分野ではない。割引率の選定は、減損テストを実施する上で極めて重要であるが、理論的に完璧な割引率を得ることは、実際にはまず不可能であろう。したがって、目指すべきは、合理的でその使用が妥当と認められる割引率を求めることである。妥当な割引率の算定方法は多数存在するが、以下に、その方法の1つを説明する。この設例は、一見極めて複雑にみえるが、ごく一般化したレベルで記述されている。一方で、企業が適切な割引率の計算が難しいと考える場合は、専門家の助言を仰ぐことが推奨される。

設例 7-3: 割引率の算定

本設例ではCGUの割引率（WACC）を見積る方法について説明する。減損テストの対象となるCGUと類似するリスク特性を有する上場企業が存在する可能性は極めて低いため、類似するリスク特性を有する架空の企業を想定することでWACCを見積る必要がある。

当該CGUのWACCを見積るにあたって、以下の3つの要素を見積る必要がある。

- ギアリング・レシオ、すなわち資本の市場価値に対する負債の市場価値の割合
- 負債コスト
- 資本コスト

ギアリング・レシオの最善の求め方は、CGUと基本的に同じ業界で事業活動を行っている上場企業を分析し、そうした企業のギアリング・レシオの平均値を算定する方法である。分析対象企業については、株式の市場価値が容易に算定できるように、上場企業（株価が公表されている企業）である必要がある。

当該業界の企業の債券価格が公表されている場合には通常、その負債コストを直接算定することができる。より一般的に、銀行貸付や借入（リース負債を含む）の負債コストを計算する1つの方法は、減損テストを行う資産の予想耐用年数に類似した残存期間を有する固定金利国債の実質金利を入手し、これに銀行のマージン、すなわちこの業界の企業に仮に融資した場合に銀行が国債の金利に上乗せする利鞘を加えることである。企業の現行の借入について請求されるマージンが、銀行のマージンを算定するための判断材料になる場合もある。ただし、その妥当性は、判定の対象となるCGUが抱えるリスクが、企業又はグループ全体が抱えるリスクと、どの程度類似しているかによる。

のれん又は耐用年数を確定できない無形資産が、減損テストの対象となるCGUに含まれる場合には（下記セクション8及び10を参照）、適切な国債の利率を、永久債の利率に近づくように調整することが必要となる場合がある。加えられる銀行のマージンは判断の問題ではあるが、判定の対象となる業界が、銀行からの資金をどの程度容易に調達できるかにより変動する。上述のとおり、実際に実行されている借入を参照することにより、請求される可能性の高いマージンに関する裏付けを入手することができる場合もある。借入の担保になり得る不動産などの有形固定資産に多くの投資を行っている業界は、担保が容易に見つからない業界よりマージンは低く抑えられるだろう。

自己資本コストの決定は、資本コストを算定する上で、最も困難な要素である。IAS第36号でも紹介されているCAPMは、実務上頻繁に用いられ、また多くの教科書に登場する技法である。このモデルの基礎となる理論は、自己資本コストが、リスク・フリー・レートに、ベータ値×市場リスク・プレミアムで求められる数値を加算したものに等しくなる、というものである。リスク・フリー・レートは、負債の名目コストを算定するときに使われる金利と同じで、上述のとおり、対応する残存期間を有する国債の利回りから算定できる。市場リスク・プレミアムとは、国債ではなく、株式に投資する場合に投資者が求めるプレミアムをいう。場合によっては、市場リスク・プレミアムを増分調整することもある。たとえば、CGUが、その市場セクターに一般的に反映されない固有のリスクを有するケースが考えられる。通常、中小企業の自己資本コストを算定する際は、このような調整が行われる。上場企業のベータ値は、証券市場の動きが個別証券の値動きにより大きく反映される場合（1超）と小さく反映される場合（1未満）がある。

ロンドン・ビジネス・スクールなど、多くの機関が個々の株式銘柄及び業界のベータ値を定期的に発表し

ている。発表されているベータ値は「レバード」ベータ値、つまり当該企業又は業界のギアリング・レシオの水準を反映したベータ値である(ただし、(100%自己資本として資金調達した場合のリスクに基づく)「アンレバード」ベータ値も入手可能であるため、この2つを混同しないようにしなければならない)。

投資者は、ベータ値に表されるボラティリティに加えて、限られたニッチな業界への株式のエクスポージャーと、限られた顧客基盤へのエクスポージャーも反映させる。そのため、CGUが直接の競争相手よりも小さい場合には規模プレミアムも必要となることがある。

CGUと類似のリスク・プロファイルを有する仮想企業の自己資本コストは、以下のとおり算定される。

資本コスト=リスク・フリー・レート+(レバード・ベータ値×市場リスク・プレミアム)+規模プレミアム(必要となる場合)

負債コスト、自己資本コスト、ギアリング・レシオを算定した後、当該CGUのリスク・プロファイルと類似のリスク・プロファイルを有する仮想企業のWACCは、次の公式で求めることができる。

$$\mathrm{WACC} = (1-t)\times D\times\frac{g}{1+g} + E\times\left(1-\frac{g}{1+g}\right)$$

記号:

D: 負債コスト

E: 自己資本コスト

g: 業界のギアリング・レシオ(すなわち負債資本比率)

t: 負債コストの損金算入における税率

IAS第36号は、将来キャッシュ・フローは税金及び金融費用控除前のものでなければならないとしているが、割引キャッシュ・フロー計算では税引後キャッシュ・フローを使用する方がより一般的である。しかし、IAS第36号では、税引前キャッシュ・フローが使用されるため、割引率も税引前のものを使用する*[IAS 36.55]*。したがって、理論的にはより大きな割引率で、より大きな将来キャッシュ・フロー(税金控除前)を割り引くことになる。より大きな割引率とは、将来の税金フローの金額及び時期を考慮して税引後割引率を調整した割引率である。言い換えれば、税引前割引率で税引前キャッシュ・フローを割り引くと、税引後キャッシュ・フローを税引後割引率で割り引いたときに算定される現在価値と同じ値になる*[IAS 36.BCZ85]*。

WACCが計算されれば、税引前のWACCは計算できる。単純なグロスアップが可能な場合は、WACCに、1/(1−t)を乗じれば、税引前のWACCを算出することができる。たとえば、WACCが10%で、法人税率が30%だとすると、10%を0.7で除した14.3%が税引前割引率となる。ただし、IAS第36号では、税引前割引率は将来の税金キャッシュ・フローの発生時期や資産の耐用年数にも左右されるため、グロスアップ(割戻し)では適切な税引前割引率が算出されないことが多いことを指摘している*[IAS 36.BCZ85]*。税引前割引率と税引後割引率の関係については、下記セクション7.2.2でさらに説明している。

割引率に関するより具体的な指針はないため、その選択にはかなり裁量の余地がある。したがって、財務諸表を一見しただけでは分からないが、実務ではさまざまな異なるアプローチが使われている可能性が高い。割引率を選定した後は、減損テストの対象となるCGU又は個々の資産の将来キャッシュ・フローを実際に割り引き、CGUのVIUを表す現在価値を算定する*[IAS 36.55]*。

7.2.1 割引率と加重平均資本コスト

WACCは評価の専門家に支持され、監査人にも広く受け入れられている。また、よく知られた公式や広く一般に利用可能な情報を基礎とする、実務上も浸透した方法論といえる。加えて、多くの企業は自社のWACCをすでに把握している。ただし、WACCはあくまで適切な割引率を算定するための出発点として用いられるにすぎず、以下のとおり、いくつかの事項をさらに考慮しなければならない。

- WACCは税引後の率である。一方、IAS第36号は、税引前キャッシュ・フロー及び税引前割引率を使用してVIUを計算すべきと規定している。大多数のケースでは、税引後割引率を税引前に変換するためには、単に税引後の率を実効税率で割り戻せばよいというわけではない。
- 企業の資本構成が「典型的」な市場参加者と比較して特殊な場合（たとえば、営業活動の資金を調達するためにリースを利用している程度）は、企業自身のWACCは割引率としては不適当である。
- WACCは、デフォルト・リスクのような企業全体に係わるリスクでなく、特定の資産に固有のリスクを反映したものでなければならない。
- 企業のWACCは、現在営んでいるすべての事業から算出した平均率であるが、企業は複数のセクターで営業活動を行っていることがよくある。また、セクター内では、異なる種類のプロジェクトが異なるリスク水準を有している場合がある（たとえば、立ち上げたばかりの製品と既存の製品）。

これらの論点については下記でさらに詳細に検討している。

実務で最も難しい領域の1つは、WACCの計算における税金の影響であると考えられる。適切な税引前の割引率を算定するためには、税金に係る実際のキャッシュ・フローを修正しなければならない可能性が高い。

最終的に選択されるべき適切な割引率とは、貨幣の時間価値及び対象となる資産に固有の、税金を含むリスクに対する現在の市場の評価を反映するような率である。そのような割引率は、「企業が、当該資産から稼得すると期待するキャッシュ・フローと金額、時期及びリスク特性が同等なキャッシュ・フローを生み出す投資を投資者が選択するとした場合に、投資者が要求する利回り」である*[IAS 36.56]*。

7.2.2 税引前割引率の算定

VIUは、資産又はCGUに関する事業価値評価というより、むしろもともとは会計上の概念である。VIUが事業価値評価と根本的に異なるのは、IAS第36号に規定されているように、税引前キャッシュ・フローを税引前の割引率を使用して割り引かなければならない点にある。IAS第36号では、なぜVIUを税引後の基準で計算しないのだろうか。その理由は、繰越欠損金、一時差異及び繰延税金により計算が複雑になってしまうからである。

IAS第36号の結論の根拠では、次のように説明している*[IAS 36.BCZ81]*。「将来の税金キャッシュ・フローが回収可能価額に影響する場合がある。将来の税金キャッシュ・フローを次の2つの構成要素に分解するのが便利である。

(a) 資産の税務基準額（税務上、当該資産に帰属する金額であり、いわゆる税務上の簿価）とその帳簿価

額（減損損失認識後）との差異から生じる将来の税金キャッシュ・フロー。当該差異は、IAS第12号「法人所得税」において「一時差異」として説明されている。

(b) 資産の税務基準額が、回収可能価額と等しい場合に生じる将来の税金キャッシュ・フロー」

この概念は難解だが、以下の問題について言及しているものである。

たとえば、20X1年度期末日の減損テストにおける見積将来キャッシュ・フローを考える。このとき、企業が将来支払うもので、予想税金キャッシュ・フローに反映される税金の額は、減損テストの対象となる資産又はCGUについてすでに損金算入された（又は将来損金算入される）税務上の減価償却費に左右される場合がある。一方、事業価値評価上の当該資産の評価は、税引後ベースで行われるため、将来生じるものだけでなく、過去に関するものも含めたすべての税効果を考慮しなければならない。

これらの「一時差異」は繰延税金として会計処理されるが、IAS第12号では、繰延税金に関して下記のすべてが要求される。

- 企業がすべての繰延税金負債又は繰延税金資産を認識することを認めていない。
- 繰延税金資産を繰延税金負債と同一の基準により認識していない。
- 繰延税金は割引ベースで認識されない。

したがって、損益計算書及び貸借対照表に計上される繰延税金の金額は、資産又はCGUに関する「実際の」一時差異を考慮するには十分ではない。

また同時に、資産の評価では資産の帳簿価額は税務上損金算入されることが想定されている。たとえば、税率が25%の場合、300の帳簿価額を回収するためには、企業は、現在価値が400の税引前キャッシュ・フローを受け取らなければならない*[IAS 36.BCZ88]*。したがって理論的には、税引後のVIUは、資産の税務基準額がそのVIUと同額であった場合に生じる将来税金キャッシュ・フローの現在価値を含むだろう。したがって、IAS第36号は、税引後のVIUを算定する適切な税務基準額は、VIUそのものであることを指摘している*[IAS 36.BCZ84]*。それゆえ、計算されたVIUは、税引前割引率を算出するのにも使われなければならない。このため、考慮される「税金キャッシュ・フロー」は、税引後ベースのVIUに反映される税金キャッシュ・フローとなり、資産に関連して利用可能な税金キャッシュ・フロー（そのコストに基づく）でも、企業が支払う実際の税金キャッシュ・フローでもない。

こうした理由から、（当時の）IASCは、税引前将来キャッシュ・フローと税引前割引率を使用したVIUの算定を求めることを決定した。

このことにより、別の問題が生じる。すなわち、観察可能な税引前割引率が存在しないことから、どのように「適切な税引前割引率」を算定するのかという問題が生じる。この問題に関しては、以下の2つの点を念頭に置かなければならない。

- 税引前割引率は、必ずしも税引後割引率を標準税率で割り戻したものとはならない。ただし割戻しによって合理的な近似値が得られる場合もある。これについては、下記セクション7.2.4で詳述している。
- 税引前割引率は、税引後割引率を企業の実際の税金キャッシュ・フローの影響分だけグロスアップしたものではない。しかし、上記で説明したように、WACCなどの税引後割引率は、企業の実際の税金キャ

ッシュ・フローではなく、資産の税務上の損金算入可能額について一定の仮定を置いて算定される。

IAS第36号BCZ85項では、この問題が認識されており、「理論上、税引後キャッシュ・フローを税引後の割引率で割り引いても、税引前キャッシュ・フローを税引前の割引率で割り引いても、税引前の割引率が、税引後の割引率を将来の税金キャッシュ・フローの具体的な金額と実現時期を反映するように調整したものである限り、同じ結果となるはずである。」と説明している*[IAS 36.BCZ85]*。

税引前のWACCを正確に計算する唯一の方法は、まず、税引後キャッシュ・フロー、資産に関する節税効果や課税に基づく税金キャッシュ・フロー、及び資産から生じる収益に関するキャッシュ・フローに対して、税引後の割引率を用いてVIUを計算することである（下記セクション7.2.3を参照）。実質税引前割引率は、上記計算で用いたキャッシュ・フローから、税金キャッシュ・フローの影響を除外し、反復計算を行うことにより、調整後キャッシュ・フローの現在価値を、税引後キャッシュ・フローを用いて計算したVIUと等しくする税引前割引率として計算できる。

BCZ85項では、資産の資本的支出の損金算入可能額の関係により、税金キャッシュ・フローが不均等となる場合の税引前割引率の算定方法についての例が示されている。下記の設例7-4における計算も参照されたい。(a)では税引前割引率の算定を説明している。関連プロジェクトの開始時点で、単一の資産についてこの計算を行うのは比較的簡単である。

一方で、事後的にこの計算を行うのは、かなり難しい可能性がある。企業がすでに資産に関する一時差異が生じた状態で税引後キャッシュ・フローと税引後割引率から税引前割引率を求めようとする場合がそれに該当する。企業の予想税金キャッシュ・フローに基づく割引率は、それまでの損金算入認容額又は否認額が予想に反映されない限り、IAS第36号に基づく減損損失の額に過不足を生じさせる。この問題は、下記セクション7.2.3で説明している税引後キャッシュ・フローを用いてVIUを算定しようとする場合にも生じる。

税務上の欠損金が存在することにより税金の支払いが生じない場合には、名目的な修正が必要になる。企業が税務上の欠損金により税金を支払わないからといって、税引後割引率と税引前割引率が同じになるわけではない。というのも、税引前割引率には、税務上の便益の効果を反映してはならないからである。キャッシュ・フローには、税務上の欠損金による便益が反映されているが、当該影響により生じる繰延税金資産はCGUの資産には含まれないのである。

企業は、税引前割引率の算定がややこしいために、税引後ベースでVIUを算定しようとするかもしれない。しかし、税引後ベースでのVIUの算定はIASBが識別している多くの問題に対応しなければならないことになる。したがって、IASBは税引前ベースで減損テストを実施するよう基準化したのである。

ただし、実務においては、上記の算定の難しさに対処するために近似値や簡便法が用いられている。これについては、下記セクション7.2.4で説明する。

7.2.3 税引後キャッシュ・フローを用いた使用価値（VIU）の算定

適切な税引前割引率を算定することが難しく、また通常の事業価値評価方法に適合するという理由により、VIUの計算を税引後割引率及び税引後キャッシュ・フローに基づいて行おうとする企業もある。

しかし、税引後アプローチの支持者は、税引前割引率の算定方法を説明しているIAS第36号BCZ85項を誤解している。つまり、同項の説明が企業の実際の税金キャッシュ・フローを用いた税引後VIUの算定方

法であると誤解しているのである。

税引後アプローチでは通常、年度末のWACC及び将来支払うと見込まれる実際の税金を反映した将来の税引後見積キャッシュ・フローが用いられる。しかし、この方法に基づく計算は、企業の将来税金費用に影響を及ぼす一時差異を考慮しておらず、見積りとしては不適切であり、IAS第36号に基づく減損テストには用いることができず、VIUが損金算入できるという仮定に基づいてもいない。また、税引後見積キャッシュ・フローに対して、損金算入額又は税務上の欠損金により将来受ける便益をその発生予想年度ごとに調整する方法が採用される場合もある。しかし、この場合の調整計算では、税金キャッシュ・フローに反映される税金の発生時期のずれを正確に考慮することはできない。また、VIUが損金算入できるという仮定により生じる差異を正確に反映することもできない。

IAS第36号で要求されるVIUと同等の「税引後使用価値」を計算するには通常、実際の税金キャッシュ・フローを調整するか、又は実際の税引後キャッシュ・フローを調整しなければならない。

IAS第36号で要求されるVIUと同等の「税引後使用価値」の計算方法として、以下の2つが考えられる。

(1) 名目的な税金キャッシュ・フローに基づく税引後キャッシュ・フローを用いる方法。この方法では、IAS第36号BCZ85項で説明されている税引前割引率の計算に用いられているのと同じ仮定を置かなければならない。したがって、資産に関連する一時差異は生じないと仮定しなければならない。すなわち、資産の税務基準額がそのVIUと同額であった場合に生じる将来税金キャッシュ・フローだけを含めなければならない。さらに、企業にすでに発生している税務上の欠損金を考慮してはならない。これら両方の仮定により、名目的な修正が行われることになろう。

(2) 実際の税金キャッシュ・フローを反映する税引後キャッシュ・フローを用いる方法。この方法では、関連する繰延税金資産又は負債を適宜割り引いた後、関連するCGUの純資産の一部として取り扱わなければならない。

これらの方法は、IAS第36号で求められるVIUを算定するためのものであるため、IAS第36号で求められる税引前の減損計算と実質的に同じ結果が示される場合にのみ容認される点に留意することが非常に重要である。

弊法人のコメント

税引後のインプットを使用してVIUを測定する際に、IAS第36号で要求される税引前計算と同等の税引後VIUを算出するには、2つのアプローチがあると我々は考えている。すなわち、資産の税務基準額がVIUと同額である場合に生じるであろう名目的な税金キャッシュ・フローに基づく税引後キャッシュ・フローを用いる方法と、実際の税金キャッシュ・フローを反映する税引後キャッシュ・フローを用い、割引後の繰延税金資産又は負債をCGUの帳簿価額の一部に含める方法である。

説明の便宜上、次のすべての設例においてヘッドルームはないと仮定している。すなわち、関連するキャッシュ・フローの正味現在価値は、資産の帳簿価額とまったく等しいものとする。これにより、税引前割引率と税引後割引率の関係を観察するのが容易になる。ヘッドルームを含む設例については、下記セクション7.2.5を参照されたい。

設例 7-4: 税引前及び税引後のキャッシュ・フローと割引率を用いた減損の計算

以下の設例では、税引前及び税引後のキャッシュ・フローと割引率を用いた減損の計算を説明する。

(a) 税引前と税引後の割引率の比較

企業は耐用年数10年の施設に2,139百万円投資している。収益及び営業費用は、毎年5%ずつ成長すると見込まれる。税引後将来キャッシュ・フローを8.1%のWACCで割り引いた正味現在価値は、施設の原価と等しい。

税引前予算キャッシュ・フローは、以下のとおりである。

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
収益	500	525	551	579	608	638	670	703	739	776
営業費用	(200)	(210)	(220)	(232)	(243)	(255)	(268)	(281)	(296)	(310)
税引前キャッシュ・フロー	300	315	331	347	365	383	402	422	443	466

以下の税務上の減価償却と税率が適用される。

税務上及び会計上の減価償却	定額法
税率	30%

以下のとおり、これらを予算キャッシュ・フローに適用する。

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
税務上の減価償却	214	214	214	214	214	214	214	214	214	214
税金	(26)	(30)	(35)	(40)	(45)	(51)	(56)	(62)	(69)	(75)
税引後キャッシュ・フロー	274	285	296	307	320	332	346	360	374	391

税引前割引率は、反復計算により算出することができる。これを税引後割引率を標準税率で単純に割り戻したものと比較してみる。これらの2つの割引率を用いたそれぞれの正味現在価値は、以下のとおりである。

反復計算による当初測定時の税引前割引率	10.92%
上記による将来キャッシュ・フローの正味現在価値(投資原価と等しい)	2,139百万円
標準税率で割り戻した当初測定時の割引率(8.1%÷70%)	11.57%
上記による正味現在価値	2,077百万円

割引率11.57%で割り引いた税引前キャッシュ・フローの正味現在価値は2,077百万円である。これは、あるべき税引前割引率を用いて計算した金額を2.9%しか下回っていない。多くの場合、この程度の差異は重要な影響を及ぼさないと考えられる。

税務上及び会計上の減価償却が定額法で行われる場合、標準税率で割り戻した割引率を用いることで生じる歪みは比較的少額であり、たとえば潜在的にキャッシュ・フローに変動性がある場合と比べて減損テストに与える影響は僅少となる可能性がある。下記セクション7.2.4も参照されたい。

(b) 資産が減損している場合の、税引前及び税引後割引率の比較

施設が当初見込みをかなり下回る業績しか挙げられず，収益が当初見込みを20%下回る状態であると仮定する。税引前キャッシュ・フローと税引後キャッシュ・フローは，以下のとおりである。

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
収益	400	420	441	463	486	511	536	563	591	621
営業費用	(200)	(210)	(220)	(231)	(243)	(256)	(268)	(282)	(296)	(311)
税引前キャッシュ・フロー	200	210	221	232	243	255	268	281	295	310
税務上の減価償却	214	214	214	214	214	214	214	214	214	214
税金	4	1	(2)	(5)	(9)	(12)	(16)	(20)	(24)	(29)
税引後キャッシュ・フロー	204	211	219	227	234	243	252	261	271	281

従前の見積キャッシュ・フローは投資の帳簿価額を回収するのにちょうど見合う金額だったので、この場合の資産は明らかに減損している。上記で説明した税引前及び税引後割引率を用いて、これらの改訂後キャッシュ・フローを割り引いた場合、算出される減損は以下のとおりである。

		正味現在価値	減損	繰延税金	純損失
		百万円	百万円	百万円	百万円
当初投資		2,139			
税引前割引率で割り引いた、税引前キャッシュ・フロー	10.92%	1,426	713	214	499
税引後割引率で割り引いた、税引後キャッシュ・フロー	8.1%	1,569	570	171	399

税引後の計算に調整が行われない限り、減損損失が（税引前ベースで）143及び（繰延税金資産を全額計上すると仮定した税引後ベースで）100だけ過小計上されることになる。この差額は、実際の減損損失に係る繰延税金の現在価値に相当する。この点については、下記（d）で詳述している。

(c) 減損及び変動性の高い税金キャッシュ・フロー

税務上及び会計上の減価償却が定額法で行われるとの仮定は、一部の業界、たとえば採掘業界など、特に減損テストの対象資産の原価について多額の損金算入が認められる状況においては、適切ではない。減損テストは、耐用年数が有限の資産への投資及び変動性の高い税金キャッシュ・フローを基に実施されなくてはならない。多くの課税管轄地域では、生産段階において高い税率を課す代わりに、資産の建設に対して多額の損金算入が認められている。

次の設例では、企業は資産の取得原価を第1年度の時点で全額損金算入できると仮定している。ここでも同じく、年度1において投資の原価はキャッシュ・フローの正味現在価値と等しいと仮定している。

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
収益	500	525	551	579	608	638	670	704	739	776
営業費用	(200)	(210)	(220)	(232)	(243)	(255)	(268)	(281)	(296)	(310)
税引前キャッシュ・フロー	300	315	331	347	365	383	402	422	443	465
税務上の減価償却	2,367									
税金	620	(95)	(99)	(104)	(109)	(115)	(121)	(127)	(133)	(140)
税引後キャッシュ・フロー	920	220	232	243	256	268	281	295	310	325

同じく税引後WACCを8.1%とすると、税引前WACCは第1年度における損金算入額の影響により、これまでのケースと比べてかなり低くなる。上記の(a)及び(b)では税引前WACCは10.92%であったが、今回は反復計算の結果、税引前WACCは8.76%となる。したがって、税引前及び税引後のキャッシュ・インフローの正味現在価値は2,139百万円ではなく2,367百万円である—初年度の損金算入によってプロジェクトのVIUが増加する。仮に税引後割引率を標準税率で割り戻した割引率である11.57%で税引前キャッシュ・フローを割り引いた場合、正味現在価値は2,077百万円となり、実際の正味現在価値よりも約12%低い金額となる。したがって、こうした状況においては、税引後割引率を標準税率で割り戻した割引率では合理的な近似値が示されないことは明らかである。

(d) 税引後情報を用いた減損の正確な計算

税引後割引率を税引後キャッシュ・フローに適用する場合に、減損がIAS第36号に従い正しく測定されるためにはどうしたらよいのだろうか。

上記の設例(c)において、第2年度の期首を開始時点として、収益が当初見込みを20%下回るためキャッシュ・インフローが減少すると仮定する。税引前キャッシュ・フローを((c)の税引前WACCである)割引率8.76%で割り引いた正味現在価値は1,516百万円である。

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
税引前キャッシュ・フロー	210	221	232	243	255	268	281	295	310
税金	(63)	(66)	(69)	(73)	(77)	(80)	(84)	(89)	(93)
税引後キャッシュ・フロー	147	155	163	170	178	188	197	206	217

10 年間にわたり定額で減価償却を行うと仮定すると、第 1 年度末時点の資産の帳簿価額は 2,130 百万円である。税引前キャッシュ・フロー及び割引率を用いた減損の計算は、以下のとおりである。

		百万円
当初投資		2,367
正味帳簿価額（第 1 年度末時点）		2,130
税引前割引率で割り引いた、税引前キャッシュ・フロー	8.76%	1,516
減損		614
繰延税金資産（繰延税金負債の減少）		(184)
正味減損損失		430

税引後の計算では、減損が以下のように過大計上されてしまう。

		百万円
当初投資		2,367
正味帳簿価額（第 1 年度末時点）		2,130
税引後割引率で割り引いた、税引後キャッシュ・フロー	8.1%	1,092
減損（424 百万円過大）		1,038
繰延税金資産（繰延税金負債の減少）		(311)
正味減損損失（297 百万円過大）		727

税引後の計算に調整が行われない場合、減損損失の過大計上となることが見て取れる。正確な減損損失を計算できるように税引後の計算を調整する方法は2つ考えられる。

*方法(1):*名目的な税金キャッシュ・フローに基づく税引後キャッシュ・フローを用いる方法。この方法では、税引前割引率の計算に用いられているのと同じ仮定を置かなければならない。したがって、資産に関連する一時差異は生じないと仮定しなければならない。すなわち、資産の税務基準額がそのVIUと同額であった場合に生じる将来税金キャッシュ・フローだけを含めなければならない。

つまり、資産のVIU（1,516）は税務上第2年度に損金算入されると仮定する。通常これは反復計算により算出される。

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
税引前キャッシュ・フロー	210	221	232	243	255	268	281	295	310
税務上の減価償却のみなし計上額	1,516								
税金	392	(66)	(69)	(73)	(77)	(80)	(84)	(89)	(93)
税引後キャッシュ・フロー	602	155	163	170	178	188	197	206	217

名目的な税引後キャッシュ・フローを税引後割引率8.1%で割り引いた現在価値は、1,516百万円となる。すなわち、資産のVIUは税務上全額損金算入される。この結果、税金を考慮する前の減損損失は614百万円となる。これは税引前キャッシュ・フローにより上記で計算した減損の金額と同じである。

*方法(2):*繰延税金について調整した実際の税金キャッシュ・フローを反映する税引後キャッシュ・フローを用いる方法。これもまた反復計算である。

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
税引前キャッシュ・フロー	210	221	232	243	255	268	281	295	310
繰延税金	(455)								
税金	(63)	(66)	(69)	(73)	(77)	(80)	(84)	(89)	(93)
税引後キャッシュ・フロー	147	155	163	170	178	188	197	206	217
繰延税金を調整した 税引後キャッシュ・フロー	602	155	163	170	178	188	197	206	217

税引後割引率で割り引いた税引後キャッシュ・フローの正味現在価値は1,092百万円である。繰延税金について調整した税引後キャッシュ・フロー(表の最終行を参照)の正味現在価値(これは減損テストの対象となる資産のVIUとなる)は1,516百万円であり、当該資産に関連する繰延税金負債の総額は455百万円(1,516百万円×30%)である。455百万円を1年分税引後割引率8.1%で割り引いた正味現在価値は424百万円となる。すべての税金キャッシュ・フローは年度末に発生すると仮定しているため、繰延税金負債は1年分割り引かれる。修正された税引後計算は、以下のようになる。

		百万円
当初投資		2,367
正味帳簿価額(第 1 年度末時点)		2,130
税引後割引率で割り引いた、税引後キャッシュ・フロー	8.1%	1,092
割引後の繰延税金		424
減損(2,130－(1,092＋424))		614

減損損失は繰延税金の計算に 614×30%＝184 百万円の影響を与える。

実務でCGUの割引率を計算するためにこの方法を用いることは、あまりにも多くの要因を考慮しなければならないため、通常は現実的ではない。CGU内のすべての資産が個別に取得されたもの、又は自家建設のものであっても、それらの資産は、会計上及び税務上の減価償却において、耐用年数を確定できないものも含め、さまざまな耐用年数を有する場合がある。

減損テストの対象がのれんの場合、のれんの耐用年数は確定できないが、当該のれんが配分されたCGU又はCGUグループ内の基礎となる資産は通常、耐用年数が有限である。こうした点に鑑みれば、「あるべき」割引率の合理的な近似値が、結果として入手できる最善の値となる場合が多いと考えられる。この点については、下記でさらに説明している。

7.2.4 近似値及び簡便法

上記セクション7.2.3の設例7-4は、当然のことながら簡略化されており、現実には、税引前割引率の算定を目的として、減損テストを行うたびに企業がすべての税金キャッシュ・フロー及びその他の税金の影響をスケジューリングすることまでは求められていないと考えられる。実務では、理論的に完璧な割引率を得ることは通常不可能であろう。というのも、完璧な割引率を得るための作業はとにかく複雑すぎるからである。したがって、目指すべきは、合理的でその使用が妥当と認められる割引率を求めることである。実際の作業を行うにあたり、下記が役立つかもしれない。

企業は、上記に説明した方法と仮定に基づき調整した税金キャッシュ・フローを使って、税引前割引率を計算し、その割引率を使って税引前キャッシュ・フローを割り引き、VIUを計算することができる。この税引前割引率は、後日、リスク、関連する市場利率又は資産もしくはCGUの税務基準額に影響を及ぼす外部要因が生じた場合にのみ再評価すればよい。

市場では、特定の資産に関するリスクが以前の想定より増加又は減少していると判断されることがある。そのようなリスク調整が発生し得るのは、たとえば、新規のプロジェクト、プロセス又は製品が成功していると判明した場合や、それまで予見されていなかった問題が事業に生じている場合である。関連する市場利率の変動とは、減損テストの対象となる資産の予想残存耐用年数と類似の満期を有する金融商品の金利の変動を指し、その変動がない限り、必ずしも減損テストを行うたびに再計算する必要はない。短期市場金利は、市場が長期資産に求める資産収益率に影響することなく増減する場合もある。税務基準額の重要な変更も割引率に影響を及ぼす場合がある。たとえば、ある種類の資産又は事業のすべてについて損金算入が容認あるいは否認される場合などである。ただし、企業の課税所得がなくなる場合でも、当該割引率は必ずしも影響を受けるわけではない。

評価の専門家は、税金キャッシュ・フローの計算にあたり近似値を用いることがしばしばあり、これにより作業はより簡潔になる場合がある。たとえば、税金キャッシュ・フローの計算にあたり、資産の税務上の償却費を会計上の償却費と同額とみなすことは、多くの場合、近似値としておおむね妥当な結果を導く。また、税引後「キャッシュ・フロー」は、それに適用される法人税率、ならびに利息・税金支払前の予想利益に基づき算定された税金キャッシュ・フローから導かれ、その後、これを税引後割引率を使って割り引くこととなる。仮に、この方法を用いることが重大な歪みを生じさせてしまう状況があったとしても、（おそらくは個別資産の減損テストの場合）通常はそのような状況は明確に判別できると思われる。このアプローチは、最終的に選択されるべき適切な割引率とは、対象となる資産に固有のリスクに対する現在の市場の評価を反映するような率でなければならないという、IAS第36号の基本的な考え方とも整合している。

以下のすべての状況を満たす場合、税引後割引率を標準税率で割り戻すことにより、適切な税引前割引率が導かれる。

- キャッシュ・フローが成長していない。
- 永久キャッシュ・フローの計算である。
- 税金キャッシュ・フローが、キャッシュ・フロー合計の一定割合である。

これらの状況が変わらない限り、税引前のものであろうが税引後のものであろうが、減損テストに用いる割引率の算定は単純である。

特に、会計上と税務上の償却費が類似する場合は、CGUによっては、上記の状況に近似する場合がある。この点については、以下の設例7-5で説明している。設例の最後に出てくる割引率の比較を参照されたい。単純な割戻しであっても、おおむね妥当な結果が導かれると考えられる。ただし、特に、個々の資産のVIUの計算が、永久キャッシュ・フローに基づくことは稀であり、税務上の損金算入額が会計上の減価償却費と異なる場合があるため、これらの要件が個々の資産のVIUに関して当てはまる可能性は低い。このような割戻しを行うことが不適切な場合には、妥当な税引前割引率を計算するため、上述の反復計算が必要になることがある。

7.2.5 税引後の手法を用いている場合の税引前割引率の開示

企業が税引後の方法を用いて減損損失を計算する場合であっても、適切な税引前割引率の開示が必要である*[IAS 36.134(d)(v)]*。一般的には、開示目的に合った税引前割引率を、税引後キャッシュ・フローを税引後割引率で割り引いて算出したVIUに等しくなるように、税引前キャッシュ・フローを割り引く際の率として算定する方法が支持されている。これが必ずしもIAS第36号と整合した答えになるとは限らないが、IAS第36号では、「税引前割引率が、税引後の割引率を将来の税金キャッシュ・フローの具体的な金額と実現時期を反映するよう調整したものである限り」、税引前割引率を使用しても税引後割引率を使用しても同じ答えが導かれると明記している*[IAS 36.BCZ85]*。理論上、税引前割引率の算定のためでも、開示目的でも、割戻しの計算に違いはない。

IAS第36号は、税引後のVIUを算定する適切な税務基準額は、VIUそのものであることを指摘している。それゆえ、計算された(税引後の)VIUは、税引前割引率を算出するのにも使われなければならない。税務上の減価償却も、算定されたVIUに基づかなければならない。

減損が生じていないと仮定すると、税引後VIUは資産の帳簿価額を上回ることになる。税引前割引率を算定するには、税務上の減価償却はこの数字に基づかなければならない。税務上の減価償却が資産の原価に基づく場合、税引前割引率は、キャッシュ・フローの税引後と税引前の比率の乖離が大きくなるにつれ、また割引の影響が小さくなるにつれ、資産の耐用年数にわたって上昇することとなる。これらの影響は非常に特徴的である。

設例 7-5: 税引後使用価値に基づく税引前割引率の計算

これらの計算の基礎となる前提は以下のとおりである。

	百万円
税率	25%
税引後割引率	10%
第 1 年度期首帳簿価額	1,500
残存耐用年数	5

税務上の減価償却は定額法による

税務上の減価償却が資産の原価に基づく場合、5年間の各年の税引前割引率は次のとおりである。

年度	1	2	3	4	5
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
収益	1,000	1,020	1,040	1,061	1,082
税引前キャッシュ・フロー	500	510	520	531	541
税務上の減価償却	(300)	(300)	(300)	(300)	(300)
税金	50	53	55	58	60
税引後キャッシュ・フロー	450	457	465	473	481
割引率 10%を用いた税引後キャッシュ・フローの正味現在価値	1,756	1,484	1,175	827	437

税引前割引率は、どの年においても、税引後キャッシュ・フローを税引後割引率で割り引いて算出した正味現在価値に等しくなるように、税引前キャッシュ・フローを割り引く率になる。

税引前割引率	14.4%	15.4%	16.7%	19.1%	23.8%

これらの税引前割引率が正しくないことは明白である。税引前割引率は市場で観察できないが、市場金利から算出されるものであり、資産の耐用年数にわたり機械的な方法で上昇するものではない。

税務上の減価償却の正しい計算方法は、VIUに基づくものである。下記の表で第1年度及び第2年度について説明する。

年度	1	2	3	4	5
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
収益	1,000	1,020	1,040	1,061	1,082
税引前キャッシュ・フロー	500	510	520	531	541
第 1 年度					
税務上の名目減価償却					
(VIU1,819÷5)	(364)	(364)	(364)	(364)	(364)
税金	34	37	39	42	44
税引後キャッシュ・フロー	466	473	481	489	497
第 2 年度					
税務上の名目減価償却					
(VIU1,554÷4)		(389)	(389)	(389)	(389)
税金		30	33	36	38
		480	487	495	503

税引後キャッシュ・フローの正味現在価値は、減損テストを実施する資産のVIUであるが、第1年度に1,819百万円及び第2年度に1,554百万円となり、税務上の減価償却を考慮に入れる課税基準はこれらのVIUにも基づいており、双方とも反復計算により算定される。第3年度、第4年度、第5年度も同じ方法で計算され、VIUに基づく税務上の減価償却は下記の表のようになる。

年度	1	2	3	4	5
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
VIU（税引後キャッシュ・フローの正味現在価値）	1,819	1,554	1,247	890	478
残存期間の年間減価償却費	364	389	416	445	478
	（1,819÷5）	（1,554÷4）	（1,247÷3）	（890÷2）	478
税引前割引率	13.1%	13.1%	13.2%	13.3%	13.3%

正しく計算された税引前割引率と、誤って計算された税引前割引率を比較する。税引後の率を標準税率で割り戻した割引率も比較のために含める。

年度	1	2	3	4	5
税引後割引率	10%	10%	10%	10%	10%
税引前割引率 — 正	13.1%	13.1%	13.2%	13.3%	13.3%
税引前割引率 — 誤（原価ベース）	14.4%	15.4%	16.7%	19.1%	23.8%
税引前割引率 — 割戻しに基づく近似値	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%

税務上の減価償却が会計上の減価償却に等しい場合には、税率で単純に割り戻すことで信頼性のある割引率が得られることがある。

また、実際の税引後キャッシュ・フローに基づく割引率も、税務上の状況に応じて毎年変動する。

こうした歪みはいずれも、「税引前割引率は貨幣の時間価値及び資産に固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した割引率でなければならない」とする原則に整合していない*[IAS 36.55]*。

7.2.6 税務上の欠損金を考慮した税引前割引率の算定

実務でよくみられる問題の1つに、税務上の欠損金が減損の計算に与える影響というものがある。なぜなら、欠損金が存在することにより、計算の対象期間中に支払われる税金総額が減少したり、場合によっては、税金がまったく発生しなくなる可能性すらあるためである。しかし、上記で説明したように、税引後割引率は、実際の税金キャッシュ・フローではなく、資産の税務上の損金算入可能額について、一定の仮定を置いた上で算定される。そのため、企業が税務上の欠損金により税金を支払わないからといって、税引後割引率と税引前割引率が同じになるわけではない。税引前割引率には税務上の便益の効果は含まれず、また、減損テストがVIUに基づいて行われるのであれば、報告日における繰越欠損金から生じる繰延税金資産は、CGUの資産から除外しなければならない。同様に、企業が税引後ベースでVIUを計算する場合（上記セクション7.2.3を参照）、税金について仮定を置く必要があり、実際の税金キャッシュ・フローに基づいて計算されるわけではない。

多くの場合、過去における税務上の欠損金の発生及びその使用状況は、検討対象期間のキャッシュ・フローに関するリスク水準に影響を与えるが、割引率に、すでに見積キャッシュ・フローに織込み済みのリスク

を反映させることにより、割引率を高く算定することがないように留意しなければならない[IAS 36.A15]。さもなければ、すでに織込み済みのリスクが二重計上されてしまうことになる。

弊法人のコメント

税務上の繰越欠損金は、当該繰越欠損金に係る繰延税金資産が認識されているかどうかに関係なく、減損テストの結果に影響しないと我々は考えている。税務上の欠損金の有無以外は同一であるCGU間で価値に差異がある場合、当該の差異は税務上の欠損金の価値に関連するものであり、減損テストの対象である資産の価値に関連するものではない。したがって、そのような税務上の欠損金がある場合、それは減損テストから除外しなければならない。

7.2.7 企業に固有の WACC 及び企業における異なるプロジェクトのリスク

企業のWACCは、現在営んでいるすべての事業から算出した平均率であるが、企業は複数のセクターで営業活動を行っていることがよくある。セクター内では、異なる種類のプロジェクトが異なるリスク水準を有している場合がある(たとえば、立ち上げたばかりの製品と既存の製品というケース)。したがって、企業は、適切な割引率を決定するにあたり、異なるCGUに関する異なる事業のリスクを適切に考慮するようにしなければならない。

なお、異なるリスクを有するそれぞれの事業分野と、減損テストの対象である資産又はCGUが、必ずしも一致するわけではない。というのも、これは減損テストのための手続であり、必ずしも事業価値の算定ではないからである。

設例 7-6: 異なるプロジェクトのリスク及び CGU

ある航空機メーカーは、民間機と軍用機の両方を製造している。軍需産業のリスクの方が民間市場のリスクよりも低いため、両セクターに関するリスクは明らかに異なっている。民間機と軍用機の組立工場は別のCGUである。このセクターでは、どちらかの市場のみを基盤にしている企業が存在する。すなわち、軍用機のみを製造している企業もあれば、民間機のみを製造している企業もあることから、それぞれの活動に関して異なる割引率を特定するための基礎がある。企業が自ら部品を製造している場合、軍用機事業が垂直的に統合されており、部品が軍用機のためだけに製造されているとしたら、軍用機のCGUに部品製造活動が含まれ得る。反対に、部品が両方の事業に使われており、当該部品に外部の市場が存在する場合、製造活動は個別のCGUになり得る。

あるソフト・ドリンクの製造業者は、さまざまなフレーバーの炭酸飲料と無炭酸飲料を作るために同じ工場を使っている。伝統的な炭酸飲料の市場は縮小しつつあるため、新しい「健康的な」無炭酸飲料を開発し売り出したが、現時点では同じ工場で製造されている。この製品のリスクは既存の製品のリスクよりも高いが、個別のCGUではない。

多くのセクターでは、さまざまな新製品を生み出すが、新製品の多くが失敗するため損耗率が高く(たとえば、製薬やバイオテクノロジー)、これは業界のWACCに織り込まれている可能性が高い。企業が業界の典

型ではないという理由から、失敗のリスクを業界のWACCに反映していない場合、WACCかキャッシュ・フローのどちらかを当該リスクを反映するように調整しなければならない（ただし、二重計算してはならない）。

7.2.8 企業固有の WACC 及び資本構成

割引率は、貨幣の時間価値及び資産に固有のリスク（将来キャッシュ・フローの見積りを調節することにより反映されているものを除く）に係る現在の市場評価を反映した、税引前の利率である*[IAS 36.55]*。企業の資本構成が「典型的」な市場参加者と比較して特殊な場合（たとえば、営業活動の資金を調達するための企業によるリースの利用）は、企業自身のWACCは割引率としては不適当である。つまり、ある特定の資産又はCGUから生じるキャッシュ・フローに係るリスクについて、市場は企業全体に係るリスクよりも大きい又は小さいと評価している可能性がある。この場合に考慮すべきリスクとしては、カントリー・リスク、為替リスク、価格リスクなどが挙げられる。

カントリー・リスクに関しては、資産が存在する地域の状況を考慮する必要がある。地域によっては、資産が頻繁に政府によって国有化されたり、地域が政治的に不安定で武力衝突にさらされる危険がある。また、天候又は地震などの物理的な不安定要素の潜在的な影響や、資産からの期待収益に関する為替のボラティリティの影響も考慮しなければならない。

価格リスクの2つの要素としては、企業のギアリング・レシオ（負債資本比率—この比率が、平均よりも非常に高い又は低い場合には検討を要する）、及び負債コストに組み込まれているデフォルト・リスクが挙げられる。しかし、IAS第36号は、割引率は企業の資本構成及び企業が資産の購入資金を調達する方法とは無関係である、と述べている。なぜなら、資産から生成すると予想される将来キャッシュ・フローは、これらの特性（資金調達方法）には依存しないからである*[IAS 36.A19]*。

設例 7-7: WACC における企業のデフォルト・リスクの影響

上記セクション 7.2 の設例 7-3 で示された（税引後）WACC の計算式は、以下のとおりである。

$$\mathrm{WACC} = (1-t)\times D\times \frac{g}{1+g} + E\times\left(1-\frac{g}{1+g}\right)$$

記号：

t: 負債コストの損金算入における税率
D: 税引前の負債コスト
E: 自己資本コスト
g: 業界のギアリング・レシオ（すなわち負債資本比率）

資本コストは以下のように計算される。

資本コスト＝リスク・フリー・レート＋（レバード・ベータ値（β[注)]）×市場リスク・プレミアム）
＋規模プレミアム（必要な場合）

ある業界における典型的な市場参加者のWACCは以下のとおりである。

資本コスト	
リスク・フリー・レート	4%
レバード・ベータ値(β)	1.1
市場リスク・プレミアム	6%
税引後の資本コスト(市場リスク・プレミアム×β＋リスク・フリー・レート)	10.6%
負債コスト	
リスク・フリー・レート	4%
信用スプレッド	3%
税率	25%
負債コスト(税引前)	7%
負債コスト(税引後)	5.25%
資本構成	
負債÷(負債＋資本)	25%
資本÷(負債＋資本)	75%
税引後の自己資本コスト(10.6×75%)	8%
税引後の負債コスト(5.25×25%)	1.3%
WACC(税引後、名目値)	**9.3%**

注) ベータ値は上記セクション7.2の設例7-3で説明している。

ただし、当該企業は借入金が多く、また財政的な困難を抱えている。ギアリング・レシオは75%であり、当該企業の上場社債の時価に基づく実際の負債コストは18%である(25%の実効税率考慮後は13.5%)。したがって、税引後のWACCは12.8%(＝10.6×25%＋13.5×75%)となる。実際問題として、当該企業の個々の税引後WACCは12.8%よりも高くなる可能性がある。この割引率は業界における典型的な市場参加者のレバード・ベータ値に基づいているが、企業の自身のベータ値はおそらくそれよりも高いからである。とはいえ、企業のWACCは「検討対象の資産に対する」市場利回りを表していないため、減損の判定に用いるWACCとしては適切ではない。また、当該企業のWACCはデフォルト・リスクの分だけ高い値となっている。

最終的には、企業独自のWACCを使用することが許容される場合もある。しかし、個々の資産や資産グループ単位のリスク評価を実施せずに、またこれらの資産等がWACCに反映されていない追加的なリスクを有するか否かを判断することなく、結論を出すことはできない。

7.2.9 WACC 以外の割引率の使用

IAS第36号は、割引率を計算する出発点として、WACC以外の利率を使うことを認めている。たとえば、以下のような項目がある*[IAS 36.A17]*。

- 当該企業の追加借入利子率
- その他の市場借入利率

借入利率（当然、税引前である）を出発点として使うことで、税金の影響に関してWACCを調整する際に直面する各種の問題を回避することができるかというと、残念ながらその可能性は低い。負債比率は企業の資本構成を反映するものであり、資産に固有のリスクを反映するものではない。資産・事業の純粋なリスクは、株式によってのみ資金調達している企業から得ることができ、株式リスク・プレミアムは常に税引後ベースで得られる。したがって、リスク・フリー・レートを上回って投資者により要求される（増加）収益率を反映するために追加しなくてはならないリスク・プレミアムは、常に税金の影響について調整したものとなる。

適切な割引率（貨幣の時間価値及び対象となる資産に固有のリスクに対する現在の市場の評価を反映する率）は、割引率の計算の出発点が何であろうとも同じでなければならない。

7.3 公正価値と使用価値（VIU）の差額

IFRS第13号は、測定及び開示の規定は「公正価値と何らかの類似性はあるが公正価値ではない測定、たとえば、（中略）使用価値」には適用されないとして、同基準書がVIUには適用されないことを明確にしている*[IFRS 13.6(c)]*。IAS第36号では、公正価値がVIUとは異なる点が説明されており、「公正価値は、市場参加者が資産の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を反映する。これに対し、VIUは、当該企業に固有で企業一般には適用可能でないであろう要因の影響を反映する」としている*[IAS 36.53A]*。市場参加者に一般的に利用可能でない限り、公正価値に反映されない要因について、以下のような多くの具体例を挙げている*[IAS 36.53A]*。

- 資産のグルーピングから生じる追加的な価値（IAS第36号の例では、さまざまな地域における投資不動産ポートフォリオの組成が挙げられている。）
- 測定対象資産と他の資産とのシナジー
- 資産の現所有者のみが対象となる法的権利又は法規制
- 資産の現所有者に固有の税務上の便益（負担）

対照的に、企業は、他の市場参加者が資産を評価するときに考慮する場合に限り、VIU算定上は認められていないキャッシュ・フローを、FVLCDの算定に含める。たとえば、将来の資本的支出に関連するキャッシュ・インフロー及びアウトフローは、市場参加者によって考慮されるならば、公正価値の算定に含めることができる（上記セクション7.1.2を参照）。

8 のれんの減損

8.1 のれん及び CGU へののれんの配分

のれんは、その定義によれば、他の資産と組み合せることによってのみキャッシュ・インフローを生成することができる。すなわち、のれんのみを単独で減損テストの対象とすることはできない。したがって、のれんの減損テストを行うためには、のれんを取得企業のCGU又はCGUグループに配分する必要がある。これは、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループを特定することによりCGU自体を特定するプロセスとは大きく異なる。CGUのキャッシュ・フロー（又は該当する場合はCGUグループのキャッシュ・フロー）は、資産及び配分したのれんの双方の帳簿価額を裏付けるのに十分なものでなければならない。

IFRS第3号では、取得企業は、企業結合で取得したのれんを、単に取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定するとだけ定められており、IAS第36号を参照するよう述べられている*[IFRS 3.B63(a)]*。企業結合で取得したのれんの当初認識及び測定については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第9章「企業結合」セクション6で説明している。

取得日以降、取得したのれんは、結合のシナジーによる便益が生じると期待される取得企業の個々のCGU又はCGUグループに配分しなければならない。この際、被取得企業のその他の資産又は負債が、それらのCGU又はCGUグループに配分されているか否かは問われない*[IAS 36.80]*。

IAS第36号はのれんの配分方法を示していない。つまり、シナジーから便益を得る取得企業のCGU又はCGUグループが識別された場合（下記セクション8.1.2で説明）、企業は適切な方法を用いてそれらにのれんを配分しなければならない。いくつかのアプローチについて、下記セクション8.1.3で説明している。

同基準書は、恣意性なしにのれんを個々のCGUに配分することができない場合があることを認識しており、そのような場合には、のれんをCGUグループへ配分することを認めている。だが、同基準書は、のれんが配分される各CGU又はCGUグループは、以下の2つの条件を満たす必要があると規定している*[IAS 36.80, IAS 36.81]*。

(a) CGU 又は CGU グループは、のれんが内部管理目的で監視されている、企業における最小単位であること

(b) IFRS 第 8 号「事業セグメント」に従って決定される集約前の事業セグメントより大きいものではないこと

弊法人のコメント

資本性又は負債性金融商品が公開市場で取引されていない企業グループは、IFRS第8号を適用する必要はない。しかし、IAS第36号の制限規定が、IFRS第8号の適用対象企業ではなく、同基準書の事業セグメントの定義を参照しているため、これらの企業も、IFRS第8号適用対象企業と同じ方法で、のれんをCGU又はCGUグループへ配分しなければならないと我々は考えている。

のれんが配分されるすべてのCGU又はCGUグループは、年次減損テストの対象になる。

同基準書は、上記の規定を適用することにより、企業の経営手法を反映し、かつ、関連するのれんが必然的に結び付く単位でのれんの減損テストが行われることになると考えている。したがって、通常は追加的な報告システムの開発は不要である*[IAS 36.82]*。

これは、もちろん、企業がのれんを直接的には監視していない事実とも整合する。その代わり、企業は事業活動を監視している。これは、事業活動が含まれるCGU又はCGUグループに配分されたのれんが間接的に「監視」されていることを意味する。また、のれんは残余として測定されるため、貸借対照表上ののれん残高にシナジーに関連するのれん以外の要素が含まれている場合もあることも意味する。これらの論点及びその影響について、下記セクション8.1.1で説明している。これはさらに、回収可能価額の計算にあたって自己創設のれんも考慮されることも意味する。減損テスト自体では、購入したのれんと自己創設のれんは区別されないからである。

弊法人のコメント

我々は、のれんの監視が概念上困難であるといっても、企業が、のれんが監視されていないと主張することにより、恣意的な高いレベル（事業セグメントなど）や企業全体での減損テストをデフォルトとすることが認められるわけではないと考えている。企業は、のれんが配分された事業活動を監視することにより、のれんを間接的に「監視」していることが多い。このことは、のれんの減損テストを実施するレベルを評価する際に考慮する必要があるだろう。

IAS第36号では、減損判定のためにのれんが配分されるCGUは、IAS第21号に準拠して為替換算差額を測定する目的でのれんを配分した単位と異なる場合もあると強調されている*[IAS 36.83]*（第15章を参照）。多くの場合、IAS第21号に基づく配分の方が小さい単位になる。これは、多国籍グループを取得したケースのみならず、単一の営業活動体を取得した場合にも該当し得る。なぜなら、当該取得から生じたのれんが、IAS第36号に基づき、異なる機能通貨を有する複数の事業から構成される、より大きなCGUに配分される場合があるためである。IAS第36号では、企業が内部管理目的のためにのれんを監視する単位がIAS第21号で要求されるのれんの配分単位と異なる場合は、その単位でのれんの減損の判定を行うことが強制されるわけではない*[IAS 36.83]*。

8.1.1 のれんの構成

IAS第36号は、のれんを企業結合によるシナジーから便益を得ると予想されるCGUに配分するとしているが、これは困難な作業である。のれんは会計上、残余として測定されるためである（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第9章を参照）。つまり、ほとんどの場合、のれんにはCGUへの配分の基礎となるシナジー以外の要素が含まれている。

IASBとFASBは、自分たちが「コアのれん」とよんでいるものは資産に該当すると主張している*[IFRS 3.BC323]*。

コアのれんは概念上、次の2つの要素から構成される*[IFRS 3.BC313]*。

(a) 被取得企業の既存の事業における「継続企業」要素の公正価値。IFRS 第 3 号 BC313 項には次のように規定されている。「継続企業要素は、当該純資産を別々に取得しなければならなかったとした場合に予想されるよりも高い収益率を、確立された事業が純資産の集合体に対して稼得する能力を表すものである。当該価値は、当該事業の純資産の相乗効果及びその他の便益（たとえば、独占的利益を得る能力や、法的及び取引コストの両面からの潜在的な競争者の市場への参入に対する障壁を含む、市場の不完全性に関する要因など）から生じる。」

(b) 取得企業と被取得企業の純資産及び事業を統合することにより生じると期待される相乗効果及びその他の便益の公正価値。当該相乗効果及びその他の便益は、企業結合ごとに特有のものであり、異なる企業結合では異なる相乗効果が創出され、したがって異なる価値が創出されることになる。

配分プロセスの問題はまず第一に、(a)は被取得企業全体に関する問題であり、結合後企業の個々のCGU又はCGUグループに配分する試みが無駄になる可能性があるということである。IFRS第3号は、上記(a)の要素に含まれる集合的な人的資源の価値について言及している。集合的な人的資源は個別の無形資産として認識されない。IFRS第3号は、集合的な人的資源について、新たに従業員を雇用する又は従業員を教育することなく、取得企業が取得した事業を取得日から引き続き運営することを可能にする現在の従業員の集合体であると述べている*[IFRS 3.B37]*。これはシナジー効果を得るすべてのCGU又はCGUグループに配分される必要がある。

第二に、シナジーそれ自体は、営業シナジー（規模の経済や成長率の上昇を通じて営業収益の増加をもたらす）と財務シナジー（キャッシュ・フローの増加や資本コストの低下をもたらす。税務便益も含まれる）の2つに大きく区分される。財務シナジーの中には、個々のCGU又はCGUグループではなく結合後企業に関連するシナジーである可能性が極めて高いものがある。減損テストの対象となっているCGUの将来キャッシュ・フローの見積りには、財務活動又は税金の受取りによるキャッシュ・インフロー又はキャッシュ・アウトフローを含めてはならないとされているが*[IAS 36.50, IAS 36.51]*、IAS第36号にはこれらのシナジーをのれんの配分において考慮に入れてはならないという規定はない。

また、残余として測定されるのれんは、コアのれんを表さない金額を含む可能性がある。IFRS第3号は取得企業に以下のすべてを要求することで、この金額を最小化しようとしている*[IFRS 3.BC317]*。

- 対価を正確に測定し、支払対価の過大評価が減るようにする。
- 取得した識別可能純資産を帳簿価額ではなく公正価値で認識する。
- 無形資産としての認識要件を満たすすべての取得した無形資産を認識し、コアのれん以外の要素がのれんとして当初認識される金額に含まれないようにする。

だが、このプロセスは完全ではない。たとえば、取得企業は、被取得企業が取得日時点において交渉していた見込み顧客との潜在的な契約に価値を帰属させる場合があるが、これはIFRS第3号では認識されず、偶発資産にも該当しないため、その公正価値はのれんに包含される*[IFRS 3.B38, IFRS 3.BC276]*。従業員給付及び株式に基づく報酬は公正価値で測定されない*[IFRS 3.26, IFRS 3.30]*。実務上、最も重大なミスマッチは繰延税金から生じる。繰延税金は公正価値で認識されないため、のれんの即時認識につながる可能性がある。これについては、下記セクション8.3.1で検討する。

要するに、CGU又はCGUグループに配分されるのれんには、被取得企業全体や測定プロセスの不整合、ならびに取得それ自体から得られるシナジーに関連する要素が含まれている可能性がある。この点は同基準書の開発中にIASBが確認している。

「しかし、当審議会は、「合理的で首尾一貫した方法により配分される」の正確な意味に関する指針がないと、企業結合が取得企業のそれ以前に存在していたすべての資金生成単位の価値を増大させる場合に、当該企業結合で取得したのれんの減損テストは取得企業自体のレベルでのみ行うべきだと判断する人々がいるかもしれないと懸念した。当審議会は、このような考えは誤りであるという結論を下した。」*[IAS 36.BC139]*

このIAS第36号の指針にもかかわらず、配分プロセス及びのれんの監視の意味は依然として分かりにくいものとなっている。とはいえ、企業結合で生じるのれんはすべてシナジーから便益を得るCGU又はCGUグループに配分される必要があり、シナジーから便益を得ることのないCGU又はCGUグループに配分してはならず、標準的な処理として企業全体レベルで減損テストを行うことは認められない。つまり、のれんの減損テストのプロセスにおいて、シナジーから便益を得るCGU及びCGUグループの識別は必要不可欠なステップである。

8.1.2 のれん配分のためのシナジーの識別及び CGU 又は CGU グループの識別

IAS第36号は、のれんを企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれるCGU又はCGUグループのみに配分することを求めている。この際、被取得企業のその他の資産又は負債が、それらのCGU又はCGUグループに配分されているか否かは問われない*[IAS 36.80]*。

営業シナジーは、利益を改善させるもの（たとえば、コスト削減や規模の経済を通じて）と将来成長の機会をもたらすもの（たとえば、結合後の人材及び技術を通じて）の2つのグループに大きく分けられる。

設例 8-1: シナジーの識別

以下のすべてのケースにおいて、取得企業はシナジー及びシナジーから便益を得るCGU又はCGUグループを識別できる。のれんは関連するCGU又はCGUグループに配分される。

- ある鉱業会社（鉱業グループ）は、精錬及び精製工程を経るまでは活発な市場のない金属鉱石を採掘している。当該企業は、CGUは精錬所と個々の鉱山から構成されると考えている。企業が鉱山を取得する場合、鉱山の固定費は既存の精製事業によりすでにカバーされているため、シナジーはコスト削減に関するものである。したがって、のれんは、精錬所、既存の鉱山及び新たに取得した鉱山から構成されるCGUに配分される。
- ある航空会社は業界共通のコスト圧力にさらされている。航空会社は、国際業務が類似する別の企業を取得する。それによって人的資源及び資産ベースを減らすことができるためである。営業、報告及び人事等の機能を含む業務管理を本社に統合し、すべての航空機整備を現時点で受入能力を有する1つの場所にまとめる。これらのコスト削減は企業結合によるシナジーであり、のれんはコスト削減から便益を得るCGU又はCGUグループに配分される。
- ある世界的な家庭用品メーカーはのれんを事業セグメントに配分しており、かみそりとかみそり刃で

有名な会社を買収する。当該メーカーはこれまでかみそりは製造していないが、「グルーミング製品」の事業セグメントにおいて他のシェービング製品を製造している。取得企業であるメーカーは、買収対象会社との連携とブランディングを通じてシェービング製品の販売を増加させることができると見込んでいる。被取得企業の資産のうち「グルーミング製品」に配分される資産はない。しかし、企業結合のシナジー効果が生じるグルーミング製品セグメントに対して当該取得によるのれんを配分する。

このようなプロセスについて、次の設例で詳細に示す。設例では、のれんが配分されるCGU/CGUグループとCGUの識別との減損テストの目的上の違いを示している。

設例 8-2: のれんの配分及び CGU の識別

A社は、魚料理を扱う3つの異なるタイプのレストランを経営している(レストラン15店舗、魚料理を出すレストランを包含するパブ25店舗、及び魚料理を出すバー40店舗)。3つのタイプは、それぞれ異なる別個のブランドを持っているが、たとえばレストラン分野が「A社による魚料理」と呼称されるなど、A社と同一であることが明確に認識できるブランドとなっている。また、各ブランドは、個々の事業セグメント(レストラン、パブ及びバー)として認識される。

A社は、レストランとバーの範囲が類似するB社(計30店舗)を取得したが、B社はレストランのタイプごとのブランドを適用していなかった。

A社は取得時にのれんを認識し、B社の10店舗をA社の各ブランドに配分することを決定した。ブランドは更新され、関連する事業セグメントに含まれることになった。

レストラン、パブ、バーは、それぞれ個別に特定できるおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成するため、それぞれ個別のCGUである。

経営者は、「A」ブランドをグループ(全社)レベルで管理していると述べている。IAS第36号では、のれんが配分されるCGU又はCGUグループは、IFRS第8号「事業セグメント」に従って決定された事業セグメントより大きいものであってはならないため、これは、のれんの減損テスト上は適切ではない。また、経営者は、取得した店舗が配分された3つの異なるブランドに対応する事業セグメントを監視している。

マーケティング費用、異なるブランドに魚を供給する費用、及び一括購入費用などの、個々のレストランに関連付けて明確に識別することができない費用がある。しかし、これらの費用は、A社事業セグメントの基礎を成すブランドに関連したものであり、また、ブランドを付すことはこのレベルにおいてシナジー効果が生じていることを証拠付けている。のれんの減損テストを行うために、のれんを事業セグメントに配分するのが適当である。このことは、IAS第36号ではコストの配分が認められていることもあり、個々の店舗をCGUとして識別することを妨げるものではない。キャッシュ・インフローの独立性が決め手となる。

8.1.3 CGU 又は CGU グループに配分されるのれんの測定

IAS第36号はのれんの配分を要求しているが、配分方法について指針を定めていない。配分方法の1つは「直接」法である。直接法は、純資産の公正価値と被取得企業の公正価値(又はその一部)の差額に基づいてのれんをCGUに割り当てる方法であり、配分された純資産を直接参照してのれんを計算する。しかし、この方法では、CGUに割り当てる資産や負債がない場合は、のれんがCGUに配分されない。CGUに配分

するのれんがほぼないと、被取得企業とのシナジー効果があるために、比例的ではない便益が生成され、議論の余地がある。こうした欠点のない方法は、「有無」法である。「有無」法は、企業取得の前後で便益を得ることが予想されるCGU又はCGUグループの公正価値を計算することが求められ、その差額が報告単位に配分されるのれんの金額を表す。これは、CGU又はCGUグループに関係する買手に特定のシナジー効果を考慮する。これらの方法を以下の設例で示す。

設例 8-3: 複数の CGU へののれんの配分

A社はB社を50百万円で取得した。識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値は35百万円である。この取得は、A社の2つのCGUに統合され、純資産が次のように配分される。

	CGU 1	CGU 2	合計
	百万円	百万円	百万円
取得した識別可能有形資産及び無形資産	25	10	35

取得企業は、割り当てた取得純資産だけでなく取得に係るシナジー効果からもCGU 2が著しい便益を得ることを見込んでいる(たとえば、CGU 2が、取得企業の流通網にアクセスできることにより製品の販売が増えることが見込まれる)一方、CGU 1からのシナジーによる便益は小さいと見込んでいる。他のCGUに帰属する、シナジー効果を生むのれんはない。

A社は、CGU 1とCGU 2に配分された被取得企業の公正価値を、それぞれ33百万円と17百万円であると計算している。純資産の公正価値と被取得企業の公正価値の差額に基づいてのれんがCGUに配分される場合、すなわち直接法の場合、配分は以下のようになる。

	CGU 1	CGU 2	合計
	百万円	百万円	百万円
取得した識別可能有形資産及び無形資産	25	10	35
直接法により配分される取得した事業の公正価値	33	17	50
CGU に配分されるのれん	**8**	**7**	**15**

もう1つの方法は、CGU 2が得るシナジー効果の著しい便益を含めて、割り当てられる純資産の公正価値と被取得企業の公正価値(又はその一部)の差額に基づいてのれんを配分する方法である。この場合、被取得企業の公正価値(又はその一部)は「有無」法を用いて算定される。

	CGU 1	CGU 2	合計
	百万円	百万円	百万円
取得後の CGU の公正価値	90	85	175
取得前の CGU の公正価値	(62)	(63)	(125)
「有無」法により配分される取得した事業の公正価値	28	22	50
取得した識別可能有形資産及び無形資産	(25)	(10)	(35)
CGU に配分されるのれん	**3**	**12**	**15**

この場合、「有無」法の方が適切であると思われるが、インプットの利用可能性及び信頼性によるだろう。状況によっては、「直接」法によることで、合理的なのれんの配分がなされることもある。

8.1.4 IFRS 第 8 号「事業セグメント」が減損テストに与える影響

減損テストの対象となるのれんは、IFRS第8号により定義される事業セグメントよりも大きいCGU（又はCGUグループ）に配分することはできない*[IAS 36.80, IAS 36.81, IFRS 8.11, IFRS 8.12]*。IFRS第8号については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第36章で説明している。

マトリックス方式等により多元的に管理される組織において、内部報告単位がIFRS第8号に定義される事業セグメントを跨いでいる場合、その単位でのれんの減損テストを行うことはできない*[IFRS 8.5]*。また、企業が選択した事業セグメントが、企業のCGUと対応していない場合もある。

マトリックス組織とは、同時に2つの異なる基準に基づき事業を管理している組織である。たとえば、一部の経営管理者がさまざまな製品及びサービスの系列に責任を負い、別の経営管理者は特定の地域に責任を負う。IFRS第8号によれば、事業セグメントとなるための特徴は、管理者が責任を有する複数の重複する構成単位に当てはまる場合がある。財務情報がどちらの構成単位についても入手可能であり、最高経営意思決定者が双方の構成単位の経営成績を定期的に検討している場合がある。それにもかかわらず、IFRS第8号では、企業はいずれの構成単位が事業セグメントを構成するかを決定しなければならない*[IFRS 8.10]*。同様に、企業はのれんを事業セグメントより大きくないCGU又はCGUグループに配分しなければならない。このために、セグメント間におけるのれんの配分が内部管理目的で監視されている方法と一致しない場合も生じる可能性がある。

8.1.4.A 事業セグメントの変更

企業が活動の管理方法を変更することによって、事業セグメントの変更が生じる場合がある。事業セグメントを変更する場合、特に企業がそれまでのれんをセグメント単位かそれに近い単位で配分していた場合は、のれんの再配分が必要となることがある。このようなのれんの再配分は状況の変化によるものであるため、IAS第8号に従った会計方針の変更とはならない*[IAS 8.34]*。つまり、従前の減損テストを遡及的に行う必要はない。

CGUに含まれる事業の処分及び再編成によるCGUの構成の変更（下記セクション8.5を参照）という2つの状況について、IAS第36号では価値の比に基づく再配分が提案されている。ただし別の配分基準がより適切である場合は除く*[IAS 36.86, IAS 36.87]*。

弊法人のコメント

新たな事業セグメントの識別を原因とするのれんの再配分についても、報告構造の再編成の一形態であるため、同様の方法が適切であると我々は考えている。他の方法が再編成された単位に関連するのれんをより適切に反映することを企業が立証できる場合を除き、企業は相対価値アプローチを用いる必要がある（下記セクション8.5.1を参照）。

つまり、現在の状況での活動に基づいた方法となるため、企業が過去にのれんが生じたさまざまな取得の状況を顧みることは認められない。

一般的に、のれんの再配分の前に減損テストが実施される。

実務において重要な論点となるのは、見直し後ののれんの配分の適用開始日である。のれんの配分は、経営者が実際に活動を監視している方法に基づき行う必要があり、経営者の意図は加味しない。IFRS第8号によると、事業セグメントは、企業の最高経営意思決定者が、セグメントに資源配分し業績を評価するために定期的に検討される内部報告を基礎として識別されなくてはならない*[IFRS 8.5]*。したがって、最高経営意思決定者が変更後のセグメントに関して適切な内部報告を受け取っていることを証明できるまで、のれんを変更後の事業セグメントに配分してはならない。

8.1.4.B　開示のための事業セグメントの集約

IFRS第8号によれば、「基本原則と整合」し、特にセグメントが類似の経済的特徴を有する場合には、企業は2つ以上の事業セグメントを単一の報告セグメントに集約することができる*[IFRS 8.12]*。これは、あくまでセグメント別報告の文脈に特化した記述であるが、この一文だけをみれば、個々の事業セグメントを単一の事業セグメントに集約して、減損の判定を行うことができると解釈することは可能である。しかし、のれんの減損の「会計単位」はセグメント集約前のものである*[IAS 36.80(b)]*。

8.1.5　CGU に当初は配分されないのれん

IFRS第3号は、取得企業が同基準書の定めに従って、企業結合のすべての構成要素を取得時点で識別し、測定するために必要な情報を入手する合理的な時間を与えるために、「測定期間」を設けている*[IFRS 3.46]*。測定期間は、取得企業が求めていた情報を受領した時点で終了し、取得日から1年を超えることはない*[IFRS 3.45]*。

測定期間に係る規定を適用することで、企業結合が生じた期間末までに減損判定を行うためのCGU（又はCGUグループ）に対するのれんの配分を完了できない場合があることは、IAS第36号でも認識されている*[IAS 36.85]*。そのような場合、のれん（又はその一部）は、当該期間は未配分のまま残される。そこで、のれんの配分は、取得日以後開始する最初の事業年度末までに完了する必要がある*[IAS 36.84]*。配分されないのれんがある場合、IAS第36号では未配分ののれんの価額及び配分が完了していない理由を開示することが要求されている（下記セクション13.3を参照）。

そのような状況において、当年度に取得したのれんの減損テストは、当年度の末日前に実施すべきか、それとも、年次減損テストの実施日がのれんの配分が完了する前である場合には翌年度に実施すべきかという問題が生じる。

それは、「測定期間」中で、かつのれんの当初配分が完了するまでに、十分な正確性をもってのれんを数量化し、暫定的な基礎に基づきCGU又はCGUグループに配分できるかどうかによる。

十分な正確性をもってのれんを数量化できる場合、次のいずれかの状況において、のれんの暫定的な配分を行うことができる可能性がある。

- すべてののれんが、単一のCGU又は単一の事業セグメントより小さいCGUグループにのみ関係してい

ることを、企業が認識している場合

- 企業結合の当初会計処理が、一部詳細を除くすべての重要な点について、すでに完了していることを、企業が認識している場合

のれんの暫定的な配分を行うことができる状況においては、この暫定的なのれんについて、取得が生じた年度及びそれ以降の年度において、のれんの配分が完了する前であっても、IAS第36号に従って減損テストを行う必要がある。

また、減損の兆候がみられる場合にも、減損テストを行う必要がある。これは、公正価値が確定しておらず、のれん金額が暫定的な金額である場合やのれんが関連するCGU（CGUグループ）に必ずしも配分されていない場合も同様で、その場合、減損テストはより高いレベル（場合によっては報告企業レベル）で実施せざるを得ない。

暫定的なのれんの配分を行うことができず、かつ減損の兆候もみられない場合、のれんの配分が確定するまでのれんの減損テストを行う必要はないものと考えられる。

弊法人のコメント

企業は、CGU又はCGUグループへののれんの当初配分が完了していない場合であっても、のれんの減損テストの実施を検討する必要があると我々は考えている。IAS第36号は、期中会計期間におけるこの論点を取り扱っていないが、年次報告期間に限らず報告日ごとに同じ検討事項が適用されると我々は考えている。

取得日後の最初の事業年度にのれんの配分が確定した後すぐに、企業は、取得日からのれんの確定日までの間の各（年次及び期中）報告日について適切な対応を検討しなければならない。

取得企業は、状況によっては、暫定的なのれんに対するテストが実際にはIAS第36号を適用した最初の減損テストであったという前提で、最終的に配分が確定したのれんに対する減損テストを遡及的に行う必要がある。次のいずれかに該当する場合は、企業は前期の減損テストを遡及的に更新しなければならない。

- 公正価値測定が完了していないものの、暫定的なのれんをCGUに配分し、当該暫定的なのれんについてIAS第36号に基づき減損テストを行っていた場合
- 暫定的なのれんを関連するCGUに配分していないものの、減損の兆候がみられ、当該暫定的なのれんについて最終的な配分とは潜在的に異なるレベルで減損テストを行い、その結果、減損を認識していた場合

暫定的なのれんをCGUに配分していないものの、減損の兆候がみられたためより高いレベル（場合によっては企業レベル）で減損テストを行ったが、減損損失が認識されなかった場合、企業は前期の減損テストを遡及して修正するかどうかを選択することができる。ただし、これは強制されるわけではない。

これら以外の場合では、取得企業は、減損テストの遡及修正について考慮することなく、当期の（すなわち、配分確定後の）減損テストのみを実施することになる。

弊法人のコメント

取得企業が上記で挙げたように前期の減損テストを修正する場合、それにより当初に認識されたのれんの減損損失が減少する可能性がある。我々は、このような減少は、当初ののれんの減損損失に対する修正であり、戻入れには該当せず、したがって、のれんの減損の戻入れを禁止するIAS第36号第124項の規定にも違反しないと考えている(下記セクション11.3を参照)。

上記で説明したアプローチを次の図に示す。

図表 8-1:CGU に当初は配分されないのれん

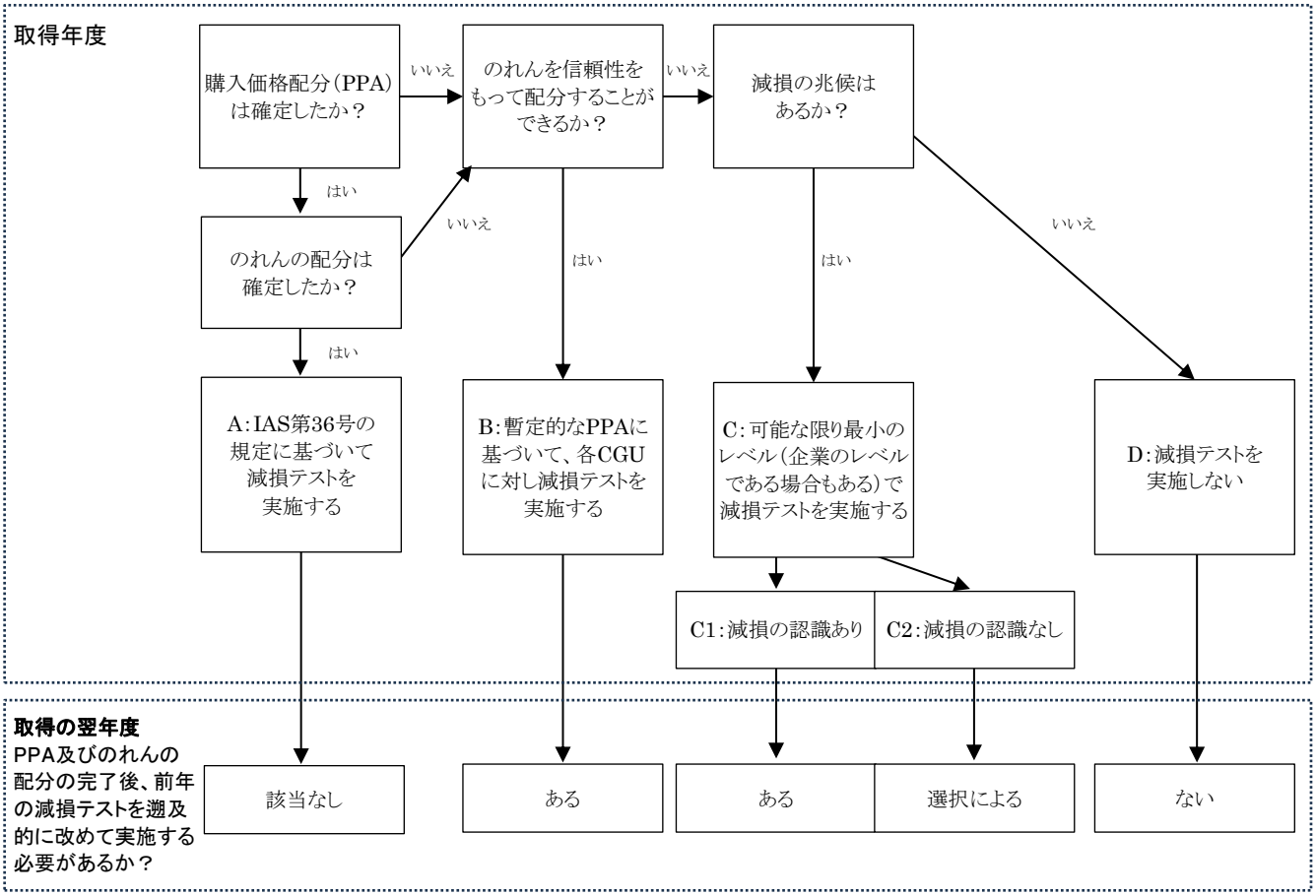

企業が事業年度の末日を変更した場合、それによりのれんの配分を行う期間が短縮されることがある。なぜならIAS第36号では、減損テストのためののれんの配分を、IFRS第3号が求める12ヵ月以内ではなく、取得後の最初の事業年度の末日までに実施すると定めているからである*[IAS 36.84]*。

設例 8-4: 会計期間の短縮による影響

A社は年度末である12月31日の財務諸表を作成している。A社は、20X0年9月30日にB社を取得した。20X0年12月31日終了年度の財務諸表において会計処理するにあたって、B社の資産、負債及び偶発負債に割り当てる公正価値を暫定的にしか算定できなかったため、取得により生じたのれんの暫定金

額をCGU（又はCGUグループ）に配分していない。20X1年中にA社は、決算期末を6月に変更し、20X1年6月末現在の財務諸表を作成している。IFRS第3号によると、A社はB社の純資産（及びのれんの当初価額）に割り当てる公正価値を20X1年9月30日までに最終確定することになり、それを6月末までに確定することは要求されない。しかし、20X1年度は取得日後、最初の事業年度に相当することから、IFRS第3号に準拠した当初の会計処理が完了していなくとも、減損テストを目的とするCGUへののれんの配分を、20X1年6月30日までに終了することがIAS第36号では要求されると考えられる。したがってA社は20X1年6月30日終了年度にのれんの減損テストを実施する必要がある。

8.2 のれんを含む CGU の減損テストの要否

IAS第36号により、のれんが配分されたCGU又はCGUグループについては、のれんを含むCGU又はCGUグループの帳簿価額と回収可能価額を比較することにより、毎年減損テストを行うことが要求される*[IAS 36.90]*。そうした年次減損テストの時期（期末日である必要はない）に関連する同基準書の規定について下記で説明する。年次減損テストを行うことにより、このテストの時期の合間にのれんの減損の兆候を示す事象や状況の変化が発生しても、経営者がそれを認識しなくてもよいことにはならない*[IAS 36.BC162]*。IAS第36号では、CGUに減損が発生する可能性があることを示す兆候があるか否かを、各決算日に検討することが要求される*[IAS 36.9]*。そのため、CGU又はCGUグループに減損が発生する可能性があることを示す兆候がある場合は、その都度、のれんを含むCGU（又はCGUグループ）の帳簿価額と回収可能価額の比較により減損テストを行う必要がある*[IAS 36.90]*。

のれんを含むCGU（又はCGUグループ）の帳簿価額がCGU（又はCGUグループ）の回収可能価額を超える場合は、IAS第36号第104項に従って減損損失を認識しなければならない*[IAS 36.90]*（下記セクション11.2を参照）。

8.2.1 減損テストの時期

IAS第36号によれば、のれんが配分されているCGU又はCGUグループについて、毎年減損の判定を行わねばならない。減損の判定は、必ずしも報告期間の末日に行う必要はない。IAS第36号によれば、毎年同時期に実施するのであれば、減損テストは事業年度のいつの時点でも実施することができる。また、CGUごとに異なる時期に減損テストを実施してもよい。ただし、CGU又はCGUグループに配分されたのれんの一部又は全部が当年度中の企業結合において取得されたものである場合には、そのCGUに対し当年度末までに減損テストを実施しなければならない*[IAS 36.96]*。

IASBは、取得企業が時折、被取得企業を過剰に高値で買収してしまった結果、企業結合の会計処理により、当初認識された金額とその結果生じるのれんが、投資の回収可能価額を上回ってしまう場合があるという点に着目した。IASBは、上記のような規定がなければ、企業が企業結合後の減損損失の認識を翌年度まで遅らせることが可能になってしまうことを懸念した*[IAS 36.BC173]*。

しかし、企業結合が行われた年度中にのれんがCGUへ配分されない場合には、この規定だけでは上記の狙いが満たされないことにも留意する必要がある。のれんの配分に一定の猶予期間が与えられているのは、企業結合の翌年まで配分が完了しないことを示唆しているとも言える*[IAS 36.84]*。これにより考えられる

影響は、上記セクション8.1.5で扱われている。この点について下記の設例でも考察する。

設例 8-5: 毎年の減損テストの時期より後の取得から生じたのれんを当該取得の翌期に配分する場合の減損テスト

A社は、年度末である12月31日の財務諸表を作成している。同社は9月30日時点で、のれんが配分された全CGUについて年次減損テストを行っている。

A社は20X0年10月31日にB社を取得する。A社は、報告年度末である20X1年12月31日より前の20X1年10月31日に、CGUへののれんの当初配分を完了する。したがって、年次の減損テスト実施日である20X1年9月30日時点では、のれんの配分を完了していない。

20X0年12月31日時点において、のれんが減損している兆候はない。減損の兆候がある場合には、A社は年次の減損テスト実施日にかかわらず、同日時点でのれんの減損テストを行わなければならない。20X0年12月31日時点において、のれんの配分はまだ行われておらず、その時点では減損の兆候がないため、のれんの減損テストは行われなかった。A社は20X1年中に、取得日時点で存在していた事実及び状況に関して必要な情報を入手するが、20X1年10月31日まではB社の純資産(及びのれんの当初価額)に配分する公正価値を最終決定しないこととした。IAS第36号により、A社は、当年度末までにのれんをCGUに配分しなければならない。A社は、20X1年12月までにこれを行う。

A社が、年次減損テストを実施するタイミングは20X1年9月30日であるが、B社に関連するのれんはまだ配分されていないため、減損の兆候がみられないならば、その時点でのれんの減損テストを行う必要はない。一方、取得日から1年以内である20X1年10月末までにPPAが完了して、減損テストのために20X1年12月までにのれんの配分先が決定した場合、のれんは当期中の企業結合によるものではないため、のれんが配分されたCGUについて減損テストを実施する際の規定は適用されないようにも思える。当該のれんは、実際には前期の企業結合に関するものであり、減損の判定を行うために当期において配分されたにすぎないからである。とはいえ、A社が20X1年12月末において財務諸表を作成するにあたり、のれんが配分されたCGUについて、改めて減損テストを行わなければならない。なぜなら、おそらくそれがIASBの本来の意図と思われるためである。さもなければ、のれんの減損は20X2年9月30日、つまり、企業結合の約2年後までテストされないことになってしまう。

IAS第36号は、のれんを配分したCGUに対する年次減損テストを毎年同じ時期に実施することを求めているが、企業が減損テストの時期を変更できるかどうかについては触れていない。

弊法人のコメント

年次減損テストの時期の変更は、変更に正当な理由があり、減損テストの間隔が12ヵ月を超えず、かつ変更が減損計上の回避を目的としたものでない場合には、認められると考えられる。減損テストの間隔が12ヵ月を超えてはならないということは、たとえばテストの時期を10月から12月に変更したい場合、企業は年2回、CGUをテストする必要があることを意味する。連続した年度に減損テストの実施日を変更するのは原則として適切ではないと我々は考えている。

8.2.2 のれん及び他の資産に関する減損テストの順番

のれんが配分されるCGUについて減損テストを行う際、当該CGU内の資産に減損の兆候がみられる場合がある。IAS第36号によると、企業はのれんについて減損テストを行う前に、まず当該資産についての減損テストを行い、減損損失を認識しなければならない。ただし、定義上はCGU内の資産は独立のキャッシュ・フローを生成しないため、実際には影響が生じない場合が多い。企業はまた、のれんを含むCGUグループ内の1つのCGUに減損の兆候がみられる場合も、同様のプロセスを踏まねばならない。企業は、のれんが配分されたCGUグループの減損テストの前に、まず該当する単独のCGUについて減損テストを行い、減損損失を認識しなければならない*[IAS 36.97, IAS 36.98]*。

8.2.3 前期以前に行われた減損テストの計算の繰越し

IAS第36号では、特定の条件が満たされている場合（以下のIAS第36号からの抜粋を参照）、のれんが配分されるCGU（又はCGUグループ）の回収可能価額に関する直近の詳細な算定結果を、前期から繰り越すことが認められている*[IAS 36.99]*。

IAS 第 36 号からの抜粋	
99	のれんを配分した資金生成単位の回収可能価額について以前の期間に行った直近の詳細な計算は、次の要件がすべて満たされていることを条件に、当期における当該単位の減損テストに用いることができる。 (a) 当該単位を構成する資産及び負債が、直近の回収可能価額の計算の時点から大きく変化していないこと (b) 直近の回収可能価額の計算結果が、帳簿価額を大差で上回っていたこと (c) 直近の回収可能価額の計算時点以降に発生した事象及び変化のあった状況を分析した結果、当該資金生成単位の現在の回収可能価額が現在の帳簿価額を下回る可能性が極めて低いこと

IAS第36号の結論の根拠によると、この規定は、減損テストの完全性を損なうことなく、適用コストを削減することを目的としている*[IAS 36.BC177]*。しかし、上記の各要件が実際に満たされるか否かも、判断を要する問題である。

8.2.4 のれんの減損損失の戻入れの禁止

のれんについて、一旦、減損損失が認識された後は、IAS第36号により、以降の期間においてそれを戻し入れることは禁止されている*[IAS 36.124]*。同基準書では、いかなる戻入れも「取得したのれんについて認識される減損損失の戻入れというよりは、むしろ自己創設のれんの増加であることが多い」という理由から、この規定を正当化しており、また、IAS第38号は自己創設のれんの認識を禁止している*[IAS 36.125]*。しかし、減損テスト自体では、購入のれんと自己創設のれんは区別されない。

8.3 企業結合による取得で認識された資産及びのれんの減損

時として、企業結合の一部として取得された資産又はのれんの公正価値は、繰延税金や名目的な税務便益が認識されることに伴い、通常より高い金額で測定される。この場合、減損の判定をどのように行うのか、また、実際に「当初測定時」の減損損失（'day one' impairment）の認識はあり得るのかが問題となる。それ以外にも、繰延税金資産が、公正価値測定の一部として認識される場合もあれば、認識されない場合もあり、これが企業結合の一部として取得した資産及びのれんのその後の減損テストに影響を及ぼす可能性もある。

8.3.1 繰延税金により「創出された」のれんの減損テスト

『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第33章「法人所得税」セクション12で述べているとおり、企業結合において取得した純資産に生じているすべての一時差異に関して繰延税金を認識しなければならないとするIAS第12号の規定が、認識されるのれんの金額に影響する場合がある。企業結合においては、繰延税金に対する当初認識の免除規定がないため、繰延税金資産又は負債を計上する仕訳の相手方勘定は、のれん又は割安購入益の一部を構成することになる*[IAS 12.22(a)]*。被取得企業の財務諸表において認識されていなかった無形資産が企業結合によって取得され、その税務基準額がゼロの場合、当該無形資産の公正価値に係る繰延税金負債を一般税率で認識する。当該繰延税金負債の相手勘定として、借方ののれんが増加する。ここで、当該のれんの減損テストを実施する際にVIUにおいてそれをどのように考慮すべきか、また、直ちに認識すべき減損が本当に生じているのかという疑問が生じる。この論点について、以下の設例で考察する。

設例 8-6: 企業結合における繰延税金の認識から生じる明らかな「当初測定時（day one）」の減損

A社（税率40%）は、企業結合により100百万円でB社を取得した。単純化のため、企業の資産は公正価値が60百万円の無形資産のみとする。

連結上でのみ発生する資産が通常そうであるように、企業はのれん及び無形資産を、税務上損金算入できないと仮定している。また、無形資産の公正価値は、損金算入可能な資産であったならば利用できた損金算入の便益を反映していないと仮定している（このような仮定が適切でない場合もあるが、それについては下記でさらに検討する）。

この無形資産の公正価値及び税務基準額は次のとおりである。

	公正価値	税務基準額
	百万円	百万円
無形資産	60	なし

したがって、連結上は、最初に以下のような仕訳が必要となる。

		百万円	百万円
借方	のれん（貸借差額）	64	
借方	無形資産	60	
	貸方　繰延税金負債 注)		24
	貸方　投資原価		100

注) 60 百万円の 40%
64 百万円ののれんのうち、24 百万円は無形資産に係る繰延税金を通じて創出される。

子会社の連結資産（繰延税金を除く）の帳簿価額は、現在、のれん（64百万円）及び無形資産（60百万円）を合わせた124百万円である。ただし、子会社の公正価値は100百万円に過ぎない。24百万円ののれんは明らかに繰延税金の認識から生じたものである。しかし、IAS第36号第50項は、減損テストで用いられる将来キャッシュ・フローの見積りに税金金額を含めてはならないと明確に定めている。そこで、当該資産を直ちに100百万円まで減損しなくてはならないのかという問題が生じる。

企業結合における公正価値修正から生じた繰延税金によって創出されたのれんを直ちに評価減することはIAS第36号の意図するところではない、と我々は考えている。税効果を取り除くためには、潜在的な減損を算定するためにCGUの帳簿価額をその回収可能価額と比較する際に、税金に関連しており、関連する繰延税金負債から創出されたのれんの帳簿価額を取り除かなければならない。つまり、実際上は、取得時点において、減損を測定するために、企業結合における公正価値修正から生じた繰延税金負債の分だけのれんを減額することができる。そのため、企業は直ちに減損損失を認識する必要はない。ただし、この考え方が、以降の期間に減損が識別された場合はまず（すべての）のれんを減損させることを求めるIAS第36号の一般的な規定に優先することはないことに留意する必要がある。

弊法人のコメント

「当初測定時（day one）」の減損は、企業結合における繰延税金負債の認識のみを原因として生じるものではないと我々は考えている。減損損失を直ちに認識することを回避するには、減損の測定時に、繰延税金負債の名目上の金額と公正価値の差額分についてのれんを減額する。あるいは、企業はFVLCDに基づいて回収可能価額を測定することも可能である。

減損損失を直ちに認識しないことは、この取得の一部として認識されている繰延税金を原因とするのれんが「コアのれん」（上記セクション8.1.1を参照）を構成しないことと整合的である。だが、それは、資産及び負債は公正価値で測定されるという基本原則に対するIFRS第3号の例外規定を適用した結果であり、繰延税金はそこに記載された例外の1つである（上記セクション8.1.1及び『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第9章セクション5.6.2を参照）。

これは、当該無形資産に税務基準額がないことが当該資産に割り当てられる公正価値にすでに反映されていることからも説明できる。そのため、繰延税金負債の増分の公正価値はゼロとなる。繰延税金負債の名目上の金額と公正価値との差額分（この例では無形資産に関する繰延税金負債全額）だけのれんを減額す

る。

この単純化した例を続ける。無形資産が有限の耐用年数にわたって償却され、その後、当該資産に関連する繰延税金（この例では24百万円）もその償却期間にわたり取り崩されていくため、損益計算書への純影響額となる36百万円（償却合計額60百万円−繰延税金24百万円）は、償却費が損金算入可能であった金額と同額になる。

将来の減損テスト実施日において、取得日時点ののれんを増加させた繰延税金負債が残っていれば、それについて修正を行うことになる。

多くの国や地域では無形資産の償却費は税務上損金算入が認められる。これにより、税金償却便益（TAB）とよばれる追加の税務便益が生じ、無形資産の公正価値に影響を与える。したがって、事業の一部として取得される多くの無形資産の公正価値には、資産を個別に取得した場合に利用できる税金償却便益に関する仮定が含まれている。たとえば、「ロイヤルティ免除」法による商標の価値は、連結財務諸表において、商標を所有していないとの仮想的な場合に基づき、税金償却便益考慮後の将来のロイヤルティ節約額（税引後）の正味現在価値と推定されることになる。資産の公正価値に到達するには、その償却前の価値を、法人税率、割引率及び税務上の償却期間（税務上認められる期間のことであり、会計上の耐用年数とは限らない）を反映する税務上の償却要因により修正する。マーケット・アプローチの場合、公正価値は比較可能な資産に支払われる市場価格により見積られるが、市場価格には資産を保有することで得られるすべての便益（税金償却便益を含む）が含まれる。

これにより、税金償却便益と繰延税金負債の総額の差額が、のれんとして残ることとなる。

下記にその設例を示す。

設例 8-7: 公正価値に税務上の償却効果が反映されている資産の減損テスト

上記の設例8-6の企業が、個別に取得した場合であれば税務上は損金算入可能で、税務基準額がゼロである無形資産を企業結合により取得したとする。

企業は、無形資産の公正価値が税金軽減額を反映し、税務便益の金額は40百万円（60百万円×40%÷60%）と考えた。ただし、公正価値を算定する際に現在価値に割り引かれるため、これを30百万円と仮定する。最初に以下のような仕訳が必要となる。

		百万円	百万円
借方	のれん（貸借差額）	46	
借方	無形資産（（60 百万＋30 百万）円）	90	
	貸方　繰延税金負債 注)		36
	貸方　投資原価		100

注)　90 百万円の 40%

投資原価100百万円に対する資産額は、上記の設例8-6では合計124百万円であったのに対し、この設例では136百万円で計上される。この増加分は、税務上の償却効果として30百万円の40%、すなわち12百万円の繰延税金を認識することによるものである。

この設例では、のれんのうち6百万円だけが、繰延税金［46百万円−（100百万円−60百万円）］を認識

したために計上されたものである。この6百万円は、繰延税金の名目上の金額（36百万円）と無形資産に含まれる税金償却便益の公正価値（30百万円）との差額を表している。

のれんと異なり、無形資産に関しては、減損の兆候があるか、もしくは耐用年数が確定できない場合、あるいは、いまだ使用可能となっていない場合にのみ、（毎年の）減損テストが実施される*[IAS 36.10]*。CGUの一部としてではなく無形資産それ自体の減損テストを行う場合、そのFVLCDは企業結合の場合と同じ基礎により算定する必要があるため、税金についても同様の仮定が置かれる。FVLCDが帳簿価額を上回る場合には減損は生じていない。

しかし、上記セクション3.1で述べたように、多くの無形資産は個別資産として独立したキャッシュ・フローを生み出すことはないため、それらをCGUの一部に含めて減損テストが行われている。テスト対象のCGU内にのれんが含まれないとすると、当該CGUのVIUは、資産の税務基準額がVIUに等しいとの仮定（上記セクション7.2.3に説明）に基づく名目上の税金キャッシュ・フローを用いて税引後ベースで計算することができる。

のれんがCGUに含まれている場合、繰延税金（たとえば、上記の設例8-7における6百万円）の認識から生じるのれんの帳簿価額は減損テストの目的上、取り除かなければならない。将来の減損テスト実施日において、その時点の名目上の繰延税金負債と、その時点で残っている無形資産の帳簿価額に組み込まれている仮定された税務基準額の当初の公正価値との差額について修正を行わなければならない。このような処理は、取得時点で直ちに減損を認識することをIASBは意図していないという推測と整合的であり、当初測定時から将来の減損テストに至るまで同じロジック及びアプローチが使用されている。

これは、上記設例における繰延税金負債の公正価値が、無形資産の公正価値に組み込まれた税金償却便益の30百万円に等しいことからも説明できる。無形資産の税務基準額は実際にはゼロであるため、税金償却便益は実際は存在しない。繰延税金負債の名目上の金額と公正価値との差額分（この設例では6百万円）だけのれんを減額する。無形資産とのれんの両方を含むCGUについて減損テストを行うとする。税務基準額がVIUと等しいという仮定に基づく名目上の税金キャッシュ・フローを用いた上記セクション7.2.3のアプローチにより税引後ベースでVIUを計算する場合、それによって当初測定時に減損が計上されることはないはずである。なぜなら、VIUの計算では無形資産の帳簿価額で仮定されたものと同様の税務基準額全額が仮定されており、繰延税金負債の名目上の金額と公正価値の差額分（6百万円）についてのれんを減額しているからである。

このような修正は、修正金額を信頼性をもって識別するのが実務上不可能となった場合には、継続することができない。この場合、回収可能価額として、このような修正を行う前のVIU又はCGUのFVLCDを用いることになる。

下記にこの設例を示している。

設例 8-8: 公正価値に税務上の償却効果が反映されている資産の減損テスト（続き）

上記の設例8-7において、企業が10年間にわたり無形資産を定額法で償却していたとする。企業が第1年度の期末に減損テストを実施する場合、繰延税金負債の帳簿価額及び無形資産の帳簿価額に組み込まれた税務便益の残りの公正価値は以下のとおりである。

	取得日	第１年度の償却	第１年度末
	百万円	百万円	百万円
無形資産	60.0	6.0	54.0
税金償却便益（TAB）	30.0	3.0	27.0
TAB を含めた無形資産の帳簿価額	90.0	9.0	81.0
繰延税金 注)	36.0	3.6	32.4

注) 第１年度：90 百万円×40%
第１年度末：81 百万円×40%

第1年度末時点の減損テストにあたって、のれんは残りの名目上の繰延税金負債（32.4百万円）と無形資産の帳簿価額に反映されている残りの税務便益（27百万円）の差額である5.4百万円分を修正することになる。したがって、減損テストではのれんを40.6百万円（46百万円−5.4百万円）とする。

なお、この場合、主に下記セクション13.3で述べる、税引前の割引率を含むIAS第36号の開示規定が適用される。

8.3.2 取得した事業の繰延税金資産及び損失

報告日における繰越欠損金から生じる繰延税金資産は、VIUの算定においてCGUの資産から除外しなければならない。しかし、税務上の欠損金は、企業結合において、繰延税金資産としての認識要件を満たさない場合がある（このとき、その価値は当初のれんに包含されることになる）。IFRS第3号及びIAS第12号に基づくと、測定期間内に取得した繰延税金資産が（取得日時点で存在していた事実及び状況に関する新しい情報により）認識された場合にのみ、のれんが減額され、のれんをゼロまで減額した後の超過分は純損益として計上される。測定期間が終了したら、その他のすべての取得した繰延税金資産の認識は、純損益として計上される*[IFRS 3.67, IAS 12.68]*。

繰延税金資産が認識されていない限り、また、繰延税金資産が認識されるまで、これにより上記セクション8.3.1と同じ問題が生じる。のれんの帳簿価額に将来の課税に関する特定の仮定が組み込まれているため、減損テストを実施する際にこれらの金額をCGUの帳簿価額から除外することを検討しなくてはならない。しかし、後日になって、のれんに包含された税務上の繰越欠損金が利用できないことが明らかになった場合、減損テストのためにこれらの金額をCGUの帳簿価額から除外するのは不適切であり、減損につながるおそれがある。

8.4 CGU が複数の事業セグメントに跨がる場合の減損テスト

IAS第36号は、のれんの減損テストを、IFRS第8号に従って決定した事業セグメントよりも大きい単位で行ってはならないと明確にしているが、他の資産について同様の規定は置かれていない。したがって、IAS第36号の基本原則が適用される。つまり、資産又は資産グループの減損テストは、おおむね独立したキャッシュ・フローを識別可能な最小単位で行われる。実務上、独立したキャッシュ・フローの最小単位に基づき定

められるCGUは、事業セグメントより大きくなる可能性があり、その場合、複数の事業セグメントに跨がることになる。たとえば、通信業界では、通信固定回線網全体が1つのCGUとなる可能性があるのに対し、事業セグメントを顧客タイプ（たとえば、個人顧客、ビジネス顧客、その他の事業者など）に基づき識別している企業もある。IAS第36号の一般的な規定によると、企業はCGUに減損の兆候があるか決算日ごとに評価し、減損の兆候があればCGU単位で正式な減損テストを行わなければならない。CGUが複数の事業セグメントに跨がるか否かに関係なく、のれんの減損テストはより小さい事業セグメントの単位で行う必要がある。このような事業セグメントのレベルでの減損テストについては、より大きなCGUの資産、特に固定回線網のような事業セグメントを跨がる資産を各事業セグメントに配分する必要がある。実務上、これらの原則の適用は複雑となる可能性があり、判断が必要となる。

8.5 のれんが配分された CGU 内の事業の処分

のれんがCGU（又はCGUグループ）に配分されており、企業がCGU内の事業を処分する場合、IAS第36号により、当該事業と関連するのれんを、その事業の帳簿価額に含めて処分損益を算定しなければならない。その際、同基準書によると、処分される事業に関連するのれんをより適切に算定する他の方法があることを企業が立証できない限り、処分する事業と存続するCGUの相対的価値の比に基づいて、処分対象事業の帳簿価額に含めるのれんの帳簿価額を算定することが求められる*[IAS 36.86]*。

IAS第36号は、それぞれの部分の「相対的価値（価値の比）」に言及しているのみで、その具体的な算定方法を規定していない。売却せずに引き続き保有される部分の回収可能価額は、IAS第36号の原則に従い、FVLCDとVIUのいずれか大きい方となる。これは、売却せずに引き続き保有される部分のVIU又はFVLCDを、処分に伴う配分処理の一環として計算する必要があるかもしれないことを意味する。

また、処分される部分のVIUとFVLCDは、実質的には同じになるはずである。これは、処分される部分のVIUは、売却が発生しない前提で計算することはできず、そのキャッシュ・フローが主に正味処分収入から構成されることになるからである。

設例 8-9: 相対的価値に基づいて測定される事業の処分に帰属するのれん

ある企業が、60百万円ののれんが配分されているCGUの一部を構成する事業を100百万円で売却する。CGUに配分されたのれんは、恣意性なしには識別することもCGUよりも小さい単位の資産グループに関連付けることもできない。処分せずに保持するCGUの回収可能価額は300百万円である。CGUに配分されたのれんは、恣意性なしには、識別できないか又はCGUより小さい単位の資産グループに関連付けることはできないため、処分事業に関連するのれんの帳簿価額は、当該事業と存続するCGUの相対的価値に基づいて測定される。その結果、CGUに配分されたのれんの25%、つまり15百万円が売却する事業の帳簿価額に含まれる。

しかし、上記の設例8-9でいえば、処分された事業がCGU全体の正味キャッシュ・フローの25%を生み出していたわけではない。つまり、同基準書が一般的に提言する相対的価値を用いる方法によると、CGUのそれぞれの部分について評価基準のミスマッチが生じ、これを基に配分が行われてしまう可能性がある。これは、処分事業に関しては売手による処分事業の評価ではなく、売却時点での買手による処分事業の評価

が反映されるからに他ならない。

IAS第36号では、処分対象となる部分に関連するのれんを計算する上でより適切な方法があれば、そうした方法を利用することが認められる。もともと、IASBが想定していたシナリオは、企業が事業を買収し、帳簿価額にのれんを含まない既存のCGUが当該事業と統合され、その直後に統合されたCGUの不採算部分を売却するというものであった。そのような場合には、のれんの帳簿価額のいかなる部分も処分されていないという判断も合理的である*[IAS 36.BC156]*。もちろん、処分される不採算事業は、取得前から企業が所有していた場合もあるし、取得された事業の一部であった可能性もある。しかし、他のどのような場合に、処分対象となる部分に関連するのれんを計算する上で、相対的価値に基づく方法以外の方法がより適切となるか、基準は明確にしていない。その他のいかなる方法も、これがのれんの帳簿価額の配分であり、減損テストではないという基本原則を考慮しなければならない。たとえば、引き続き保有される部分が、減損していないのれんの全額に対して十分なヘッドルームを有することは、関連性がない。事業処分時に、IAS第36号が推奨する配分方法とは異なるのれんの配分方法を採用しようとする場合、それが取得時におけるのれんの配分の際にも、同様の方法を用いる必要があったということを意味するかもしれない点には十分留意する必要がある。つまり、のれんをCGUグループ内のCGUに配分する上で、合理的な配分方法があったことを示唆している。

しかし、以下の設例8-11で示しているとおり、相対的価値に基づく配分によって直ちに減損が計上される場合があり、そのような結果は直観に反する。したがって、事実及び状況によっては他の配分方法が、処分される事業に関連するのれんをより適切に反映する可能性がある。

弊法人のコメント

下記セクション8.5.1で説明するように、事実及び状況によっては、処分対象となる部分と引き続き保有される部分に含まれる名目上ののれんの現在価値の比に基づく方法が、のれんの配分について認められる代替的処理とみなされる可能性があると我々は考えている。

8.5.1 CGU の構成の変化

IAS第36号によると、企業が事業の再編成を行い、(従前に)のれんを配分した1つ又は複数のCGUの構成が変化した場合は、のれんを関連するCGUに再配分しなければならない。この目的上、IAS第36号では、再編されたCGUに関連するのれんをより適切に反映する方法が他にあることを立証できない限り、上記で述べたCGU内の事業を処分する際に用いる方法に類似した相対的価値アプローチを用いることが求められている*[IAS 36.87]*。通常は、のれんの再配分の前に減損テストを実施する必要がある。そのため、再編成が、関連する事業のうちいずれかの業績不振を契機としている場合、減損を意図的に回避できない。

設例 8-10: 相対的価値に基づくのれんの CGU への再配分

従前、160百万円ののれんがCGU Aに配分されていた。Aは分割され、他のCGU B、C及びDに統合される。Aに配分されていたのれんは、恣意性なしには識別することもAより小さい単位の資産グループに関連付けることもできないため、B、C及びDとの統合前の、CGU Aの3つの部分の価値の比に基づいて、

B、C及びDに再配分される。他のCGUとの統合前のCGU Aのこれらの部分の回収可能価額は、それぞれ200百万円、300百万円、500百万円である。したがって、CGU B、C及びDに再配分されるのれんは、それぞれ32百万円、48百万円及び80百万円である。

のれんを相対的価値の比に基づき再配分する場合、再配分の直後に減損の評価を行う必要があると思われる。なぜなら、CGUの回収可能価額はIAS第36号の原則に基づくものとなり、再配分によって即時減損が生じる可能性があるためである。

ここでもIAS第36号には、再編部門と関連するのれんの金額を算定するための、その他の適切な方法については何も示されていない。

下記の設例8-11に示すように、価値の比に基づく再配分により、その直後に減損が計上されることがあり得る。のれんの再配分の直前に減損テストが実施されていたであろうこと、また、事業の再編によってのれんの減損が生じるとは予想されていなかったことを考えると、これは直観的に受け入れがたい。

上記セクション8.5で述べたとおり、事実及び状況によっては、IAS第36号が提案する相対的価値アプローチに対する代替的処理として、名目上ののれんの現在価値の比に基づく配分が認められる。この方法では、関連する各CGUについて名目上の取得原価配分を行うことによって、新たなCGUに配分される各構成要素に含まれる名目上ののれんの現在価値を算定する。これを行うため、配分される各構成要素の公正価値とその構成要素に帰属する識別可能純資産の公正価値とを比較して名目上ののれんの現在価値を求める。次いで、名目上ののれんの現在価値の比に基づき、再配分されるのれんの帳簿価額を新たなCGUに配分する。このアプローチについて、当該アプローチが認められ得る状況の例とあわせて、設例8-11で説明している。

設例 8-11: 名目上ののれんの現在価値の比に基づくのれんの CGU への再配分

ある米国企業が20X0年に欧州のサブ・グループを買収し、30百万ユーロののれんを計上した。その当時、欧州は同社にとって新たな市場であり、のれんは地域（欧州）に基づくCGU Aに全額が配分された。2年後、グループは欧州事業の抜本的な再編を行った。その結果、既存のCGUは、製品に基づく新たなCGUであるB、C及びDに分割された。再編直前に30百万ユーロののれんについて減損テストを実施したところ、減損は識別されなかった。

識別可能純資産の回収可能価額及び新たな各CGUの回収可能価額は下表のとおりである。

CGU	B	C	D	合計
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	
識別可能純資産の公正価値	20	40	40	100
識別可能純資産の帳簿価額	10	35	35	80
回収可能価額	40	80	40	160

IAS第36号が標準的な方法として要求しているような、B、C及びDに配分されるAの3つの構成要素の価値の比に基づく配分を行った場合、のれんは以下のように配分されることになる。

CGU	B	C	D	合計
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	
のれんの配分	7.5	15	7.5	30
識別可能純資産の帳簿価額	10	35	35	80
合計	17.5	50	42.5	110
回収可能価額	40	80	40	160
即時減損	-	-	2.5	2.5

のれん7.5百万ユーロ（のれん30百万ユーロ×回収可能価額40百万ユーロ÷回収可能価額全額160百万ユーロ）がCGU BとDに、15百万ユーロ（のれん30百万ユーロ×回収可能価額80百万ユーロ÷回収可能価額全額160百万ユーロ）がCGU Cに配分される。表から見て取れるように、相対価値アプローチでは、CGU Dに2.5百万ユーロの即時減損が生じることになる。再編直前には減損がなかったこと、また、事業の再編によって即時減損が生じるとは予想されていなかったことを考えると、これは直観的に受け入れがたい。そのため、別の配分方法が、再編成後のCGUに関連するのれんをより適切に反映するかもしれない。この設例の場合、名目上ののれんの現在価値の比に基づく配分が代替的処理として認められ得る。それによると、以下のような配分となる。

CGU	B	C	D	合計
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	
CGU の公正価値	40	80	40	160
識別可能純資産の公正価値	20	40	40	100
名目上ののれんの現在価値	20	40	-	60
配分される過去ののれん	10	20	-	30

この方法では、のれん10百万ユーロ（のれん30百万ユーロ×名目上ののれんの相対的な現在価値20百万ユーロ÷名目上ののれんの現在価値全額60百万ユーロ）がCGU Bに、20百万ユーロ（のれん30百万ユーロ×名目上ののれんの相対的な現在価値40百万ユーロ÷名目上ののれんの現在価値全額60百万ユーロ）がCGU Cに、0百万ユーロ（のれん30百万ユーロ×名目上ののれんの相対的な現在価値0ユーロ÷名目上ののれんの現在価値全額60百万ユーロ）がCGU Dに配分されることになる。下表に示すように、この配分では再配分の直後に即時減損が生じることはない。

CGU	B	C	D	合計
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	
のれんの配分	10	20	-	30
識別可能純資産の帳簿価額	10	35	35	80
合計	20	55	35	110
回収可能価額	40	80	40	160
即時減損	-	-	-	-

上記の設例は、既存のCGUが3つの新たなCGUに分割されるという事実関係に基づくものである。だが、この方法は既存のCGUを別の既存のCGUに配分する場合にも適用できる。そのような場合、再配分目的で使用される名目上ののれんの現在価値は、構成要素の配分先の既存のCGUに含まれるのれんを無視し、再配分される構成要素に含まれるのれんのみに基づいたものとする必要があるだろう。

上記に示した方法を代替的なのれんの再配分の方法と考えることはできるが、その場合、関連する各CGUの構成要素について名目上の取得原価配分を行う必要があるため、潜在的にかなりの時間、労力及びコストを割くことになる。再編後のCGUに関連するのれんをより適切に反映する代替的な方法があると認識している場合は、それを用いる必要があるのか、それとも、いかなる場合にもIAS第36号第87項が定める相対的価値アプローチを標準とすることができるのか、IAS第36号はそれほど明確ではないことに注意されたい。

実際の状況は、上記の設例8-9、設例8-10及び設例8-11よりもはるかに複雑となる場合がある。たとえば、取得後に、被取得企業の処分と再編統合が同時に生じる場合である。企業は、被取得企業の一部を直ちに売却しながら、当該の企業買収を利用して、既存の事業を処分してその生産能力の一部を代替することも行う場合がある。さらに、企業グループは、法律上の会社組織の再編を頻繁に実施する。CGUはこうした個別会社に対応しておらず、かつ、再編が税務上の理由から行われることもあるため、グループ内の所有構造がCGUに対応しなくなる場合がある。このため、減損の問題が発生した場合や、事業の売却が行われた場合に、のれんを再配分するための基礎となるように、企業があらかじめCGUを識別し、それらへののれんの配分状況を整理しておくことが、いかに重要であるかが分かる。

9 非支配持分 ー のれんの減損テストに対する影響

企業が子会社の支配持分（資本の100%未満）を取得した場合に計上するのれんの金額は、次の2つの方法のどちらを用いて計算したのかにより異なる。IFRS第3号によると、企業が選択できる方法は次のとおりである。

- 非支配持分は被取得企業の識別可能純資産の正味公正価値に対する非支配持分の持分比率で表示されるため、非支配持分に帰属するのれんを親会社の連結財務諸表上で認識しない。
- 非支配持分を取得日における公正価値で測定する。つまり、非支配持分に帰属するのれんについても認識する。

上記の1つめの方法では、CGUの帳簿価額には以下の両者が含まれる。

- CGUの識別可能純資産に対する親会社持分と非支配持分
- のれんに対する親会社持分

だが、IAS第36号に従って算定されたCGUの回収可能価額の一部は、のれんに対する非支配持分に帰属する。

IFRS第3号では両方の測定方法が認められている。上記の手法の選択は、会計方針の選択としてではなく、企業結合ごとに行われるため、のれんについて認識される金額に大きな影響が及ぶ可能性がある*[IFRS 3.19, IAS 36.C1]*。

改訂前のIFRS第3号（2007年）が適用されていた時、取得は上記の1つめの方法により会計処理しなければならなかったが、これは改訂後の基準への移行時に遡及修正されなかった*[IFRS 3.64]*。

これらの方法については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第9章セクション8で詳しく説明している。

IASBは、非支配持分を公正価値ではなく被取得企業の識別可能純資産に対する比例的持分として測定する場合に、差異が生じるとしていた。まず、企業結合で認識される非支配持分及びのれんの金額は、より小さくなる場合が多い（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第9章セクション8.3の設例を参照）。次に、のれんが配分されたCGUがその後減損した場合には、純損益を通じて認識されるのれんの減損は、非支配持分を公正価値で測定していた場合に認識される減損よりも、小さくなる可能性が高い。

発生するのれんのすべてが、必ずしも非支配持分のある子会社を含むCGU又はCGUグループに配分されるわけではないという点について、IAS第36号は明確である*[IAS 36.C2]*。

さらに、減損損失の配分方法について、以下の規定も追加されている。

- 非支配持分のある子会社又は子会社の一部分が、それ自体CGUである場合には、減損損失は、純損益が配分されるのと同じ基準で、親会社と非支配持分に配分される*[IAS 36.C6]*。
- 非支配持分のある子会社又は子会社の一部分が、より大きなCGUの一部分である場合には、のれん

の減損損失は当該CGUの中の非支配持分を有する部分と有さない部分とに配分される。減損損失は次の基準でCGUの各部分に配分しなければならない*[IAS 36.C7]*。

- 減損が、当該CGUののれんに関連している範囲では、減損前のそれぞれの部分ののれんの帳簿価額の比
- 減損が、当該CGUの識別可能資産に関連している範囲では、減損前のそれぞれの部分の正味識別可能資産の帳簿価額の比。このような減損は、CGUのそれぞれの部分の各資産の帳簿価額に基づく比例按分により、CGUのそれぞれの部分の資産に配分される。

非支配持分があるこれらの部分においては、減損損失は純損益が配分されるのと同じ基準で、親会社と非支配持分に配分される。

しかし、非支配持分が存在する場合の減損テストの実施方法については、明確でない点がある。そうした問題として以下が挙げられる。

- 非支配持分が識別可能な純資産の比例配分で測定されるため、のれんに対するその（非支配）持分が認識されない場合における、のれんの帳簿価額の「グロスアップ」の計算（下記セクション9.1を参照）。
- 減損損失を親会社と非支配持分にどのように配分するか。
- 支配の喪失にはつながらない子会社に対する親会社持分の変動が生じた場合に、のれんを非支配持分と親会社持分にどのように再配分するか。

上記の問題は、以下のうちの1つ又は複数の状況において生じる。

- 非支配持分が公正価値ではなく、純資産に対する比例的持分で測定される場合。
- 支配プレミアムの存在により、親会社と非支配持分株主の保有する持分割合に比例しない方法で、のれんが親会社と非支配持分に配分されることが適切である兆候がある場合。
- 親会社と非支配持分株主の間で事後的に所有持分の変動が生じたが、親会社は引き続き子会社を支配する場合。

親会社の持分の増加については、支配の喪失を伴わない持分の売却とともに下記セクション9.1.1で説明している。

解釈指針委員会は2010年にこれらの問題を検討したが、年次改善の一環としてIAS第36号の改訂を提案することを棄却した。それは、改訂を行うことで意図しない影響が生じるかもしれないことを懸念したためであった。そこで、解釈指針委員会は、IASBにこれらの問題をIFRS第3号の適用後レビューで検討するよう提言した。[1] IFRS第3号の適用後レビューにおいてこれらの問題が具体的に取り上げられることはなかったが、求められている減損テストは、複雑かつ時間と費用を要し、重大な判断を伴うとの意見が参加者から伝えられた。そのためIASBは、改善を検討し、特に減損テストに関して簡素化の余地があるかどうかを検討するためのリサーチを実施することを決定した。本原稿執筆時点において、当該リサーチはまだ継続している。詳細は下記セクション14に記載している。

弊法人のコメント

我々は、具体的な指針がない場合、それが合理的である限りにおいて、所有持分以外の基準に基づいてのれんをグロスアップすることは禁止されていないと考えている。合理的なグロスアップにより、のれんの残高は、非支配持分が公正価値で計上されていた場合の残高に最も近似する残高となる。この点は、下記セクション9.3で詳しく検討する。

9.1 識別可能純資産に対する比例的持分として測定された、非支配持分を有する企業の減損テスト

企業が非支配持分を、公正価値ではなく、取得日における子会社の識別可能純資産に対する比例的持分で測定する場合、非支配持分に帰属するのれんはCGUの回収可能価額の算定上考慮されているが、連結財務諸表において認識されない。IAS第36号では、同一条件で比較を行うことができるように、100%所有ではないCGUに配分されるのれんの帳簿価額を、非支配持分に帰属する金額を含めるよう、これをグロスアップすることにより、当該CGUの帳簿価額を名目的に修正しなければならない。その後、この名目的な修正が行われた帳簿価額を、回収可能価額と比較する*[IAS 36.C3, IAS 36.C4]*。減損が発生している場合には、通常どおり、企業はまずCGUに配分されたのれんの帳簿価額を減額することにより、減損損失を配分する（下記セクション11.2を参照）。ただし、のれんのうち認識されているのは親会社に帰属する部分のみであるため、減損損失は親会社に帰属する損失部分と非支配持分に帰属する損失部分とに配分され、前者の金額のみが損失として認識される*[IAS 36.C8]*。

減損損失が残っている場合には、通常どおり、CGU内の各資産の帳簿価額に基づく比例按分により、CGUのその他の資産に配分する*[IAS 36.104]*（CGUへの減損損失の配分については、下記セクション11.2で説明している）。

これらの規定を以下の設例で示す*[IAS 36.IE62-68]*。これらの設例ではのれんの配分及び減損は所有持分に基づいていることに留意されたい。下記のセクション9.3では、支配プレミアムが存在する場合の代替的な配分方法を説明している。

設例 9-1: のれん及び非支配持分を含む CGU

20X0年1月1日に、X社は、Y社に対する80%の持分を1,600百万円で取得した。その時点におけるY社の識別可能純資産の公正価値は1,500百万円である。X社は連結財務諸表において、以下を認識する。

(a) 1,600百万円の取得対価及び非支配持分300百万円（1,500百万円の20%）の合計と、Y社の識別可能純資産1,500百万円との差額に相当する400百万円ののれん

(b) 公正価値1,500百万円のY社の識別可能な純資産

(c) 非支配持分300百万円

20X0年末に、Y社の識別可能資産の帳簿価額は1,350百万円（のれんを除く）に減少した。X社は、CGUであるY社の回収可能価額を1,000百万円と評価する。

この回収可能価額には、非支配持分に帰属するのれん相当額が含まれているが、これはX社の連結財務諸表では未認識となっている。そのため、回収可能価額1,000百万円と比較する前に、非支配持分に帰属するのれんの額を計算し、CGUであるY社の帳簿価額がこれを含むように名目的に修正しなければならない。取得日におけるX社が保有するY社持分80%に起因するのれんは400百万円であるため、取得日におけるY社の非支配持分20%に理論上帰属するのれんは、100百万円（400百万円÷80%×20%）である。

20X0年度末にCGUであるY社に対して減損テストを行うと、以下のように計算され850百万円の減損損失が発生する。

	のれん	識別可能純資産	合計
	百万円	百万円	百万円
帳簿価額	400	1,350	1,750
未認識の非支配持分	100	-	100
名目的な修正後の帳簿価額	500	1,350	1,850
回収可能価額			1,000
減損損失			850

850百万円の減損損失はまず、のれんの帳簿価額をゼロにするようCGU内の資産に配分される。その結果、当該CGUに係る減損損失850百万円のうち、500百万円がのれんに配分される。ただし、X社が保有するY社に対する持分は80%のみであるため、X社はのれんの減損損失の80%相当（400百万円）のみを認識する。残りの減損損失350百万円は、以下のようにY社の識別可能資産の帳簿価額を減額することで認識される。

	のれん	識別可能純資産	合計
	百万円	百万円	百万円
帳簿価額	400	1,350	1,750
減損損失	(400)	(350)	(750)
減損損失計上後の帳簿価額	-	1,000	1,000

Y社の識別可能資産に係る減損損失350百万円のうち、20%相当の70百万円は非支配持分に帰属する。

この設例では、回収可能価額の1,000百万円と帳簿価額の1,750百万円を単純に比較しても同じ結果となる。しかし、減損損失を認識する前の段階で、CGUの回収可能価額が識別可能純資産の帳簿価額を上回っていた場合は、どのような結果になっていたであろうか。

X社が20X0年末にCGUであるY社の回収可能価額を1,400百万円と判断した点を除き、事実関係は上記と同じであるとする。この場合、20X0年末にCGUであるY社の減損テストを行うと、減損損失は以下のように450百万円になる。

	のれん	識別可能純資産	合計
	百万円	百万円	百万円
帳簿価額	400	1,350	1,750
未認識の非支配持分	100	-	100
名目的な修正後の帳簿価額	500	1,350	1,850
回収可能価額			1,400
減損損失			450

減損損失450百万円の全額がのれんに配分される。ただし、X社は当該のれんの減損損失の80%相当(360百万円)のみを認識する。当該減損損失の配分の結果、CGUであるY社の帳簿価額は、20X0年末のX社の財務諸表において以下のようになる。

	のれん	識別可能純資産	合計
	百万円	百万円	百万円
帳簿価額	400	1,350	1,750
減損損失	(360)	-	(360)
減損損失計上後の帳簿価額	40	1,350	1,390

360百万円の減損損失は、すべて支配株主ののれんに帰属するため、非支配持分に帰属する部分はない。

この場合、識別可能純資産とのれんの帳簿価額の合計は、回収可能価額の1,400百万円まで減額されず、実際には回収可能価額より小さくなっている。これは、非支配持分に帰属するのれんに係る回収可能価額([500百万円−450百万円]の20%)が、連結財務諸表では認識されていないためである。

9.1.1 識別可能純資産に対する比例的持分として測定された非支配持分の取得又は売却

上記セクション9.1で説明したとおり、IAS第36号では、同一条件で比較を行うことができるように、100%所有ではないCGUに配分されるのれんの帳簿価額を、非支配持分に帰属する金額を含めるよう、これをグロスアップすることにより、当該CGUの帳簿価額を名目的に修正しなければならない。

それでは、企業がその子会社の非支配持分を取得し、当該子会社の持分比率を100%とした場合はどうなるのであろうか。IFRS第10号では、支配獲得後の追加取得を資本取引として処理することが求められているため、のれんの額は変動しない*[IFRS 10.23]*。ただし、改訂前のIFRS第3号(2007年)に基づき過去に用いられていた別の方法が、のれんの帳簿価額に依然として反映されている場合がある。これらの手法で

は、追加の取得持分の公正価値が全部又は部分的に反映されている可能性がある。

残りの非支配持分が取得される場合に、のれんへの名目的な修正を行う必要はない。

非支配持分のすべてではなく一部のみを取得する場合や支配の喪失を伴わない保有持分の一部売却をする場合、取引後の非支配持分の割合又は当初の割合のいずれに基づきのれんをグロスアップする必要があるかという疑問がある。これは、非支配持分の追加取得又は既存持分の一部売却が発生しているかどうかに左右される。

A社がB社の80%を保有しており、のれんが80で計上され、非支配持分が識別可能純資産の比例持分で測定されると仮定する。これまで減損テストで、のれんは100（80×100%÷80%）までグロスアップしてきた。A社が後にB社の所有持分の10%を追加取得し、非支配持分が10%残る場合、将来ののれんの減損評価において、現在の10%又は従前の20%のいずれの非支配持分を用いてグロスアップすべきだろうか？現在の非支配持分である10%を用いると、88.9（80×100%÷90%）にのれんをグロスアップすることになる。これは減損の可能性を低下させる。代替的なアプローチは、当初の非支配持分の割合である20%を用いてのれんをグロスアップする方法だが、これはのれんを100まで引き続きグロスアップすることとなる。

弊法人のコメント

非支配持分が追加取得される場合、双方のアプローチ（非支配持分の現在の割合を用いるアプローチ又は当初の割合を用いるアプローチ）が実務上、許容可能であると我々は考えている。

ただし、代わりにA社がB社の持分の20%を売却し、非支配持分が40%となった場合、答えは異なり、当初の20%の非支配持分の割合を用いてのれんを100までグロスアップしなければならない。もし、のれんを新たな非支配持分の割合までグロスアップするアプローチを使用すると、のれんは133.3（80×100%÷60%）となる。我々は、取引を通じて創出された追加的なのれんがないため、このグロスアップした金額を用いるのは適切ではないと考えている。

のれんをグロスアップすることは、公正価値及び識別可能純資産の比例持分で当初測定された非支配持分の組合せを伴う事後の取引が発生する場合、あるいは非支配持分に関連する複数の事後の取引が発生する場合に、複雑になる可能性がある。このようなケースで適切な解決法を見出すために、すべての事実及び状況の慎重な検討が求められる。

9.2 公正価値で測定された非支配持分を有する企業の減損テスト

下記の設例は、非支配持分が当初認識時に公正価値で測定されている場合に関するものであり、非支配持分が公正価値で当初認識される場合における減損テストの規定に基づく取扱いを説明したIAS第36号の設例7B及び7Cに基づいている。これらの設例ではのれんの減損は所有持分に基づいて配分されていることに留意されたい。下記のセクション9.3では、支配プレミアムが存在する場合の代替的な配分方法を説明している。

設例 9-2: 当初認識時に公正価値で測定された非支配持分

20X0年1月1日に、X社は、Y社に対する80%の持分を2,100百万円で取得した。同日時点のY社の識別可能な純資産の公正価値は1,500百万円である。X社は、非支配持分を公正価値350百万円で測定することを選択する。のれんは950百万円で、移転された対価と非支配持分の合計額(2,100百万円＋350百万円)と識別可能純資産(1,500百万円)との差額である。

(a) 取得した子会社が独立したCGUである場合

Y社はCGUであるが、のれんの一部は企業結合によるシナジー効果が生じると期待されるX社の他のCGUに配分されている。のれんのうち450百万円はCGUであるY社に配分され、500百万円はその他のCGUに配分される。

20X0年末に、Y社ののれんを除く識別可能資産の帳簿価額は1,350百万円に減少した。X社は、CGUであるY社の回収可能価額を1,650百万円と算定する。

	のれん	識別可能純資産	合計
	百万円	百万円	百万円
帳簿価額	450	1,350	1,800
回収可能価額			1,650
減損損失			150

のれんは純損益と同じ基準で支配持分及び非支配持分に配分されるため、のれんの減損損失150百万円のうち、30百万円(20%)は非支配持分に配分される。

(b) 取得した子会社が、より大きいCGUの一部である場合

Y社はより大きなCGUであるZの一部となる。上記と同じように、のれんのうち500百万円は企業結合によるシナジー効果が生じると期待されるX社の他のCGUに配分されている。のれんのうち450百万円がZに配分される。過去の企業結合に関連するZののれんは800百万円である。

20X0年末時点で、親会社は、CGUであるZの回収可能価額を3,300百万円と算定する。のれんを除くZの純資産の帳簿価額は、2,250百万円である。

	のれん	識別可能純資産	合計
	百万円	百万円	百万円
帳簿価額	1,250	2,250	3,500
回収可能価額			3,300
減損損失			200

減損損失200百万円の全額がのれんに配分される。部分的に所有している子会社は、より大きいCGU

の一部であるため、のれんの減損損失は、最初にCGUであるZの各部分に配分され、それから、Y社の支配持分と非支配持分に配分しなければならない。

減損損失は、減損前の各部分ののれんの帳簿価額の比に基づいて、CGUの各部分に配分される。Y社には、減損損失の36%（＝450÷1,250）、この場合では72百万円が配分され、そのうちの14.4百万円（20%）が非支配持分に配分される。

9.3 非支配持分を有する企業の減損テスト ー 代替的な配分方法

上記セクション9において説明しているように、我々は、具体的な指針がない場合、それが合理的である限りにおいて、所有持分以外の基準に基づいてのれんをグロスアップすることは禁止されていないと考えている。合理的な方法でグロスアップすることにより、のれんの残高は、非支配持分が公正価値で計上されていた場合の残高に最も近似する残高となる。

したがって、非支配持分が取得日における子会社の識別可能純資産に対する比例的持分で測定される場合、減損テストを実施するためにのれんをグロスアップする方法には以下のように大きく2つの方法がある。

- 支配持分ののれんを所有持分に基づいて「機械的に」グロスアップする
- 取得者の支配プレミアムがある場合は、それを考慮に入れて支配持分ののれんを「合理的に」グロスアップする

同様に、のれんの減損の配分には、以下のように大きく2つの方法がある。

- 減損損失を所有持分に基づいて配分する「機械的な」配分
- のれんの帳簿価額における支配持分と非支配持分の比例的ではない持分を識別して配分する「合理的な」配分。合理的な配分では、取得企業の支配プレミアムがあれば考慮する。

非支配持分が取得日における子会社の識別可能純資産に対する持分相当額で測定される場合、グロスアップの方法にも配分方法にも代替的な方法がある。以下の方法はすべて認められる。

- 合理的なグロスアップと合理的な配分
- 合理的なグロスアップと機械的な配分
- 機械的なグロスアップと機械的な配分

機械的なグロスアップと合理的な配分の組合せは適切ではない。というのは、機械的なグロスアップは、支配持分と非支配持分ののれんの帳簿価額が所有持分に比例したものとなるからである。

のれんの配分及び非支配持分のグロスアップにおいて上記の方法が認められているが、企業は特定のCGU又はCGUグループのテストを行う際に、毎年一貫したアプローチを適用することが想定されている。これは、それぞれの状況で適切であれば、異なるCGU又はCGUグループに異なるアプローチを適用すること

を禁じてはいない。上記セクション9.1の設例9-1及びセクション9.2の設例9-2は、減損損失の機械的な配分の例である。設例9-2では、非支配持分は当初公正価値で測定されているため、のれんのグロスアップは必要ないが、設例9-1ではのれんは機械的にグロスアップされている。

下記の設例ではさまざまな方法を示している。グロスアップと配分の過程は、状況によっては、下記の設例よりも一層複雑なものになる可能性がある。たとえば、公正価値と識別可能純資産に対する比例的持分の両方で測定された複数の非支配持分を持つCGUグループにおいて、のれんの減損テストを行う場合、下記で説明されない他の(実務上の)アプローチが、のれんの減損の測定及び配分において、より合理的となることもあろう。また、グロスアップと配分のプロセスを進めるには、詳細な記録を維持する必要となる可能性もある。

設例 9-3: 非支配持分がある場合ののれんの減損の測定及び配分

企業が、ある事業の80%を160百万円で購入する。支配持分と非支配持分の利益に対する持分は、所有持分に基づいている。識別可能純資産の公正価値は140百万円で、非支配持分の公正価値は36百万円である。のれんは取得事業に全額配分される。

取得後に、企業は減損テストを実施し、CGUの回収可能価額を160百万円と算定する。

シナリオ1 — 公正価値で計上された非支配持分

企業は、非支配持分を、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的持分ではなく、公正価値で計上することを選択する。したがって、56百万円ののれんが計上される(＝160百万円＋36百万円−140百万円)。

CGUの当初帳簿価額は196百万円である(＝140百万円＋56百万円)。単純化のために、減損テスト実施時の帳簿価額は変わらないと仮定すると、36百万円(＝196百万円−160百万円)の減損が生じる。減損損失は全額56百万円ののれんの残高に配分され、のれんの残高は20百万円まで減額される。企業は、支配持分と非支配持分に減損損失を配分することが求められている。

*合理的な配分:*のれんの帳簿価額における支配持分と非支配持分の比例的ではない持分を識別する方法によって、のれんの減損損失が合理的な基準で配分される。合理的な配分では、取得企業の支配プレミアムがあれば考慮する。48百万円ののれん(＝160百万円−(140百万円×80%))は支配持分に関連し、8百万円ののれん(＝36百万円−(140百万円×20%))は非支配持分に関連している。したがって、合理的な配分方法によると、31百万円(48百万円÷56百万円×36百万円)が支配持分に、5百万円(8百万円÷56百万円×36百万円)が非支配持分に配分される。

*機械的な配分:*のれんの減損損失は所有持分に基づいて配分される。したがって、29百万円(＝36百万円×80%)の減損が支配持分に、7百万円(＝36百万円×20%)の減損が非支配持分に配分される[注1)]。

シナリオ2 — 識別可能資産の公正価値の比例的持分で計上された非支配持分

企業は被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する比例的持分(すなわち28百万円(＝140百

万円×20%）で非支配持分を計上することを選択する。したがって、48百万円ののれんが計上される（＝160百万円＋28百万円−140百万円）。この場合、CGUの帳簿価額は188百万円（＝140百万円＋48百万円）である。企業は、CGUが減損しているかどうかを判定するにあたって、CGUの帳簿価額をグロスアップすることが要求される。

合理的なグロスアップと合理的な配分：企業が80%の支配持分を有していることに関連して、その支配プレミアムがあればそれを考慮することによって、のれんをグロスアップし、非支配持分に帰属するのれんを計算する。適切なグロスアップの要因を考慮した結果、非支配持分に帰属するのれんは8百万円になるとする[注2)]。したがって、報告単位の調整後帳簿価額は196百万円である（＝188百万円＋8百万円）。減損は36百万円生じることとなる（＝196百万円−160百万円）。36百万円の減損は、合理的な基準で支配持分と非支配持分に配分される。シナリオ1と同じ合理的な配分方法を使用すると、31百万円（36百万円÷56百万円×48百万円）の減損が支配持分に、5百万円（36百万円÷56百万円×8百万円）の減損が非支配持分に配分される。非支配持分に関連するのれんは財務諸表に計上されていないため、非支配持分に配分された5百万円の減損は認識されない。

合理的なグロスアップと機械的な配分：上記のように、適切なグロスアップの要因を考慮した結果、非支配持分に帰属するのれんは8百万円になり、報告単位の調整後帳簿価額は196百万円（＝188百万円＋8百万円）であるとする。36百万円の減損は、所有持分に基づいて支配持分と非支配持分に配分され、29百万円（＝36百万円×80%）の減損は支配持分に、7百万円（＝36百万円×20%）の減損は非支配持分に配分される。非支配持分に関連するのれんは財務諸表に計上されていないため、非支配持分に配分された7百万円の減損は認識されない。

機械的なグロスアップと機械的な配分：非支配持分に帰属するのれんは12百万円（＝48百万円÷(80÷20)）である。したがって、報告単位の調整後帳簿価額は200百万円（＝188百万円＋12百万円）となり、40百万円の減損が生じることとなる（調整後帳簿価額200百万円−回収可能価額160百万円）。32百万円（＝80%×40百万円）の減損が支配持分に、8百万円（＝20%×40百万円）の減損が非支配持分に配分される。非支配持分に関連するのれんは財務諸表に計上されていないため、非支配持分に配分された8百万円の減損は認識されない。

注1) 2つの方法の違いをさらに説明するために、企業が回収可能価額はゼロであると判断したとする。この場合、シナリオ1の合理的な配分によると、36百万円の非支配持分はゼロまで減額されることとなり、のれんに対する8百万円の減損及び他の識別可能純資産に対する28百万円（140百万円の20%）の減損が、それぞれ非支配持分に配分される。ただし、シナリオ1の機械的な配分によると、非支配持分は39百万円（報告単位の帳簿価額196百万円の20%）減額され、非支配持分は3百万円の借方残高になる。

注2) これにより修正後ののれんは56百万円となるが、これは非支配持分が公正価値で計上されるシナリオ1の下で計上されたのれんの金額と同額になることに留意されたい。

10　耐用年数を確定できない又はいまだ使用可能となっていない無形資産の減損

IAS第38号では、「確定できない」とは「無限」を意味するものではないことが強調されており、また、予測不可能な要因が、資産の耐用年数を見積る際に評価した稼動水準を維持しようとする企業の能力と意図に影響を与える可能性があることも指摘されている*[IAS 38.91]*。このような資産に係るIAS第36号の規定は、以下のように要約できる。

- 耐用年数を確定できないすべての無形資産は、少なくとも年に一度、毎年同時期に、減損テストを行わなければならない*[IAS 36.10]*。
- 耐用年数を確定できない無形資産が報告期間中に認識された場合、当該報告期間末より前に減損テストを行わなければならない*[IAS 36.10]*。
- 無形資産（耐用年数を確定できないものか否かにかかわらず）が報告期間中に認識されたが、「いまだ使用可能となっていない場合」、当該報告期間末より前に減損テストを行わなければならない*[IAS 36.10, IAS 36.11]*。
- 耐用年数を確定できない、又はいまだ使用可能となっていない無形資産に関し、CGUの一部としてしかその減損テストを行うことができない場合には、当該CGUについて少なくとも毎年減損テストを行わなければならない*[IAS 36.89]*。
- 減損の兆候がある場合は、期末の減損テストについても実施する必要がある*[IAS 36.9]*。
- CGUの一部である、耐用年数を確定できない無形資産については、下記で説明しているように、特に例外規定が定められており、従前の減損の計算において（回収可能価額と帳簿価額との差に）十分なヘッドルームがある場合は、その減損テストの結果を使うことができる*[IAS 36.24]*。

いまだ使用可能となっていない無形資産は、毎年減損テストを行わなければならない。これは、無形資産が帳簿価額を回収するのに十分な将来の経済的便益を生み出す能力について、資産が使用可能になる前は使用可能になった後より不確実性が高いためである*[IAS 36.11]*。

この規定により、IAS第38号に従い、開発期間が複数の期間にわたるような開発費を資産計上している企業が影響を受けるのは明らかである。なお、この規定は、企業結合で認識される仕掛中の研究開発費用にも適用される（『IFRS国際会計の実務　International GAAP2022』上巻第9章セクション5.5.2.Dを参照）。

耐用年数を確定できない無形資産が、単独の資産として独立したキャッシュ・フローを生み出す場合、上記セクション7に示されている単体の資産に対する減損判定の手続が適用される。しかし、大半の無形資産はCGU内の資産の一部分となっている。その場合、上述のCGUの減損の判定に関する手続が適用される。特に、IAS第36号は、耐用年数を確定できない無形資産又はいまだ使用可能となっていない無形資産がCGUの資産に含まれる場合には、当該CGUについて毎年減損テストを行わなければならないと規定している*[IAS 36.89]*。他の資産と同様、耐用年数を確定できない無形資産についてFVLCDが判明する場合がある一方で、当該資産自体がおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成しないこともある。個々のFVLCDが帳簿価額を下回る場合、それは必ずしも資産が減損していることを意味するわけではない。減損テストはあくまでも当該資産が属するCGUに基づき行われ、CGUの回収可能価額がCGUの帳簿価額を上

回っていれば、減損損失は計上されない。

IAS第36号は、CGUの一部を構成する耐用年数を確定できない無形資産に、一定の例外規定の適用を認めている。この例外規定は、のれんに対する例外規定と類似する。すなわち、前期以前に行われた当該無形資産の回収可能価額に関する直近の詳細な計算結果を、特定の条件が満たされている場合には、当期の減損テストに代替することができる。IAS第36号のガイダンスは、以下のIAS第36号からの抜粋に示されている*[IAS 36.24]*。

IAS 第 36 号からの抜粋

耐用年数を確定できない無形資産の回収可能価額の測定

24 第10項では、耐用年数を確定できない無形資産については、減損テストを、減損の兆候の有無にかかわらず、帳簿価額を回収可能価額と比較することにより毎年行うことを要求している。しかし、そのような資産の回収可能価額について以前の期間に行った直近の詳細な計算結果を、次のすべての条件が満たされていることを条件に、当期における減損テストに用いることができる。

(a) 当該無形資産が、他の資産又は資産グループからほぼ独立した継続的な使用からのキャッシュ・インフローを生まず、したがって当該資産の属する資金生成単位の一部として減損テストを行う場合には、当該単位を構成する資産及び負債が、直近の回収可能価額の計算の時から著しく変化していないこと

(b) 直近の回収可能価額の計算結果が、資産の帳簿価額を大差で上回っていたこと

(c) 直近の回収可能価額の計算の時以降発生した事象及び変化のあった状況を分析した結果、現在の回収可能価額が資産の帳簿価額を下回る可能性が極めて低いこと

したがって、直近の計算を行った際に十分なヘッドルームがあり、資産が属するCGUにほとんど変化がない場合には、一から計算をやり直すのではなく、必要な再考を行った上で、この計算結果を利用することができる。これにより、年次の減損テストに関連する作業量が大幅に減ることになる。当然、当該減損テストの結果を永久に繰り越すことはできず、企業は、新たな減損テストが必要となるような状況の変化の時期を判断するため、慎重なアプローチを採用しなければならない。

無形資産について生じる減損損失は、関連する無形資産がCGUの一部であるか否かに応じて、個々の資産として、又はCGUの一部として、下記セクション11で説明している方法を厳格に適用して認識しなければならない。CGUへの減損損失の配分について、のれんの処理と無形資産の処理には、重要な違いがあることに留意する必要がある。のれんがCGUに属する資産の一部を構成する場合には、減損損失は最初にのれんに負担させ、その後、残りの資産を比例配分により減額する。一方、無形資産が減損しているCGUの一部を構成する場合は、CGUの他の資産に優先して当該無形資産を減額することを要求する規定は存在しない。したがって、CGUに耐用年数を確定できない無形資産が含まれている場合も、一律にすべての資産を比例配分により評価減する。比例配分にあたっては、資産の帳簿価額を、FVLCD、VIU又はゼロのうち、最も高い金額を下回る金額まで減額してはならないことに留意されたい。前述の規則が適用される場合、減損損失のさらなる配分は、当該単位内のその他の資産に対して比例按分で配分される。

11 減損損失の認識及び戻入れ

個々の資産又はCGUの帳簿価額が、そのVIUより低い（又は等しい）場合、減損は生じていない。一方、CGUの帳簿価額が回収可能価額より大きい場合、減損による評価減を計上しなければならない。

減損損失の認識には、個々の資産に対する減損損失、個々のCGUに対する減損損失、CGUのグループに対する減損損失の、3つのシナリオがあり得る。このうち、CGUのグループに対する減損損失は、全社資産（上記セクション4.2を参照）又はのれん（下記セクション11.2を参照）が、個々のCGUではなく、CGUのグループに配分されている場合に生じる。

11.1 個々の資産に対する減損損失

個々の資産に対する減損損失について、IAS第36号では以下のように説明されている*[IAS 36.59, IAS 36.60]*。

IAS 第 36 号からの抜粋	
59	資産の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に、かつ、その場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額しなければならない。当該減額は減損損失である。
60	減損損失は直ちに純損益に認識しなければならない。ただし、資産が他の基準書に従って（例えば、IAS第16号における再評価モデルに従って）再評価額で計上されている場合を除く。再評価している資産の減損損失は、当該他の基準書に従って再評価の減額として処理しなければならない。

再評価されていない資産に減損損失が生じた場合には、当該減損損失は純損益として計上される。再評価された資産の減損損失は、まずその他の包括利益に含まれる当該資産に係る再評価剰余金の取崩しに充当する。減損損失が当該資産の再評価剰余金の残高を超える場合にのみ、剰余金残高を超える減損損失額が純損益として認識される*[IAS 36.61]*。

IAS第36号では、減損損失を損益計算書のどの箇所に表示すべきかについては、特に定めていないが、IAS第1号「財務諸表の表示」の規定を常に考慮しなければならない。企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、企業は、損益計算書に適切な表示項目を追加することを要求される*[IAS 1.85]*。

企業が期首及び期末の帳簿価額（減価償却累計額控除前）及び減価償却累計額を開示する際には、減損損失累計額を減価償却累計額に含めなければならない*[IAS 16.73(d)]*。IAS第16号第73項(e)で要求されている調整表において、純損益を通じて認識又は戻入れをした減損は別個の項目として開示しなければならない。再評価資産の場合、認識又は戻入れをした減損損失は、調整表において、再評価と合わせて1つの項目として開示しなければならない*[IAS 16.73(e)(iv)]*。

減損損失が当該資産の帳簿価額より大きい場合でも、他の基準書で要求されていない限り、負債が生じることはない。負債が生じるということは将来の損失に対する引当てを行うことに相当するからである*[IAS 36.62]*。減損損失によって償却可能価額は減少し、修正後の残高は、残存耐用年数にわたり将来に

向かって償却される[IAS 36.63]。ただし、減損資産の耐用年数及び残存価額のいずれも修正の必要があるかもしれないので、企業はその両方について見直さなければならない。これは、減損を引き起こすような状況は、多くの場合、耐用年数及び残存価額にも影響を及ぼすためである。

さらに、減損損失は当該資産に関連する繰延税金の計算に影響を与える。IAS第36号では、減損損失を認識した場合には、IAS第12号に従って当該資産の修正後の帳簿価額をその税務基準額と比較することにより、関連する繰延税金資産又は負債が算定されることを明確にしている[IAS 36.64]。下記の設例11-1は、IAS第36号の設例3に基づくものであり、繰延税金に関して生じ得る影響を示している。

設例 11-1: 減損損失の認識により生じる繰延税金資産

企業は、帳簿価額2,000百万円の資産を有しており、その回収可能価額は1,300百万円である。税率は30%で、資産の税務基準額は1,500百万円である。減損損失は税務上損金にはならない。この結果、減損損失の影響は次のとおりである。

	減損前	減損の影響	減損後
	百万円	百万円	百万円
帳簿価額	2,000	(700)	1,300
税務基準額	1,500	-	1,500
将来加算(減算)一時差異	500	(700)	(200)
税率 30%での繰延税金負債(資産)	150	(210)	(60)

したがって、企業は、IAS第12号の認識要件が満たされる限りにおいて、繰延税金資産を認識することになる。

11.2 減損損失及び CGU

CGUの減損損失は以下の2つの形で生じる。

(i) 減損損失がCGUそのものについて生じるケース。ただし、CGUの帳簿価額には全社資産又はのれんが含まれている場合がある。

(ii) 全社資産及びのれんが存在し、その帳簿価額は個々のCGUに帰属せず、CGUグループ全体に配分されるため、CGUグループ全体に配分しなければならない減損損失が認識されるケース(全社資産のCGUへの配分については上記セクション4.2で検討しており、のれんについては上記セクション8で検討している)。のれんと関連するCGU、すなわち、のれんが配分されているCGUグループの一部であるCGUに減損の兆候が存在する場合には、のれんの減損テストを行う前に、このCGUについて減損テストを行い、必要な減損損失を認識しなければならないことに留意されたい[IAS 36.88](上記セクション8.2.2を参照)。

なお、IAS第36号の関連規定では、この両方のケースを取り扱っているが、上記の違いを踏まえた上でないと、少々分かりにくいので注意を要する。IAS第36号は、CGUの減損損失は、当該CGU（又はCGUグループ）に属する資産の帳簿価額を、以下の順序で減額させることにより、認識しなければならないと説明している*[IAS 36.104, IAS 36.105]*。

- 最初に、当該CGU又はCGUグループに配分されたのれんの帳簿価額を減額する。
- 次に、のれんがゼロとなった場合、CGU（又はCGUグループ）内のその他の資産を帳簿価額の割合に応じて（すなわち、比例配分により）減額する。その際、資産の帳簿価額を、FVLCD、VIU、又はゼロのうち最も高い金額を下回るように減額してはならない。

重要な点は、上記で示した順序を正確に守らねばならないことである。最初にのれんの帳簿価額が切り下げられた後、なおも減損損失が残っている場合には、CGU又はCGUグループ内のその他の資産を、帳簿価額に基づく比例按分により、資産の帳簿価額を、FVLCD、VIU、又はゼロのうち最も高い金額を下回るように減額してはならないという制約の範囲内で評価減しなければならない。

CGUグループの場合、この比例按分は以下のように2段階に分けて行われる。

(i) 減損損失は、まずのれん（こうしたケースにあっては、当然、グループ内の個々のCGUには配分されていない）を減額する。
(ii) 残りの減損損失については、グループを構成する個々のCGUの帳簿価額に基づき、比例按分する。さらに、それぞれのCGU内で、損失を個々の資産の帳簿価額に基づき、比例按分する。

CGU内の各資産の回収可能価額を見積ることができる場合を除き、これら資産の修正後帳簿価額が、IAS第36号の規定に反しないように、減損損失を個々の資産に配分する必要がある。したがって、個々の資産の帳簿価額は、FVLCD、VIU（これらが算定可能な場合）又はゼロのうち、最も高い金額未満には減額されない。こうした制限に抵触していなければ当該個別資産に配分されていたであろう減損損失の金額は、CGU又はCGUグループ内のその他の資産に比例配分される*[IAS 36.105]*。IAS第36号では、CGUの個々の資産の回収可能価額を評価することができない場合には、そもそもすべての資産は「一体として機能」する以上、それぞれの資産に対し、便宜的な方法により金額を配分することも認められるはずであると結論付けている*[IAS 36.106]*。

全社資産がCGU又はCGUのグループに配分されている場合、残存する減損損失（すなわち、のれんへの配分後の残額）は、全社資産のCGUに対する配分額と、CGU内のその他の資産に比例按分される。

この手続に基づき、CGUに帰属又は配分されていた帳簿価額は、その正味資産の帳簿価額が、算定された回収可能価額と同額となる金額まで減額される。資産の帳簿価額をFVLCD又はVIUを下回るほど減額してはならないという制限規定があるため、すべての資産及びのれんをゼロ又はFVLCDもしくはVIUまで減額した後、理論的にはCGUの帳簿価額が、算定された回収可能価額より高くなる可能性もある。この時点で、減損の判定上は、FVLCDが回収可能価額になっているため、正味資産をさらに減額することは求められていない。上記の手続を経た後に残る、CGUに対する減損損失の残額については、他の基準書に規

定がある場合にのみ負債として認識される*[IAS 36.108]*。

IAS第36号では、その中の設例2において、CGU全体に係る減損損失の計算、認識及び配分について説明がなされている。

しかし、IAS第36号では、たとえ資産の帳簿価額がFVLCDを上回っていても、その資産が帰属するCGUが減損していない場合には、個々の資産に減損損失を反映してはならないと強調されている。これについては、IAS第36号第107項に基づく下記の設例でさらに説明する。

設例 11-2: CGU 内の個々の減損資産

ある機械が物理的損傷を受けた。当該機械は損傷前ほどではないが、まだ稼動している。機械のFVLCDは、帳簿価額よりも低い。また、当該機械は、独立したキャッシュ・インフローを生成しない。当該機械を含む資産グループで、他の資産が生成するキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する識別可能な最小単位は、当該機械が属する生産ラインである。この生産ラインの回収可能価額は、当該生産ラインが全体としては減損していないことを示している。

前提1:経営者に承認された予算・予測によると、経営者は当該機械の取替えを確約していない

この機械の回収可能価額は、単独で見積ることはできない。なぜなら(企業は引き続き使用する予定であるため)機械のVIUは、FVLCDとは異なり、かつ、VIUは機械の属するCGU(当該生産ライン)についてしか算定できないからである。

この場合、当該生産ラインは減損していないため、機械について減損損失は認識されない。それでもなお、企業は機械の減価償却期間又は減価償却方法を再検討する必要がある。おそらく、当該機械の予想残存耐用年数又は経済的便益の費消パターンを反映するために、より短い減価償却期間又はより早い減価償却方法が求められるだろう。

前提2:経営者に承認された予算／予測によると、経営者は、当該機械を取り替え、近い将来に売却することを確約している

機械をその売却時まで継続使用することにより発生するキャッシュ・フローは、無視し得るとみられるため、機械のVIUは、FVLCDに近いと見積られる。よって、当該機械単独の回収可能価額を決定することが可能であり、機械の属するCGU(生産ライン)について考慮する必要はない。当該機械の帳簿価額はFVLCDを上回っているため、帳簿価額をFVLCDまで減額することにより減損損失が認識される*[IAS 36.107]*。

なお、資産は引き続き使用可能であり(そうでなければ、CGUのキャッシュ・フロー生成に寄与せず、減損しなければならない)、かつ、IFRS第5号に定義される売却目的で保有する資産ではないことに注意されたい。資産がCGUに含まれなくなった場合には単独で減損テストを行う必要がある。資産が売却目的で保有される場合のIFRS第5号の規定については、上記セクション5.1を参照されたい。

11.3 のれんの減損損失の戻入れの禁止

上記セクション8.2.4で説明しているとおり、IAS第36号では、どのような状況であってものれんに関する減損損失の戻入れは認められていない[IAS 36.124]。IAS第36号はその根拠を、このような戻入れは、取得したのれんについて認識した減損損失の戻入れというよりは、むしろ自己創設のれんの増加であることが多く、IAS第38号では自己創設のれんの認識が禁止されているためであるとしている[IAS 36.125]。

設例 11-3: のれんの減損

A社は、20X0年12月31日時点で、2,000百万円の帳簿価額のCGUを有している。この2,000百万円の内訳は、のれんが500百万円、正味有形資産が1,500百万円である。

20X1年に、損失が生じた結果、正味有形資産は1,400百万円に減少し、CGU全体の帳簿価額は1,900百万円となった。当該企業を取り巻く規制環境の変化により、CGUの回収可能価額は1,600百万円となり、その結果、減損損失300百万円が発生し、純損益に計上されている。この結果、のれんの帳簿価額は200百万円に減額される。

20X2年、会社は新製品を開発する。その結果、CGUの回収可能価額は1,700百万円に増加するが、正味有形資産は1,400百万円のままである。現在、CGUである事業部門の帳簿価額が1,600百万円であるのに対し、回収可能価額は1,700百万円になっているが、前年度の300百万円の減損損失のうち、いかなる部分も戻入れは認められない。それは、のれんの減損損失の戻入れとなるためである。

11.4 のれん以外の資産の減損損失の戻入れ

IAS第36号によれば、耐用年数を確定できない又はいまだ使用可能となっていない無形資産を含むその他すべての資産について、企業は、各報告日において過年度に認識された減損がもはや存在しないか、又は減少していることを示す兆候があるかどうかを評価しなければならない。このような兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を再計算しなければならない[IAS 36.110]。

したがって、従前に認識していた減損損失が消滅している、又は減少している兆候がある場合には、戻入れの金額を測定するために、回収可能価額(すなわち、FVLCD又はVIUのいずれか高い方)を再び算定する必要がある。IAS第36号では、実質的に減損の「戻入れの兆候」とされるケースが例示されている[IAS 36.111]。これらは、IAS第36号第12項で減損の兆候として説明されている事項(上記セクション2.1を参照)と対をなすものである[IAS 36.112]。IAS第36号第12項と同様、以下のとおり外部と内部の情報源に分類される[IAS 36.111]。

外部の情報源

(a) 資産の価値が著しく増加していること

(b) 企業が営業している技術的、市場的、経済的又は法的環境において、もしくは資産が利用されている市場において、当期中に企業にとって有利な影響のある著しい変化が発生したか、又は近い将来において発生すると予測されること

(c) 市場利率又はその他の投資に係る市場収益率が当期中に下落し、かつ、これらの下落が、資産の

VIUの計算に用いられる割引率に影響して、資産の回収可能価額を著しく増加させる見込みであること

内部の情報源

(d) 資産が使用されている(又は使用されると予測される)範囲又は方法に関して、当期中に企業にとって有利な影響をもつ著しい変化が発生したか、又は近い将来において発生すると予測されること。こうした変化には、当期中に、資産の性能の改善もしくは拡張するため、又は資産が属する事業のリストラクチャリングのために支出した、当期におけるコストの発生が含まれる。

(e) 資産の経済的成果が予測していたより良好であるか、又は良好であろうことを示す証拠が、内部報告から入手できること

減損の「戻入れの兆候」に関する例示は、減損の兆候を例示しているIAS第36号第12項と比較すると、外部の情報源、内部の情報源から各々1つずつの計2つ、明らかに削除されている項目がある。

外部的な兆候で戻入れの兆候に含まれていないものは、「報告企業の純資産の帳簿価額が、その企業の株式の時価総額を超過している」という減損の兆候と対をなす要因である。時価総額が株主資本を下回った場合、減損の兆候となるにもかかわらず、その反対はなぜ自動的に戻入れの兆候にならないのかについての説明はない。しかし、おそらくは減損の戻入れが生じたと判断する前に、すべての事実関係及び状況を考慮しなければならず、自動的に戻入れが起こったと想定するのは妥当ではないということがその理由と考えられる。いずれにせよ、時価総額の低下はのれんに影響を及ぼす場合もあるかもしれないが、その場合は認識された減損損失の戻入れはできない。

一方、内部的な兆候で戻入れの兆候に含まれていないものは、陳腐化又は物理的損害の証拠を入手できるという減損の兆候と対をなすものである。ここでも理由は説明されていないが、IASBは、資産又はCGUの性能を改善又は拡張するための費用を企業が負担しなければ、このような兆候は発生し得ないが、これについては上記(d)に含まれている、と想定しているのかもしれない。

IAS第36号は、実際に減損の戻入れが行われるか否かにかかわらず、減損の兆候と同様に、戻入れの兆候が存在する場合についても、資産の減価償却方法又は残存価額を再検討しなければならず、必要に応じてこれらを修正しなければならないことがあると注意を促している*[IAS 36.113]*。

これに加え、IAS第36号では、減損損失を算定する際に用いた見積りに変更があったとき、たとえば、VIUを算出した際のキャッシュ・フローもしくは割引率の変動、又はFVLCDの変動があった場合にのみ、減損損失を戻し入れることが認められるという、厳しい制約を課している。割引の「振戻し」により、将来のキャッシュ・フローの現在価値は、その終期に近くなると増加することになるが、IAS第36号によれば、単に時間の経過を理由として減損損失を戻し入れることは認められない。言い換えれば、戻入れを行う場合には、資産の「潜在的な用役提供能力」が真に改善されていなければならないということである*[IAS 36.114, IAS 36.115, IAS 36.116]*。しかし、価値の増加を認識できないことにより、下記設例11-4で説明されているような、実質的に損失の二重計上となる一見非論理的な影響が生じる場合がある。

設例 11-4: 損失の二重計上

20X0年末時点で、単一のCGUを有する企業が減損テストを行っている。20X2年及びそれ以降の割引将来キャッシュ・フローによれば、企業の資産の帳簿価額に対し、減損損失を認識する必要はないと考えられる。しかし、20X1年には損失と正味キャッシュ・アウトフローの発生が予測されている。したがって、この金額の割引価額は減損損失として、20X0年に固定資産の帳簿価額から評価減される。これは実際の損失として、再び20X1年に発生する(今度は割り引かれないため、金額は若干増加する)。一旦、当該損失が発生した後は、将来キャッシュ・フローは、固定資産の当初減損前の帳簿価額を維持するのに十分な水準に回復する。しかし、こうした損失の二重計上の効果を相殺すべく、純損益を通じて資産の評価減を戻し入れることはできない。というのは、当該資産価値の増加は、経済状況又は資産の想定される使用方法の変化から生じるものではないからである。

それゆえ、一般的な実務として、企業は、年々の償却費が小さくなったことによる「便益」を、資産の償却を通じて得ることとなる。

その後の減価償却又は償却により、翌期以降のVIUが資産又はCGUの帳簿価額を上回るというシナリオが生じることがある。しかし、減損の戻入れを行うには資産の「用役提供能力」の改善が必要であることから、その後の減価償却又は償却のみをもって減損の戻入れの兆候とみなすことはできない。

その一方で、資産もしくはCGUの機能の改善もしくは拡張のため、又はCGUのリストラクチャリングのために企業が支出を行った結果、キャッシュ・フローが回復する場合には、潜在的な用役提供能力に明確な改善がみられることがあり、そのようなケースでは、減損による評価減の一部又はすべてを戻し入れることが認められる。

減損テストの対象となる資産又はCGUの用役提供能力の増加による減損の戻入れの兆候があると企業が結論付ける場合、かつその場合のみ、企業は、減損の戻入れを当該資産又はCGUの回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額で測定する。企業は、どの部分が資産又はCGUの潜在的な用役能力の増加から生じた部分(たとえば、キャッシュ・フロー予測の改善)であり、どの部分が時の経過又はその後の減価償却若しくは償却によるものであるかを区別する必要はないと考えられる。

個別資産の減損が戻し入れられる場合、戻入れ後の帳簿価額は、仮に減損が認識されていなかったとした場合に算定されたであろう帳簿価額(償却又は減価償却控除後)を超えてはならない*[IAS 36.117]*。当該金額を超える増加は事実上の再評価である。再評価に関しては、当該資産に関連する基準書に従って会計処理しなければならない*[IAS 36.118]*。

設例 11-5: 減損損失の戻入れ

第1年度の期首に、企業は耐用年数が10年の資産を1,000百万円で取得する。当該資産は、他の資産又は資産グループから生じるキャッシュ・インフローからおおむね独立した正味キャッシュ・インフローを生成する。第3年度の期末時点で、減価償却後の帳簿価額は700百万円で、企業は、210百万円の減損損失を認識し、当該資産を490百万円まで評価減する。耐用年数は影響を受けず、当該企業は年間70百万円の減価償却を計上し始める。第4年度から第10年度までの残存耐用年数期間にわたって、次のように帳簿価額を償却する。

表 1	年度									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
期首正味帳簿価額	1,000	900	800	490	420	350	280	210	140	70
減価償却	100	100	100	70	70	70	70	70	70	70
減損			210							
期末正味帳簿価額	900	800	490	420	350	280	210	140	70	-
減損損失を除く正味帳簿価額	900	800	700	600	500	400	300	200	100	-

第5年度の期首時点で、減価償却前の当該資産の帳簿価額は420百万円である。技術進歩のおかげで、当該企業は、資産の機能を改善及び拡張する部品に対して120百万円を支出することで、資産のVIUを550百万円に増加できるとする。

この場合、第5年度の期末時点において、次のうちいずれか小さい金額まで資産の帳簿価額を増額することができる。

- あたかも減損損失が発生しなかったかのようにみなし、さらに追加支出を考慮した資産の正味帳簿価額である600百万円。これは、第5年度の期首の減損損失を除く繰越残高である600百万円（表1の一番下）に、120百万円の支出を加算し、当期減価償却費120百万円（720百万円÷6年）を控除した金額である。
- 第5年度の期末時点のVIUである550百万円

したがって、企業は資産の帳簿価額を550百万円まで戻すことができる。当該企業は、減損損失100百万円を戻し入れ、第6年度から第10年度までの5年間にわたり年間110百万円ずつ償却することで、資産の正味帳簿価額残高550百万円をゼロまで償却する（以下の表2を参照）。

表 2	年度					
	5	6	7	8	9	10
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
原価	1,000	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
期中支出額	120					
繰越コスト	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
繰越減価償却累計額	580	570	680	790	900	1,010
減価償却費（70＋20（120÷6））	90	110	110	110	110	110
減損損失の戻入れ	(100)					
繰越減価償却累計額	570	680	790	900	1,010	1,120
正味帳簿価額	550	440	330	220	110	-

IAS第36号は、設例4で減損損失をどのように戻し入れるかを説明している。

セクション11.4.2で後述する再評価資産の場合を除き、戻入れはすべて直ちに純損益に認識しなければならない*[IAS 36.119]*。

減損損失の戻入れを認識した場合、資産の減価償却費又は償却費は、戻入れ反映後の帳簿価額から

残存価額を控除した金額を、残存耐用年数にわたって配分するように調整される*[IAS 36.121]*。

11.4.1 減損損失の戻入れ ― CGU

企業がCGUの減損損失の戻入れを認識する場合、当該CGUに含まれる資産の帳簿価額の増加は、当該CGUに配分されたのれん以外の資産の帳簿価額を比例的に増加させることにより配分しなければならない。しかし、個別資産の帳簿価額は、回収可能価額(算定可能であれば)と、過年度に認識された減損損失がなかったとした場合の帳簿価額の、いずれか低い方を超えて増額してはならない。未配分の「残余金額」の戻入れは、残りの資産に比例配分するが、のれんが個別のCGUに配分されている場合、いかなる場合もこれを増加させてはならないことを、常に念頭に置く必要がある*[IAS 36.122, IAS 36.123]*。

11.4.2 減損損失の戻入れ ― 再評価資産

IAS第36号以外の基準書に従って資産を再評価金額で認識する場合、減損損失の戻入れは当該他の基準書に従って再評価額の増加として処理しなければならない。したがって、再評価された資産について認識した減損損失の戻入れは、その他の包括利益に計上される。しかし、同一の再評価資産について、過去に損益計算書において減損損失が費用として認識されていた場合には、その減損損失の戻入れは、損益計算書上で収益(income)として認識される*[IAS 36.119, IAS 36.120]*。

取得原価で計上している資産と同様に、再評価された資産の減損損失の戻入れを認識した後、将来の減価償却費について、当該資産の修正後の帳簿価額から残存価額を控除した金額が残存耐用年数にわたって規則的に配分されるよう調整しなければならない*[IAS 36.121]*。

12 サブ・グループ及び個別財務諸表の論点

グループが関わる状況でのIAS第36号の適用は必ずしも単純でなく、多数の困難な問題が生じる可能性がある。これらの問題のうち、以下を含むいくつかの問題を以降のセクションで考察する。

- グループ内の個々の企業の財務諸表やサブ・グループ連結財務諸表において、あるいは持分法で会計処理される投資や取得原価で計上される投資の減損テストにおいて、CGU及び関連するキャッシュ・フローをどのように識別するか
- 上記のキャッシュ・フローは独立第三者間ベースのもの（すなわち、公正価値）である必要があるかどうか、及びIAS第36号の制限規定が適用される範囲

「単体財務諸表」という用語は、IAS第27号「個別財務諸表」の適用対象か否かにかかわらず、グループ内の企業によって作成され、IFRSを適用するすべての単独の財務諸表に対して使用される。「単体財務諸表」には、個別財務諸表、投資のない子会社の単体財務諸表、子会社のないサブ・グループの単体財務諸表、及び、持分法で会計処理している関連会社及びジョイント・ベンチャーを含む非連結ベースの財務諸表が含まれる。

単体財務諸表と「個別財務諸表」（IAS第27号の規定に従って作成された財務諸表にのみ用いられる用語）の区別については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第8章「個別及び単体財務諸表」セクション1で説明している。

12.1 使用価値：グループ会社間取引（振替価格）

関連するIFRSにより要求される場合、次の項目に対し減損テストが実施される。

- 持分法で会計処理される投資
- 親会社の個別財務諸表に原価で計上される子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資
- 個々のグループ会社又はサブ・グループの財務諸表に計上される資産やCGU

これらの減損テストを行う場合、グループ会社間取引のキャッシュ・フローをどのように算定するか、また、それらのキャッシュ・フローを独立第三者間ベースの金額とすべきかどうかが主な問題となる。

多くの個々のグループ会社やサブ・グループは、真に独立したキャッシュ・フローを有してはいない。これはグループが事業活動をグループ会社間に配分することが一因である。親子会社間、グループ内の子会社間、あるいは親会社又は子会社と関連会社及びジョイント・ベンチャーとの間で取引が行われるが、こうした取引は、独立第三者間の取引条件とは異なる条件で行われることがある。たとえば、他のグループ会社が提供する経営管理やその他の機関による管理業務など、財務諸表には反映されない他の企業との取引から便益を得る場合、又は他の企業に代わってそれらの費用を負担する場合がある。

減損テストとの関連において、こうした取引から生じる費用に関するキャッシュ・フローは資産（子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社への投資、個別の資産もしくはCGU）から実際に生じるものであるか、そ

れとも独立第三者間条件で生じるものであるか、検討する必要がある。この点に関してIAS第36号は明確な答えを何ら示していない。次の2つの基本アプローチが存在し、どちらの意見を優先するかは国・地域によってしばしば異なる。

- 1つのアプローチは、VIUは、現在の取決めにより直接生じる（たとえば、受け取る及び受取り可能な）キャッシュ・フローに基づくというものである。
- もう1つのアプローチは、グループ間で事業活動を組織、運営している方法を考慮し、独立第三者間の金額を反映するために、実際のキャッシュ・フローに名目上の修正を行わなければならないというものである。

名目上の修正が必要であるとの主張では、同一の報告企業やグループに含まれるCGUについて、CGUを識別した後、振替価格を独立第三者間価格に置き換えることを求めるIAS第36号の規定が参照されている*[IAS 36.70]*（上記セクション7.1.6を参照）。この主張によると、グループ会社間の取決めにも同様の原則が適用され、したがって、対象となるグループ会社の内部振替価格を独立第三者間価格に置き換えなければならない。これは実務上、必ずしも簡単ではない。財又はサービスの取引が単独ではなく、一まとまりとして実行される場合や、一部の取引に他に参考とすべき商業的に同等のものがない場合、グループ会社間の取決めにおいて独立第三者間価格を配分するのが難しい可能性があるからである。

インプット及びアウトプットに関して独立第三者間価格を反映することから実務上有効と思われる（かつ、おおむね同様のテスト結果を必ずもたらす）方法は、減損テストの対象子会社が含まれる連結財務諸表上のCGUのVIUをスタートポイントとすることである。この方法で導かれる取引価格は実際の振替価格を代替するものとなる。このVIUを、複数の子会社に割り当てることが考えられる。

この方法は、少なくとも名目上は、グループが自己の便益のためにさまざまな子会社間で事業活動を割り当てているとの仮定に基づいている。グループ会社は親会社の要請により市場価値に基づかない金額で取引を行う場合があるが、少なくとも原則上は、独立第三者間価格で請求する根拠があると考えられる。

また、以下の2つの陥りやすい問題を回避する必要がある。

- ある子会社について収益又はVIUの名目的な増加を考慮する一方で、他の会社について費用の名目的な増加又はVIUの損失を反映し損なうこと。
- 企業に流入するキャッシュ・フローに転換されない便益又は費用が含まれること。購入価額に取得時ののれんが反映される場合の投資の帳簿価額を含めて、のれんをテストする場合には、特に厄介な問題である。ほとんどの人はこれを、減損テストに反映されるキャッシュ・フローに対する制約と考えるだろう。この問題が顕在化するのは、対象の子会社又はサブ・グループに合理的に帰属させることができないキャッシュ・フロー又はシナジーがグループ内の他の部分に生じており、子会社ベースの回収可能価額とCGUベースの回収可能価額に大きな違いがある場合である。

名目上の修正は必要ないとの主張では、IAS第36号に規定がないことが参照されている。つまり、この主張は、特に契約上合意されたキャッシュ・フローを用いることで減損が生じたケースにおいて、契約上のキャッシュ・フローではなく独立第三者間価格に基づくキャッシュ・フローを用いてテストしていれば減損が回避さ

れていたような状況において、振替価格を独立第三者間価格に置き換えることを求める規定と同じ原則を適用しなければならないと明確にされているわけではないということである。

弊法人のコメント

IAS第36号には明確な規定がないと我々は考えている。そのため、どのアプローチが適用され、それが企業の財務諸表にどのように影響しているかを財務諸表利用者が理解できるよう、企業が十分な情報を開示することが重要である。これらの開示には、企業の事実及び状況、当該アプローチはどのように適用されているか、ならびにアプローチを選定した基礎と当該アプローチが財務諸表に及ぼす影響についての説明が含まれる。

12.2 グループ会社又はサブ・グループの財務諸表におけるのれんの減損テスト

多くの国や地域では、子会社が財務諸表の作成を免除されず、IFRSに従って作成することが要求される場合がある。これらの財務諸表は、子会社が報告企業となるサブ・グループの連結財務諸表である場合もある。このような単体財務諸表又はサブ・グループの連結財務諸表にのれんが含まれる場合、年次減損テストが必要となる。上記セクション12.1で説明した、減損テストの目的上、グループ会社間のキャッシュ・フローを独立第三者間ベースのものにする必要があるのかどうかという問題とともに、以下の点も主な問題となる。

- 報告企業やサブ・グループの外部で生じるシナジーをどのように扱うか（下記セクション12.2.1を参照）
- サブ・グループ連結財務諸表又は単体財務諸表において、のれんの減損テストが必要とされるレベルを決定するにあたってIFRS第8号「事業セグメント」の規定を適用するかどうか（下記セクション12.2.2を参照）
- サブ・グループのレベルで生じたのれんをグループ財務諸表においてどのように処理するか（下記セクション12.2.3を参照）

12.2.1 報告企業やサブ・グループの外部で生じるのれんのシナジー

サブ・グループの連結財務諸表又は単体財務諸表においてのれんの減損テストを行う場合、当該サブ・グループがその他の子会社を含むCGUの一部であるために、のれんを発生させたシナジーが、当該サブ・グループを包含するより大きいグループの別の部分で生じている可能性がある。規模の経済のような一部のシナジーは、検討対象の企業又はサブ・グループへのキャッシュ・フローに換算することが不可能かもしれない。グループ連結財務諸表においてCGUレベルで減損が生じていない場合であっても、単体財務諸表又はサブ・グループの連結財務諸表において、取得した年度の最初の減損テストでのれんの評価減を回避できない場合がある。

弊法人のコメント

単体財務諸表又はサブ・グループの連結財務諸表において減損テストを行う際に単体財務諸表又はサブ・グループの連結財務諸表の外部で生じるシナジーを考慮するのは不適切であると我々は考えている。ただし、シナジーを市場参加者が利用できるため、それがFVLCDに含まれている場合を除く。この評価減を損益計算書に計上する必要があるのか、それとも、親会社に対する分配の形式での資本取引として処理するのが適切であるかは判断の問題となる。

12.2.2 IFRS 第 8 号「事業セグメント」の影響 ― 単体財務諸表又はサブ・グループの連結財務諸表においてのれんを CGU に配分する場合

上記セクション8.1で説明したとおり、グループ会社又はサブ・グループにおいてどのようにCGUを定義しているかにかかわらず、のれんは必ずしもCGUの最小単位で減損テストが行われるのではなく、のれんが監視されるCGUグループのレベルで行われる。ただし、CGUグループは、集約前における事業セグメントよりも大きいものであってはならない*[IAS 36.80]*(上記セクション8.1.4を参照)。

弊法人のコメント

企業は、単体財務諸表又はサブ・グループの連結財務諸表においてのれんの減損テストを実施する上では、子会社(サブ・グループ)が上場していないためにIFRS第8号を適用していない場合であっても、事業セグメントを決定するためにIFRS第8号の規定を適用しなければならないと我々は考える。

したがって、IFRS第8号の適用により、単体財務諸表又はサブ・グループの連結財務諸表において分割された事業セグメントを特定することとなる場合、のれんはそれらの財務諸表における事業セグメントを上回るレベルでは減損テストができない(すなわち、事業セグメントが上限として機能する)。このような場合、最上位の親会社が自身の連結財務諸表のために決定した事業セグメントに基づき、IAS第36号第80項を適用するのは適切ではないだろう。

一方で、のれんの減損テストを実施するためのCGU又はCGUグループは、サブ・グループの事業セグメントより小さい単位にはなり得るだろう。

設例 12-1: グループの事業セグメントではないのれんを持つサブ・グループ

ある鉱業会社(鉱業グループ)は、精錬及び精製工程を経るまで活発な市場のない金属鉱石を採掘している。各鉱山は、精製所と同様に別々の子会社及びジョイント・ベンチャー2社が所有している。精製所、子会社及びジョイント・ベンチャーは、複数の異なる国に所在する。企業は、CGUを、精錬所を所有する子会社と、個々の鉱山を所有する子会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分を包含したものになると考えている。

企業は、鉱山を所有する子会社のグループを取得するが、その子会社の所在する国では、その国の中で最上位のレベルで連結財務諸表を作成することが求められる。これらの連結財務諸表は、適切な中

間親会社が取得法を用いて作成しており、のれんが含まれる。企業はこのサブ・グループを事業セグメントとして考えてはいない。しかし、サブ・グループの連結財務諸表ではまず、関連する事業セグメントはサブ・グループの視点からの決定が必要であると考えられる。サブ・グループの視点から、事業セグメントが1つしかないと判断された場合、それがサブ・グループの連結財務諸表においてのれんが減損テストされる最大単位であろう。

12.2.3 子会社による取得及び企業グループがどのレベルでのれんの減損テストを行うかどうかの判断

IAS第36号によれば、のれんが内部管理目的で監視されている、企業の最小単位にのれんを配分しなければならない。子会社が事業を取得し、その財務諸表でのれんを認識する場合、子会社の経営者がのれんを監視する単位と、親会社又はグループの経営者がグループの観点からのれんを監視する単位とが異なることがある。

親会社又はグループの経営者が監視する単位よりも小さな単位で子会社の経営者がのれんを監視している場合、主な問題は、そのより小さな単位をグループ全体の観点からみて、「のれんを内部管理目的で監視している企業内の最小のレベル」と捉えなければならないかどうかである。下記の設例で説明しているものの、答えは必ずしも下記の設例のとおりとは限らない点に留意されたい。

設例 12-2: 子会社による取得から生じるのれんの監視

親会社は、独立して営業活動を行っており、IFRS準拠の財務諸表を作成することが求められている企業の発行済株式の100%を取得する。当該子会社は、企業グループの一部となる前後において、さまざまな事業を取得している。そうした企業結合には、重要な金額ののれんが含まれている。

子会社の経営者は、取得したのれんを、IFRS第8号に従って識別した子会社の事業セグメントのレベルで監視している。しかし、親会社／グループの経営者は、取得したのれんをグループの事業セグメントのレベルで監視しており、これは子会社の事業セグメントのレベルよりも大きい。子会社の営業活動は、グループの6つの事業セグメントのうちの2つを構成している。

子会社ののれんは、取得時に発生したのれんによって構成されている。取得は、子会社がグループの一部となる前に行われたものもあれば、後に行われたものもある。

一方、グループによって認識されているのれんは、以下により構成されている。

- 子会社を取得した時に、親会社が取得したのれん
- 子会社がグループの一部となった後に子会社が取得したのれん
- 親会社が他の企業結合で取得したのれん（すなわち、グループを構成する他の子会社及び事業に関係するのれん）

そのため、子会社の取得時に取得し、親会社が連結財務諸表で認識しているのれんは、子会社が認識しているのれんとは異なっている（子会社が認識しているのれんは子会社自身による取得のみに関係

し、その取得日において測定されたのれんである。子会社の観点からみるとそれ以外ののれんは自己創設のれんであるため、子会社は認識していない)。

そうした場合、のれんの減損テストを行う単位を判断する際に子会社の経営者がとった行動によって、グループ連結財務諸表におけるのれんの減損テストの単位が、子会社と同じ単位に「固定されてしまう」ことはない。

むしろ、グループは、グループ(すなわち親会社)の経営者が、のれんにおけるさまざまな投資を監視する単位でのれんの減損テストを行わなければならない。すなわち、上記の設例ではグループの事業セグメントのレベルである。

12.3 子会社に対する投資のグループ会社間での譲渡

グループ再編では、親会社が同じである他の子会社に対する子会社の事業全体の譲渡を伴うことがよくある。多くの場合、これらの取引は公正価値ではなく譲渡企業の資産の帳簿価額に基づき行われる。もともとの帳簿価額がのれんの要素を含んだ購入価格である場合、親会社の貸借対照表において引き続き計上される残りの「シェル(抜け殻)」(取引や営業活動をもはや行っていない企業)の金額が、正味価値(回収可能価額)を超過する可能性がある。その場合、そのままでは当該子会社はその価値に見合う十分な利益を生み出すことができない単なる抜け殻と考えられるため、親会社は個別財務諸表において、当該子会社に対する投資を正味価値(回収可能価額)まで減額すべく、減損損失の計上を検討しなければならないとも考えられる。しかし、グループ内のある子会社から別の会社へグループの事業の一部を譲渡しても、グループの観点からは何ら実態に影響を及ぼさず、連結財務諸表にもまったく影響はない。また、この再編によって親会社に損失は生じない。一方の子会社における正味価値(回収可能価額)の減少は、他方の子会社における正味価値(回収可能価額)の増加となるためである。

もちろん、結合するすべての企業又は事業は、企業結合の前後で同一の企業又は企業グループによって支配されており、かつ、その支配は一時的なものではないため、こうした取引は、共通支配下の企業結合に該当する*[IFRS 3.B1]*。これは、取得企業側における取扱いは、IFRS第3号の適用対象外となることを意味している。

譲渡企業の観点からみると、当該取引は、譲渡資産の公正価値を基準とすれば、過小な金額で取得企業に資産を売却するものであり、同時に、親会社へ(貸借対照表に反映されていない)価値の不足分を分配するのに等しい。IFRSではプッシュ・ダウン会計は認められていないため、そうした資産の親会社にとっての公正価値は、譲渡企業の貸借対照表には反映されない可能性がある。譲渡企業は、親会社への「分配」を公正価値で計上することは強制されない。これは、2008年11月に公表されたIFRIC第17号「所有者に対する非現金資産の分配」において、分配された資産の公正価値を参照して利得又は損失を測定し、純損益に計上することが求められているが、完全所有グループ会社が行った非現金資産の分配は適用範囲から除外されているためである(『IFRS国際会計の実務 International GAAP2022』上巻第8章「個別及び単体財務諸表」セクション2.4.2を参照)。

当該取引に関する譲渡企業側の解釈(過小な価額での売却及び親会社へのみなし分配)は、一部の地域(たとえば英国)における法律上の取扱いと同様である。英国では、分配可能な剰余金を有さない企業は、一切分配を行うことが認められないため、その価値を下回る金額で資産を売却することはできない。

逆に、親会社の観点からは、取得企業に対し、価値の過小評価分に相当する資本拠出が行われたとみなすこともできる。親会社は、譲渡企業からの分配（及びその帳簿価額の結果的な減損）と、取得企業への資本拠出（及びその帳簿価額の結果的な増加）として計上することを選択できる。これは、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第8章「個別及び単体財務諸表」セクション4.2で述べた、グループ企業間取引に関する我々の理解とも整合している。

取得企業にとって資本拠出の計上は選択肢にすぎず、必ずしもこれを行う必要はない。

また、取得企業が当該選択肢を採用するか否かは、基本的な考え方のレベルで影響はない。すなわち、いずれにしろ、ある子会社から別の会社への価値の移転自体は生じているのである。このことは、事業の譲渡のみにより、必ずしも親会社において減損損失が発生することにはならないことを示している。

一定の法域の下では、上記の取扱いが許されない場合、減損損失を計上しなくてはならない。

実務のケースは、より複雑になると思われる。特に、譲渡企業と取得企業が同じ親会社により直接保有されていないケースである。このケースでは、中間持株会社において、企業が採用する方針ならびに関連する事実及び状況に従い、費用又は分配として扱われる価値の損失を反映させるために、（抜け殻となった）譲渡企業の帳簿価額に対し減損を認識することが必要となる可能性もある。企業に認められている会計方針の選択については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第8章「個別及び単体財務諸表」セクション4.1を参照されたい。なお、企業グループのより上位の他の会社レベルで、減損に係る上記のような検討が別途必要なケースも考えられる。

設例 12-3: グループ再編及び減損

P社は、A社とB社という2つの子会社を直接支配している。P社はB社を30百万円で取得し、その直後に事業及び資産のすべてをその姉妹会社のA社に（純資産の）帳簿価額である10百万円で譲渡した。売却収入はグループ間取引勘定に未決済残高として計上されている。B社の現在の純資産は10百万円だが（関係会社間取引勘定の金額）、P社における元々の投資簿価は30百万円である。一方、価値を下回る金額で事業を買い取ったことにより、A社の価値は増加している。

A社がこの取引を会計処理するにあたり、2つの方法が認められる。A社の単体財務諸表における投資の原価は、対価として支払われた現金の公正価値であると考えるならば、10百万円となる。一方、原価を対価として支払われた現金の公正価値（10百万円）と、P社からのみなし資本拠出、すなわちB社の事業の公正価値と現金対価との差額20百万円であると考えるならば、当該みなし資本拠出を資本として認識し、対価総額は合計30百万円となる。

後者の方法において測定される資本拠出は、B社から親会社のP社へ分配され、さらにA社へ移転される価値を表している。同時に、P社はB社の帳簿価額からA社の帳簿価額への20百万円の移転として計上されるものと考えられる。

仮に、P社とB社の間に中間持株会社が存在する点を除いて他のすべての事実関係が上記と同じであるならば、B社を直接保有する親会社におけるB社の帳簿価額について、減損を計上すべきであろう。これは、採用する方針ならびに関連する事実及び状況に従い、費用又は分配として扱われることになる。減損に関する議論は、P社に対しても適用されると考えられる。

12.4 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資

親会社の個別財務諸表に取得原価で計上される子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資と持分法で会計処理される投資は、IAS第36号の適用範囲に含まれている。

しかし、IAS第27号では、企業は個別財務諸表において子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資をIFRS第9号に従って、又は持分法を適用して、会計処理することも認められている*[IAS 36.4, IAS 27.10]*。

取得原価で計上されるか又は持分法で会計処理される投資の回収可能価額は、FVLCDとVIUのいずれか大きい方となる。FVLCDに特有の論点については、下記セクション12.4.1で扱っている。取得原価で計上されるか又は持分法で会計処理される投資のVIUに関する課題については、下記セクション12.4.2で扱っている。

グループ財務諸表において、IAS第28号に基づき持分法で処理される関連会社又はジョイント・ベンチャーへの投資について減損テストを実施して問題がなかったからといって、投資企業の個別財務諸表において株式を取得原価で計上している場合には、その回収可能性が必ずしも担保されるわけではない点には留意が必要である*[IAS 27.10(a)]*。損失に対するグループの持分が認識された結果、投資持分が取得原価を下回る場合があるため、連結財務諸表において減損テストを実施しても減損損失を計上する必要性が判明しないこともある。そのため、個別財務諸表における株式の（より高い）帳簿価額は、必ずしも常に正しいとはいえなくなるのである。

12.4.1 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の処分コスト控除後の公正価値

企業は、FVLCDを算定するために、上記セクション6で説明し、第14章で詳述しているようにIFRS第13号の規定を適用しなければならない。

企業が活発な市場で取引されている単一の資産又は負債のポジションを保有する場合、IFRS第13号は、その相場価格を修正せずに使用して公正価値を測定することを要求している。この規定は、測定対象の資産又は負債がIFRS第9号の適用対象となる金融商品である場合には、問題なく適用される。しかし、企業が子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する投資を保有している場合、その会計単位が何なのか（個々の株式か、それとも投資全体か）、また公正価値の決定にあたって、市場参加者が資産の価格付けにおいて支配プレミアムを考慮に入れているのであれば、それを含むのが適切かどうかという点が問題となる。これらに関する検討と最近の動向については、上記セクション6.1.1及び第14章セクション4.1.1を参照されたい。

上述の相場価格が存在する投資とは異なり、次のいずれかの資産のうち、活発な市場における相場価格が存在しない資産の回収可能価額を算定するのに、FVLCDを使用する場合は問題が比較的少ない。

- 子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する投資
- 当該投資の原資産を包含するCGU

上記セクション12.1及び下記セクション12.4.2で説明しているように、振替価格をはじめとするグループ会

社間取引の問題に関連して適切なキャッシュ・フローの算定が複雑になっているものの、FVLCDを使用することでその一部を回避することができる。

12.4.2 子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の使用価値

他の多くの資産とは異なり、子会社、ジョイント・ベンチャー（共同支配企業）又は関連会社に対する投資は、次のいずれかと捉えることができる。

- （たとえば配当の形式で）収益を生成することのできる個別資産
- 子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社の支配下にある原資産及び負債を表す資産

IAS第28号はこのことを把握しており、以下のように述べている*[IAS 28.42]*。

「純投資の使用価値を決定する際に、企業は次のいずれかを見積る。

(a) 関連会社又は共同支配企業が生み出すと期待される見積将来キャッシュ・フローの現在価値に対する持分（関連会社又は共同支配企業の事業活動によるキャッシュ・フロー及び投資の最終的な処分による収入額を含む）

(b) 当該投資から受け取る配当及び当該投資の最終的な処分から生じると期待される見積将来キャッシュ・フローの現在価値

適切な仮定を用いれば、上記のいずれの方法も同じ結果となる。」

したがって、減損テストには、以下のように大きく2つの方法があることになる。1つは、投資と親会社が受取るキャッシュ・フロー（配当及び処分収入）に着目する方法、もう1つは投資の原資産の回収可能価額と原資産が生み出すキャッシュ・フローを考慮する方法である。これらの2つの方法は、それぞれ下記セクション12.4.2.A及び12.4.2.Bで検討している。どちらの方法を採るとしても、企業はキャッシュ・フローが適切であるようにしなければならない（グループ会社間での振替価格に関する問題点については、上記セクション12.1を参照）。

ただし、企業がVIUを算定する際に、原資産の見積キャッシュ・フローの現在価値に対する持分を用いるにせよ、受取りが見込まれる配当を用いるにせよ、IAS第36号に定められる各種の制約（上記セクション7.1.2の改善及び拡張によるキャッシュ・フロー、上記セクション7.1.3のリストラクチャリング、上記セクション7.1及び7.1.1の成長率ならびに上記セクション7.2の割引率に関するもの）を反映するようVIUを修正する必要がある。実務では、親会社が支配していない企業への投資について、そのような修正を行うための詳しい情報を入手することが課題となることもある。そのような場合には、回収可能価額の決定にFVLCDを用いる必要があるかもしれない。

12.4.2.A 配当割引モデルで算定される子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の使用価値

IAS第28号は、投資からの配当により発生すると予測される見積将来キャッシュ・フローの現在価値に基

づいて、持分法で会計処理される持分のVIUを算定することを認めている*[IAS 28.42]*。これは、広義では配当割引モデルとしても知られている。配当割引モデルとは、将来の支払配当を割り引いた金額で株式を評価する財務モデルであり、金融機関がよく使っている。このモデルでは、法律に定められる自己資本規制に準拠して株主に分配されると予想される将来キャッシュ・フローを、株主資本コスト及びリスクを表す割引率により割り引いたものに基づき、企業を評価することとなる。このアプローチは、親会社の個別財務諸表において取得原価で計上される子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資ならびに持分法で会計処理される投資のVIUを算定する際に類推適用することができる。

解釈指針委員会は、IAS第36号に基づく減損テストにおいて配当割引モデルを使用することについて検討した。解釈指針委員会は、「一般的には」連結財務諸表においてCGUのVIUを算定するための基礎として配当割引モデルを使用することを受け入れなかった。[2] 配当割引モデルを用いた計算は、たとえば個別財務諸表においてある投資が減損しているかどうかを判断する場合など、単一の資産のVIUを計算する際には適切となる可能性があるとの考えが示された。配当割引モデルで使用されるキャッシュ・フローについて、上記セクション12.4.2で詳しく説明しているように、IAS第36号の仮定及び制約を反映するように修正しなければならないかどうかは検討されていない。だが、VIUの計算に配当割引モデルを用いるためには、このモデルの使用にあたって計算される将来の配当に、IAS第36号の規定が反映されていなくてはならない。

12.4.2.B 原資産から生じるキャッシュ・フローに基づく子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の使用価値

原資産から生じるキャッシュ・フローに基づき子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の減損テストを実施する場合、当該キャッシュ・フローが適切なものであり（グループ会社間での振替価格については上記セクション12.1を参照）、IAS第36号に定められる制約が適切に適用されている（上記セクション12.4.2を参照）必要がある。

企業が子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の減損テストを行う場合で、当該投資に1つ以上のCGUが含まれるときには、状況によっては、当該投資の減損テストにおいて、当該投資に含まれるCGUグループの減損テストの結果を使用することができる。CGU（又はCGUグループ）のVIU（又はFVLCD）の合計額が、投資の帳簿価額以上である場合、そのことは、当該投資が減損していないことを示唆している可能性がある。企業の投資には子会社、関連会社又はジョイント・ベンチャーの純資産が反映されるが、CGUには資産及び負債が総額ベースで反映されるため、適切な修正を行う必要があることに留意されたい。さらに、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の場合には、支配を有することなく少数持分を保有していることの影響について評価する必要がある。

ただ、実際には、必ずしもこれほど容易ではない。特に、資産（投資）とそれに含まれるCGUが完全には一致しない場合に問題となる。たとえば、CGUが複数の子会社に跨っていて、1つのCGUに複数の子会社が含まれることも考えられる。CGUと投資が一致していたとしても、株式は企業結合で取得されたものであるかもしれない。その場合、取得時にのれんを発生させたシナジーが、減損テストを行う中間親会社によって支配されていないグループの他の部分で生じている可能性は十分にある。そのような場合、企業はグループの減損テストの結果を利用できない可能性があるため、投資の回収可能価額を計算する必要が生じることになる。

12.4.3 持分法で会計処理される投資及び減損の兆候

IASBは、IFRS第9号の公表に関連してIAS第28号を改訂した。当該改訂により、IAS第28号を適用して損失を会計処理した後、追加の減損損失を認識すべきか否かを判断するのに用いる必要がある減損の兆候が、IAS第28号に定められた*[IAS 28.40, IAS 28.41A]*。これらの減損の兆候は、金融資産に関してIAS第39号「金融商品:認識及び測定」が以前から挙げている兆候と同じである。

減損の兆候は、「当初認識後に発生した1つ又は複数の事象の結果として減損の客観的な証拠」を必要とする*[IAS 28.41A]*。だが、IAS第36号による減損の兆候とIAS第28号による減損の兆候に大きな違いは想定されない。いずれにおいても客観的な証拠が求められ、実質的に同じ表現が使用されている部分もあり、また、どちらの基準も列挙した兆候がすべてを網羅するものではないとしている*[IAS 36.13, IAS 28.41A]*。つまり、ある減損の兆候についてIAS第28号で具体的に示されていないことをもって、減損テストを回避することはできない。

関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資の帳簿価額が回収可能価額よりも高いと考えられる根拠を企業が有していれば、それだけでも減損テストを要求するための十分な兆候となる可能性が非常に高い。

12.4.4 持分法で会計処理される投資及び長期貸付

投資者は、自分たちの観点からみて、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する純投資の一部を構成する関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する長期貸付を行うことが頻繁にある。これらの貸付を、特に減損テストにあたって、IAS第28号及びIAS第36号に基づく純投資として会計処理しなければならないのか、それともIFRS第9号の規定を適用して単独の投資として会計処理しなければならないのか、従前のIFRSの規定では明確ではなかった。

IFRS第9号とIAS第28号との相互関連、ならびに関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する純投資の一部を構成する長期持分の測定にはIFRS第9号、IAS第28号又はその双方の組合せのいずれに従わなければならないかに関する要請をIASBは受領した。その後、IASBは、2016年10月の会合で、IAS第28号の改訂を提案し、改訂案を次回の年次改善サイクル(2015-2017年)に含めることを暫定決定した。当該改訂案では、純投資を構成する長期持分に対し、IAS第28号に加えてIFRS第9号を適用すべきことの明確化が提案されていた。その後、IASBは2017年5月に、年次改善ではなく、狭い範囲の改訂としてこの改訂を完了することを決定した。

当該改訂は、持分法は適用されないが、実質的に関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する純投資の一部を構成する長期持分に対して、IFRS第9号を適用することを明確化したものである。この明確化は、IFRS第9号の予想信用損失モデルがそのような長期持分に適用されることを示唆する点で重要である。

IASBはまた、IFRS第9号を適用する際に、IAS第28号の適用によって関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する純投資の修正として認識された、関連会社又はジョイント・ベンチャーの損失や純投資に係る減損損失を考慮しないことも明確化した。

長期持分に対してIAS第28号及びIFRS第9号の規定を企業がどのように適用するのかを説明するため、IASBは、当該改訂の公表時に設例も公表している。

12.4.5 持分法で会計処理される投資及び CGU

IAS第28号によると、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資の回収可能価額は、関連会社又はジョイント・ベンチャーごとに評価しなければならない。ただし、関連会社又はジョイント・ベンチャーが、企業の他の資産からのキャッシュ・インフローからおおむね独立した、継続的な使用によるキャッシュ・インフローを生成しない場合を除く*[IAS 28.43]*。これは、各関連会社又はジョイント・ベンチャーは、他の資産を含むより大きなCGUの一部である場合を除き、個別のCGUであることを意味する。より大きなCGUには、他の関連会社又はジョイント・ベンチャーが含まれる可能性もある。

設例 12-4: ジョイント・ベンチャーがより大きな CGU の一部である場合

ある鉱業会社(鉱業グループ)は、精錬及び精製工程を経るまで活発な市場のない金属鉱石を採掘している。各鉱山は、精製所と同様に別々の子会社及びジョイント・ベンチャー2社が所有している。精製所、子会社及びジョイント・ベンチャーはいくつかの異なる国々に所在している。企業は、CGUが、精錬所を保有する子会社、各鉱山を所有する子会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分により構成されると考えている。

関連会社又はジョイント・ベンチャーの帳簿価額にのれんが含まれている場合、のれんを個別に減損テストを行うことはしない*[IAS 28.42]*。しかし、グループ内に、関連会社又はジョイント・ベンチャーを含むCGUに配分される追加ののれんが存在する場合がある。その場合、資産、関連会社及びジョイント・ベンチャーの合計キャッシュ・フローを参照して減損テストを行う。

12.4.6 持分法で会計処理される投資及びのれんの減損テスト

持分法で会計処理している被投資企業の損益に対する持分を算定する際、投資企業は、その投資を行った時点の公正価値に基づき、被投資企業の識別可能資産の減価償却や減損損失について、被投資企業の純損益に対する修正を行う。これは、IAS第28号で扱われており、以下のように規定されている*[IAS 28.32]*。

「取得後の関連会社又は共同支配企業の純損益に対する企業の持分について、たとえば、取得日現在の公正価値に基づいて償却資産の減価償却を会計処理するために、適切な修正が行われる。同様に、取得後の関連会社又は共同支配企業の純損益に対する企業の持分に対する適切な修正が、のれん又は有形固定資産などに係る減損損失について行われる。」

上記は、のれんの減損損失に関して「適切な修正」を行うとしているが、これは、投資企業がのれんの減損について、有形及び無形資産の(減価)償却費及び減損と同様の方法で再計算することが要求されるという意味ではない。「適切な修正」とは、被投資企業の利益のうち、投資企業の持分に見合う額を計算する前に、被投資企業の取得前ののれんに関連するのれんの減損について戻入れを行うことを意味する。持分法適用後、投資企業の投資に関するのれんも含めた持分法投資簿価総額につき、IAS第28号に従って減損テストが行われる*[IAS 28.40, IAS 28.41, IAS 28.42, IAS 28.43]*。関連会社又はジョイント・ベンチャーへの投資の減損テストは、毎年要求されているわけではなく、減損の兆候が生じた場合にのみ、実施しなけ

ればならない点に留意されたい。これらの規定については、『IFRS国際会計の実務　International GAAP2022』上巻第11章セクション9で詳細に説明している。

持分法で会計処理されている投資について計上された減損損失は、減損損失がもはや存在しないか、又はその金額が減少した場合は、戻し入れられることになる（上記セクション11.4を参照）。IAS第36号は、のれんの減損損失の戻入れを認めていないが*[IAS 36.124]*、上記はのれんそのものに対する減損損失ではなく、持分投資に対する減損損失であるため、当該戻入れの禁止規定は適用されない。IAS第28号では、「それらの状況で認識される減損損失は、当該関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資の帳簿価額の一部を構成する資産（のれんを含む）には配分されない。したがって、当該減損損失の戻入れは、投資の回収可能価額がその後に増加した範囲で、IAS第36号に従って認識される」と規定されている*[IAS 28.42]*。

13 IAS 第 36 号で要求される開示

13.1 序 説

本セクションでは、減損に関してIAS第36号で定められる財務諸表上の主な開示項目について説明する。IAS第36号以外のIFRS会計基準により要求される減損に関する開示については、それぞれの基準に関連する章で扱っている。各国の法律や取引所などの他の機関により要求される開示については、ここでは扱っていない。

特に、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性のその他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じる重大なリスクがあるものに関する情報の開示については、IAS第1号の一般的な規定を参照している(『IFRS国際会計の実務 International GAAP2022』上巻第3章「財務諸表の開示及び会計方針」セクション5.2.1を参照)*[IAS 1.125]*。

13.2 IAS 第 36 号の開示

要求される開示は、以下の2つのタイプに大別される。

(i) 当期に実際に計上された減損損失又は戻入れに関する開示。関連する資産の種類にかかわらず、損失や戻入れが発生した場合にのみ必要となる*[IAS 36.126-132]*。

(ii) のれんと耐用年数を確定できない無形資産に関して求められる毎年の減損判定に関する年次の開示。これは、これらの種類の資産の減損による簿価調整が行われているか否かにかかわらず要求される*[IAS 36.133, IAS 36.134, IAS 36.135, IAS 36.136]*。

13.2.1 減損損失又は戻入れについて要求される開示

資産の種類ごとに、企業は以下の事項を開示しなければならない*[IAS 36.126, IAS 36.127, IAS 36.128, IAS 36.129]*。

IAS 第 36 号からの抜粋	
126	資産のクラスごとに、財務諸表には次の事項を開示しなければならない。 (a) 当期中に純損益に認識した減損損失の金額及び当該減損損失を含んでいる包括利益計算書上の科目 (b) 当期中に純損益に認識した減損損失の戻入れの金額及び当該減損損失の戻入れを含んでいる包括利益計算書上の科目 (c) 当期中にその他の包括利益に認識した再評価資産に係る減損損失の金額 (d) 当期中にその他の包括利益に認識した再評価資産に係る減損損失の戻入れの金額

127　資産のクラスとは、企業の業務において性質と使用目的の類似した資産のグループである。

128　第126項で要求されている情報は、資産のクラスについて開示する他の情報とともに表示することができる。例えば、この情報を、IAS第16号に従った期首及び期末現在の有形固定資産の帳簿価額の調整に含めることができる。

129　IFRS第8号に従ってセグメント情報を開示している企業は、各報告セグメントについて、次の事項を開示しなければならない。

(a) 当期中に純損益に認識した減損損失及びその他の包括利益に認識した減損損失の金額

(b) 当期中に純損益に認識した減損損失の戻入れ及びその他の包括利益に認識した減損損失の戻入れの金額

13.2.2 重要性のある減損損失

当期中に個別資産又はCGUについて減損損失が認識又は戻し入れられ、それらが企業の財務諸表全体にとって重要性がある場合には、以下の開示を行わなければならない*[IAS 36.130]*。

IAS 第 36 号からの抜粋

130　当期中に減損損失の認識又は戻入れをした個別の資産（のれんを含む）又は資金生成単位に関して、企業は次の事項を開示しなければならない。

(a) 減損損失の認識又は戻入れに至った事象及び状況

(b) 認識又は戻入れをした減損損失の金額

(c) 個別資産について

(i) 当該資産の性質

(ii) もし企業が、IFRS第8号に従ってセグメント情報を報告している場合には、資産が所属する報告セグメント

(d) 資金生成単位について

(i) 当該資金生成単位の記述（例えば、生産ライン、工場、事業、地域、又はIFRS第8号に定義されている報告セグメントのうち、どれに該当するか）

(ii) 資産のクラスごとに、認識又は戻入れをした減損損失の金額、また企業がIFRS第8号に従ってセグメント情報を報告する場合、報告セグメント別に、認識又は戻入れをした減損損失の金額

(iii) 当該資金生成単位を識別するための資産の集約が、以前の資金生成単位の回収可能価額の見積り（もしあれば）から変更されている場合には、企業は資産の現在と以前の集約方法の記述、及び資金生成単位の識別方法の変更理由

(e) 当該資産（資金生成単位）の回収可能価額及び当該資産（資金生成単位）の回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値又は使用価値のどちらであるか

(f) 回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値である場合には、企業は以下の情報を開示

しなければならない。

(i) 当該資産(資金生成単位)の公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキー(IFRS第13号参照)のレベル(「処分コスト」が観察可能かどうかは考慮に入れない)

(ii) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される公正価値測定について、処分コスト控除後の公正価値の測定に用いた評価技法の記述。評価技法の変更があった場合には、企業は当該変更及びそれを行った理由を開示しなければならない。

(iii) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される公正価値測定について、経営者が処分コスト控除後の公正価値の算定の基礎とした主要な各仮定。主要な仮定とは、資産(資金生成単位)の回収可能価額が非常に敏感に反応する仮定をいう。企業は、処分コスト控除後の公正価値を現在価値技法を用いて測定している場合には、最新の測定及び過去の測定に使用した割引率も開示しなければならない。

(g) 回収可能価額が使用価値である場合には、使用価値の現在及び過去の見積り(もしあれば)に用いた割引率

減損による帳簿価額に対する修正の合計額には重要性があるが、個々にはそれらに重要性がないということも、論理的にはあり得る。その場合、理屈の上では、個別資産又はCGUに関する上述の規定を免れることができる。そのため、以下の「その他すべて」を包括する規定が追加された*[IAS 36.131]*。

IAS 第 36 号からの抜粋

131 企業は、当期中に認識又は戻入れをした減損損失の合計について、第130項に従って開示される情報がない場合に、次の情報を開示しなければならない。

(a) 減損損失の影響を受ける主な資産のクラス及び減損損失の戻入れの影響を受ける主な資産の種類

(b) 減損損失の認識及び減損損失の戻入れを生じさせた主な事象及び状況

加えて、これらの状況において、耐用年数を確定できない無形資産とのれん以外の資産について減損による帳簿価額の修正が行われる場合、IAS第36号は、当期に認識する減損損失を決定するために回収可能価額を計算するにあたって用いられた主要な仮定を開示することを奨励している*[IAS 36.132]*。ただし、以下で説明しているように、のれん又は耐用年数を確定できない無形資産について減損テストを実施する場合には、この種の開示を行うことが強制される。

13.3 のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の年次減損テストに関して求められる開示

IAS第36号第84項は、企業結合後、取得が実行された期間の期末日までに、企業がのれんのすべてについて個別のCGU又はCGUグループへの配分を完了することができない可能性を認めている(上記セク

ション8.1.5を参照)。IAS第36号では、このような場合、未配分ののれんの金額を、その金額が配分されていない理由とともに開示しなければならないとされている*[IAS 36.133]*。

この年次の開示は、期末時点において企業の資産に含まれる、のれんと耐用年数を確定できない無形資産について、その回収可能価額を算定する上でどのような見積りが用いられたかに関する情報を、財務諸表利用者に提供することを意図したものである。当該開示内容は、大きく以下の2つのタイプに分類することができる。

(i) のれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体のそれらの項目の帳簿価額に比して「重大」な場合における、個々のCGU又はCGUグループに関する情報。このカテゴリーに関しては、重要な各CGU又はCGUグループについて個別に開示を行う*[IAS 36.134]*。

(ii) のれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体のそれらの項目の帳簿価額に比して個別に「重大」ではない場合における、CGU又はCGUグループに関する情報。この場合、開示は合計額で行うことができる*[IAS 36.135]*。

配分されているのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が重要であるCGU又はCGUグループごとに、以下の開示が毎年要求される*[IAS 36.134]*。

IAS 第 36 号からの抜粋

134 企業は、資金生成単位(単位グループ)のうち、当該単位(単位グループ)に配分したのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額との比較において重大であるものについて、次の(a)から(f)までの情報を開示しなければならない。

(a) 当該単位(単位グループ)に配分したのれんの帳簿価額

(b) 当該単位(単位グループ)に配分した耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額

(c) 当該単位(単位グループ)の回収可能価額の算定基礎(すなわち、使用価値か処分コスト控除後の公正価値か)

(d) 当該単位(単位グループ)の回収可能価額が使用価値に基づいている場合には、次の事項

(i) 経営者が直近の予算・予測が対象としている期間のキャッシュ・フローの予測の基礎とした主要な仮定。主要な仮定とは、当該単位(単位グループ)の回収可能価額が非常に敏感に反応する仮定をいう。

(ii) 各々の仮定に割り当てた値を算定した経営者の手法の記述。それらの値が過去の経験を反映したものかどうか、又は該当があれば、外部の情報源と整合的であるかどうか。そうでない場合には、過去の経験又は外部の情報源と異なる程度及びその理由

(iii) 経営者が、資金生成単位(単位グループ)について、承認した財務上の予算・予測に基づいてキャッシュ・フローの予測を行った期間及び、その期間が5年よりも長い場合には、そのような期間が正当である理由についての説明

(iv) 直近の予算・予測が対象としている期間を超えてキャッシュ・フロー予測を推定するために用いた成長率、及び成長率として当該企業が事業を営む製品、産業若しくは国の長期の平均成長率、又は当該単位(単位グループ)が属する市場の長期の平均成長率を超えた成長率を用いている場合には、その正当性の説明

(v) キャッシュ・フロー予測に適用した割引率

(e) 当該単位(単位グループ)の回収可能価額が、処分コスト控除後の公正価値に基づいている場合には、処分コスト控除後の公正価値を測定するために用いた評価技法。企業はIFRS第13号で要求している開示を提供することを要求されない。処分コスト控除後の公正価値が、同一の単位(単位グループ)の相場価格を用いて測定されていない場合には、企業は次の情報を開示しなければならない。

(i) 経営者が処分コスト控除後の公正価値の算定の基礎とした主要な仮定。主要な仮定とは、資金生成単位の回収可能価額が非常に敏感に反応する仮定をいう。

(ii) 主要な仮定のそれぞれに割り当てた値を算定した経営者の手法の記述。それらの値が過去の経験を反映したものかどうか、又は該当があれば、外部の情報源と整合的であるかどうか。そうでない場合には、過去の経験又は外部の情報源と異なる程度及びその理由

(iiA) その公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーの中のレベル(IFRS第13号参照)(「処分コスト」の客観性については考慮しない)

(iiB) 評価技法の変更があった場合には、その変更の旨及び変更を行った理由

処分コスト控除後の公正価値が、割引キャッシュ・フロー予測を用いて測定されている場合には、企業は次の情報を開示しなければならない。

(iii) 経営者がキャッシュ・フローを予測した期間

(iv) キャッシュ・フロー予測を延長するために用いた成長率

(v) キャッシュ・フロー予測に対して適用した割引率

(f) 経営者が当該単位(単位グループ)の回収可能価額の算定の基礎とした主要な仮定についての合理的に考え得る変更により、当該単位(単位グループ)の帳簿価額が回収可能価額を上回ることになる場合には、次の事項

(i) 当該単位(単位グループ)の回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額

(ii) 主要な仮定に割り当てた値

(iii) 当該単位(単位グループ)の回収可能価額を帳簿価額と等しくするには、主要な仮定に割り当てた値がどれだけ変化しなければならないか(その変化が回収可能価額の測定に使用される他の変数に与える影響を反映した後)

上述のとおり、個別には帳簿価額全体に比して多額ではないのれん又は耐用年数を確定できない無形資産が含まれるCGU又はCGUグループについては別途、以下の開示規定が定められている*[IAS 36.135]*。

IAS 第 36 号からの抜粋	
135	のれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の一部又は全部が、複数の資金生成単位（単位グループ）にわたって配分されており、そのように各単位（単位グループ）に配分された金額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額との比較において多額ではない場合には、その旨を、当該単位（単位グループ）に配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計とともに開示しなければならない。加えて、それらの単位（単位グループ）の回収可能価額が同じ主要な仮定に基づいていて、それらに配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額との比較において多額である場合には、次の情報とともに当該事実を開示しなければならない。 (a) 当該単位（単位グループ）に配分したのれんの帳簿価額の合計 (b) 当該単位（単位グループ）に配分した耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計 (c) 主要な仮定の記述 (d) 主要な仮定のそれぞれに割り当てた値を算定した経営者の手法の記述。それらの値が過去の経験を反映したものかどうか、又は該当があれば、外部の情報源と整合的であるかどうか。そうでない場合には、過去の経験又は外部の情報源と異なる程度及びその理由 (e) 経営者が当該単位（単位グループ）の回収可能価額の算定の基礎とした主要な仮定についての合理的に考え得る変更により、当該単位（単位グループ）の帳簿価額が回収可能価額を上回ることになる場合には、次の事項 (i) 当該単位（単位グループ）の回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額 (ii) 主要な仮定に割り当てられた値 (iii) 当該単位（単位グループ）の回収可能価額を帳簿価額と等しくするには、主要な仮定に割り当てた値がどれだけ変化しなければならないか（その変化が回収可能価額の測定に使用される他の変数に与える影響を反映した後）

IAS第36号の設例9では、IASBがこの規定に準拠して開示されると想定している種々の仮定及びその他の情報が示されている。IASBは、予算上の売上総利益、平均売上総利益、想定される効率化、主要な仮定として用いられた値が過去の経験を反映するものかどうか、経営者が毎年合理的に達成可能であると考える改善項目、予算対象期間の予想為替レート、原材料に関する予算対象期間の予想消費者物価指数、マーケット・シェア及びマーケット・シェアの予想伸び率、といった項目が開示されることを想定している。

主要な仮定の合理的に考え得る変化によりCGUの帳簿価額が回収可能価額を上回ることになった場合、主要な仮定として用いた値、及び仮定として用いた当該値がどの程度変化すれば減損が生じるかを開示する必要がある。このことは、CGUの帳簿価額がその回収可能価額と等しい場合に特に該当する。回収可能価額の負の変化は減損損失の認識につながると考えられるためである*[IAS 36.134(f)(ii)]*。

弊法人のコメント

CGUの帳簿価額がその回収可能価額と等しい場合に、そのことが翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正が生じる重大なリスクを示すのであれば、企業は、IAS第1号における開示規定により、追加の開示が要求されるかどうかを検討すべきである。

上記セクション8.2.3及び10で説明したとおり、IAS第36号では、特定の基準が満たされる場合、以前に行われた減損テストを引き継ぐことが認められている。同基準では、その場合にIAS第36号第134項及び第135項で要求されている開示に組み込む資産又はCGUについての情報は、引き継いだ回収可能価額の計算に関連するものであることが明確化されている*[IAS 36.136]*。

下記のVodafone Group社の開示例が、VIUの算定に用いた主要な仮定やそれらの感応度分析を含む開示を示している。この開示例は、同社の年次報告書から抜粋したものである。基準上は比較年度についての開示が要求され、Vodafone Group社の年次報告書においても開示されているが、単純化のため、下記の開示例には含めていない。

開示例 13-1: Vodafone Group 社(2021 年) 英国

2021 年度年次報告書
連結財務諸表の注記(抜粋)
4. 減損損失(抜粋)

減損損失

年次の減損テストの結果、連結損益計算書の営業利益に認識した減損損失は、以下のとおりです。減損損失の認識の要因となった事象及び状況に関する詳細は、以下に記載しております。

CGU	報告セグメント	**2021 年 百万ユーロ**	2020 年 百万ユーロ	2019 年 百万ユーロ
スペイン	スペイン	–	840	2,930
アイルランド	その他欧州	–	630	–
ルーマニア	その他欧州	–	110	310
Vodafone Automotive 社	全社機能	–	105	30
Vodafone Idea 社	その他市場	–	–	255
		–	**1,685**	**3,525**

2019 年 3 月 31 日に終了する年度において、当グループは Vodafone India 社の処分に関連する損失 3,420 百万ユーロを計上し、非継続事業に含まれています。当該損失には、処分時の損失 1,276 百万ユーロ及び為替差損 2,079 百万ユーロが含まれます。詳細については、注記 27「取得及び処分」をご参照ください。

のれん

3月31日時点ののれんの残存帳簿価額は、以下のとおりです。

	2021年	2020年 修正再表示 注1
	百万ユーロ	百万ユーロ
Vodafone Germany 社	20,335	22,900
Vantage Towers Germany 社	2,565	-
イタリア	2,481	2,480
	25,381	**25,380**
その他	6,350	5,998
	31,731	**31,378**

注記:

注1 2020年3月31日に終了する年度の比較対象数値は、Vodafone Egypt社が売却目的所有に該当しなくなったことを反映し、修正再表示しております。詳細については、注記7「非継続事業と売却目的で所有する資産及び負債」をご参照ください。

VIU の算定にあたり使用した主要な仮定

VIU の算定にあたり使用した主要な仮定は、以下のとおりです。

仮定	算定方法
予想修正後EBITDA	予想修正後EBITDAは、以下について調整した過去実績に基づいています。 – 欧州では、モバイル収益は大容量データ通信への顧客の移行、ならびに新製品及び新サービスの導入による利用拡大によって便益を受けることが見込まれます。固定収益は、市場シェアの拡大と、顧客への商品及びサービスの販売増加により、伸び続けることを予想しています。 – 欧州以外では、データ通信の大容量化に伴うデータ通信の高速化を可能にする端末の普及率の増加、ならびに新製品及び新サービスの導入に伴い、堅調な収益成長が続くことが予想されます。その他の市場セグメントも、アフリカでのM-Pesa(モバイル決済)の使用増加及び浸透により便益を受ける見込みです。 – 利益は、競争の激化する市場での顧客獲得・維持コストといったマイナス要因、及びグループ戦略の実行により期待される効率化といったプラス要因により影響を受けると予想されます。
予想資本的支出	資本的支出に関するキャッシュ・フロー予測は、過去実績に基づいており、当社ネットワークの維持、データ通信の大容量化及び高速化を含む顧客の期待に応じた製品及びサービスの提供、ならびに当グループの一部のライセンスに要求される人口カバー率の達成に必要な継続的な資本的支出を含みます。欧州では、資本的支出が、キャパシティビルディング型の次世代5G及びギガビット・ネットワークの展開に必要とされています。欧州以外において、資本的支出は新興国市場における現在の及び次世代のモバイル通信網の継続的な拡大のために必要とされます。資本的支出には、有形固定資産及びコンピュータ・ソフトウェアの購入に必要なキャッシュ・アウトフローを含みます。

予想ライセンス料及び周波数使用料	製品及びサービスの継続的な提供を可能にするため、それぞれの関連するCGUのライセンス料及び周波数使用料のキャッシュ・フロー予測には、予想される更新及び新たに使用可能となる周波数に関する金額が含まれます。5年間の予測期間以降については、長期の周波数利用コストを想定しています。
長期成長率	グループのVIUの算定について、永続的な長期成長率は5年間の予測期間終了時点で即座に適用され、以下のいずれか低い方で算定します。 – 当該事業の属する国の名目GDP成長率の予測 – 経営者が予測する修正後EBITDAにより算出された長期の年平均成長率 経営者が決定する長期の年平均成長率は、競争上の強さのレベル、事業の成熟度、規制環境又はセクターに固有のインフレ予測といった市場固有の要因により、名目GDP成長率予測よりも低くなる場合があります。
リスク調整後税引前割引率	当グループの各CGUにおける将来キャッシュ・フローに適用される割引率は通常、各事業の属する市場で発行される10年物国債のリスク・フリー・レートを基礎としています。ただし、国債の金利に重要な信用リスクが含まれる場合には、現地の高格付社債の利回りを用いる場合があります。リスク・フリー・レートは、株式投資により増加するリスク及び各CGUのシステマティック・リスクの両方を反映するリスク・プレミアムについて調整しています。当該調整に必要なインプットは、株式市場のリスク・プレミアム（株式市場全体に投資する投資者の要求する利回りと、リスク・フリー・レートとの差）、及び市場全体と比べた場合のCGUの価値変動リスクを反映させるために適用されるリスク調整（ベータ）です。 リスク調整後の割引率を算定するにあたり、上場している同業他社のベータ値の平均、及び利用可能かつ適切な場合には特定地域のベータ値の平均を用いて、経営者はグループの資金生成企業のシステマティック・リスクを調整しています。株式市場のリスク・プレミアムについては、株式市場リスク・プレミアムの長期平均に関する（当グループから独立した）エコノミストによる調査研究、及び評価の専門家が用いる一般的な市場リスク・プレミアムの両方について考慮した将来予測値が用いられています。 リスク調整後の割引率は各CGUの市場又は地域における同業他社の典型的なレバレッジ率に基づいています。

2021 年 3 月 31 日に終了する年度

当期において、ドイツ、スペイン、ポルトガル、アイルランド、ギリシャ、ルーマニア、チェコ共和国及びハンガリーにおいて当社のタワー・インフラを Vantage Towers A.G.（以下、「Vantage Towers 社」）にカーブアウトしたこと、ならびに Vantage Towers 社が Vodafone 英国社が所有していた Cornerstone Telecommunications Infrastructure Limited（以下、「CTIL 社」）の株式の 50%及び Vantage Towers Greece 社の残りの所有株式を取得したことを受け、経営者は、影響を受ける地域に所在する当社の事業会社及び Vantage Towers 社の事業会社は、2021 年 3 月 31 日の時点で減損テストを実施する目的上、2 つの CGU であると考えました。当社の Infrastructure Wireless Italiane S.p.A.（以下、「INWIT 社」）への投資も、当期に Vantage Towers 社に譲渡されました。

タワー事業の当社事業からのカーブアウトの一環として、のれんは、該当する場合は相対的価値の比に基づいて Vantage Towers 社の CGU に配分されています。以下に記載する CGU は、Vantage Towers 社に属するという別段の記載がない限り、当社の移動体及び固定通信取引事業に関連するものです。

VIU に用いる仮定

以下の表では、VIU の算定に用いた主要な仮定を示しています。

	VIU の算定に用いた仮定					
	ドイツ	イタリア	スペイン	アイルランド	ルーマニア	Vantage Towers Germany 社
	%	%	%	%	%	%
リスク調整後税引前割引率	7.4	10.5	9.2	7.7	9.9	6.0
長期成長率	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.5
予想修正後 EBITDA 注 1)	1.2	2.1	4.9	0.5	0.9	8.4
予想資本的支出 注 2)	19.7-21.5	14.4-15.9	15.7-17.6	12.6-15.1	12.3-15.2	39.1-56.2

感応度分析

当グループのドイツ、イタリア、スペイン、アイルランド、ルーマニア及びVantage Towers Germany社における事業の見積回収可能価額がそれらの帳簿価額を上回る金額は、それぞれ7.4十億ユーロ、0.6十億ユーロ、0.3十億ユーロ、0.1十億ユーロ、0.1十億ユーロ及び3.5十億ユーロです。減損テストで使用される仮定が、仮に以下の表で示すよりも大幅に変更された場合、当該変更は、それ単独で、2021年3月31日に終了する年度における減損損失の認識につながります。

	回収可能価額が帳簿価額と等しくなるために要求される変動値					
	ドイツ	イタリア	スペイン	アイルランド	ルーマニア	Vantage Towers Germany 社
	pps	pps	pps	pps	pps	pps
リスク調整後税引前割引率	1.3	0.7	0.4	0.7	0.7	5.2
長期成長率	(1.3)	(0.8)	(0.5)	(0.7)	(0.9)	(4.9)
予想修正後 EDITDA 注 1)	(4.0)	(1.5)	(1.5)	(1.6)	(1.9)	(19.3)
予想資本的支出 注 2)	12.7	3.0	1.6	2.8	1.9	162.6

経営者は、予想修正後 EBITDA 注 1)及び長期成長率の主要な仮定における以下の合理的に起こり得る変動について考慮し、他のすべての仮定は変えないものとします。前期と同様、新型コロナウイルスの今後の影響に関する不確実性により、経営者は予想修正後 EBITDA の合理的に起こり得る変動の範囲を、±5pps(2020 年:±5pps)としました。表示している感応度分析は、それぞれの主要な仮定の合理的に起こり得る変動により、減損テストで用いる他の仮定に結果的に影響が生じることはないことを基礎として作成されています。減損評価に対する関連する影響を以下の表に示します。

経営者は、修正後税引前割引率又は予想資本的支出 注 2)については、合理的に起こり得る又は予測可能な変動が生じても以下で開示する基本ケースと比べて、いずれの CGU においても帳簿価額と回収可能価額の重要な相違が生じることはないと考えています。

	回収可能価額－帳簿価額					
	ドイツ	イタリア	スペイン	アイルランド	ルーマニア	Vantage Towers Germany 社
	10 億ユーロ	10 億ユーロ	10 億ユーロ	10 億ユーロ	10 億ユーロ	10 億ユーロ
2021 年 3 月 31 日現在の基本ケース	7.4	0.6	0.3	0.1	0.1	3.5
予想修正後 EBITDA の変動 注 1)						
5pps の減少	(1.6)	(1.3)	(0.6)	(0.2)	(0.1)	2.4

5pps の増加	18.2	2.9	1.4	0.5	0.3	5.0
長期成長率の変動						
1pps の減少	1.5	(0.1)	(0.3)	–	–	2.2
1pps の増加	16.0	1.6	1.0	0.3	0.2	6.1

Vodafone 英国、ポルトガル、チェコ共和国及びハンガリーの帳簿価額には、グループによる取得及び（又は）営業ライセンスもしくは周波数使用権の購入から生じたのれんが含まれます。これらの事業会社の回収可能価額も帳簿価額を大きく上回ってはおらず、以下の表に示すとおりです。

減損テストで使用される仮定が、仮に以下の表で示すよりも大幅に変更された場合、当該変更は、それ単独で、2021 年 3 月 31 日に終了する年度における減損損失の認識につながります。

	回収可能価額が帳簿価額と等しくなるために要求される変動値			
	英国	ポルトガル	チェコ共和国	ハンガリー
	pps	pps	pps	pps
リスク調整前税引前割引率	0.8	0.9	1.2	0.3
長期成長率	(0.8)	(1.0)	(1.3)	(0.4)
予想修正後 EDITDA 注 1)	(1.7)	(2.2)	(3.0)	(0.7)
予想資本的支出 注 2)	2.5	3.7	7.5	1.5

注記：

注1) 予想修正後EBITDAは、減損テストに用いた経営計画に基づき、すべてのCGUについて5年間における年平均成長率で算定しています。タワー事業のカーブアウトが期中に発生していることから、2021年3月31日の修後EBITDAに対し比例配分調整を行い、年間の数値としております。

注2) 予想資本的支出は、ライセンス料と周波数使用料を除いた資本的支出であり、減損テストに用いた経営計画に基づき、すべてのCGUについて5年間における資本的支出の対収益比率で算定しています。

下記のVicinity社の開示例が、FVLCDの算定に用いた主要な仮定やそれらの感応度分析を含む開示を示している。

開示例 13-2： Vicinity 社（2022 年） オーストラリア

2022 年度年次報告書（抜粋）
財務報告書（抜粋）
財務諸表の注記（抜粋）
その他の開示（抜粋）
17. 無形資産（抜粋）

減損テスト

SP CGU の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値（公正価値）アプローチを用いて算定されています。この計算は、外部資産・資金管理契約から生成されるキャッシュ・フローに対する集合的な割引キャッシュ・フロー（DCF）評価を用いて実施されており、以下の主要な仮定に基づいております。

主要な仮定

	2022年6月30日	2021年6月30日
外部資産管理契約からの税引後キャッシュ・フロー	5年間	5年間
ターミナル・バリュー算定のための成長率	2.10%	2.10%
税引後割引率の幅	6.55% – 7.05%	6.69% – 7.19%

2022年6月30日時点の減損テストにおいて、SP CGUの回収可能価額はその帳簿価額を上回っており、減損損失の認識は不要と判断されました。

仮定の変動に対する感応度

外部資産管理契約のDCFにおける主要な仮定に対する感応度分析も実施し、当グループは、資産管理契約及び関連するキャッシュ・フローの長期的な性質により、2022年6月30日の時点で、合理的に起こり得る変動により減損が発生することはないと判断しております。直接所有する又は持分法で会計処理される投資不動産資産の多額の処分において当グループが期間の指定のある又はない既存の契約に基づく将来の管理権も放棄する場合、当グループが稼得する外部資産管理手数料がこれらの無形資産の現在の帳簿価額を裏付けるために十分でなくなる可能性があるため、当該無形資産の残高の全部又は一部の認識が中止される可能性があります。

主要な仮定を決定するためのプロセス

回収可能価額の算定に用いられる主要なインプットのうち、公正価値ヒエラルキーのレベル3と判断されるものは、以下のように決定されています。

- 割引率は、当グループの加重平均資本コストの見積りに基づき、当グループの長期平均負債コスト及び見積資本コストを参照して算定されています。見積資本コストは、外部の情報源と、関連する CGU に特有のリスク要因について調整した当グループの目標ギアリング・レシオを参照して算定しております。
- ターミナル・バリューを算定するための成長率は、マクロ経済的な状況に関する長期的な予測（資本アナリストによる見積りの考慮を含む）と、当グループの長期的な利益成長の予測を参照して見積っております。
- 当グループの予算及び計画プロセスによって算定された数値に基づく、営業活動、資産及び資金管理に係るキャッシュ・フローの 5 年間予測。コロナ禍による影響に関連する短期、中期及び長期的な不確実性を考慮し、当グループは、2022 年 6 月 30 日の減損テストの実施時に、多数のキャッシュ・フロー・シナリオの結果（特に予測期間におけるさまざまな幅での不動産管理手数料の減少）を評価しました。

上述の、減損テストのプロセスに対する主要な仮定及びインプットの決定は、重要なレベルの見積りを必要とします。そのため、SP CGU の回収可能価額（上述の減損テストのプロセスにより算定）は、これらの主要な仮定又はインプットの変動の影響を受けます。1 つ又は複数の主要な仮定又はインプットが変動した場合、評価した回収可能価額が変動する可能性があります。

14 今後の基準開発

IASBは、IFRS第3号の適用後レビューから得られたフィードバックに対応し、のれん及び減損のリサーチ・プロジェクトを開始した。2018年7月にIASBが設定したプロジェクトの目的に従い、以下の論点が重点的に議論されている。

- 企業結合に関する開示の改善
- のれんの償却の再導入
- のれんを控除した資本合計の小計としての表示
- 強制的な年次減損テストの免除
- VIUの計算における将来のリストラクチャリング又は拡張によるキャッシュ・フローの考慮
- VIUの計算において税引前のインプット及び税引前の割引率を使用することを明確に求める規定の削除

2020年3月にIASBは、ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」を公表した。

2022年11月、IASBは、のれんの事後的な会計処理については減損のみモデルを維持すべきという予備的見解を維持することを暫定決定した。

2022年12月、IASBは、基準設定プログラムにプロジェクト「企業結合—開示、のれん及び減損」を追加することを決定した。

2023年3月、IASBは、IAS第36号におけるVIUの見積りに関するガイダンスに関連し、以下の暫定的決定を行った。

IASBは、IAS第36号から以下の要求事項を削除することを暫定的に決定した。

a. VIU を見積るために使用するキャッシュ・フローについての制限。企業は次のようなキャッシュ・フローを含めることを禁止されなくなる。
   i. 企業がいまだコミットしていない将来のリストラクチャリングから生じるもの
   ii. 資産の性能の改善又は拡張から生じるもの
b. VIU を見積る際に税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用するという要求
c. 開示する割引率は税引前の率とするという要求

IASB は、IAS 第 36 号に以下の要求事項を追加することを暫定的に決定した。

a. VIU の見積りを税引前ベースで行うか税引後ベースで行うかを問わず、キャッシュ・フロー及び割引率について内部的に一貫した仮定を使用する。
b. VIU を見積る際に税引前と税引後のいずれの割引率を使用したかを開示する。

IASB は、IAS 第 36 号における以下の要求事項を維持することを暫定的に決定した。

a. 資産又は CGU は現在の状態において評価する。
b. 使用した割引率を開示する。

最後に、IASB は、IAS 第 36 号に関連する以下の提案を先に進めることはしないと暫定的に決定した。

a. IAS 第 36 号にすでにある制限以外のキャッシュ・フローを含めることについての追加の制限
b. IAS 第 36 号への VIU と FVLCD の相違に関するガイダンスの追加
c. 回収可能価額の測定における単一の方法の強制
d. 金融サービスのセクターの企業のための減損テストの実施に関する追加のガイダンスの提供
e. IAS 第 36 号と IFRS 第 13 号又は IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」のいずれかとの相互関係を明確化するための追加のガイダンスの提供

2023 年 7 月、IASB は、減損テストの有効性を改善するため、以下の暫定決定を行った。
IASB は、IAS 第 36 号におけるガイダンスに以下の変更を行うことを暫定的に決定した。

a. IAS 第 36 号第 80 項(a)における「のれんを内部管理目的で監視している」を「のれんに関連した事業を内部管理目的で監視している」に置き換える。
b. のれんを含んだ CGU が含まれている報告セグメントの開示を企業に要求する。

また、IASB は、以下の明確化を追加することを暫定的に決定した。

a. 第 80 項(a)について提案する新しい文言の意味を、のれんに関連した事業を「監視する」ことが何を意味するのかについての限定的な明確化を示すことによって明確化する。
b. IAS 第 36 号の第 80 項(b)における「事業セグメント」は、第 80 項(a)を適用する際に減損テストにおいて企業が使用することのできる最も高いレベルを示すことを意図したものである旨を明確化する。
c. IAS 第 36 号がのれんを CGU 又は CGU グループに配分することを企業に要求している理由を明確化する。
d. 経営者が事後の業績の開示の目的で「戦略的に重要な」企業結合を監視することと、経営者が減損テストの目的でのれんに関連した事業を監視することとの相違を説明する。

最後に、IASBは、ディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」に対するコメント提出者からの減損テストの有効性を改善するためのその他の提案には追加の対応を行わないことを暫定的に決定した。

プロジェクトに関連するその他の動向は、『IFRS国際会計の実務 International GAAP2022』上巻第9章セクション1.1.1で説明している（訳者注： IASBは、2024年3月に提案された変更に関する公開草案を公表した。公開草案の中でIAS第36号の減損テストについては、とりわけ使用価値の算定、CGUへののれんの配分、開示規定の改善に焦点が当てられた）。

付録 A－定義

IAS 第 36 号からの抜粋

定　義

6　次の用語は、本基準書では特定された意味で用いている。

帳簿価額とは、資産が減価償却（償却）累計額及び減損損失累計額の控除後で認識されている金額をいう。

資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産グループをいう。

全社資産とは、のれん以外の資産で、検討の対象である資金生成単位と他の資金生成単位の双方の将来キャッシュ・フローに寄与する資産をいう。

処分コストとは、資産の処分に直接起因する増分コスト（金融コスト及び法人所得税費用を除く）をいう。

償却可能額とは、資産の取得原価、又は取得原価に代わる財務諸表上の金額から残存価額を控除した額をいう。

減価償却（償却）とは、資産の償却可能額を規則的にその耐用年数にわたって配分することをいう[1]。

公正価値とは、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう（IFRS第13号「公正価値測定」参照）。

減損損失とは、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する金額をいう。

回収可能価額とは、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額をいう。

耐用年数とは、次のいずれかをいう。

(a)　資産が企業によって利用可能であると予想される期間

(b)　企業が当該資産から得られると予想される生産高又は類似する単位数

使用価値とは、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。

1　無形資産の場合には、一般に「減価償却」に代えて「償却」という用語が用いられる。2 つの用語は同一の意味を有する。

References

1 *IFRIC Update*, September 2010, available on the IFRS Foundation's website.

2 *IFRIC Update*, September 2010, available on the IFRS Foundation's website.

EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、 ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書は *International GAAP®2024*（2023 年 9 月時点で執筆）を翻訳したものです。英語版と本書の内容が異なる場合は、英語版が優先するものとします。

ey.com/ja_jp